

# 三井住友・ DCターゲットイヤーファンド 2020 (4資産タイプ)

追加型投信／内外／資産複合

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2024年1月10日に関東財務局長に提出しており、2024年1月11日にその届出の効力が生じております。

発行者名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 猿田 隆
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。



三井住友DSアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

1. 本書は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した目論見書です。
2. 運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。したがって、預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。
3. 基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
4. 投資信託は、預金保険、貯金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。
5. 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）  
以下「当ファンド」といいます。また、「<2020>」という略称でいうことがあります。

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

\*ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「DC2020」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a>

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

### (5)【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2024年1月11日から2024年7月11日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

ありません。

ニ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替

機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

- ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- 受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- 振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、国内株式インデックス・マザーファンド（B号）、国内債券パッシブ・マザーファンド、外国株式インデックス・マザーファンド、外国債券パッシブ・マザーファンドおよびマネーインカム・マザーファンドの受益証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に分散投資を行うことにより、西暦2020年（以下「ターゲットイヤー」といいます。）に向けて、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。ターゲットイヤー到達後は、安定した収益の獲得を目指します。

※以下、上記各マザーファンドを総称して、あるいはそれぞれを「マザーファンド」ということがあります。

ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

##### (イ) 当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### (ロ) 当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、円短期金融資産）資産配分変更型））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式、債券および円短期金融資産であり、ファンドの収益はそれぞれの市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「資産複合」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を含む）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファン

		ド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産 ( )
	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回(隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり
	年12回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ( )	中南米	ファンドオブファンズ	なし
		アフリカ		
その他資産 (投資信託証券(資産複 合(株式、債券、円短期 金融資産)資産配分変 更型))		中近東(中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。



(2) 【ファンドの沿革】

2008年3月31日 信託契約締結、設定、運用開始。  
2017年1月13日 「スミセイ・DCターゲットイヤーファンド2020」から「三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）」に名称を変更。

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

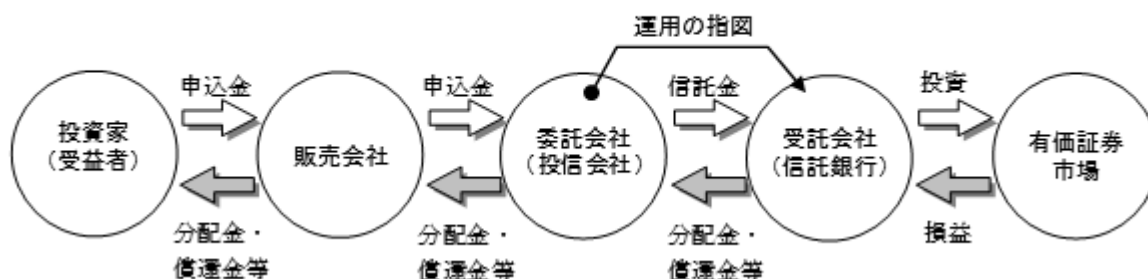
(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20億円（2023年10月31日現在）

(ロ) 会社の沿革

1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立  
1987年2月20日 証券投資顧問業の登録  
1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可  
1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合  
1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更  
2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得  
2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更

2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社に商号変更

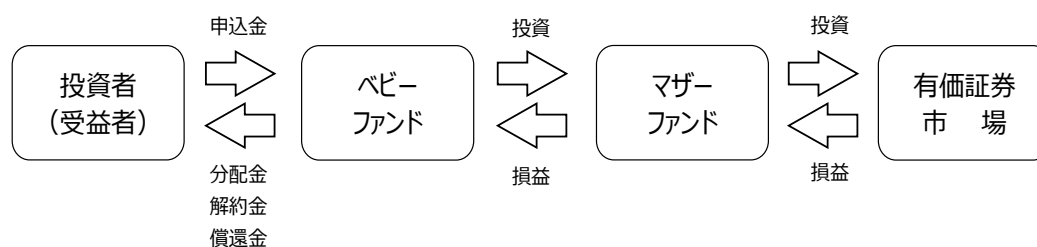
(ハ) 大株主の状況

(2023年10月31日現在)

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態（ファミリーファンド方式による運用）

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

「(1) 投資方針」には、当ファンドと実質的な投資対象資産が同じで、ターゲットイヤーおよび基本資産配分比率が異なる「三井住友・DCターゲットイヤーファンド 2025（4資産タイプ）（以下、「<2025>」ということがあります。）」、「三井住友・DCターゲットイヤーファンド 2030（4資産タイプ）（以下、「<2030>」ということがあります。）」、「三井住友・DCターゲットイヤーファンド 2035（4資産タイプ）（以下、「<2035>」ということがあります。）」、「三井住友・DCターゲットイヤーファンド 2040（4資産タイプ）（以下、「<2040>」ということがあります。）」および「三井住友・DCターゲットイヤーファンド 2045（4資産タイプ）（以下、「<2045>」ということがあります。）」の情報を合わせて説明している部分があります。

#### イ 基本方針

当ファンドは、マザーファンドの受益証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に分散投資を行うことにより、ターゲットイヤーに向けて、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。ターゲットイヤー到達後は、安定した収益の獲得を目指します。

#### ロ 投資態度

(イ) 国内株式、国内債券、外国株式、外国債券および短期金融資産を主要投資対象とする5つのマザーファンドに分散投資を行います。

国内株式	国内株式インデックス・マザーファンド（B号）
国内債券	国内債券パッシブ・マザーファンド
外国株式	外国株式インデックス・マザーファンド
外国債券	外国債券パッシブ・マザーファンド
短期金融資産	マネーインカム・マザーファンド

(ロ) 長期的な視点に基づき時間的経過に従い資産配分を変更し、値上がり益の獲得と配当等収益の獲得により、信託財産の着実な成長を目指した運用を目指します。

(ハ) 基本資産配分は、西暦 2020 年をターゲットイヤーとし、ターゲットイヤーまでの残存期間が長いほど値上がり益の獲得を重視し、ターゲットイヤーに近づくに従い配当等収益を重視した比率とし、原則として年 1 回決算時に変更します。

なお、ターゲットイヤー到達後は、主として国内債券パッシブ・マザーファンドおよびマネーインカム・マザーファンドに投資することにより安定した収益の獲得を目指します。

(ニ) 組入資産の時価変動により生ずる実際の資産構成比率と基本資産配分との乖離は、資産毎に必要なに応じて調整を行うものとします。

#### [2023 年 4 月現在の基本資産配分（安定運用期間\*）]

国内株式	外国株式	外国債券	国内債券	短期金融資産
8.0%	3.5%	7.0%	28.5%	53.0%

\*2020 年 4 月にターゲットイヤーに到達し、安定運用期間に移行しました。

(ホ) 実質外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。

(ヘ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドの特色

**1** 日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に分散投資を行います。

□実際の運用は、各資産に投資する5つのマザーファンドへの投資を通じて行います（ファミリーファンド方式）。

□ターゲットイヤー到達後は、主として国内債券パッシブ・マザーファンドおよびマネーインカム・マザーファンドで運用を行います。

**2** 基本資産配分は、ターゲットイヤーまでの残存期間が長いほど値上がり益の獲得を重視し、ターゲットイヤーに近づくに従い配当等収益を重視した比率とします。

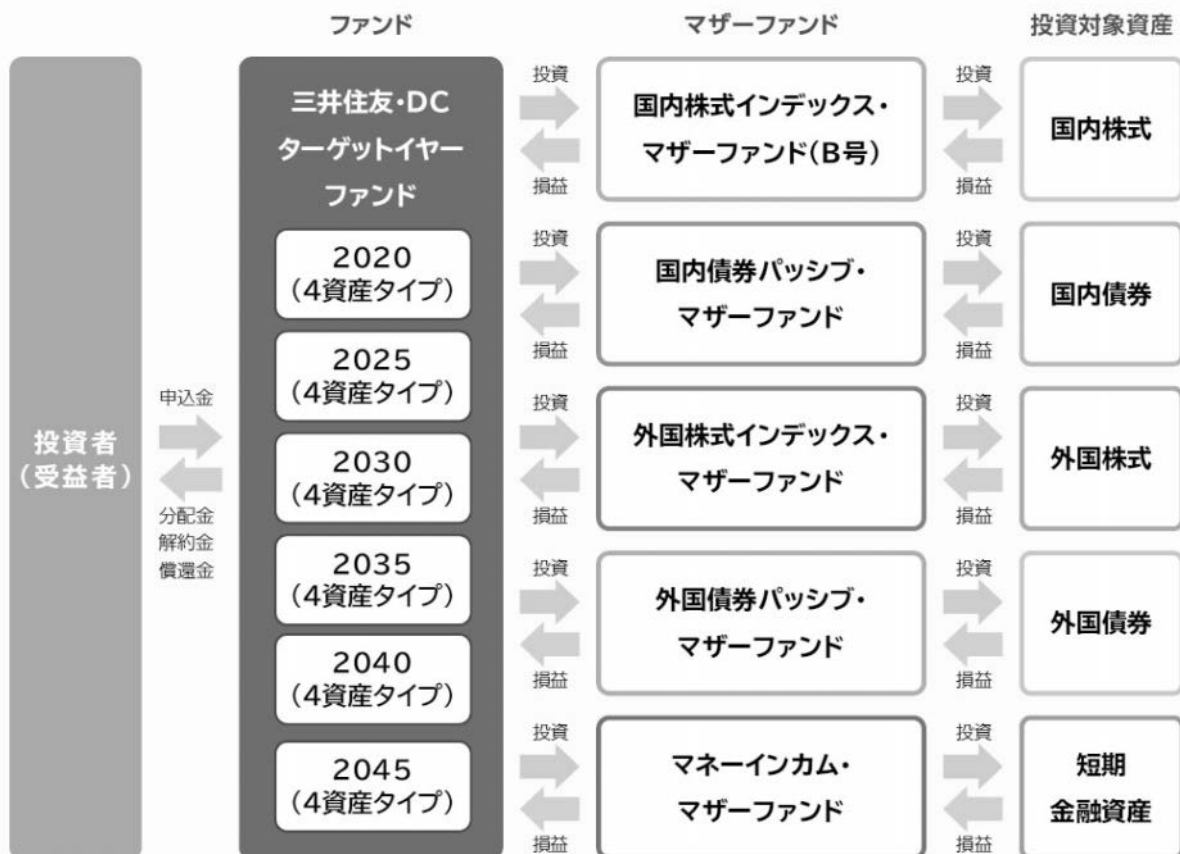
基本資産配分は、原則として年1回決算時に変更します。

**3** 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドのしくみ

□ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



※販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 各マザーファンドの運用プロセス

### ▶国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

- 主として日本の株式に投資し、TOPIX (東証株価指数、配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- TOPIX (東証株価指数)採用銘柄の中から、原則として投資不適格銘柄および低流動性銘柄を除外した上で、最適化法により、ポートフォリオを構築します。

### ▶国内債券パッシブ・マザーファンド

- 日本の公社債および短期金融資産を主要投資対象とし、NOMURA-BPI (総合)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 層化抽出法により、ファンド規模に応じデュレーション、満期構成、セクター(債券種別)配分、事業債の格付け構成および業種を可能な限りNOMURA-BPI (総合)に近づけたポートフォリオを構築します。

### ▶外国株式インデックス・マザーファンド

- 主として日本を除く世界各国の株式に投資し、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- MSCIコクサイ・インデックス構成銘柄の中から、原則として投資不適格銘柄および低流動性銘柄を除外した上で、最適化法により、ポートフォリオを構築します。



#### 最適化法とは

計量モデル等に基づいて、インデックスとの連動性を保てるようにインデックス構成銘柄の一部を抽出してポートフォリオを構築する方法です。

#### 層化抽出法とは

指数を構成する銘柄をいくつかのグループ(層)に分け、それぞれのグループから代表銘柄を抽出してポートフォリオを構築する方法です。指数を構成するすべての銘柄を保有する完全法に比べて、少ない銘柄数でポートフォリオを構築することができるため、銘柄入れ替えに伴う取引コストの抑制や、低流動性銘柄の組入れを避けることができるというメリットがあり、債券パッシブ運用に適しています。

#### デュレーションとは

「債券の投資元本の回収に要する平均残存期間」や「金利の変動に対する債券価格の変動性」を表す指標です。一般的に、この値が長い(大きい)ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

## ▶外国債券パッシブ・マザーファンド

- 主として日本を除く世界各国の債券に投資し、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指した運用を行います。
- 層化抽出法により、通貨配分、国別配分、デュレーション、満期構成等を可能な限りFTSE世界国債インデックス(除く日本)に近づけたポートフォリオを構築します。

## ▶マネーインカム・マザーファンド

- 主として円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



### 指数の著作権など

- TOPIX(東証株価指数)は株式会社JPX総研、NOMURA-BPIは野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社、MSCIコクサイ・インデックスはMSCI Inc.、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCが、それぞれ公表している指数です。
- 各インデックスに関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、指数を公表および許諾する各社に帰属します。また、当該各社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

## (2)【投資対象】

### イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ)次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。)

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利
3. 約束手形
4. 金銭債権

(ロ)特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

### ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、マザーファンド受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

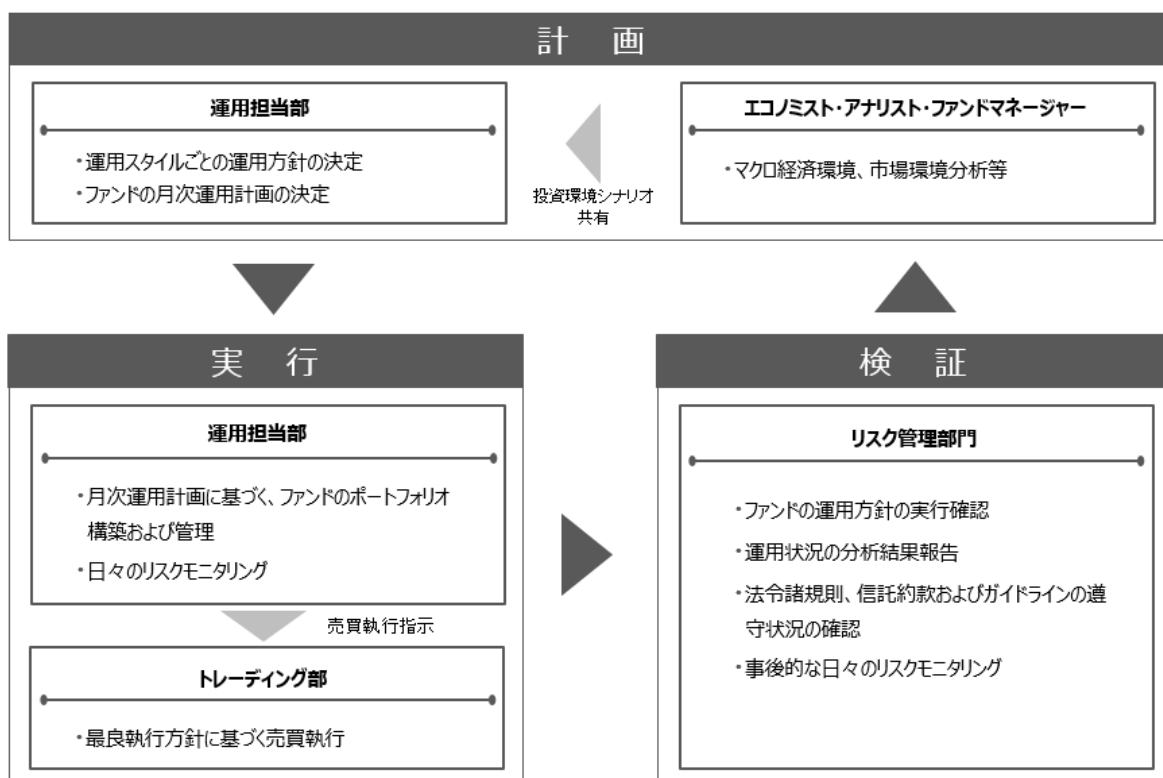
#### ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

### (3) 【運用体制】

#### イ ファンドの運用体制



※リスク管理部門の人員数は、約40名です。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

- ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制  
 ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

#### (4) 【分配方針】

毎年1回（原則として4月13日。休業日の場合は翌営業日となります。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と有価証券売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により収益分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については、前記「(1) 投資方針」に基づいて運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

#### (5) 【投資制限】

##### I ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- イ 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以下とします。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める



比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ）。

- ロ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ハ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ニ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 70%以下とします。
- ホ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ヘ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## II ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

### イ 投資する株式等の範囲

- (イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ロ) 上記 (イ) にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

### ロ 信用取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 上記 (ロ) において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ニ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記 (ロ) の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

### ハ 先物取引等の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ）。
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為

替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

## ニ スワップ取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ホ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

## ホ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ホ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ヘ) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (ト) 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替ス

ワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるワップ幅から決済日における当該為替ワップ取引の現実のワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるワップ幅から決済日における当該為替ワップ取引の現実のワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

#### へ 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
  - 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記（イ）各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### ト 有価証券の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 上記（イ）の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### チ 有価証券の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 上記（イ）の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

#### リ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### ヌ 外国為替予約取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ロ) 上記(イ)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- (ニ) 上記(ロ)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### ル 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

#### ヲ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

### III 法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）  
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）  
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

(参考情報：マザーファンドの投資方針等)

(国内株式インデックス・マザーファンド (B号))

(1) 投資方針等

イ 基本方針

主として日本の株式に投資し、TOPIX (東証株価指数、配当込み) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 主としてTOPIX (東証株価指数) に採用されている銘柄の株式に投資を行い、TOPIX (東証株価指数、配当込み) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

(ロ) 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(ハ) 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号のうち、第1号、第2号、第4号、第10号、第13号、第18号および第19号に掲げるものならびに短期社債等に投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品の各号のうち、第1号から第4号に掲げるものに投資します。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 外貨建資産への投資は行いません。

(ロ) 株式への投資割合には制限を設けません。

(ハ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(ニ) デリバティブ取引 (法人税法第61条の5に定めるものをいいます。) は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

## (国内債券パッシブ・マザーファンド)

### (1) 投資方針等

#### イ 基本方針

日本の公社債および短期金融資産を主要投資対象とし、NOMURA-BPI（総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

#### ロ 投資態度

(イ) NOMURA-BPI（総合）をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。

(ロ) 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。

(ハ) 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

### (2) 投資対象

#### イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

#### ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号（第1号から第21号）に掲げるものに投資します。

#### ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

### (3) 投資制限

#### イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(ロ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(ハ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(ニ) 外貨建資産への投資は行いません。

(ホ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(ヘ) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

## (外国株式インデックス・マザーファンド)

### (1) 投資方針等

#### イ 基本方針

主として日本を除く世界各国の株式に投資し、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

#### ロ 投資態度

(イ) 主として世界各国の株式に投資し、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

(ロ) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないものとします。

(ハ) 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (2) 投資対象

#### イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

#### ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号のうち、第1号、第2号、第4号、第5号、第10号から第21号に掲げるものに投資します（ただし、第14号に掲げるもののうち投資法人債券を除きます。）。

#### ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

### (3) 投資制限

#### イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 株式への投資割合には制限を設けません。

(ロ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(ハ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(ニ) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(ホ) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。



## (外国債券パッシブ・マザーファンド)

### (1) 投資方針等

#### イ 基本方針

F T S E世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指した運用を行います。

#### ロ 投資態度

- (イ) F T S E世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
- (ロ) ポートフォリオ構築にあたっては、取引コストを極力抑えながら、推定トラッキングエラーを最小化します。
- (ハ) ベンチマークの月次の変化状況とポートフォリオのリスク量の状況を勘案しながらリバランスを行います。
- (ニ) 保有する外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ホ) 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

### (2) 投資対象

#### イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

#### ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号（第1号から第21号）に掲げるものに投資します（ただし、第14号に掲げるもののうち投資法人債券を除きます。）。

#### ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

### (3) 投資制限

#### イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ロ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ハ) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (ニ) 同一発行体の発行する債券への投資割合は、国債を除き、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ホ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ヘ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- (ト) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (チ) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の

損益を実現する目的以外には利用しません。

## (マネーインカム・マザーファンド)

### (1) 投資方針等

#### イ 基本方針

円貨建の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指します。

#### ロ 投資態度

(イ) 主として、円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。

(ロ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (2) 投資対象

#### イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

#### ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号(第1号から第21号)に掲げるものに投資します。

#### ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

### (3) 投資制限

#### イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(ロ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(ハ) 外貨建資産への投資は行いません。

(ニ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3 【投資リスク】

#### イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

##### (イ) 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

##### (ロ) 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

##### (ハ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

##### (ニ) 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

##### (ホ) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

##### (ヘ) 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ロ その他の留意点

##### (イ) 投資信託に関する留意点

- ・当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市

場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

(ロ) 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ハ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

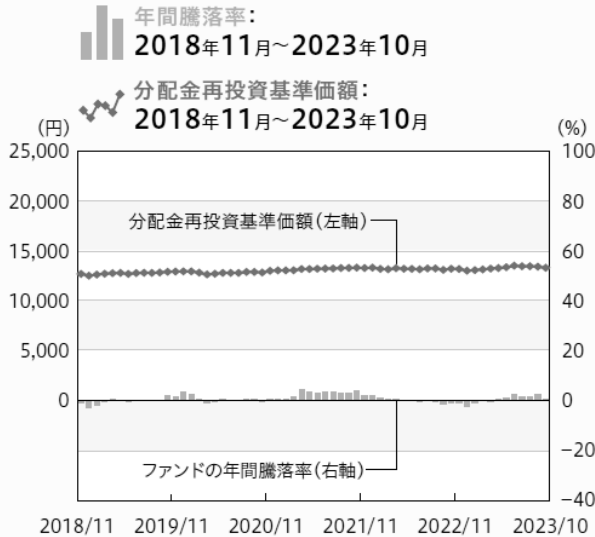
コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

## (参考情報) 投資リスクの定量的比較

### ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

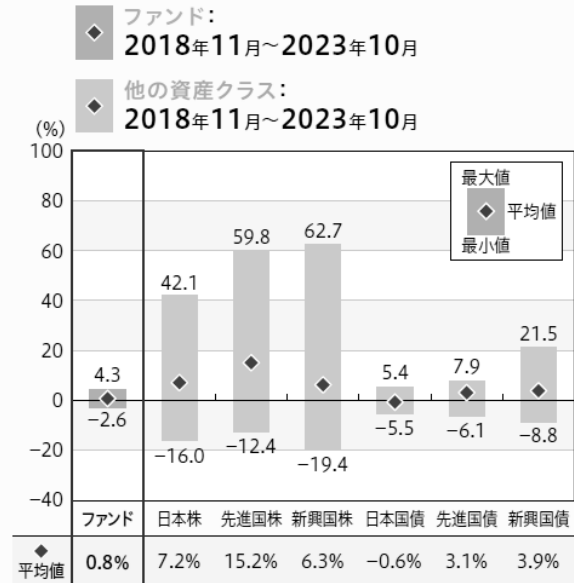
■<2020>



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。  
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

### ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。  
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。  
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

#### 4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に年 0.231%（税抜き 0.21%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の配分は以下の通りです。

<信託報酬の配分（税抜き）>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年 0.08%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年 0.1%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年 0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※ 上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

※ 上記（1）～（4）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- (ハ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

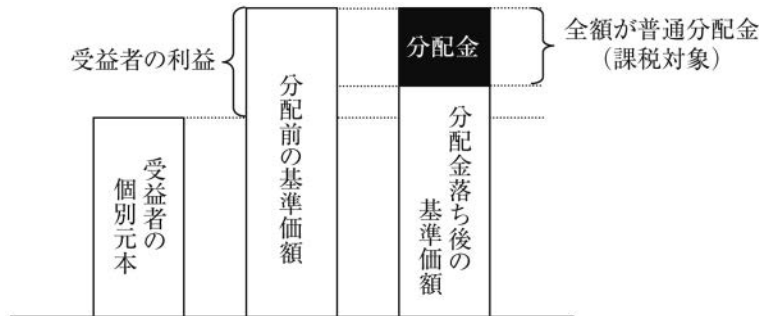
ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

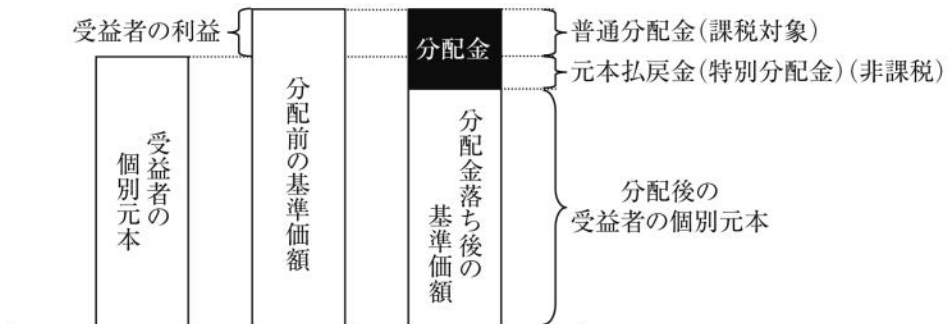
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- ②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆す



るものではありません。

## ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

### (イ) 個人の受益者に対する課税

#### i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

#### ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（E T F）、上場不動産投資信託（R E I T）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

### (ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りN I S A（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

※当ファンドは、N I S Aの対象ではありません。

※上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2024年1月現在の情報をもとに作成していません。税法の改正等により、変更されることがあります。

## (参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2022年4月14日～2023年4月13日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
<2020>	0.24%	0.23%	0.01%
<2025>	0.47%	0.46%	0.01%
<2030>	0.48%	0.46%	0.01%
<2035>	0.48%	0.46%	0.02%
<2040>	0.48%	0.46%	0.02%
<2045>	0.48%	0.46%	0.02%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。

※当ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。

※上記の「(参考情報) 総経費率」は、当ファンドと実質的な投資対象資産が同じで、ターゲットイヤーおよび基本資産配分比率が異なる「<2025>」、「<2030>」、「<2035>」、「<2040>」および「<2045>」の情報を合わせて説明しています。

## 5 【運用状況】

### (1) 【投資状況】

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）

2023年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	179,395,102	99.31
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,250,336	0.69
合計（純資産総額）		180,645,438	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

### (2) 【投資資産】

#### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）

#### イ 主要投資銘柄

2023年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	マネーインカム・ マザーファンド	95,141,379	1.0076	95,864,472	1.0073	95,835,911	53.05
日本	親投資 信託受 益証券	国内債券パッシ ブ・マザーファン ド	42,804,953	1.2349	52,858,944	1.1895	50,916,491	28.19
日本	親投資 信託受 益証券	国内株式インデッ クス・マザーファ ンド（B号）	3,562,373	3.4983	12,462,361	3.9655	14,126,590	7.82
日本	親投資 信託受 益証券	外国債券パッシ ブ・マザーファン ド	5,977,634	1.9856	11,869,416	2.0931	12,511,785	6.93
日本	親投資 信託受 益証券	外国株式インデッ クス・マザーファ ンド	864,168	6.2250	5,379,450	6.9481	6,004,325	3.32

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

#### ロ 種類別投資比率

2023年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
----	----------

親投資信託受益証券	99.31
合 計	99.31

②【投資不動産物件】

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期 (2014年4月14日)	55,009,117	55,009,117	11,187	11,187
第7期 (2015年4月13日)	104,467,637	104,467,637	12,311	12,311
第8期 (2016年4月13日)	129,732,609	129,732,609	12,190	12,190
第9期 (2017年4月13日)	161,985,897	161,985,897	12,318	12,318
第10期 (2018年4月13日)	179,972,966	179,972,966	12,731	12,731
第11期 (2019年4月15日)	199,373,347	199,373,347	12,797	12,797
第12期 (2020年4月13日)	203,039,722	203,039,722	12,643	12,643
第13期 (2021年4月13日)	193,602,897	193,602,897	13,188	13,188
第14期 (2022年4月13日)	196,360,261	196,360,261	13,199	13,199
第15期 (2023年4月13日)	181,091,565	181,091,565	13,216	13,216
2022年10月末日	180,551,556	-	13,207	-
11月末日	180,018,027	-	13,174	-
12月末日	176,828,752	-	13,001	-
2023年1月末日	178,634,692	-	13,063	-
2月末日	179,553,035	-	13,138	-
3月末日	181,092,854	-	13,217	-
4月末日	181,866,323	-	13,272	-
5月末日	182,311,888	-	13,350	-

6月末日	183,755,202	-	13,506	-
7月末日	182,358,659	-	13,447	-
8月末日	181,048,279	-	13,455	-
9月末日	181,439,711	-	13,406	-
10月末日	180,645,438	-	13,293	-

## ②【分配の推移】

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第6期	2013年4月16日～2014年4月14日	0
第7期	2014年4月15日～2015年4月13日	0
第8期	2015年4月14日～2016年4月13日	0
第9期	2016年4月14日～2017年4月13日	0
第10期	2017年4月14日～2018年4月13日	0
第11期	2018年4月14日～2019年4月15日	0
第12期	2019年4月16日～2020年4月13日	0
第13期	2020年4月14日～2021年4月13日	0
第14期	2021年4月14日～2022年4月13日	0
第15期	2022年4月14日～2023年4月13日	0

## ③【収益率の推移】

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）

	収益率（%）
第6期	3.3
第7期	10.0
第8期	△1.0
第9期	1.1
第10期	3.4
第11期	0.5
第12期	△1.2
第13期	4.3
第14期	0.1
第15期	0.1
第16期（中間期）	1.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第6期	11,527,812	1,957,719
第7期	41,478,096	5,788,485
第8期	28,443,083	6,879,463
第9期	31,933,933	6,850,483
第10期	27,997,450	18,134,365
第11期	21,566,244	7,137,639
第12期	21,524,938	16,735,328
第13期	16,974,194	30,759,392
第14期	20,964,618	18,995,493
第15期	11,040,035	22,787,014
第16期（中間期）	5,369,982	7,000,593

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

(1) 投資状況

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

2023年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
株式	日本	264,056,034,550	97.83
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	5,867,041,389	2.17
合計（純資産総額）		269,923,075,939	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （%）
株価指数先物取引	買建	日本	5,837,860,000	2.16
合計	買建	-	5,837,860,000	2.16

国内債券パッシブ・マザーファンド

2023年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
国債証券	日本	99,711,452,070	79.14
地方債証券	日本	9,847,817,900	7.82
特殊債券	日本	9,477,635,852	7.52
社債券	日本	6,291,889,700	4.99
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	658,778,000	0.53
合計（純資産総額）		125,987,573,522	100.00

外国株式インデックス・マザーファンド

2023年10月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	388,271,466,902	68.94
	イギリス	22,838,302,537	4.05
	カナダ	18,782,511,110	3.33
	スイス	17,603,068,435	3.13
	フランス	17,520,610,530	3.11
	ドイツ	13,018,365,214	2.31
	オーストラリア	10,224,077,152	1.82
	オランダ	10,076,508,868	1.79
	アイルランド	10,023,306,785	1.78
	デンマーク	5,399,344,910	0.96
	スウェーデン	4,451,344,663	0.79
	スペイン	4,080,277,419	0.72
	イタリア	3,048,936,055	0.54
	香港	2,824,204,986	0.50
	シンガポール	1,857,982,408	0.33
	ジャージー	1,833,131,908	0.33
	フィンランド	1,737,357,768	0.31
	ベルギー	1,204,422,359	0.21
	ノルウェー	1,127,529,976	0.20
	バミューダ	1,027,992,561	0.18
	イスラエル	997,181,287	0.18
	ケイマン諸島	890,359,464	0.16
	オランダ領キュ ラソー	887,059,395	0.16
	ニュージーラン ド	413,332,405	0.07
	オーストリア	307,632,832	0.05
	ポルトガル	287,038,166	0.05
	ルクセンブルグ	274,395,733	0.05
	リベリア	206,636,039	0.04
	パナマ	118,874,354	0.02
	マン島	70,013,481	0.01
小計	541,403,265,702	96.13	
投資証券	アメリカ	9,233,269,395	1.64
	オーストラリア	964,169,934	0.17
	シンガポール	206,764,755	0.04
	フランス	187,581,058	0.03

	イギリス	173,656,748	0.03
	香港	131,816,339	0.02
	カナダ	49,593,337	0.01
	ベルギー	48,624,073	0.01
	ケイマン諸島	42,797,443	0.01
	小計	11,038,273,082	1.96
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	10,783,213,519	1.91
合計（純資産総額）		563,224,752,303	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計（円）	投資比率 （%）
株価指数先物取引	買建	イギリス	480,295,202	0.09
株価指数先物取引	買建	ドイツ	1,570,027,963	0.28
株価指数先物取引	買建	アメリカ	8,479,745,587	1.51
株価指数先物取引	買建	オーストラリア	338,878,779	0.06
合計	買建	-	10,868,947,531	1.93

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計（円）	投資比率 （%）
為替予約取引	買建	-	2,132,883,523	0.38

外国債券パッシブ・マザーファンド

2023年10月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
国債証券	アメリカ	79,123,080,945	47.55
	フランス	13,772,358,560	8.28
	イタリア	12,214,688,275	7.34
	中国	11,537,420,810	6.93
	ドイツ	10,739,833,592	6.45
	スペイン	8,095,937,076	4.87
	イギリス	7,982,313,674	4.80
	カナダ	3,272,472,945	1.97
	ベルギー	3,012,267,988	1.81
	オランダ	2,447,823,456	1.47
	オーストラリア	2,359,809,360	1.42
	オーストリア	1,940,874,531	1.17
	メキシコ	1,464,568,583	0.88
	アイルランド	901,838,988	0.54
	マレーシア	880,517,196	0.53
	ポーランド	877,532,674	0.53
	フィンランド	813,953,724	0.49
	シンガポール	718,418,966	0.43
デンマーク	516,590,128	0.31	



	イスラエル	460,905,262	0.28
	ニュージーランド	364,375,676	0.22
	スウェーデン	319,113,559	0.19
	ノルウェー	265,557,670	0.16
	小計	164,082,253,638	98.60
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	2,324,507,499	1.40
合計（純資産総額）		166,406,761,137	100.00

マネーインカム・マザーファンド

2023年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	293,730,080	13.67
特殊債券	日本	1,202,824,500	55.97
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	652,430,427	30.36
合計（純資産総額）		2,148,985,007	100.00

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2023年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	4,527,000	2,017.59	9,133,652,048	2,590.00	11,724,930,000	4.34
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	582,300	11,308.79	6,585,109,300	12,425.00	7,235,077,500	2.68
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	5,084,900	774.41	3,937,777,423	1,257.00	6,391,719,300	2.37
日本	株式	キーエンス	電気機器	82,400	57,360.44	4,726,500,435	58,150.00	4,791,560,000	1.78
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	24,649,100	153.36	3,780,085,509	176.80	4,357,960,880	1.61
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	577,000	4,754.97	2,743,617,001	7,220.00	4,165,940,000	1.54
日本	株式	三菱商事	卸売業	574,000	4,830.99	2,772,986,626	6,955.00	3,992,170,000	1.48
日本	株式	日立製作所	電気機器	404,900	7,362.46	2,981,058,786	9,477.00	3,837,237,300	1.42
日本	株式	三井物産	卸売業	654,400	4,131.38	2,703,576,688	5,417.00	3,544,884,800	1.31
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	174,300	15,233.92	2,655,272,589	19,755.00	3,443,296,500	1.28
日本	株式	信越化学工業	化学	743,100	3,636.97	2,702,633,982	4,468.00	3,320,170,800	1.23
日本	株式	任天堂	その他製品	519,900	5,897.74	3,066,236,198	6,221.00	3,234,297,900	1.20

日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	582,800	4,416.11	2,573,709,752	5,373.00	3,131,384,400	1.16
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	2,010,000	1,132.53	2,276,391,047	1,506.50	3,028,065,000	1.12
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	731,800	4,073.44	2,980,939,857	4,063.00	2,973,303,400	1.10
日本	株式	KDDI	情報・通信業	639,000	4,115.14	2,629,571,397	4,487.00	2,867,193,000	1.06
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1,105,300	1,752.79	1,937,353,995	2,545.50	2,813,541,150	1.04
日本	株式	第一三共	医薬品	720,400	4,495.84	3,238,805,809	3,858.00	2,779,303,200	1.03
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	626,600	4,341.12	2,720,147,515	4,333.00	2,715,057,800	1.01
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	802,400	2,842.69	2,280,973,700	3,343.00	2,682,423,200	0.99
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	407,900	5,984.40	2,441,035,916	6,124.00	2,497,979,600	0.93
日本	株式	HOYA	精密機器	164,000	14,125.20	2,316,533,503	14,335.00	2,350,940,000	0.87
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	1,329,400	1,501.66	1,996,311,960	1,705.00	2,266,627,000	0.84
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	447,500	4,013.56	1,796,066,075	4,857.00	2,173,507,500	0.81
日本	株式	ダイキン工業	機械	99,200	22,608.03	2,242,716,944	21,630.00	2,145,696,000	0.79
日本	株式	村田製作所	電気機器	749,700	2,491.25	1,867,691,639	2,477.50	1,857,381,750	0.69
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	493,400	2,819.77	1,391,276,900	3,521.00	1,737,261,400	0.64
日本	株式	SMC	機械	25,200	62,196.83	1,567,360,117	68,680.00	1,730,736,000	0.64
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	300,400	5,604.67	1,683,641,585	5,493.00	1,650,097,200	0.61
日本	株式	丸紅	卸売業	721,900	1,624.96	1,173,055,687	2,178.00	1,572,298,200	0.58

ロ 種類別・業種別投資比率

2023年10月31日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式 (国内)	水産・農林業	0.09
	鉱業	0.39
	建設業	2.15
	食料品	3.47
	繊維製品	0.40
	パルプ・紙	0.19
	化学	5.82
	医薬品	4.73
	石油・石炭製品	0.46
	ゴム製品	0.69
	ガラス・土石製品	0.68
	鉄鋼	0.96
	非鉄金属	0.65
	金属製品	0.51

機械	4.99
電気機器	16.00
輸送用機器	8.40
精密機器	2.13
その他製品	2.23
電気・ガス業	1.40
陸運業	2.82
海運業	0.73
空運業	0.45
倉庫・運輸関連業	0.14
情報・通信業	7.70
卸売業	7.05
小売業	4.27
銀行業	7.45
証券、商品先物取引業	0.78
保険業	2.47
その他金融業	1.18
不動産業	1.93
サービス業	4.53
合計	97.83

国内債券パッシブ・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2023年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債 証券	4 5 1 2 年国債	4,520,000,000	99.97	4,518,596,300	99.89	4,514,847,200	0.005	2025/08/01	3.58
日本	国債 証券	1 4 7 5 年国債	1,310,000,000	100.16	1,312,030,500	99.63	1,305,179,200	0.005	2026/03/20	1.04
日本	国債 証券	1 4 9 5 年国債	1,240,000,000	100.10	1,241,227,600	99.41	1,232,708,800	0.005	2026/09/20	0.98
日本	国債 証券	1 4 5 5 年国債	1,180,000,000	100.37	1,184,377,800	99.99	1,179,882,000	0.100	2025/09/20	0.94
日本	国債 証券	1 6 0 5 年国債	1,190,000,000	99.89	1,188,711,300	98.98	1,177,826,300	0.200	2028/06/20	0.93
日本	国債 証券	1 4 8 5 年国債	1,180,000,000	100.12	1,181,409,400	99.53	1,174,430,400	0.005	2026/06/20	0.93
日本	国債 証券	3 7 1 1 0年国債	1,190,000,000	97.60	1,161,468,300	95.15	1,132,237,400	0.400	2033/06/20	0.90
日本	国債 証券	3 6 1 1 0年国債	1,170,000,000	98.33	1,150,452,400	95.92	1,122,299,100	0.100	2030/12/20	0.89
日本	国債 証券	1 5 0 5 年国債	1,130,000,000	100.05	1,130,565,000	99.28	1,121,909,200	0.005	2026/12/20	0.89

日本	国債証券	3 6 2 1 0年国債	1,150,000,000	98.43	1,131,991,000	95.55	1,098,871,000	0.100	2031/03/20	0.87
日本	国債証券	3 5 7 1 0年国債	1,120,000,000	99.20	1,111,078,700	97.24	1,089,121,600	0.100	2029/12/20	0.86
日本	国債証券	3 7 0 1 0年国債	1,120,000,000	100.72	1,128,064,000	96.29	1,078,436,800	0.500	2033/03/20	0.86
日本	国債証券	3 6 9 1 0年国債	1,110,000,000	100.92	1,120,223,100	96.54	1,071,616,200	0.500	2032/12/20	0.85
日本	国債証券	1 5 3 5 年国債	1,080,000,000	99.92	1,079,136,000	98.96	1,068,735,600	0.005	2027/06/20	0.85
日本	国債証券	3 6 4 1 0年国債	1,120,000,000	98.09	1,098,663,600	94.81	1,061,849,600	0.100	2031/09/20	0.84
日本	国債証券	1 5 4 5 年国債	1,060,000,000	100.21	1,062,221,600	99.14	1,050,841,600	0.100	2027/09/20	0.83
日本	国債証券	3 6 0 1 0年国債	1,050,000,000	98.65	1,035,825,000	96.28	1,010,940,000	0.100	2030/09/20	0.80
日本	国債証券	3 5 9 1 0年国債	1,040,000,000	98.85	1,028,022,900	96.63	1,004,900,000	0.100	2030/06/20	0.80
日本	国債証券	1 4 6 5 年国債	1,000,000,000	100.40	1,003,980,000	99.93	999,250,000	0.100	2025/12/20	0.79
日本	国債証券	3 5 8 1 0年国債	1,030,000,000	99.03	1,019,997,400	96.96	998,657,100	0.100	2030/03/20	0.79
日本	国債証券	3 6 7 1 0年国債	1,050,000,000	98.66	1,035,941,900	94.54	992,712,000	0.200	2032/06/20	0.79
日本	国債証券	3 6 5 1 0年国債	1,040,000,000	97.98	1,018,940,600	94.44	982,144,800	0.100	2031/12/20	0.78
日本	国債証券	3 6 8 1 0年国債	980,000,000	97.13	951,849,900	94.24	923,561,800	0.200	2032/09/20	0.73
日本	国債証券	1 5 8 5 年国債	930,000,000	100.14	931,311,200	98.75	918,375,000	0.100	2028/03/20	0.73
日本	国債証券	1 5 6 5 年国債	880,000,000	100.52	884,576,000	99.37	874,438,400	0.200	2027/12/20	0.69
日本	国債証券	3 6 3 1 0年国債	910,000,000	98.16	893,224,400	95.17	866,037,900	0.100	2031/06/20	0.69
日本	国債証券	1 5 1 2 0年国債	840,000,000	107.13	899,875,200	101.39	851,709,600	1.200	2034/12/20	0.68
日本	国債証券	3 4 4 1 0年国債	811,000,000	100.42	814,365,650	99.68	808,437,240	0.100	2026/09/20	0.64
日本	国債証券	4 5 3 2 年国債	800,000,000	99.93	799,464,000	99.76	798,088,000	0.005	2025/10/01	0.63
日本	国債証券	8 8 2 0 年国債	742,000,000	107.19	795,342,380	105.56	783,218,100	2.300	2026/06/20	0.62

ロ 種類別投資比率

2023年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	79.14
地方債証券	7.82

特殊債券	7.52
社債券	4.99
合計	99.48

外国株式インデックス・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2023年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,178,730	21,644.20	25,512,667,374	25,460.06	30,010,534,048	5.33
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	529,731	37,199.53	19,705,744,903	50,431.22	26,714,979,595	4.74
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	692,035	14,375.01	9,948,011,841	19,841.47	13,730,993,144	2.44
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	185,105	27,005.70	4,998,890,553	61,539.81	11,391,326,733	2.02
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CLASS A	メディア・娯楽	445,227	14,646.42	6,520,982,526	18,608.01	8,284,790,516	1.47
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	165,862	18,669.41	3,096,545,257	45,250.70	7,505,371,039	1.33
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CLASS C	メディア・娯楽	396,590	14,602.07	5,791,033,959	18,800.88	7,456,241,990	1.32
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	214,241	28,154.99	6,031,952,200	29,507.29	6,321,672,088	1.12
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	70,017	78,254.37	5,479,136,057	79,238.80	5,548,063,402	0.99
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	60,686	55,252.25	3,353,037,896	84,579.30	5,132,779,527	0.91
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CLASS B	金融サービス	97,122	47,390.58	4,602,668,275	50,446.17	4,899,432,835	0.87
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	304,036	16,481.26	5,010,897,598	15,830.12	4,812,925,999	0.85

アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	219,809	20,567.93	4,521,016,512	20,545.66	4,516,121,902	0.80
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	121,762	31,705.39	3,860,512,285	34,847.79	4,243,136,703	0.75
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	180,442	26,087.42	4,707,266,023	21,982.46	3,966,558,199	0.70
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	177,416	21,819.47	3,871,123,062	22,315.86	3,959,191,079	0.70
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	30,906	82,070.93	2,536,484,114	125,775.29	3,887,211,035	0.69
デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	245,570	9,533.85	2,341,228,684	14,407.90	3,538,148,494	0.63
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	63,063	51,963.22	3,276,956,750	55,680.51	3,511,380,266	0.62
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	200,093	18,401.00	3,681,910,582	16,195.73	3,240,652,002	0.58
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	75,103	47,323.35	3,554,125,664	42,084.07	3,160,640,269	0.56
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	136,457	26,731.80	3,647,740,997	21,841.92	2,980,482,317	0.53
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	191,252	16,242.24	3,106,360,462	15,351.69	2,936,040,803	0.52
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	133,033	23,428.71	3,116,791,438	21,213.97	2,822,158,589	0.50
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	33,432	79,085.45	2,643,984,658	82,960.11	2,773,522,357	0.49

アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	111,744	22,856.50	2,554,076,650	24,373.12	2,723,549,943	0.48
アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア・サービス	34,076	50,513.38	1,721,293,816	78,782.80	2,684,602,672	0.48
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	30,212	90,191.81	2,724,875,075	87,580.32	2,645,976,627	0.47
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	309,873	9,308.48	2,884,448,063	8,394.99	2,601,379,651	0.46
アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	103,827	27,281.68	2,832,574,973	24,262.48	2,519,100,801	0.45

ロ 種類別・業種別投資比率

2023年10月31日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式 (外国)	エネルギー	5.35
	素材	3.99
	資本財	6.47
	商業・専門サービス	1.56
	運輸	1.69
	自動車・自動車部品	1.88
	耐久消費財・アパレル	1.51
	消費者サービス	2.04
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.48
	生活必需品流通・小売り	1.75
	食品・飲料・タバコ	3.76
	家庭用品・パーソナル用品	1.75
	ヘルスケア機器・サービス	4.43
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.23
	銀行	5.13
	金融サービス	6.34
	保険	3.22
	ソフトウェア・サービス	9.81
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.77
	半導体・半導体製造装置	5.76
	電気通信サービス	1.20
	公益事業	2.75
メディア・娯楽	5.92	
不動産管理・開発	0.32	

投資証券	—	1.96
合計		98.09

外国債券パッシブ・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2023年10月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	11,450,000	13,897.40	1,591,252,646	13,779.89	1,577,797,195	1.625	2026/05/15	0.95
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	8,200,000	14,229.61	1,166,828,368	14,041.53	1,151,405,514	2.250	2026/03/31	0.69
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	50,000,000	2,040.48	1,020,238,479	2,054.81	1,027,405,810	2.690	2026/08/12	0.62
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	7,200,000	12,894.64	928,414,041	12,596.67	906,959,954	0.625	2027/12/31	0.55
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	43,000,000	2,062.42	886,839,461	2,090.68	898,991,910	3.020	2031/05/27	0.54
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	38,700,000	2,203.46	852,740,703	2,274.44	880,208,221	3.720	2051/04/12	0.53
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	41,000,000	2,036.24	834,859,957	2,027.65	831,336,995	2.400	2028/07/15	0.50
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	6,100,000	14,835.40	904,959,659	13,418.52	818,529,872	3.500	2033/02/15	0.49
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	7,000,000	12,308.86	861,620,149	11,451.42	801,599,360	0.875	2030/11/15	0.48
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	39,000,000	2,023.84	789,299,201	2,033.69	793,137,873	2.180	2025/08/25	0.48
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,600,000	15,667.60	877,385,381	14,118.68	790,645,958	4.125	2032/11/15	0.48
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,300,000	14,902.49	789,831,927	14,601.74	773,892,465	3.875	2026/01/15	0.47
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,900,000	12,957.58	764,497,407	12,624.77	744,861,660	0.750	2028/01/31	0.45
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,200,000	14,007.74	728,402,553	14,253.09	741,160,540	0.750	2024/11/15	0.45
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,100,000	14,420.69	735,455,089	14,477.50	738,352,593	2.250	2024/11/15	0.44
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,700,000	14,224.38	810,789,739	12,860.10	733,025,851	2.875	2032/05/15	0.44
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,300,000	14,320.51	758,986,767	13,755.37	729,034,532	2.750	2028/02/15	0.44
アメ	国債	US TREASURY	5,500,000	14,433.76	793,856,610	13,253.76	728,956,936	3.375	2033/05/15	0.44



リカ	証券	N/B								
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,000,000	15,288.00	764,399,777	14,474.96	723,748,008	4.000	2028/02/29	0.43
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,000,000	14,232.60	711,630,222	14,384.51	719,225,330	1.500	2024/10/31	0.43
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	4,800,000	14,307.96	686,781,959	13,865.26	665,532,402	2.625	2027/05/31	0.40
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,700,000	12,551.81	715,453,342	11,602.72	661,355,242	1.125	2031/02/15	0.40
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,000,000	13,909.06	695,453,240	13,185.44	659,271,820	2.375	2029/03/31	0.40
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,500,000	12,959.38	712,765,750	11,930.30	656,166,497	1.625	2031/05/15	0.39
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	4,500,000	14,480.19	651,608,685	14,412.76	648,574,380	2.625	2025/04/15	0.39
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000	2,046.30	644,585,557	2,050.39	645,871,854	2.640	2028/01/15	0.39
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	4,500,000	14,053.94	632,427,300	14,247.11	641,119,811	1.000	2024/12/15	0.39
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	4,400,000	14,982.10	659,212,315	14,414.86	634,253,714	3.875	2027/12/31	0.38
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	31,000,000	2,023.45	627,269,724	2,036.58	631,340,523	2.240	2025/05/25	0.38
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,300,000	13,078.54	693,162,448	11,909.97	631,228,229	1.875	2032/02/15	0.38

ロ 種類別投資比率

2023年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	98.60
合計	98.60

マネーインカム・マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2023年10月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	特殊 債券	29 政保 日本政策	300,000,000	100.24	300,715,000	100.22	300,647,400	0.660	2024/02/20	13.99
日本	特殊 債券	215 政 保道路機構	200,000,000	100.64	201,286,000	100.35	200,707,800	0.669	2024/04/30	9.34
日本	特殊 債券	23 政保 政策投資C	200,000,000	100.64	201,274,200	100.27	200,531,600	0.645	2024/03/18	9.33
日本	特殊 債券	56 政保地 方公共団	200,000,000	100.55	201,108,000	100.17	200,332,000	0.747	2024/01/19	9.32

日本	国債証券	3321 0年国債	173,000,000	100.49	173,852,890	100.10	173,166,080	0.600	2023/12/20	8.06
日本	国債証券	3351 0年国債	120,000,000	100.54	120,645,600	100.47	120,564,000	0.500	2024/09/20	5.61
日本	特殊債券	218政 保道路機構	100,000,000	100.47	100,466,000	100.39	100,392,800	0.660	2024/05/31	4.67
日本	特殊債券	207政 保道路機構	100,000,000	100.33	100,325,000	100.12	100,116,400	0.693	2023/12/28	4.66
日本	特殊債券	22政保 政策投資C	100,000,000	100.38	100,379,000	100.10	100,096,500	0.693	2023/12/18	4.66

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2023年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	13.67
特殊債券	55.97
合計	69.64

②投資不動産物件

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

該当事項はありません。

国内債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

外国株式インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

外国債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

マネーインカム・マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

2023年10月31日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	簿価（円）	時価（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	日本	大阪取引所	TOPIX先物 0512月 2023年12月	買建	259	日本・円	6,000,029,900	5,837,860,000	2.16

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

国内債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

外国株式インデックス・マザーファンド

2023年10月31日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価(円)	評価額	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	イギリス	ICE EU	FTSE 100 INDEX DEC 23 2023年12月	買建	36	イギリス・ポンド	2,734,547.00	496,976,571	2,642,760.00	480,295,202	0.09
	ドイツ	EURO STOXX	EURO STOXX 50 DEC 23 2023年12月	買建	245	ユーロ	10,220,550.00	1,621,592,463	9,895,550.00	1,570,027,963	0.28
	アメリカ	シカゴ商品取引所	S&P 500 EMINI FUT DEC 23 2023年12月	買建	271	アメリカ・ドル	58,757,548.00	8,784,841,001	56,716,912.50	8,479,745,587	1.51
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200 FUTURES DEC 23 2023年12月	買建	21	オーストラリア・ドル	3,696,444.50	351,864,551	3,560,025.00	338,878,779	0.06

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2023年10月31日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	11,412,000.00	1,711,526,415	1,705,682,952	0.30
	ユーロ	買建	1,143,000.00	181,067,719	181,315,852	0.03
	イギリス・ポンド	買建	548,000.00	99,649,826	99,571,467	0.02
	スイス・フラン	買建	378,000.00	62,974,446	62,655,741	0.01
	オーストラリア・ドル	買建	492,000.00	46,768,978	46,821,327	0.01
	カナダ・ドル	買建	341,000.00	37,059,777	36,836,184	0.01

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

外国債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

マネーインカム・マザーファンド

該当事項はありません。

《参考情報》

基準日:2023年10月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

### 基準価額・純資産の推移

□<2020>



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

### 分配の推移

決算期	分配金
2023年4月	0円
2022年4月	0円
2021年4月	0円
2020年4月	0円
2019年4月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。  
 ※直近5計算期間を記載しています。

### 主要な資産の状況

□<2020>

#### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.31
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.69
合計(純資産総額)		100.00

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	マネーインカム・マザーファンド	53.05
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	28.19
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	7.82
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	6.93
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	3.32

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入資産が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

## 国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	日本	97.83
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.17
合計(純資産総額)		100.00

※株価指数先物取引の買建て 2.16%

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	4.34
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	2.68
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.37
日本	株式	キーエンス	電気機器	1.78
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	1.61
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.54
日本	株式	三菱商事	卸売業	1.48
日本	株式	日立製作所	電気機器	1.42
日本	株式	三井物産	卸売業	1.31
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	1.28

## 国内債券パッシブ・マザーファンド

### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	79.14
地方債証券	日本	7.82
特殊債券	日本	7.52
社債券	日本	4.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.53
合計(純資産総額)		100.00

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	451 2年国債	0.005	2025/08/01	3.58
日本	国債証券	147 5年国債	0.005	2026/03/20	1.04
日本	国債証券	149 5年国債	0.005	2026/09/20	0.98
日本	国債証券	145 5年国債	0.100	2025/09/20	0.94
日本	国債証券	160 5年国債	0.200	2028/06/20	0.93
日本	国債証券	148 5年国債	0.005	2026/06/20	0.93
日本	国債証券	371 10年国債	0.400	2033/06/20	0.90
日本	国債証券	361 10年国債	0.100	2030/12/20	0.89
日本	国債証券	150 5年国債	0.005	2026/12/20	0.89
日本	国債証券	362 10年国債	0.100	2031/03/20	0.87

## 外国株式インデックス・マザーファンド

### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	アメリカ	68.94
	イギリス	4.05
	カナダ	3.33
	スイス	3.13
	フランス	3.11
	ドイツ	2.31
	その他	11.25
投資証券	アメリカ・その他	1.96
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.91
合計(純資産総額)		100.00

※株価指数先物取引の買建て 1.93%

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェア および機器	5.33
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	4.74
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・ サービス流通・小売り	2.44
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	2.02
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	1.47
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	1.33
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	1.32
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	1.12
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	0.99
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ ライフサイエンス	0.91

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

## □外国債券パッシブ・マザーファンド

### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	アメリカ	47.55
	フランス	8.28
	イタリア	7.34
	中国	6.93
	ドイツ	6.45
	スペイン	4.87
	イギリス	4.80
	その他	12.39
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.40
合計(純資産総額)		100.00

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.625	2026/05/15	0.95
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.250	2026/03/31	0.69
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.690	2026/08/12	0.62
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.625	2027/12/31	0.55
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	3.020	2031/05/27	0.54
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	3.720	2051/04/12	0.53
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.400	2028/07/15	0.50
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.500	2033/02/15	0.49
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.875	2030/11/15	0.48
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.180	2025/08/25	0.48

## □マネーインカム・マザーファンド

### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
特殊債券	日本	55.97
国債証券	日本	13.67
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		30.36
合計(純資産総額)		100.00

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

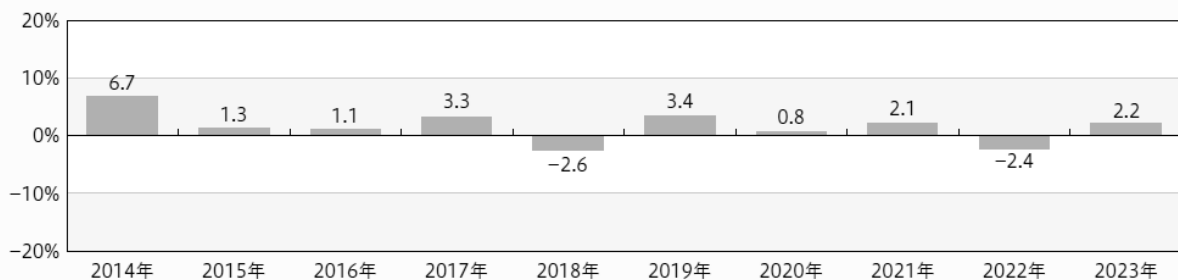
国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	特殊債券	29 政保日本政策	0.660	2024/02/20	13.99
日本	特殊債券	215 政保道路機構	0.669	2024/04/30	9.34
日本	特殊債券	23 政保政策投資C	0.645	2024/03/18	9.33
日本	特殊債券	56政保地方公共団	0.747	2024/01/19	9.32
日本	国債証券	332 10年国債	0.600	2023/12/20	8.06
日本	国債証券	335 10年国債	0.500	2024/09/20	5.61
日本	特殊債券	218 政保道路機構	0.660	2024/05/31	4.67
日本	特殊債券	207 政保道路機構	0.693	2023/12/28	4.66
日本	特殊債券	22 政保政策投資C	0.693	2023/12/18	4.66

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

### □<2020>



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2023年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時まで取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(ニ) 定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

#### ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

#### ハ 申込手数料

ありません。

#### ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社にお問い合わせください。

#### ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a>

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

#### ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

#### ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。



## 2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

## 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

#### イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象の評価方法>

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券、債券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「DC2020」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a>

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2008年3月31日から下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4) 【計算期間】

毎年4月14日から翌年4月13日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が1億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- e. 上記b～dまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b～dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払われます。
- ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項(変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ) 上記(ロ)の書面決議において、受益者(委託会社等を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います(書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。)
- (ホ) 上記(ロ)から(ニ)までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

## ニ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

## ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

## ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

## ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書(全体版)および運用報告書(全体版)の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

## 4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 15 期（2022 年 4 月 14 日から 2023 年 4 月 13 日まで）の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2023年6月28日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）の2022年4月14日から2023年4月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）の2023年4月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の事項

ファンドの2022年4月13日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2022年6月28日付けで無限定適正意見を表明している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。



1 【財務諸表】

【三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第14期 (2022年4月13日現在)	第15期 (2023年4月13日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	45,027	54,090
コール・ローン	1,727,195	1,211,754
親投資信託受益証券	194,820,299	180,036,649
流動資産合計	196,592,521	181,302,493
資産合計	196,592,521	181,302,493
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	32,396	29,407
未払委託者報酬	194,521	176,665
その他未払費用	5,343	4,856
流動負債合計	232,260	210,928
負債合計	232,260	210,928
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	148,772,781	137,025,802
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	47,587,480	44,065,763
(分配準備積立金)	16,904,936	15,600,543
元本等合計	196,360,261	181,091,565
純資産合計	196,360,261	181,091,565
負債純資産合計	196,592,521	181,302,493

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 14 期		第 15 期	
	自 2021 年 4 月 14 日	至 2022 年 4 月 13 日	自 2022 年 4 月 14 日	至 2023 年 4 月 13 日
<b>営業収益</b>				
受取利息		6		6
有価証券売買等損益		662,138		707,212
営業収益合計		662,144		707,218
<b>営業費用</b>				
支払利息		621		272
受託者報酬		65,049		60,594
委託者報酬		390,404		363,974
その他費用		10,826		9,998
営業費用合計		466,900		434,838
営業利益又は営業損失 (△)		195,244		272,380
経常利益又は経常損失 (△)		195,244		272,380
当期純利益又は当期純損失 (△)		195,244		272,380
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		108,415		△16,338
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		46,799,241		47,587,480
剰余金増加額又は欠損金減少額		6,762,132		3,476,608
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		6,762,132		3,476,608
剰余金減少額又は欠損金増加額		6,060,722		7,287,043
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		6,060,722		7,287,043
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		47,587,480		44,065,763

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 15 期
	自 2022 年 4 月 14 日 至 2023 年 4 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 14 期	第 15 期
	(2022 年 4 月 13 日現在)	(2023 年 4 月 13 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	148,772,781 口	137,025,802 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.3199 円 (1 万口当たりの純資産額 13,199 円)	1 口当たり純資産額 1.3216 円 (1 万口当たりの純資産額 13,216 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 14 期	第 15 期
	自 2021 年 4 月 14 日 至 2022 年 4 月 13 日	自 2022 年 4 月 14 日 至 2023 年 4 月 13 日
分配金の計算過程	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1,406,367 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (47,570,585 円)、および分配準備積立金 (15,498,569 円) より、分配対象収益は 64,475,521 円 (1 万口当たり 4,333.83 円) ですが、分配を行っておりません。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1,214,297 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (45,004,340 円)、および分配準備積立金 (14,386,246 円) より、分配対象収益は 60,604,883 円 (1 万口当たり 4,422.88 円) ですが、分配を行っておりません。</p>

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 15 期 自 2022 年 4 月 14 日 至 2023 年 4 月 13 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制

	の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	--

## II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第15期 (2023年4月13日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

### (有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

##### 第14期（自2021年4月14日 至2022年4月13日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	322,423円
合計	322,423円

##### 第15期（自2022年4月14日 至2023年4月13日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	534,467円
合計	534,467円

### (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

### (関連当事者との取引に関する注記)

第15期 自2022年4月14日 至2023年4月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 14 期 (2022 年 4 月 13 日現在)	第 15 期 (2023 年 4 月 13 日現在)
期首元本額	146,803,656 円	148,772,781 円
期中追加設定元本額	20,964,618 円	11,040,035 円
期中一部解約元本額	18,995,493 円	22,787,014 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受 益証券	国内株式インデックス・マザーファン ド (B号)	4,175,044	14,585,516	
	外国株式インデックス・マザーファン ド	1,016,278	6,326,330	
	外国債券パッシブ・マザーファンド	6,338,663	12,577,175	
	国内債券パッシブ・マザーファンド	41,660,405	51,467,264	
	マネーインカム・マザーファンド	94,363,204	95,080,364	
	親投資信託受益証券 小計			180,036,649
合 計			180,036,649	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）は、「国内株式インデックス・マザーファンド（B号）」、「国内債券パッシブ・マザーファンド」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」および「マネーインカム・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

(1) 貸借対照表

	(2022年4月13日現在)	(2023年4月13日現在)
(単位：円)		
資産の部		
流動資産		
金銭信託	35,806,941	155,442,581
コール・ローン	1,373,532,285	3,482,300,514
株式	197,920,121,230	226,980,178,810
派生商品評価勘定	19,744,700	101,813,200
未収入金	-	1,487,700
未収配当金	2,365,057,715	2,733,543,848
前払金	139,360,000	-
差入委託証拠金	157,590,000	253,500,000
流動資産合計	202,011,212,871	233,708,266,653
資産合計	202,011,212,871	233,708,266,653
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	92,875,700	6,668,900
前受金	-	92,256,000
未払解約金	51,245,960	125,377,224
その他未払費用	9,440	8,232
流動負債合計	144,131,100	224,310,356
負債合計	144,131,100	224,310,356
純資産の部		
元本等		
元本	63,097,233,521	66,834,421,601
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	138,769,848,250	166,649,534,696
元本等合計	201,867,081,771	233,483,956,297
純資産合計	201,867,081,771	233,483,956,297
負債純資産合計	202,011,212,871	233,708,266,653

## (2) 注記表

## (重要な会計方針の注記)

項目	自 2022 年 4 月 14 日 至 2023 年 4 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p>

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(2022 年 4 月 13 日現在)	(2023 年 4 月 13 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	63,097,233,521 口	66,834,421,601 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 3.1993 円 (1 万口当たりの純資産額 31,993 円)	1 口当たり純資産額 3.4935 円 (1 万口当たりの純資産額 34,935 円)

## (金融商品に関する注記)

## I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022 年 4 月 14 日 至 2023 年 4 月 13 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券</p>



	<p>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引</p> <p>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>当計算期間については、先物取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

## II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年4月13日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（株式）</p> <p>「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）</p>

	<p>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

(2022年4月13日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	TOPIX 先物 0406月	4,049,481,000	-	3,976,350,000	△73,131,000
	小計	4,049,481,000	-	3,976,350,000	△73,131,000
合計		4,049,481,000	-	3,976,350,000	△73,131,000

(2023年4月13日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	TOPIX 先物 0506月	6,372,225,700	-	6,467,370,000	95,144,300
	小計	6,372,225,700	-	6,467,370,000	95,144,300
合計		6,372,225,700	-	6,467,370,000	95,144,300

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

自 2022 年 4 月 14 日 至 2023 年 4 月 13 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

## (その他の注記)

(2022 年 4 月 13 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	60,307,285,983 円
同期中における追加設定元本額	11,806,523,474 円
同期中における一部解約元本額	9,016,575,936 円
2022 年 4 月 13 日現在の元本の内訳	
三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9,524,501,074 円
三井住友・DC年金バランス30 (債券重点型)	980,498,940 円
三井住友・DC年金バランス50 (標準型)	4,538,348,289 円
三井住友・DC年金バランス70 (株式重点型)	3,440,118,395 円
SMAM・グローバルバランスファンド (機動的資産配分型)	128,286,319 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020 (4資産タイプ)	4,784,541 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025 (4資産タイプ)	20,797,656 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030 (4資産タイプ)	64,462,163 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035 (4資産タイプ)	154,781,571 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040 (4資産タイプ)	133,882,770 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045 (4資産タイプ)	242,084,389 円
国内株式指数ファンド (TOPIX)	1,489,236,000 円
三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド	19,582,111,751 円
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	146,334,176 円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	231,330,362 円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	152,943,467 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	31,895,783 円
三井住友・資産最適化ファンド (1安定重視型)	182,885,633 円
三井住友・資産最適化ファンド (2やや安定型)	165,851,866 円
三井住友・資産最適化ファンド (3バランス型)	584,008,251 円
三井住友・資産最適化ファンド (4やや成長型)	318,357,546 円
三井住友・資産最適化ファンド (5成長重視型)	360,155,415 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	41,466,339 円
三井住友DS・国内株式インデックス年金ファンド	547,071,614 円
三井住友DS・年金バランス30 (債券重点型)	17,456,337 円
三井住友DS・年金バランス50 (標準型)	88,881,884 円
三井住友DS・年金バランス70 (株式重点型)	94,685,297 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	4,047,832 円
日興FWS・日本株インデックス	582,504,321 円
三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド	5,086,487 円

SMAM・国内株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	2,743,586,165円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	12,823,736円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	97,797,524円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	1,769,964,821円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	1,640,393,274円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	6,218,766,294円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	40,740,210円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	159,471,500円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	735,491,821円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	46,826,720円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	257,810,451円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	839,187,037円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	607,019,790円
SMAM・バランスファンドVA35＜適格機関投資家専用＞	1,876,743,832円
SMAM・バランスVA株40T＜適格機関投資家限定＞	374,931円
SMAM・グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	42,725,221円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A＜適格機関投資家専用＞	47,564,568円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A＜適格機関投資家専用＞	34,436,924円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A＜適格機関投資家専用＞	16,874,370円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L＜適格機関投資家専用＞	113,224,715円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L＜適格機関投資家専用＞	245,176,007円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2＜適格機関投資家専用＞	60,459,399円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2＜適格機関投資家専用＞	41,778,678円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2＜適格機関投資家専用＞	7,630,596円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2＜適格機関投資家専用＞	44,249,093円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2＜適格機関投資家専用＞	601,227,185円
SMAM・国内株式インデックスファンド・VA（適格機関投資家専用）	181,398,201円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA＜適格機関投資家限定＞	228,400,003円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA＜適格機関投資家限定＞	101,339,489円
SMAM・世界バランスファンドVA＜適格機関投資家限定＞	181,801,332円
SMAM・世界バランスファンドVA2＜適格機関投資家限定＞	55,617,287円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	43,072,081円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04＜適格機関投資家限定＞	28,371,625円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	36,568,156円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII ＜適格機関投資家限定＞	67,859,289円
SMDAM・日米3資産バランスオープン＜適格機関投資家限定＞	11,604,728円
合計	63,097,233,521円

（2023年4月13日現在）

開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	63,097,233,521円
同期中における追加設定元本額	11,385,515,013円

同期中における一部解約元本額	7,648,326,933円
2023年4月13日現在の元本の内訳	
三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9,570,680,227円
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	1,059,937,184円
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	4,638,997,735円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	3,648,030,008円
SMAM・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	149,688,598円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	4,175,044円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	20,105,492円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	65,174,904円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	171,116,447円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	156,280,073円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	274,275,931円
国内株式指数ファンド(TOPIX)	1,340,401,706円
三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド	23,642,030,750円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	224,604,200円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	287,321,128円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	179,357,049円
イオン・バランス戦略ファンド	48,802,794円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	47,275,620円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	211,812,693円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	195,201,725円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	724,047,688円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	403,895,409円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	461,567,788円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	54,207,734円
三井住友DS・国内株式インデックス年金ファンド	912,956,383円
三井住友DS・年金バランス30(債券重点型)	42,315,625円
三井住友DS・年金バランス50(標準型)	230,367,140円
三井住友DS・年金バランス70(株式重点型)	220,965,270円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	5,943,129円
日興FWS・日本株インデックス	1,539,161,603円
三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド	31,182,740円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	48,532円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	55,404円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	65,862円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	75,722円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	75,722円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	36,977円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	53,380円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	64,358円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	74,521円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	84,740円

SMAM・国内株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	2,338,416,776円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	11,374,364円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	65,084,989円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	1,278,636,021円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	1,365,230,760円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	5,221,333,717円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	35,485,948円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	128,454,719円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	627,326,286円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	42,743,164円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	227,367,598円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	724,446,785円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	505,694,664円
SMAM・バランスファンドVA35＜適格機関投資家専用＞	1,525,907,370円
SMAM・バランスVA株40T＜適格機関投資家限定＞	352,709円
SMAM・グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	33,786,896円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A＜適格機関投資家専用＞	37,753,776円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A＜適格機関投資家専用＞	29,039,696円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A＜適格機関投資家専用＞	15,809,789円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L＜適格機関投資家専用＞	88,713,894円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L＜適格機関投資家専用＞	217,333,061円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2＜適格機関投資家専用＞	47,877,088円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2＜適格機関投資家専用＞	35,298,082円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2＜適格機関投資家専用＞	7,431,986円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2＜適格機関投資家専用＞	38,679,568円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2＜適格機関投資家専用＞	489,268,886円
SMAM・国内株式インデックスファンド・VA（適格機関投資家専用）	158,733,909円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA＜適格機関投資家限定＞	182,201,631円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA＜適格機関投資家限定＞	78,463,864円
SMAM・世界バランスファンドVA＜適格機関投資家限定＞	79,070,264円
SMAM・世界バランスファンドVA2＜適格機関投資家限定＞	38,854,455円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	51,538,394円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04＜適格機関投資家限定＞	37,247,656円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	48,176,456円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII ＜適格機関投資家限定＞	442,012,325円
SMDAM・日米3資産バランスオープン＜適格機関投資家限定＞	16,759,020円
合 計	66,834,421,601円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

(単位：円)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	4,100	3,465.000	14,206,500	
ニッセイ	109,600	564.000	61,814,400	
マルハニチロ	16,400	2,389.000	39,179,600	
雪国まいたけ	10,700	1,006.000	10,764,200	
カネコ種苗	4,700	1,608.000	7,557,600	
サカタのタネ	12,700	3,825.000	48,577,500	
ホクト	10,000	1,810.000	18,100,000	
住石ホールディングス	18,600	338.000	6,286,800	
日鉄鉱業	4,500	3,475.000	15,637,500	
三井松島ホールディングス	5,200	3,115.000	16,198,000	
I N P E X	407,400	1,497.000	609,877,800	
石油資源開発	12,700	4,545.000	57,721,500	
K&Oエナジーグループ	5,400	2,218.000	11,977,200	
ショーボンドホールディングス	15,100	5,340.000	80,634,000	
ミライト・ワン	36,600	1,664.000	60,902,400	
タマホーム	7,100	3,525.000	25,027,500	
日本アクア	5,200	885.000	4,602,000	
R o b o t H o m e	21,600	250.000	5,400,000	
安藤・間	63,200	840.000	53,088,000	
東急建設	32,900	676.000	22,240,400	
コムシスホールディングス	37,000	2,457.000	90,909,000	
ビーアールホールディングス	21,600	348.000	7,516,800	
高松コンストラクショングループ	7,300	2,076.000	15,154,800	
東建コーポレーション	3,100	8,000.000	24,800,000	
ヤマウラ	6,800	1,144.000	7,779,200	
オリエンタル白石	42,800	324.000	13,867,200	
大成建設	76,900	4,200.000	322,980,000	
大林組	274,800	1,013.000	278,372,400	
清水建設	231,000	773.000	178,563,000	
飛島建設	9,600	1,075.000	10,320,000	
長谷工コーポレーション	79,100	1,572.000	124,345,200	
松井建設	7,000	668.000	4,676,000	
銭高組	1,900	3,025.000	5,747,500	
鹿島建設	170,700	1,621.000	276,704,700	
不動テトラ	5,300	1,676.000	8,882,800	
鉄建建設	6,700	1,843.000	12,348,100	
西松建設	13,400	3,505.000	46,967,000	
三井住友建設	65,200	388.000	25,297,600	
大豊建設	3,500	3,765.000	13,177,500	
奥村組	12,500	3,185.000	39,812,500	
東鉄工業	10,500	2,647.000	27,793,500	
浅沼組	6,400	3,100.000	19,840,000	

戸田建設	95,600	682.000	65,199,200
熊谷組	13,100	2,731.000	35,776,100
北野建設	2,300	3,260.000	7,498,000
矢作建設工業	11,000	823.000	9,053,000
ピーエス三菱	10,900	660.000	7,194,000
日本ハウスホールディングス	18,200	394.000	7,170,800
新日本建設	10,900	947.000	10,322,300
東亜道路工業	3,400	4,010.000	13,634,000
日本道路	1,700	7,490.000	12,733,000
東亜建設工業	7,000	2,807.000	19,649,000
日本国土開発	24,500	621.000	15,214,500
若築建設	3,600	3,905.000	14,058,000
東洋建設	25,800	950.000	24,510,000
五洋建設	110,700	623.000	68,966,100
世紀東急工業	11,100	890.000	9,879,000
福田組	3,100	4,685.000	14,523,500
住友林業	59,000	2,748.000	162,132,000
日本基礎技術	8,700	517.000	4,497,900
巴コーポレーション	13,000	434.000	5,642,000
大和ハウス工業	215,600	3,144.000	677,846,400
ライト工業	13,900	1,934.000	26,882,600
積水ハウス	241,600	2,696.500	651,474,400
日特建設	8,200	965.000	7,913,000
ユアテック	17,300	822.000	14,220,600
日本リーテック	6,300	1,064.000	6,703,200
四電工	3,600	1,919.000	6,908,400
中電工	10,900	2,124.000	23,151,600
関電工	40,500	935.000	37,867,500
きんでん	53,500	1,629.000	87,151,500
東京エネシス	8,900	887.000	7,894,300
トーエネック	2,800	3,355.000	9,394,000
住友電設	7,300	2,613.000	19,074,900
日本電設工業	12,500	1,630.000	20,375,000
エクシオグループ	35,100	2,420.000	84,942,000
新日本空調	4,400	1,901.000	8,364,400
九電工	19,000	3,300.000	62,700,000
三機工業	16,700	1,447.000	24,164,900
日揮ホールディングス	76,400	1,689.000	129,039,600
中外炉工業	3,300	1,805.000	5,956,500
ヤマト	8,200	864.000	7,084,800
太平電業	4,900	3,950.000	19,355,000
高砂熱学工業	18,500	2,173.000	40,200,500
三晃金属工業	1,300	3,910.000	5,083,000
朝日工業社	3,600	2,242.000	8,071,200



明星工業	14,400	816.000	11,750,400
大氣社	8,800	3,600.000	31,680,000
ダイダン	5,200	2,391.000	12,433,200
日比谷総合設備	6,900	2,146.000	14,807,400
テスホールディングス	8,900	1,077.000	9,585,300
インフロニア・ホールディングス	80,800	1,014.000	81,931,200
東洋エンジニアリング	11,100	566.000	6,282,600
レイズネクスト	11,000	1,364.000	15,004,000
ニッポン	20,400	1,684.000	34,353,600
日清製粉グループ本社	71,500	1,588.000	113,542,000
日東富士製粉	1,900	4,505.000	8,559,500
昭和産業	6,500	2,543.000	16,529,500
鳥越製粉	11,200	605.000	6,776,000
中部飼料	10,900	1,052.000	11,466,800
フィード・ワン	12,600	691.000	8,706,600
日本甜菜製糖	5,400	1,687.000	9,109,800
DM三井製糖ホールディングス	7,600	2,115.000	16,074,000
ウェルネオシュガー	4,700	1,679.000	7,891,300
森永製菓	14,500	3,785.000	54,882,500
中村屋	2,800	3,115.000	8,722,000
江崎グリコ	22,200	3,355.000	74,481,000
井村屋グループ	4,600	2,241.000	10,308,600
不二家	5,300	2,465.000	13,064,500
山崎製パン	52,400	1,575.000	82,530,000
モロゾフ	2,700	3,470.000	9,369,000
亀田製菓	5,100	4,355.000	22,210,500
寿スピリッツ	8,300	9,620.000	79,846,000
カルビー	35,700	2,813.000	100,424,100
森永乳業	14,200	4,665.000	66,243,000
六甲バター	6,000	1,350.000	8,100,000
ヤクルト本社	55,400	9,840.000	545,136,000
明治ホールディングス	95,800	3,165.000	303,207,000
雪印メグミルク	18,600	1,773.000	32,977,800
プリマハム	10,300	2,231.000	22,979,300
日本ハム	30,200	3,885.000	117,327,000
丸大食品	8,700	1,480.000	12,876,000
S F o o d s	8,700	2,838.000	24,690,600
柿安本店	3,200	2,330.000	7,456,000
伊藤ハム米久ホールディングス	58,100	705.000	40,960,500
サッポロホールディングス	25,600	3,480.000	89,088,000
アサヒグループホールディングス	179,000	4,870.000	871,730,000
キリンホールディングス	349,700	2,108.500	737,342,450
宝ホールディングス	52,100	1,036.000	53,975,600
オエノンホールディングス	25,900	274.000	7,096,600

コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	60,600	1,416.000	85,809,600
サントリー食品インターナショナル	54,500	4,980.000	271,410,000
ダイドグループホールディングス	4,400	4,880.000	21,472,000
伊藤園	26,300	4,290.000	112,827,000
キーコーヒー	8,500	2,056.000	17,476,000
日清オイリオグループ	10,900	3,175.000	34,607,500
不二製油グループ本社	18,300	1,994.000	36,490,200
かどや製油	1,900	3,515.000	6,678,500
J-オイルミルズ	8,300	1,545.000	12,823,500
キッコーマン	51,200	7,140.000	365,568,000
味の素	189,800	4,719.000	895,666,200
ブルドックソース	3,600	1,898.000	6,832,800
キューピー	41,700	2,213.000	92,282,100
ハウス食品グループ本社	23,500	2,792.000	65,612,000
カゴメ	36,100	3,100.000	111,910,000
焼津水産化学工業	6,800	862.000	5,861,600
アリアケジャパン	6,800	5,150.000	35,020,000
エバラ食品工業	1,800	3,065.000	5,517,000
ニチレイ	35,700	2,651.000	94,640,700
東洋水産	39,300	5,690.000	223,617,000
イトアンドホールディングス	3,900	2,205.000	8,599,500
ヨシムラ・フード・ホールディングス	5,600	978.000	5,476,800
日清食品ホールディングス	27,200	12,100.000	329,120,000
永谷園ホールディングス	4,200	2,124.000	8,920,800
フジッコ	7,900	1,859.000	14,686,100
ロック・フィールド	8,700	1,538.000	13,380,600
日本たばこ産業	510,200	2,793.500	1,425,243,700
ケンコーマヨネーズ	6,000	1,210.000	7,260,000
わらべや日洋ホールディングス	6,200	2,122.000	13,156,400
なとり	5,300	1,952.000	10,345,600
ファーマフーズ	12,200	1,549.000	18,897,800
ユーグレナ	50,900	905.000	46,064,500
紀文食品	6,900	1,018.000	7,024,200
ピクルスホールディングス	5,200	1,150.000	5,980,000
ミヨシ油脂	3,800	976.000	3,708,800
理研ビタミン	7,200	1,937.000	13,946,400
片倉工業	8,800	1,801.000	15,848,800
ゲンゼ	6,100	4,560.000	27,816,000
東洋紡	34,900	1,018.000	35,528,200
ユニチカ	30,500	213.000	6,496,500
富士紡ホールディングス	3,400	3,175.000	10,795,000
倉敷紡績	6,300	2,435.000	15,340,500
シキボウ	6,400	995.000	6,368,000

日本毛織	21,400	1,011.000	21,635,400
帝国繊維	9,300	1,709.000	15,893,700
帝人	76,500	1,448.000	110,772,000
東レ	529,500	746.800	395,430,600
ダイニック	7,300	727.000	5,307,100
セーレン	15,400	2,249.000	34,634,600
小松マテーレ	13,300	680.000	9,044,000
ワコールホールディングス	15,400	2,570.000	39,578,000
ホギメディカル	10,900	3,150.000	34,335,000
T S I ホールディングス	28,000	649.000	18,172,000
ワールド	10,700	1,474.000	15,771,800
三陽商会	3,500	1,583.000	5,540,500
オンワードホールディングス	53,400	377.000	20,131,800
ルックホールディングス	2,900	2,213.000	6,417,700
ゴールドウイン	14,000	12,650.000	177,100,000
デサント	13,700	4,150.000	56,855,000
特種東海製紙	3,900	2,845.000	11,095,500
王子ホールディングス	328,300	527.000	173,014,100
日本製紙	42,500	1,030.000	43,775,000
北越コーポレーション	50,600	885.000	44,781,000
大王製紙	35,600	1,068.000	38,020,800
レンゴー	73,000	866.000	63,218,000
トーモク	5,400	1,601.000	8,645,400
ザ・パック	6,000	2,963.000	17,778,000
北の達人コーポレーション	35,900	340.000	12,206,000
クラレ	125,300	1,224.000	153,367,200
旭化成	491,400	939.300	461,572,020
レゾナック・ホールディングス	76,100	2,198.000	167,267,800
住友化学	583,600	458.000	267,288,800
住友精化	3,400	4,260.000	14,484,000
日産化学	37,300	5,990.000	223,427,000
ラサ工業	3,400	2,072.000	7,044,800
クレハ	6,700	8,430.000	56,481,000
多木化学	3,100	4,480.000	13,888,000
テイカ	5,800	1,177.000	6,826,600
石原産業	14,400	1,130.000	16,272,000
片倉コープアグリ	2,600	1,644.000	4,274,400
日本曹達	8,500	4,540.000	38,590,000
東ソー	104,700	1,801.000	188,564,700
トクヤマ	25,400	2,120.000	53,848,000
セントラル硝子	12,900	2,839.000	36,623,100
東亜合成	38,900	1,208.000	46,991,200
大阪ソーダ	4,800	4,705.000	22,584,000
関東電化工業	14,900	1,012.000	15,078,800

デンカ	28,800	2,721.000	78,364,800
信越化学工業	655,000	4,081.000	2,673,055,000
堺化学工業	6,100	1,794.000	10,943,400
第一稀元素化学工業	7,800	1,003.000	7,823,400
エア・ウォーター	74,100	1,649.000	122,190,900
日本酸素ホールディングス	76,200	2,361.000	179,908,200
日本化学工業	3,000	1,909.000	5,727,000
日本パーカラライジング	38,100	1,014.000	38,633,400
高压ガス工業	12,400	716.000	8,878,400
四国化成ホールディングス	9,700	1,383.000	13,415,100
戸田工業	2,000	2,458.000	4,916,000
ステラ ケミファ	4,800	2,625.000	12,600,000
保土谷化学工業	2,400	3,025.000	7,260,000
日本触媒	12,000	5,390.000	64,680,000
大日精化工業	5,700	1,792.000	10,214,400
カネカ	17,700	3,470.000	61,419,000
三菱瓦斯化学	57,900	1,964.000	113,715,600
三井化学	64,700	3,320.000	214,804,000
J S R	73,700	3,115.000	229,575,500
東京応化工業	13,800	7,070.000	97,566,000
大阪有機化学工業	6,000	1,910.000	11,460,000
三菱ケミカルグループ	532,600	791.000	421,286,600
KHネオケム	13,100	2,310.000	30,261,000
ダイセル	116,300	998.000	116,067,400
住友ベークライト	11,500	4,955.000	56,982,500
積水化学工業	160,400	1,886.000	302,514,400
日本ゼオン	47,300	1,401.000	66,267,300
アイカ工業	19,800	3,005.000	59,499,000
UBE	40,100	2,130.000	85,413,000
積水樹脂	11,300	2,044.000	23,097,200
タキロンシーアイ	17,900	491.000	8,788,900
旭有機材	5,400	3,090.000	16,686,000
ニチバン	5,500	1,948.000	10,714,000
リケンテクノス	17,200	585.000	10,062,000
大倉工業	4,000	2,039.000	8,156,000
群栄化学工業	2,200	2,672.000	5,878,400
ミライアル	3,000	1,549.000	4,647,000
ダイキョーニシカワ	17,900	640.000	11,456,000
森六ホールディングス	4,300	1,888.000	8,118,400
恵和	5,200	1,404.000	7,300,800
日本化薬	59,400	1,211.000	71,933,400
カーリットホールディングス	8,700	700.000	6,090,000
日本精化	4,600	2,585.000	11,891,000
扶桑化学工業	7,200	3,650.000	26,280,000

トリケミカル研究所	10,600	2,308.000	24,464,800
ADEKA	26,800	2,223.000	59,576,400
日油	24,300	6,050.000	147,015,000
新日本理化	20,700	215.000	4,450,500
ハリマ化成グループ	6,400	866.000	5,542,400
花王	192,200	5,305.000	1,019,621,000
第一工業製薬	3,300	1,893.000	6,246,900
石原ケミカル	4,200	1,468.000	6,165,600
三洋化成工業	4,600	4,205.000	19,343,000
有機合成薬品工業	2,100	290.000	609,000
大日本塗料	10,800	846.000	9,136,800
日本ペイントホールディングス	349,000	1,232.000	429,968,000
関西ペイント	72,400	1,834.000	132,781,600
中国塗料	13,900	1,106.000	15,373,400
日本特殊塗料	5,700	956.000	5,449,200
藤倉化成	12,900	431.000	5,559,900
太陽ホールディングス	11,800	2,371.000	27,977,800
D I C	30,200	2,401.000	72,510,200
サカタインクス	17,500	1,057.000	18,497,500
東洋インキSCホールディングス	14,900	2,073.000	30,887,700
T&K TOKA	7,700	1,086.000	8,362,200
富士フイルムホールディングス	151,500	6,758.000	1,023,837,000
資生堂	165,000	6,542.000	1,079,430,000
ライオン	95,500	1,428.000	136,374,000
高砂香料工業	5,400	2,545.000	13,743,000
マンダム	17,600	1,505.000	26,488,000
ミルボン	11,800	5,630.000	66,434,000
ファンケル	34,700	2,477.000	85,951,900
コーセー	16,100	16,040.000	258,244,000
コタ	7,480	1,569.000	11,736,120
ポーラ・オルビスホールディングス	40,700	1,780.000	72,446,000
ノエビアホールディングス	7,200	5,400.000	38,880,000
新日本製薬	4,900	1,431.000	7,011,900
アクシージア	4,300	1,041.000	4,476,300
エステー	6,900	1,566.000	10,805,400
アグロ カネショウ	3,900	1,796.000	7,004,400
コニシ	13,000	1,873.000	24,349,000
長谷川香料	16,300	3,090.000	50,367,000
小林製薬	23,000	8,200.000	188,600,000
荒川化学工業	8,000	983.000	7,864,000
メック	6,500	2,410.000	15,665,000
日本高純度化学	2,400	2,526.000	6,062,400
タカラバイオ	21,400	1,734.000	37,107,600
J C U	8,800	3,205.000	28,204,000

新田ゼラチン	6,000	823.000	4,938,000
OATアグリオ	3,400	1,320.000	4,488,000
デクセリアルズ	22,900	2,562.000	58,669,800
アース製薬	7,200	4,765.000	34,308,000
北興化学工業	10,200	894.000	9,118,800
大成ラミック	3,500	2,864.000	10,024,000
クミアイ化学工業	32,200	868.000	27,949,600
日本農薬	15,600	674.000	10,514,400
アキレス	6,000	1,417.000	8,502,000
有沢製作所	13,200	1,219.000	16,090,800
日東電工	57,100	8,490.000	484,779,000
レック	12,400	836.000	10,366,400
三光合成	11,500	517.000	5,945,500
きもと	21,600	196.000	4,233,600
藤森工業	6,000	3,085.000	18,510,000
前澤化成工業	6,000	1,543.000	9,258,000
未来工業	3,300	1,792.000	5,913,600
JSP	5,800	1,548.000	8,978,400
エフピコ	15,300	3,195.000	48,883,500
天馬	6,600	2,309.000	15,239,400
信越ポリマー	14,400	1,413.000	20,347,200
東リ	20,900	269.000	5,622,100
ニフコ	28,400	3,685.000	104,654,000
バルカー	6,700	3,365.000	22,545,500
ユニ・チャーム	164,700	5,380.000	886,086,000
協和キリン	95,100	3,040.000	289,104,000
武田薬品工業	698,600	4,440.000	3,101,784,000
アステラス製薬	756,500	1,941.000	1,468,366,500
住友ファーマ	58,800	841.000	49,450,800
塩野義製薬	99,600	6,073.000	604,870,800
日本新薬	18,600	5,920.000	110,112,000
中外製薬	247,000	3,312.000	818,064,000
科研製薬	13,400	3,700.000	49,580,000
エーザイ	96,200	7,615.000	732,563,000
ロート製薬	76,600	2,777.000	212,718,200
小野薬品工業	152,400	2,747.500	418,719,000
久光製薬	17,600	3,830.000	67,408,000
持田製薬	9,300	3,410.000	31,713,000
参天製薬	148,400	1,115.000	165,466,000
扶桑薬品工業	3,000	2,020.000	6,060,000
ツムラ	24,800	2,657.000	65,893,600
キッセイ薬品工業	12,200	2,669.000	32,561,800
生化学工業	15,200	816.000	12,403,200
栄研化学	13,000	1,568.000	20,384,000

鳥居薬品	4,200	3,240.000	13,608,000
JCRファーマ	27,100	1,451.000	39,322,100
東和薬品	12,200	1,911.000	23,314,200
富士製薬工業	6,000	1,234.000	7,404,000
ゼリア新薬工業	11,000	2,347.000	25,817,000
第一三共	687,900	4,719.000	3,246,200,100
杏林製薬	16,700	1,714.000	28,623,800
大幸薬品	16,800	378.000	6,350,400
ダイト	5,700	2,520.000	14,364,000
大塚ホールディングス	180,500	4,412.000	796,366,000
大正製薬ホールディングス	17,900	5,730.000	102,567,000
ペプチドリーム	38,700	1,923.000	74,420,100
あすか製薬ホールディングス	8,500	1,188.000	10,098,000
サワイグループホールディングス	18,100	3,830.000	69,323,000
日本コークス工業	83,300	90.000	7,497,000
ニチレキ	9,600	1,572.000	15,091,200
ユシロ化学工業	8,500	858.000	7,293,000
富士石油	22,100	266.000	5,878,600
出光興産	87,400	2,866.000	250,488,400
ENEOSホールディングス	1,338,500	470.700	630,031,950
コスモエネルギーホールディングス	31,300	4,360.000	136,468,000
横浜ゴム	44,800	2,704.000	121,139,200
TOYO TIRE	45,100	1,539.000	69,408,900
ブリヂストン	251,900	5,279.000	1,329,780,100
住友ゴム工業	77,600	1,176.000	91,257,600
藤倉コンポジット	5,500	1,001.000	5,505,500
オカモト	4,500	3,950.000	17,775,000
フコク	5,400	1,040.000	5,616,000
ニッタ	7,800	2,980.000	23,244,000
住友理工	16,300	668.000	10,888,400
三ツ星ベルト	11,500	3,830.000	44,045,000
バンドー化学	12,900	1,058.000	13,648,200
日東紡績	9,500	1,890.000	17,955,000
AGC	80,300	4,975.000	399,492,500
日本電気硝子	32,500	2,525.000	82,062,500
オハラ	5,500	1,125.000	6,187,500
住友大阪セメント	11,600	3,620.000	41,992,000
太平洋セメント	50,600	2,405.000	121,693,000
日本ヒューム	9,800	780.000	7,644,000
日本コンクリート工業	22,500	248.000	5,580,000
三谷セキサン	3,600	4,645.000	16,722,000
アジアパイルホールディングス	14,000	707.000	9,898,000
東海カーボン	66,800	1,217.000	81,295,600
日本カーボン	4,900	4,075.000	19,967,500

東洋炭素	5,300	3,965.000	21,014,500
ノリタケカンパニーリミテド	4,200	4,475.000	18,795,000
TOTO	52,100	4,550.000	237,055,000
日本碍子	93,200	1,757.000	163,752,400
日本特殊陶業	60,300	2,725.000	164,317,500
ダントーホールディングス	6,600	576.000	3,801,600
MARUWA	3,100	17,730.000	54,963,000
品川リフラクトリーズ	2,400	4,605.000	11,052,000
黒崎播磨	1,800	6,420.000	11,556,000
ヨータイ	5,900	1,513.000	8,926,700
東京窯業	5,500	323.000	1,776,500
フジミインコーポレーテッド	6,500	6,960.000	45,240,000
ニチアス	21,000	2,608.000	54,768,000
ニチハ	11,000	2,689.000	29,579,000
日本製鉄	363,500	3,003.000	1,091,590,500
神戸製鋼所	163,400	1,035.000	169,119,000
中山製鋼所	17,400	915.000	15,921,000
合同製鉄	4,300	3,275.000	14,082,500
JFEホールディングス	216,500	1,632.000	353,328,000
東京製鉄	22,900	1,367.000	31,304,300
共英製鋼	9,400	1,601.000	15,049,400
大和工業	13,300	5,280.000	70,224,000
東京製鋼	4,400	1,794.000	7,893,600
大阪製鉄	5,300	1,292.000	6,847,600
淀川製鋼所	9,000	2,742.000	24,678,000
中部鋼鈑	7,000	2,157.000	15,099,000
丸一鋼管	24,600	2,895.000	71,217,000
モリ工業	2,100	3,560.000	7,476,000
大同特殊鋼	10,200	5,160.000	52,632,000
日本冶金工業	6,100	4,090.000	24,949,000
山陽特殊製鋼	7,900	2,328.000	18,391,200
愛知製鋼	5,200	2,439.000	12,682,800
大平洋金属	6,100	1,896.000	11,565,600
新日本電工	54,100	340.000	18,394,000
栗本鐵工所	4,600	1,993.000	9,167,800
三菱製鋼	5,800	1,155.000	6,699,000
日本精線	1,300	4,515.000	5,869,500
新家工業	2,500	2,110.000	5,275,000
大紀アルミニウム工業所	11,700	1,400.000	16,380,000
日本軽金属ホールディングス	22,200	1,443.000	32,034,600
三井金属鉱業	23,500	3,215.000	75,552,500
東邦亜鉛	5,200	1,866.000	9,703,200
三菱マテリアル	54,600	2,219.000	121,157,400
住友金属鉱山	94,300	5,179.000	488,379,700



DOWAホールディングス	18,300	4,290.000	78,507,000
古河機械金属	12,500	1,307.000	16,337,500
大阪チタニウムテクノロジーズ	12,100	3,210.000	38,841,000
東邦チタニウム	15,000	2,138.000	32,070,000
UACJ	11,500	2,641.000	30,371,500
CKサンエツ	2,200	4,145.000	9,119,000
古河電気工業	27,400	2,426.000	66,472,400
住友電気工業	280,600	1,665.500	467,339,300
フジクラ	87,800	895.000	78,581,000
SWCC	9,500	1,761.000	16,729,500
平河ヒューテック	5,200	1,415.000	7,358,000
リョービ	9,300	1,501.000	13,959,300
アーレスティ	10,100	551.000	5,565,100
アサヒホールディングス	33,200	2,024.000	67,196,800
稲葉製作所	6,800	1,424.000	9,683,200
宮地エンジニアリンググループ	2,500	3,750.000	9,375,000
トーカロ	21,800	1,250.000	27,250,000
アルファ	6,000	965.000	5,790,000
SUMCO	154,500	1,923.000	297,103,500
川田テクノロジーズ	2,300	4,000.000	9,200,000
RS TECHNOLOGIES	5,600	3,255.000	18,228,000
ジェイテックコーポレーション	1,300	2,667.000	3,467,100
信和	9,300	718.000	6,677,400
東洋製罐グループホールディングス	54,000	1,866.000	100,764,000
ホッカンホールディングス	5,800	1,367.000	7,928,600
横河ブリッジホールディングス	10,100	2,140.000	21,614,000
三和ホールディングス	74,500	1,404.000	104,598,000
文化シヤッター	23,500	1,090.000	25,615,000
三協立山	10,700	689.000	7,372,300
アルインコ	7,600	1,021.000	7,759,600
LIXIL	118,300	2,137.000	252,807,100
ノーリツ	12,000	1,767.000	21,204,000
長府製作所	8,300	2,269.000	18,832,700
リンナイ	44,100	3,265.000	143,986,500
日東精工	12,800	559.000	7,155,200
岡部	14,100	792.000	11,167,200
ジーテクト	9,300	1,428.000	13,280,400
東プレ	14,300	1,258.000	17,989,400
高周波熱錬	13,700	698.000	9,562,600
東京製網	5,400	1,118.000	6,037,200
パイオラックス	11,400	1,910.000	21,774,000
エイチワン	9,600	641.000	6,153,600
日本発条	71,800	933.000	66,989,400
立川ブラインド工業	4,500	1,333.000	5,998,500

三益半導体工業	6,200	2,698.000	16,727,600
日本製鋼所	22,100	2,426.000	53,614,600
三浦工業	33,200	3,325.000	110,390,000
タクマ	24,600	1,311.000	32,250,600
ツガミ	17,700	1,337.000	23,664,900
オークマ	7,800	5,800.000	45,240,000
芝浦機械	8,000	3,075.000	24,600,000
アマダ	125,300	1,230.000	154,119,000
アイダエンジニアリング	17,000	832.000	14,144,000
F U J I	34,200	2,195.000	75,069,000
牧野フライス製作所	8,700	4,665.000	40,585,500
オーエスジー	37,800	1,878.000	70,988,400
旭ダイヤモンド工業	22,600	876.000	19,797,600
DMG森精機	47,900	2,115.000	101,308,500
ソディック	22,400	744.000	16,665,600
ディスコ	38,400	14,460.000	555,264,000
日東工器	4,400	1,849.000	8,135,600
日進工具	6,800	1,087.000	7,391,600
富士ダイス	4,100	772.000	3,165,200
豊和工業	5,500	883.000	4,856,500
石川製作所	3,600	1,424.000	5,126,400
島精機製作所	12,400	1,840.000	22,816,000
オプトラン	12,100	2,139.000	25,881,900
NCホールディングス	2,200	1,913.000	4,208,600
イワキ	6,300	1,267.000	7,982,100
フリー	8,900	1,145.000	10,190,500
ヤマシンフィルタ	21,800	332.000	7,237,600
日阪製作所	8,800	882.000	7,761,600
やまびこ	13,300	1,310.000	17,423,000
野村マイクロ・サイエンス	2,700	3,925.000	10,597,500
平田機工	3,800	6,690.000	25,422,000
PEGASUS	10,400	615.000	6,396,000
マルマエ	4,300	1,571.000	6,755,300
タツモ	4,700	1,896.000	8,911,200
ナブテスコ	49,900	3,110.000	155,189,000
三井海洋開発	10,300	1,397.000	14,389,100
レオン自動機	8,800	1,244.000	10,947,200
SMC	25,800	69,360.000	1,789,488,000
ホソカワミクロン	6,100	2,933.000	17,891,300
ユニオンツール	3,400	3,205.000	10,897,000
オイレス工業	10,900	1,675.000	18,257,500
日精エー・エス・ビー機械	3,700	4,115.000	15,225,500
サトーホールディングス	11,300	2,225.000	25,142,500
技研製作所	8,300	2,227.000	18,484,100

日本エアテック	5,100	1,083.000	5,523,300
日精樹脂工業	6,900	980.000	6,762,000
ワイエイシイホールディングス	3,200	2,579.000	8,252,800
小松製作所	372,400	3,243.000	1,207,693,200
住友重機械工業	46,600	3,165.000	147,489,000
日立建機	31,500	3,090.000	97,335,000
日工	13,700	635.000	8,699,500
巴工業	4,000	2,423.000	9,692,000
井関農機	8,400	1,183.000	9,937,200
TOWA	8,100	2,022.000	16,378,200
ローツェ	4,100	9,190.000	37,679,000
クボタ	420,600	1,940.500	816,174,300
荏原実業	4,100	2,908.000	11,922,800
三菱化工機	2,900	2,404.000	6,971,600
月島ホールディングス	11,500	1,087.000	12,500,500
帝国電機製作所	5,900	2,375.000	14,012,500
新東工業	16,900	895.000	15,125,500
澁谷工業	7,300	2,468.000	18,016,400
アイチコーポレーション	11,900	789.000	9,389,100
小森コーポレーション	19,200	946.000	18,163,200
鶴見製作所	6,600	2,116.000	13,965,600
酒井重工業	1,500	4,040.000	6,060,000
荏原製作所	32,400	5,980.000	193,752,000
西島製作所	7,600	1,544.000	11,734,400
北越工業	8,700	1,335.000	11,614,500
ダイキン工業	94,900	22,765.000	2,160,398,500
オルガノ	10,900	3,340.000	36,406,000
トーヨーカネツ	3,400	2,640.000	8,976,000
栗田工業	44,400	6,120.000	271,728,000
椿本チエイン	10,900	3,210.000	34,989,000
大同工業	6,700	755.000	5,058,500
木村化工機	8,700	698.000	6,072,600
アネスト岩田	14,100	1,000.000	14,100,000
ダイフク	122,700	2,426.000	297,670,200
サムコ	2,700	4,745.000	12,811,500
加藤製作所	4,800	1,163.000	5,582,400
タダノ	42,000	1,046.000	43,932,000
フジテック	28,000	3,410.000	95,480,000
CKD	21,700	2,061.000	44,723,700
平和	26,900	2,610.000	70,209,000
理想科学工業	7,300	2,274.000	16,600,200
SANKYO	15,800	5,570.000	88,006,000
日本金銭機械	9,600	1,414.000	13,574,400
マースグループホールディングス	5,000	3,050.000	15,250,000

フクシマガリレイ	5,900	4,760.000	28,084,000
ダイコク電機	4,700	3,195.000	15,016,500
竹内製作所	14,400	3,395.000	48,888,000
アマノ	22,700	2,547.000	57,816,900
J U K I	13,700	612.000	8,384,400
ジャノメ	9,400	622.000	5,846,800
マックス	9,700	2,091.000	20,282,700
グローリー	19,400	2,844.000	55,173,600
新晃工業	8,400	1,695.000	14,238,000
大和冷機工業	12,300	1,380.000	16,974,000
セガサミーホールディングス	64,200	2,615.000	167,883,000
リケン	3,500	2,607.000	9,124,500
T P R	9,200	1,333.000	12,263,600
ツバキ・ナカシマ	20,300	954.000	19,366,200
ホシザキ	51,200	4,635.000	237,312,000
大豊工業	8,300	638.000	5,295,400
日本精工	145,100	751.000	108,970,100
N T N	157,500	329.000	51,817,500
ジェイテクト	70,200	1,011.000	70,972,200
不二越	5,800	3,815.000	22,127,000
日本トムソン	20,600	575.000	11,845,000
T H K	45,700	3,000.000	137,100,000
ユーシン精機	7,700	759.000	5,844,300
前澤給装工業	6,800	985.000	6,698,000
イーグル工業	9,000	1,209.000	10,881,000
前澤工業	8,400	676.000	5,678,400
日本ピラー工業	7,300	3,600.000	26,280,000
キッツ	29,800	897.000	26,730,600
マキタ	99,000	3,225.000	319,275,000
日立造船	65,700	856.000	56,239,200
三菱重工業	139,200	5,088.000	708,249,600
I H I	50,100	3,330.000	166,833,000
スター精密	14,800	1,749.000	25,885,200
日清紡ホールディングス	65,400	1,004.000	65,661,600
イビデン	45,700	5,160.000	235,812,000
コニカミノルタ	178,400	542.000	96,692,800
ブラザー工業	106,100	2,038.000	216,231,800
ミネベアミツミ	137,800	2,408.000	331,822,400
日立製作所	386,600	7,305.000	2,824,113,000
東芝	153,400	4,427.000	679,101,800
三菱電機	821,900	1,559.500	1,281,753,050
富士電機	48,200	5,080.000	244,856,000
東洋電機製造	6,800	937.000	6,371,600
安川電機	94,200	5,620.000	529,404,000

シンフォニア テクノロジー	9,100	1,584.000	14,414,400
明電舎	12,500	1,800.000	22,500,000
オリジン	3,700	1,250.000	4,625,000
山洋電気	3,600	6,120.000	22,032,000
デンヨー	6,800	1,723.000	11,716,400
PHCホールディングス	11,300	1,465.000	16,554,500
ソシオネクスト	8,200	9,590.000	78,638,000
東芝テック	12,100	3,880.000	46,948,000
芝浦メカトロニクス	1,500	15,450.000	23,175,000
マブチモーター	19,700	3,860.000	76,042,000
ニデック	193,500	6,715.000	1,299,352,500
トレックス・セミコンダクター	4,100	2,371.000	9,721,100
東光高岳	5,100	2,296.000	11,709,600
ダブル・スコープ	26,400	1,228.000	32,419,200
ダイヘン	7,200	4,350.000	31,320,000
ヤーマン	14,500	1,202.000	17,429,000
JVCケンウッド	75,400	383.000	28,878,200
ミマキエンジニアリング	9,000	649.000	5,841,000
I-PEX	5,300	1,394.000	7,388,200
大崎電気工業	22,500	540.000	12,150,000
オムロン	72,800	7,552.000	549,785,600
日東工業	11,000	2,577.000	28,347,000
I D E C	12,000	3,260.000	39,120,000
ジーエス・ユアサ コーポレーション	26,300	2,255.000	59,306,500
メルコホールディングス	2,400	3,180.000	7,632,000
日本電気	112,500	5,120.000	576,000,000
富士通	79,200	17,595.000	1,393,524,000
沖電気工業	37,900	711.000	26,946,900
電気興業	3,800	2,247.000	8,538,600
サンケン電気	7,400	10,610.000	78,514,000
アイホン	5,400	2,048.000	11,059,200
ルネサスエレクトロニクス	519,000	1,825.000	947,175,000
セイコーエプソン	105,800	1,942.000	205,463,600
ワコム	60,900	662.000	40,315,800
アルバック	18,900	5,570.000	105,273,000
アクセル	3,200	1,591.000	5,091,200
E I Z O	6,000	4,260.000	25,560,000
日本信号	18,900	1,088.000	20,563,200
京三製作所	20,700	418.000	8,652,600
能美防災	11,200	1,675.000	18,760,000
ホーチキ	6,800	1,559.000	10,601,200
エレコム	19,500	1,248.000	24,336,000
パナソニック ホールディングス	939,700	1,235.500	1,160,999,350
シャープ	96,400	958.000	92,351,200

アンリツ	57,000	1,226.000	69,882,000
富士通ゼネラル	22,700	3,880.000	88,076,000
ソニーグループ	556,900	11,900.000	6,627,110,000
TDK	125,900	4,585.000	577,251,500
帝国通信工業	4,500	1,529.000	6,880,500
タムラ製作所	35,200	802.000	28,230,400
アルプスアルパイン	71,600	1,249.000	89,428,400
日本電波工業	10,200	1,205.000	12,291,000
鈴木	5,500	996.000	5,478,000
メイコー	8,800	2,788.000	24,534,400
日本トリム	2,200	2,864.000	6,300,800
ローランド ディー. ジー.	4,600	3,305.000	15,203,000
フォスター電機	8,400	1,216.000	10,214,400
SMK	2,500	2,560.000	6,400,000
ヨコオ	6,800	2,011.000	13,674,800
ホシデン	19,100	1,627.000	31,075,700
ヒロセ電機	13,200	17,140.000	226,248,000
日本航空電子工業	16,400	2,238.000	36,703,200
TOA	10,900	824.000	8,981,600
マクセル	17,800	1,489.000	26,504,200
古野電気	11,700	953.000	11,150,100
スミダコーポレーション	7,800	1,634.000	12,745,200
アイコム	3,700	2,640.000	9,768,000
リオン	3,800	1,948.000	7,402,400
横河電機	87,000	2,164.000	188,268,000
新電元工業	3,300	3,365.000	11,104,500
アズビル	55,100	3,555.000	195,880,500
東亜ディーケーケー	7,900	810.000	6,399,000
日本光電工業	36,700	3,640.000	133,588,000
チノー	4,000	2,169.000	8,676,000
日本電子材料	6,300	1,457.000	9,179,100
堀場製作所	17,600	7,460.000	131,296,000
アドバンテスト	62,000	11,560.000	716,720,000
エスペック	6,700	2,013.000	13,487,100
キーエンス	78,800	61,750.000	4,865,900,000
日置電機	4,200	8,800.000	36,960,000
シスメックス	68,000	8,739.000	594,252,000
日本マイクロニクス	13,200	1,303.000	17,199,600
メガチップス	6,600	3,350.000	22,110,000
OBARA GROUP	4,300	3,905.000	16,791,500
コーセル	10,600	1,076.000	11,405,600
イリソ電子工業	7,400	4,725.000	34,965,000
オプテックスグループ	14,700	1,960.000	28,812,000
千代田インテグレ	4,100	2,234.000	9,159,400

レーザーテック	36,100	21,740.000	784,814,000
スタンレー電気	55,900	2,890.000	161,551,000
ウシオ電機	40,300	1,642.000	66,172,600
ヘリオス テクノ ホールディング	11,900	561.000	6,675,900
エノモト	2,500	1,695.000	4,237,500
日本セラミック	8,200	2,589.000	21,229,800
古河電池	6,600	1,086.000	7,167,600
山一電機	7,300	1,856.000	13,548,800
図研	7,100	3,470.000	24,637,000
日本電子	19,800	4,245.000	84,051,000
カシオ計算機	59,000	1,283.000	75,697,000
ファナック	386,500	4,567.000	1,765,145,500
日本シイエムケイ	19,800	448.000	8,870,400
エンプラス	2,500	4,620.000	11,550,000
大真空	10,800	695.000	7,506,000
ローム	36,400	10,460.000	380,744,000
浜松ホトニクス	63,000	7,080.000	446,040,000
三井ハイテック	8,100	8,620.000	69,822,000
新光電気工業	27,900	4,040.000	112,716,000
京セラ	122,400	6,936.000	848,966,400
太陽誘電	38,300	4,360.000	166,988,000
村田製作所	238,600	7,782.000	1,856,785,200
双葉電子工業	18,700	521.000	9,742,700
北陸電気工業	3,000	1,263.000	3,789,000
ニチコン	16,400	1,301.000	21,336,400
日本ケミコン	8,100	2,048.000	16,588,800
KOA	12,300	1,745.000	21,463,500
市光工業	13,000	490.000	6,370,000
小糸製作所	94,300	2,447.000	230,752,100
ミツバ	16,200	568.000	9,201,600
SCREENホールディングス	13,500	11,080.000	149,580,000
キャノン電子	9,200	1,856.000	17,075,200
キャノン	432,200	2,932.000	1,267,210,400
リコー	197,900	1,015.000	200,868,500
象印マホービン	23,900	1,662.000	39,721,800
東京エレクトロン	166,500	15,695.000	2,613,217,500
イノテック	6,200	1,362.000	8,444,400
トヨタ紡織	33,000	2,089.000	68,937,000
ユニプレス	15,100	890.000	13,439,000
豊田自動織機	57,500	7,250.000	416,875,000
モリタホールディングス	14,700	1,322.000	19,433,400
三櫻工業	12,500	663.000	8,287,500
デンソー	162,200	7,401.000	1,200,442,200
東海理化電機製作所	21,800	1,589.000	34,640,200

川崎重工業	59,500	2,880.000	171,360,000
日本車輛製造	3,900	2,040.000	7,956,000
三菱ロジスネクスト	14,000	905.000	12,670,000
日産自動車	1,118,500	495.000	553,657,500
いすゞ自動車	228,100	1,535.000	350,133,500
トヨタ自動車	4,322,700	1,812.500	7,834,893,750
日野自動車	102,100	550.000	56,155,000
三菱自動車工業	308,600	504.000	155,534,400
武蔵精密工業	19,200	1,797.000	34,502,400
日産車体	14,800	871.000	12,890,800
新明和工業	25,400	1,142.000	29,006,800
極東開発工業	14,100	1,620.000	22,842,000
トピー工業	7,100	1,905.000	13,525,500
ティラド	2,500	2,329.000	5,822,500
曙ブレーキ工業	56,900	147.000	8,364,300
タチエス	13,200	1,165.000	15,378,000
NOK	30,900	1,522.000	47,029,800
フタバ産業	23,000	423.000	9,729,000
KYB	7,500	4,095.000	30,712,500
大同メタル工業	19,500	510.000	9,945,000
プレス工業	35,400	520.000	18,408,000
ミクニ	14,000	328.000	4,592,000
太平洋工業	18,200	1,111.000	20,220,200
アイシン	60,400	3,675.000	221,970,000
マツダ	260,500	1,173.000	305,566,500
今仙電機製作所	6,300	714.000	4,498,200
本田技研工業	639,800	3,525.000	2,255,295,000
スズキ	144,600	4,668.000	674,992,800
SUBARU	249,500	2,099.500	523,825,250
安永	3,600	1,107.000	3,985,200
ヤマハ発動機	123,400	3,385.000	417,709,000
エクセディ	13,000	1,836.000	23,868,000
豊田合成	22,800	2,208.000	50,342,400
愛三工業	13,800	859.000	11,854,200
日本プラスト	14,400	415.000	5,976,000
ヨロズ	8,700	884.000	7,690,800
エフ・シー・シー	13,700	1,567.000	21,467,900
シマノ	32,200	23,515.000	757,183,000
テイ・エス テック	35,900	1,643.000	58,983,700
ジャムコ	4,400	1,442.000	6,344,800
テルモ	242,100	3,813.000	923,127,300
日機装	18,800	948.000	17,822,400
日本エム・ディ・エム	5,500	1,001.000	5,505,500
島津製作所	95,600	4,155.000	397,218,000



長野計器	6,100	1,284.000	7,832,400
ブイ・テクノロジー	4,100	3,000.000	12,300,000
東京計器	7,100	1,211.000	8,598,100
愛知時計電機	3,900	1,481.000	5,775,900
インターアクション	4,100	1,374.000	5,633,400
オーバル	8,300	459.000	3,809,700
東京精密	17,200	5,020.000	86,344,000
マニー	35,000	1,762.000	61,670,000
ニコン	122,500	1,298.000	159,005,000
トプコン	41,300	1,860.000	76,818,000
オリンパス	492,200	2,443.500	1,202,690,700
理研計器	4,900	5,200.000	25,480,000
タムロン	5,900	3,025.000	17,847,500
HOYA	168,100	14,330.000	2,408,873,000
ノーリツ鋼機	7,700	2,197.000	16,916,900
A&Dホロンホールディングス	11,400	1,369.000	15,606,600
朝日インテック	88,000	2,384.000	209,792,000
シチズン時計	87,000	782.000	68,034,000
リズム	2,700	2,039.000	5,505,300
メニコン	27,300	2,791.000	76,194,300
松風	4,000	2,072.000	8,288,000
セイコーグループ	12,400	2,845.000	35,278,000
ニプロ	66,700	1,011.000	67,433,700
スノーピーク	13,800	2,022.000	27,903,600
パラマウントベッドホールディングス	18,200	2,344.000	42,660,800
トランザクション	6,500	1,605.000	10,432,500
ニホンフラッシュ	8,000	978.000	7,824,000
前田工織	6,800	3,300.000	22,440,000
永大産業	24,100	224.000	5,398,400
アートネイチャー	9,200	776.000	7,139,200
バンダイナムコホールディングス	215,400	2,928.500	630,798,900
SHOEI	16,600	2,604.000	43,226,400
フランスベッドホールディングス	10,500	1,046.000	10,983,000
パイロットコーポレーション	12,400	4,285.000	53,134,000
萩原工業	6,300	1,288.000	8,114,400
フジシールインターナショナル	16,000	1,475.000	23,600,000
タカラトミー	36,300	1,428.000	51,836,400
広済堂ホールディングス	5,000	2,956.000	14,780,000
プロネクサス	7,100	979.000	6,950,900
ウッドワン	3,200	1,264.000	4,044,800
大建工業	5,000	2,269.000	11,345,000
凸版印刷	102,700	2,729.000	280,268,300
大日本印刷	93,500	3,770.000	352,495,000
共同印刷	2,800	2,813.000	7,876,400

N I S S H A	15,000	1,827.000	27,405,000
TAKARA & COMPANY	5,600	2,370.000	13,272,000
アシックス	72,700	3,820.000	277,714,000
ツツミ	2,200	2,210.000	4,862,000
ローランド	6,000	3,990.000	23,940,000
小松ウオール工業	3,100	1,999.000	6,196,900
ヤマハ	49,300	5,230.000	257,839,000
河合楽器製作所	2,200	3,075.000	6,765,000
クリナップ	9,700	716.000	6,945,200
ピジョン	50,600	2,047.000	103,578,200
キングジム	8,000	910.000	7,280,000
リンテック	15,400	2,180.000	33,572,000
イトーキ	17,100	766.000	13,098,600
任天堂	497,100	5,379.000	2,673,900,900
三菱鉛筆	11,100	1,668.000	18,514,800
タカラスタンダード	15,000	1,519.000	22,785,000
コクヨ	37,800	1,824.000	68,947,200
グローブライド	6,300	2,450.000	15,435,000
オカムラ	23,600	1,354.000	31,954,400
美津濃	7,900	3,225.000	25,477,500
東京電力ホールディングス	710,600	489.000	347,483,400
中部電力	289,100	1,423.000	411,389,300
関西電力	303,300	1,309.000	397,019,700
中国電力	125,900	682.000	85,863,800
北陸電力	75,300	621.000	46,761,300
東北電力	193,100	673.000	129,956,300
四国電力	67,300	770.000	51,821,000
九州電力	180,100	772.000	139,037,200
北海道電力	75,900	503.000	38,177,700
沖縄電力	19,400	1,087.000	21,087,800
電源開発	59,400	2,148.000	127,591,200
エフオン	6,200	626.000	3,881,200
イーレックス	14,100	1,792.000	25,267,200
レノバ	21,200	1,967.000	41,700,400
東京瓦斯	166,500	2,496.000	415,584,000
大阪瓦斯	159,300	2,190.000	348,867,000
東邦瓦斯	31,000	2,472.000	76,632,000
北海道瓦斯	5,100	1,905.000	9,715,500
広島ガス	18,900	352.000	6,652,800
西部ガスホールディングス	7,200	1,799.000	12,952,800
静岡ガス	17,800	1,127.000	20,060,600
メタウォーター	9,700	1,782.000	17,285,400
S B Sホールディングス	7,000	3,210.000	22,470,000
東武鉄道	86,100	3,315.000	285,421,500

相鉄ホールディングス	26,100	2,291.000	59,795,100
東急	219,900	1,806.000	397,139,400
京浜急行電鉄	89,500	1,281.000	114,649,500
小田急電鉄	118,900	1,842.000	219,013,800
京王電鉄	41,600	4,870.000	202,592,000
京成電鉄	50,600	4,505.000	227,953,000
富士急行	9,800	4,960.000	48,608,000
東日本旅客鉄道	133,600	7,485.000	999,996,000
西日本旅客鉄道	100,800	5,650.000	569,520,000
東海旅客鉄道	60,700	16,090.000	976,663,000
西武ホールディングス	95,500	1,463.000	139,716,500
鴻池運輸	13,600	1,518.000	20,644,800
西日本鉄道	20,800	2,413.000	50,190,400
ハマキョウレックス	6,100	3,280.000	20,008,000
サカイ引越センター	3,800	4,555.000	17,309,000
近鉄グループホールディングス	78,400	4,390.000	344,176,000
阪急阪神ホールディングス	104,300	4,075.000	425,022,500
南海電気鉄道	37,600	2,973.000	111,784,800
京阪ホールディングス	32,600	3,665.000	119,479,000
神戸電鉄	2,800	3,180.000	8,904,000
名古屋鉄道	86,800	2,092.000	181,585,600
山陽電気鉄道	6,600	2,272.000	14,995,200
アルプス物流	6,400	1,262.000	8,076,800
ヤマトホールディングス	100,700	2,290.000	230,603,000
山九	20,000	4,645.000	92,900,000
丸全昭和運輸	4,900	3,275.000	16,047,500
センコーグループホールディングス	41,200	933.000	38,439,600
トナミホールディングス	1,900	4,275.000	8,122,500
ニッコンホールディングス	24,800	2,461.000	61,032,800
福山通運	6,100	3,450.000	21,045,000
セイノーホールディングス	48,900	1,425.000	69,682,500
神奈川中央交通	2,700	3,225.000	8,707,500
AZ-COM丸和ホールディングス	19,300	1,869.000	36,071,700
C&Fロジホールディングス	7,900	1,250.000	9,875,000
九州旅客鉄道	55,700	2,988.000	166,431,600
SGホールディングス	150,700	1,927.000	290,398,900
NIPPON EXPRESSホールディングス	29,200	7,780.000	227,176,000
日本郵船	209,800	3,414.000	716,257,200
商船三井	137,900	3,525.000	486,097,500
川崎汽船	66,900	3,375.000	225,787,500
NSユニテッド海運	4,300	4,520.000	19,436,000
明治海運	9,400	633.000	5,950,200
飯野海運	29,600	1,074.000	31,790,400
乾汽船	10,800	1,794.000	19,375,200

日本航空	192,800	2,508.000	483,542,400
ANAホールディングス	214,800	2,781.500	597,466,200
トランコム	2,400	7,120.000	17,088,000
日新	6,300	2,068.000	13,028,400
三菱倉庫	16,700	3,180.000	53,106,000
三井倉庫ホールディングス	7,300	3,895.000	28,433,500
住友倉庫	21,000	2,205.000	46,305,000
澁澤倉庫	3,200	2,190.000	7,008,000
東陽倉庫	19,100	275.000	5,252,500
日本トランスシティ	15,800	637.000	10,064,600
川西倉庫	5,800	999.000	5,794,200
安田倉庫	6,600	1,021.000	6,738,600
上組	37,300	2,746.000	102,425,800
キムラユニティ	4,000	999.000	3,996,000
キューソー流通システム	7,100	986.000	7,000,600
エーアイティー	5,300	1,630.000	8,639,000
内外トランスライン	3,100	2,498.000	7,743,800
日本コンセプト	3,000	1,649.000	4,947,000
NECネッツエスアイ	26,400	1,625.000	42,900,000
クロスキャット	5,200	1,252.000	6,510,400
システナ	133,100	286.000	38,066,600
デジタルアーツ	5,100	5,250.000	26,775,000
日鉄ソリューションズ	13,300	3,615.000	48,079,500
キューブシステム	5,600	1,144.000	6,406,400
コア	3,700	1,600.000	5,920,000
手間いらず	1,400	4,700.000	6,580,000
ラクーンホールディングス	7,700	781.000	6,013,700
ソリトンシステムズ	4,800	1,084.000	5,203,200
ソフトクリエイトホールディングス	7,000	1,726.000	12,082,000
T I S	86,200	3,635.000	313,337,000
グリー	22,400	687.000	15,388,800
コーエーテクモホールディングス	49,600	2,321.000	115,121,600
三菱総合研究所	3,900	4,880.000	19,032,000
ファインデックス	7,500	649.000	4,867,500
ブレインパッド	6,600	696.000	4,593,600
K L a b	18,700	372.000	6,956,400
ポールトゥウィンホールディングス	14,300	870.000	12,441,000
ネクソン	204,500	3,125.000	639,062,500
アイスタイル	24,000	551.000	13,224,000
エムアップホールディングス	10,200	1,210.000	12,342,000
エイチーム	7,200	674.000	4,852,800
エニグモ	11,700	460.000	5,382,000
コロプラ	30,800	631.000	19,434,800
ブロードリーフ	48,400	415.000	20,086,000

クロス・マーケティンググループ	5,400	675.000	3,645,000
デジタルハーツホールディングス	5,400	1,450.000	7,830,000
システム情報	7,800	809.000	6,310,200
メディアドゥ	3,700	1,425.000	5,272,500
じげん	24,400	481.000	11,736,400
ブイキューブ	11,300	512.000	5,785,600
フィックスターズ	9,500	1,484.000	14,098,000
CARTA HOLDINGS	4,300	1,383.000	5,946,900
オブティム	7,000	924.000	6,468,000
セレス	3,600	1,373.000	4,942,800
SHIFT	5,800	26,640.000	154,512,000
ティーガイア	8,900	1,688.000	15,023,200
テクマトリックス	14,800	1,536.000	22,732,800
プロシップ	4,100	1,345.000	5,514,500
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	24,500	2,463.000	60,343,500
GMOペイメントゲートウェイ	18,100	10,900.000	197,290,000
システムリサーチ	2,800	2,233.000	6,252,400
インターネットイニシアティブ	44,100	2,736.000	120,657,600
さくらインターネット	10,300	619.000	6,375,700
ヴィンクス	3,400	1,375.000	4,675,000
GMOグローバルサイン・ホールディングス	2,500	3,970.000	9,925,000
SRAホールディングス	4,300	2,953.000	12,697,900
朝日ネット	9,400	583.000	5,480,200
eBASE	11,800	671.000	7,917,800
アバントグループ	10,200	1,416.000	14,443,200
アドソル日進	3,700	1,728.000	6,393,600
フリービット	4,700	1,480.000	6,956,000
コムチュア	10,700	2,024.000	21,656,800
アステリア	7,200	725.000	5,220,000
アイル	4,600	2,475.000	11,385,000
マークライنز	4,700	2,431.000	11,425,700
メディカル・データ・ビジョン	12,600	869.000	10,949,400
gumi	12,800	721.000	9,228,800
テラスカイ	4,000	1,794.000	7,176,000
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	5,000	1,643.000	8,215,000
PR TIMES	2,400	1,895.000	4,548,000
ラクス	37,500	1,981.000	74,287,500
ダブルスタンダード	3,600	2,023.000	7,282,800
オープンドア	6,000	1,545.000	9,270,000
アカツキ	4,100	2,230.000	9,143,000
UBICOMホールディングス	2,900	2,211.000	6,411,900
カナミックネットワーク	14,300	480.000	6,864,000
チェンジホールディングス	19,500	2,465.000	48,067,500
オークネット	4,600	1,510.000	6,946,000

マクロミル	16,300	912.000	14,865,600
オロ	2,700	2,520.000	6,804,000
ユーザーローカル	3,100	2,208.000	6,844,800
マネーフォワード	19,200	4,930.000	94,656,000
SUN ASTERISK	4,800	1,009.000	4,843,200
電算システムホールディングス	4,200	2,593.000	10,890,600
APPIER GROUP	22,700	1,561.000	35,434,700
プロトコーポレーション	10,300	1,188.000	12,236,400
野村総合研究所	162,100	3,195.000	517,909,500
サイバネットシステム	8,800	844.000	7,427,200
日本システム技術	3,500	1,956.000	6,846,000
インタージホールディングス	9,300	1,527.000	14,201,100
ソースネクスト	34,100	211.000	7,195,100
インフォコム	10,200	2,356.000	24,031,200
シンプレクス・ホールディングス	13,600	2,417.000	32,871,200
HEROZ	3,000	1,200.000	3,600,000
ラクスル	22,800	1,331.000	30,346,800
メルカリ	35,900	2,203.000	79,087,700
I P S	2,800	2,463.000	6,896,400
システムサポート	3,500	1,958.000	6,853,000
イーソル	5,900	914.000	5,392,600
アルテリア・ネットワークス	8,200	1,266.000	10,381,200
ウイングアーク1st	8,500	1,939.000	16,481,500
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	2,600	1,525.000	3,965,000
サーバーワークス	1,900	2,423.000	4,603,700
S a n s a n	26,200	1,546.000	40,505,200
ギフトィ	8,800	2,119.000	18,647,200
メドレー	8,000	3,900.000	31,200,000
ベース	2,700	6,110.000	16,497,000
JMDC	13,100	4,975.000	65,172,500
フォーカスシステムズ	6,800	1,005.000	6,834,000
クレスコ	6,300	1,771.000	11,157,300
フジ・メディア・ホールディングス	76,300	1,196.000	91,254,800
オービック	26,300	21,350.000	561,505,000
ジャストシステム	11,400	3,570.000	40,698,000
TDCソフト	7,100	1,465.000	10,401,500
Zホールディングス	1,125,700	375.700	422,925,490
トレンドマイクロ	45,700	6,580.000	300,706,000
IDホールディングス	3,500	1,010.000	3,535,000
日本オラクル	15,300	9,150.000	139,995,000
アルファシステムズ	2,600	4,010.000	10,426,000
フューチャー	19,700	1,833.000	36,110,100
CAC HOLDINGS	5,300	1,690.000	8,957,000
SBテクノロジー	3,700	2,066.000	7,644,200

オービックビジネスコンサルタント	15,600	4,880.000	76,128,000
伊藤忠テクノソリューションズ	42,300	3,330.000	140,859,000
アイティフォー	10,900	857.000	9,341,300
東計電算	1,400	6,370.000	8,918,000
大塚商会	44,800	4,795.000	214,816,000
サイボウズ	11,100	2,712.000	30,103,200
電通国際情報サービス	9,600	5,080.000	48,768,000
ACCESS	10,400	846.000	8,798,400
デジタルガレージ	14,200	4,515.000	64,113,000
イーエムシステムズ	14,100	791.000	11,153,100
ウェザーニューズ	2,500	6,900.000	17,250,000
C I J	14,400	534.000	7,689,600
ビジネスエンジニアリング	1,800	3,220.000	5,796,000
WOWOW	5,700	1,248.000	7,113,600
スカラ	8,700	752.000	6,542,400
IMAGICA GROUP	8,000	600.000	4,800,000
ネットワンシステムズ	29,600	3,140.000	92,944,000
アルゴグラフィックス	7,300	3,770.000	27,521,000
マーベラス	14,000	668.000	9,352,000
エイベックス	14,100	1,494.000	21,065,400
B I P R O G Y	29,200	3,185.000	93,002,000
都築電気	4,700	1,555.000	7,308,500
TBSホールディングス	40,600	1,942.000	78,845,200
日本テレビホールディングス	70,200	1,150.000	80,730,000
朝日放送グループホールディングス	10,000	657.000	6,570,000
テレビ朝日ホールディングス	19,100	1,507.000	28,783,700
スカパーJ SATホールディングス	71,300	527.000	37,575,100
テレビ東京ホールディングス	6,000	2,515.000	15,090,000
日本BS放送	3,700	892.000	3,300,400
ビジョン	10,700	1,640.000	17,548,000
USEN-NEXT HOLDINGS	7,200	2,796.000	20,131,200
日本通信	76,300	254.000	19,380,200
日本電信電話	1,011,800	3,980.000	4,026,964,000
KDDI	610,300	4,047.000	2,469,884,100
ソフトバンク	1,268,700	1,512.000	1,918,274,400
光通信	9,300	17,860.000	166,098,000
エムティーアイ	9,300	526.000	4,891,800
GMOインターネットグループ	29,400	2,657.000	78,115,800
ファイバーゲート	5,100	1,097.000	5,594,700
KADOKAWA	41,800	2,863.000	119,673,400
学研ホールディングス	14,400	865.000	12,456,000
ゼンリン	13,800	811.000	11,191,800
アイネット	5,700	1,308.000	7,455,600
松竹	4,600	12,060.000	55,476,000

東宝	49,300	5,270.000	259,811,000
東映	2,200	17,290.000	38,038,000
エヌ・ティ・ティ・データ	247,200	1,798.000	444,465,600
ピー・シー・エー	5,200	1,219.000	6,338,800
ビジネスブレイン太田昭和	3,900	2,091.000	8,154,900
D T S	16,500	3,210.000	52,965,000
スクウェア・エニックス・ホールディングス	39,700	6,330.000	251,301,000
シーイーシー	11,500	1,309.000	15,053,500
カプコン	78,500	4,740.000	372,090,000
アイ・エス・ビー	4,500	1,178.000	5,301,000
ジャステック	5,500	1,231.000	6,770,500
S C S K	64,100	1,993.000	127,751,300
NSW	3,200	2,088.000	6,681,600
アイネス	6,300	1,330.000	8,379,000
T K C	13,800	3,605.000	49,749,000
富士ソフト	8,900	7,690.000	68,441,000
NSD	27,800	2,386.000	66,330,800
コナミグループ	33,800	6,430.000	217,334,000
福井コンピュータホールディングス	5,600	2,650.000	14,840,000
J B C Cホールディングス	6,000	2,121.000	12,726,000
ミロク情報サービス	7,700	1,678.000	12,920,600
ソフトバンクグループ	456,600	5,128.000	2,341,444,800
高千穂交易	3,000	2,377.000	7,131,000
伊藤忠食品	2,100	5,180.000	10,878,000
エレマテック	7,800	1,735.000	13,533,000
あらた	6,500	4,065.000	26,422,500
トーメンデバイス	1,300	6,430.000	8,359,000
東京エレクトロン デバイス	3,100	8,260.000	25,606,000
円谷フィールズホールディングス	14,600	2,007.000	29,302,200
双日	88,300	2,852.000	251,831,600
アルフレッサ ホールディングス	84,200	1,842.000	155,096,400
横浜冷凍	24,800	1,010.000	25,048,000
ラサ商事	4,800	1,419.000	6,811,200
アルコニックス	11,900	1,358.000	16,160,200
神戸物産	64,600	3,715.000	239,989,000
あい ホールディングス	13,200	2,292.000	30,254,400
ダイワボウホールディングス	34,200	2,408.000	82,353,600
マクニカホールディングス	20,300	3,615.000	73,384,500
ラクト・ジャパン	3,800	2,014.000	7,653,200
グリムス	3,700	2,402.000	8,887,400
バイタルケーエスケー・ホールディングス	13,900	940.000	13,066,000
八洲電機	7,900	1,233.000	9,740,700
メディアスホールディングス	7,000	820.000	5,740,000
レスターホールディングス	8,000	2,122.000	16,976,000



ジューテックホールディングス	2,500	1,144.000	2,860,000
大光	9,500	602.000	5,719,000
TOKAIホールディングス	42,300	862.000	36,462,600
三洋貿易	9,100	1,255.000	11,420,500
ビューティガレージ	1,500	3,920.000	5,880,000
ウイン・パートナーズ	6,700	1,007.000	6,746,900
ミタチ産業	3,200	1,323.000	4,233,600
シップヘルスケアホールディングス	30,300	2,419.000	73,295,700
コメダホールディングス	21,200	2,685.000	56,922,000
フルサト・マルカホールディングス	8,400	2,620.000	22,008,000
ヤマエグループホールディングス	5,300	1,888.000	10,006,400
小野建	8,400	1,481.000	12,440,400
南陽	2,400	2,204.000	5,289,600
佐島電機	5,400	1,655.000	8,937,000
伯東	4,800	4,560.000	21,888,000
コンドーテック	7,600	1,000.000	7,600,000
ナガイレーベン	11,000	2,069.000	22,759,000
三菱食品	8,500	3,230.000	27,455,000
松田産業	6,500	2,216.000	14,404,000
第一興商	32,600	2,303.000	75,077,800
メディパルホールディングス	80,100	1,951.000	156,275,100
S P K	4,500	1,727.000	7,771,500
萩原電気ホールディングス	3,500	3,315.000	11,602,500
アズワン	12,000	5,630.000	67,560,000
スズデン	3,900	2,440.000	9,516,000
尾家産業	4,700	1,077.000	5,061,900
シモジマ	7,000	1,027.000	7,189,000
ドウシシャ	8,900	2,017.000	17,951,300
高速	4,600	2,051.000	9,434,600
たけびし	2,500	1,721.000	4,302,500
リックス	2,200	2,441.000	5,370,200
丸文	8,200	1,243.000	10,192,600
ハピネット	7,900	1,861.000	14,701,900
日本ライフライン	25,100	915.000	22,966,500
タカショー	9,100	680.000	6,188,000
I D O M	26,200	828.000	21,693,600
進和	6,100	2,109.000	12,864,900
ダイトロン	3,500	2,585.000	9,047,500
シークス	12,000	1,353.000	16,236,000
オーハシテクニカ	5,000	1,589.000	7,945,000
白銅	3,300	2,586.000	8,533,800
伊藤忠商事	513,000	4,335.000	2,223,855,000
丸紅	649,800	1,897.000	1,232,670,600
長瀬産業	37,900	2,034.000	77,088,600

蝶理	4,600	2,435.000	11,201,000
豊田通商	72,600	5,600.000	406,560,000
三共生興	15,900	544.000	8,649,600
兼松	31,900	1,665.000	53,113,500
三井物産	609,400	4,154.000	2,531,447,600
日本紙パルプ商事	4,500	5,220.000	23,490,000
カメイ	9,300	1,472.000	13,689,600
スターゼン	6,600	2,222.000	14,665,200
山善	22,300	1,019.000	22,723,700
椿本興業	1,600	4,135.000	6,616,000
住友商事	515,800	2,422.500	1,249,525,500
内田洋行	3,800	4,950.000	18,810,000
三菱商事	520,800	4,959.000	2,582,647,200
第一実業	3,100	5,520.000	17,112,000
キヤノンマーケティングジャパン	19,500	3,080.000	60,060,000
西華産業	3,900	2,185.000	8,521,500
佐藤商事	6,300	1,363.000	8,586,900
菱洋エレクトロ	7,500	2,453.000	18,397,500
東京産業	9,300	805.000	7,486,500
ユアサ商事	7,500	3,860.000	28,950,000
神鋼商事	2,200	5,740.000	12,628,000
阪和興業	14,900	3,865.000	57,588,500
正栄食品工業	5,800	4,075.000	23,635,000
カナデン	7,700	1,152.000	8,870,400
RYODEN	7,100	1,898.000	13,475,800
岩谷産業	19,100	6,320.000	120,712,000
ナイス	3,300	1,361.000	4,491,300
極東貿易	6,000	1,464.000	8,784,000
アステナホールディングス	17,700	444.000	7,858,800
三愛オブリ	22,200	1,358.000	30,147,600
稲畑産業	16,600	2,701.000	44,836,600
G S Iクレオス	5,600	1,810.000	10,136,000
明和産業	12,500	703.000	8,787,500
ワキタ	16,300	1,291.000	21,043,300
東邦ホールディングス	21,500	2,534.000	54,481,000
サンゲツ	21,500	2,191.000	47,106,500
ミツウロコグループホールディングス	11,900	1,307.000	15,553,300
シナネンホールディングス	3,100	3,240.000	10,044,000
伊藤忠エネクス	20,700	1,097.000	22,707,900
サンリオ	23,700	6,330.000	150,021,000
サンワテクノス	4,700	1,853.000	8,709,100
リョーサン	9,200	3,235.000	29,762,000
新光商事	12,100	1,193.000	14,435,300
トーホー	4,000	2,408.000	9,632,000

三信電気	3,900	2,275.000	8,872,500
東陽テクニカ	9,800	1,400.000	13,720,000
モスフードサービス	12,500	3,080.000	38,500,000
加賀電子	6,700	4,745.000	31,791,500
ソーダニッカ	7,300	800.000	5,840,000
立花エレテック	6,300	1,949.000	12,278,700
PAL TAC	13,300	4,945.000	65,768,500
三谷産業	20,100	316.000	6,351,600
太平洋興発	6,200	835.000	5,177,000
西本W i s m e t t a cホールディングス	2,400	3,740.000	8,976,000
K P Pグループホールディングス	20,600	647.000	13,328,200
ヤマタネ	5,000	1,679.000	8,395,000
泉州電業	4,300	3,215.000	13,824,500
トラスコ中山	17,700	2,171.000	38,426,700
オートバックスセブン	29,600	1,471.000	43,541,600
モリト	7,300	1,020.000	7,446,000
加藤産業	10,100	3,370.000	34,037,000
イエローハット	14,900	1,793.000	26,715,700
J Kホールディングス	7,200	1,023.000	7,365,600
日伝	5,300	1,942.000	10,292,600
杉本商事	4,000	1,991.000	7,964,000
因幡電機産業	21,200	2,889.000	61,246,800
東テク	3,000	4,220.000	12,660,000
ミスミグループ本社	125,700	3,225.000	405,382,500
タキヒヨー	4,400	1,095.000	4,818,000
スズケン	26,300	3,535.000	92,970,500
ジェコス	6,500	908.000	5,902,000
グローセル	14,200	411.000	5,836,200
ローソン	20,800	5,500.000	114,400,000
サンエー	6,400	4,490.000	28,736,000
カワチ薬品	6,700	2,246.000	15,048,200
エービーシー・マート	12,200	7,410.000	90,402,000
ハードオフコーポレーション	4,000	1,306.000	5,224,000
アスクル	17,600	1,747.000	30,747,200
ゲオホールディングス	8,900	1,664.000	14,809,600
アダストリア	10,300	2,573.000	26,501,900
くら寿司	9,900	3,410.000	33,759,000
キャンドゥ	4,200	2,428.000	10,197,600
パルグループホールディングス	8,400	3,235.000	27,174,000
エディオン	32,600	1,301.000	42,412,600
サーラコーポレーション	18,900	754.000	14,250,600
ハローズ	3,900	3,145.000	12,265,500
あみやき亭	1,500	3,695.000	5,542,500
大黒天物産	2,800	4,775.000	13,370,000

ハニーズホールディングス	7,000	1,564.000	10,948,000
アルペン	7,100	2,019.000	14,334,900
クオールホールディングス	12,100	1,196.000	14,471,600
ジinzホールディングス	5,200	3,480.000	18,096,000
ビックカメラ	55,800	1,101.000	61,435,800
DCMホールディングス	51,600	1,269.000	65,480,400
MonotaRO	118,100	1,786.000	210,926,600
アークランドサービスホールディングス	6,700	2,250.000	15,075,000
J. フロント リテイリング	104,100	1,356.000	141,159,600
ドトール・日レスホールディングス	14,900	1,963.000	29,248,700
マツキヨココカラ&カンパニー	50,600	7,100.000	359,260,000
ブロンコビリー	4,500	2,567.000	11,551,500
ZOZO	55,200	3,050.000	168,360,000
トレジャー・ファクトリー	5,100	1,643.000	8,379,300
物語コーポレーション	14,100	2,909.000	41,016,900
三越伊勢丹ホールディングス	140,500	1,450.000	203,725,000
ウエルシアホールディングス	43,400	2,840.000	123,256,000
クリエイティブSDホールディングス	13,600	3,305.000	44,948,000
チムニー	6,300	1,236.000	7,786,800
シュッピン	7,200	888.000	6,393,600
オイシックス・ラ・大地	11,400	2,468.000	28,135,200
ネクステージ	19,200	2,381.000	45,715,200
ジョイフル本田	24,800	1,729.000	42,879,200
鳥貴族ホールディングス	3,700	2,179.000	8,062,300
ホットランド	7,100	1,503.000	10,671,300
すかいらーくホールディングス	113,900	1,763.000	200,805,700
SFPホールディングス	5,000	2,028.000	10,140,000
綿半ホールディングス	7,000	1,376.000	9,632,000
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	29,300	1,097.000	32,142,100
BEENOS	5,000	1,961.000	9,805,000
あさひ	7,100	1,318.000	9,357,800
日本調剤	6,400	1,169.000	7,481,600
コスモス薬品	8,300	12,500.000	103,750,000
セブン&アイ・ホールディングス	287,200	5,778.000	1,659,441,600
クリエイティブ・レストランズ・ホールディングス	63,100	1,025.000	64,677,500
ツルハホールディングス	17,600	8,760.000	154,176,000
サンマルクホールディングス	7,100	1,812.000	12,865,200
フェリシモ	4,600	996.000	4,581,600
トリドールホールディングス	20,800	2,953.000	61,422,400
TOKYO BASE	9,500	459.000	4,360,500
JMホールディングス	7,400	1,916.000	14,178,400
アレンザホールディングス	7,300	989.000	7,219,700
串カツ田中ホールディングス	3,500	1,656.000	5,796,000

クスリのアオキホールディングス	7,600	6,400.000	48,640,000
力の源ホールディングス	4,900	1,512.000	7,408,800
FOOD & LIFE COMPANIES	48,000	3,485.000	167,280,000
ノジマ	27,300	1,414.000	38,602,200
カップ・クリエイト	13,700	1,454.000	19,919,800
ライトオン	1,000	562.000	562,000
良品計画	107,700	1,483.000	159,719,100
アドヴァングループ	10,200	940.000	9,588,000
アルビス	3,200	2,498.000	7,993,600
G-7ホールディングス	10,600	1,402.000	14,861,200
イオン北海道	14,500	820.000	11,890,000
コジマ	17,400	556.000	9,674,400
コーナン商事	11,400	3,445.000	39,273,000
エコス	3,700	1,815.000	6,715,500
ワタミ	11,000	920.000	10,120,000
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	168,300	2,541.000	427,650,300
西松屋チェーン	18,800	1,616.000	30,380,800
ゼンショーホールディングス	45,600	4,125.000	188,100,000
幸楽苑ホールディングス	6,500	1,057.000	6,870,500
サイゼリヤ	14,100	3,295.000	46,459,500
VTホールディングス	31,300	524.000	16,401,200
フジ・コーポレーション	5,000	1,283.000	6,415,000
ユナイテッドアローズ	9,200	1,914.000	17,608,800
ハイデイ日高	12,300	2,355.000	28,966,500
コロワイド	38,700	2,043.000	79,064,100
壱番屋	6,500	5,260.000	34,190,000
スギホールディングス	16,900	5,830.000	98,527,000
薬王堂ホールディングス	5,100	2,442.000	12,454,200
スクロール	12,900	782.000	10,087,800
ヨンドシーホールディングス	7,600	1,792.000	13,619,200
木曽路	12,800	2,300.000	29,440,000
SRSホールディングス	15,700	979.000	15,370,300
千趣会	18,000	408.000	7,344,000
リテールパートナーズ	12,500	1,296.000	16,200,000
ケーヨー	14,900	819.000	12,203,100
上新電機	7,100	1,970.000	13,987,000
日本瓦斯	45,200	1,946.000	87,959,200
ロイヤルホールディングス	16,300	2,775.000	45,232,500
いなげや	8,600	1,263.000	10,861,800
チョダ	10,600	807.000	8,554,200
ライフコーポレーション	7,500	2,824.000	21,180,000
リンガーハット	11,100	2,317.000	25,718,700
MrMaxHD	13,000	665.000	8,645,000

AOKIホールディングス	16,200	880.000	14,256,000
オークワ	14,700	854.000	12,553,800
コメリ	12,900	2,805.000	36,184,500
青山商事	19,000	906.000	17,214,000
しまむら	9,800	12,550.000	122,990,000
高島屋	63,300	1,917.000	121,346,100
松屋	14,800	1,176.000	17,404,800
エイチ・ツー・オー リテイリング	40,900	1,534.000	62,740,600
近鉄百貨店	4,000	2,427.000	9,708,000
丸井グループ	61,400	2,080.000	127,712,000
アクシアル リテイリング	5,700	3,430.000	19,551,000
イオン	282,400	2,664.000	752,313,600
イズミ	12,800	3,095.000	39,616,000
平和堂	13,800	1,989.000	27,448,200
フジ	13,000	1,788.000	23,244,000
ヤオコー	9,400	6,910.000	64,954,000
ゼビオホールディングス	11,500	1,118.000	12,857,000
ケーズホールディングス	66,400	1,171.000	77,754,400
OLYMPICグループ	2,400	504.000	1,209,600
シルバーライフ	2,500	1,252.000	3,130,000
Genky DrugStores	3,800	3,965.000	15,067,000
ブックオフグループホールディングス	5,700	1,308.000	7,455,600
ギフトホールディングス	1,900	4,935.000	9,376,500
アインホールディングス	11,600	5,430.000	62,988,000
元気寿司	3,200	3,120.000	9,984,000
ヤマダホールディングス	341,800	473.000	161,671,400
アークランズ	12,900	1,596.000	20,588,400
ニトリホールディングス	33,700	16,675.000	561,947,500
グルメ杵屋	8,300	1,024.000	8,499,200
ケーユーホールディングス	5,800	1,352.000	7,841,600
吉野家ホールディングス	32,700	2,524.000	82,534,800
松屋フーズホールディングス	3,900	4,110.000	16,029,000
サガミホールディングス	13,900	1,307.000	18,167,300
関西フードマーケット	8,700	1,570.000	13,659,000
王将フードサービス	5,300	6,110.000	32,383,000
ミニストップ	6,700	1,409.000	9,440,300
アークス	15,000	2,304.000	34,560,000
バローホールディングス	15,700	1,976.000	31,023,200
ベルク	4,100	5,540.000	22,714,000
大 庄	7,100	1,042.000	7,398,200
ファーストリテイリング	37,500	30,270.000	1,135,125,000
サンドラッグ	31,700	3,605.000	114,278,500
サックスパー ホールディングス	9,300	808.000	7,514,400
やまや	3,100	2,605.000	8,075,500

ベルーナ	20,700	704.000	14,572,800
いよぎんホールディングス	92,900	755.000	70,139,500
しずおかフィナンシャルグループ	175,100	971.000	170,022,100
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	65,000	904.000	58,760,000
じもとホールディングス	2,100	396.000	831,600
めぶきフィナンシャルグループ	383,700	329.000	126,237,300
東京きらぼしフィナンシャルグループ	10,100	2,722.000	27,492,200
九州フィナンシャルグループ	134,600	473.000	63,665,800
ゆうちょ銀行	221,300	1,093.000	241,880,900
富山第一銀行	21,100	572.000	12,069,200
コンコルディア・フィナンシャルグループ	427,000	496.000	211,792,000
西日本フィナンシャルホールディングス	48,900	1,104.000	53,985,600
三十三フィナンシャルグループ	7,500	1,559.000	11,692,500
第四北越フィナンシャルグループ	11,800	2,921.000	34,467,800
ひろぎんホールディングス	99,900	636.000	63,536,400
おきなわフィナンシャルグループ	7,800	2,106.000	16,426,800
十六フィナンシャルグループ	9,900	2,903.000	28,739,700
北國フィナンシャルホールディングス	6,800	4,410.000	29,988,000
プロクレアホールディングス	9,900	2,079.000	20,582,100
あいちフィナンシャルグループ	11,000	2,079.000	22,869,000
S B I 新生銀行	23,600	2,376.000	56,073,600
あおぞら銀行	48,300	2,450.000	118,335,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,854,300	850.700	4,129,553,010
りそなホールディングス	979,100	644.700	631,225,770
三井住友トラスト・ホールディングス	140,500	4,632.000	650,796,000
三井住友フィナンシャルグループ	566,200	5,420.000	3,068,804,000
千葉銀行	215,200	860.000	185,072,000
群馬銀行	149,100	448.000	66,796,800
武蔵野銀行	9,600	2,189.000	21,014,400
千葉興業銀行	17,800	551.000	9,807,800
筑波銀行	38,800	209.000	8,109,200
七十七銀行	24,800	2,143.000	53,146,400
秋田銀行	5,800	1,719.000	9,970,200
山形銀行	9,900	1,026.000	10,157,400
岩手銀行	5,700	2,070.000	11,799,000
東邦銀行	65,800	216.000	14,212,800
東北銀行	7,200	969.000	6,976,800
ふくおかフィナンシャルグループ	61,700	2,506.000	154,620,200
スルガ銀行	69,500	467.000	32,456,500
八十二銀行	132,600	568.000	75,316,800
山梨中央銀行	9,100	1,112.000	10,119,200
大垣共立銀行	14,400	1,803.000	25,963,200
福井銀行	7,500	1,479.000	11,092,500
清水銀行	1,600	1,438.000	2,300,800

滋賀銀行	13,000	2,740.000	35,620,000
南都銀行	11,600	2,382.000	27,631,200
百五銀行	72,600	381.000	27,660,600
京都銀行	24,400	6,240.000	152,256,000
紀陽銀行	27,300	1,510.000	41,223,000
ほくほくフィナンシャルグループ	48,800	955.000	46,604,000
山陰合同銀行	48,000	751.000	36,048,000
鳥取銀行	5,500	1,148.000	6,314,000
百十四銀行	7,500	1,819.000	13,642,500
四国銀行	13,400	867.000	11,617,800
阿波銀行	11,400	1,997.000	22,765,800
大分銀行	5,200	2,031.000	10,561,200
宮崎銀行	5,200	2,352.000	12,230,400
佐賀銀行	5,000	1,606.000	8,030,000
琉球銀行	18,600	903.000	16,795,800
セブン銀行	278,500	269.000	74,916,500
みずほフィナンシャルグループ	1,120,400	1,933.500	2,166,293,400
山口フィナンシャルグループ	85,300	811.000	69,178,300
長野銀行	10,700	1,435.000	15,354,500
名古屋銀行	5,100	3,295.000	16,804,500
北洋銀行	117,400	283.000	33,224,200
愛媛銀行	11,700	840.000	9,828,000
京葉銀行	36,800	566.000	20,828,800
栃木銀行	39,200	274.000	10,740,800
北日本銀行	3,300	1,977.000	6,524,100
東和銀行	15,900	539.000	8,570,100
トモニホールディングス	63,500	355.000	22,542,500
フィデアホールディングス	8,600	1,333.000	11,463,800
池田泉州ホールディングス	102,400	238.000	24,371,200
F P G	31,900	1,151.000	36,716,900
ジャパンインベストメントアドバイザー	6,800	1,097.000	7,459,600
マーキュリアホールディングス	5,700	723.000	4,121,100
S B I ホールディングス	111,600	2,657.000	296,521,200
ジャフコ グループ	26,300	1,870.000	49,181,000
大和証券グループ本社	550,600	619.000	340,821,400
野村ホールディングス	1,425,000	500.300	712,927,500
岡三証券グループ	67,800	467.000	31,662,600
丸三証券	28,500	426.000	12,141,000
東洋証券	28,500	325.000	9,262,500
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	81,400	368.000	29,955,200
水戸証券	23,800	299.000	7,116,200
いちよし証券	15,600	593.000	9,250,800
松井証券	45,900	778.000	35,710,200
マネックスグループ	86,800	494.000	42,879,200



極東証券	12,700	594.000	7,543,800
岩井コスモホールディングス	9,300	1,348.000	12,536,400
アイザワ証券グループ	12,700	703.000	8,928,100
スパークス・グループ	8,900	1,487.000	13,234,300
かんぽ生命保険	94,200	2,125.000	200,175,000
SOMPOホールディングス	133,000	5,374.000	714,742,000
アニコムホールディングス	29,100	516.000	15,015,600
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	157,300	4,257.000	669,626,100
第一生命ホールディングス	394,800	2,469.000	974,761,200
東京海上ホールディングス	780,400	2,634.000	2,055,573,600
T&Dホールディングス	208,300	1,655.000	344,736,500
アドバンスクリエイト	6,500	1,130.000	7,345,000
全国保証	20,400	4,870.000	99,348,000
ジェイリース	2,700	2,028.000	5,475,600
日本モーゲージサービス	7,800	687.000	5,358,600
アルヒ	11,000	1,085.000	11,935,000
プレミアグループ	13,500	1,611.000	21,748,500
ネットプロテクションズホールディングス	26,700	505.000	13,483,500
クレディセゾン	49,500	1,758.000	87,021,000
芙蓉総合リース	7,100	9,490.000	67,379,000
みずほリース	11,200	3,680.000	41,216,000
東京センチュリー	14,300	4,505.000	64,421,500
日本証券金融	32,000	975.000	31,200,000
アイフル	130,400	362.000	47,204,800
リコーリース	7,400	3,795.000	28,083,000
イオンフィナンシャルサービス	44,400	1,230.000	54,612,000
アコム	146,500	321.000	47,026,500
ジャックス	8,300	4,410.000	36,603,000
オリエントコーポレーション	20,400	1,121.000	22,868,400
オリックス	508,100	2,267.000	1,151,862,700
三菱HCキャピタル	298,800	686.000	204,976,800
九州リースサービス	6,100	830.000	5,063,000
日本取引所グループ	217,800	2,088.000	454,766,400
イー・ギャランティ	13,300	2,170.000	28,861,000
NECキャピタルソリューション	4,100	2,536.000	10,397,600
大東建託	28,400	13,350.000	379,140,000
いちご	105,000	270.000	28,350,000
日本駐車場開発	98,300	231.000	22,707,300
スター・マイカ・ホールディングス	8,900	667.000	5,936,300
SREホールディングス	4,000	3,175.000	12,700,000
ビューリック	180,500	1,120.000	202,160,000
三栄建築設計	4,800	1,541.000	7,396,800
野村不動産ホールディングス	48,300	3,045.000	147,073,500

三重交通グループホールディングス	19,100	557.000	10,638,700
サムティ	10,100	2,154.000	21,755,400
ディア・ライフ	14,100	686.000	9,672,600
地主	7,000	1,925.000	13,475,000
プレサンスコーポレーション	10,900	1,818.000	19,816,200
JPMC	5,600	1,098.000	6,148,800
フージャースホールディングス	13,400	819.000	10,974,600
オープンハウスグループ	28,400	5,020.000	142,568,000
東急不動産ホールディングス	233,100	648.000	151,048,800
飯田グループホールディングス	67,600	2,218.000	149,936,800
シーアールイー	4,500	1,270.000	5,715,000
ケイアイスター不動産	5,000	4,100.000	20,500,000
グッドコムアセット	8,500	783.000	6,655,500
ジェイ・エス・ビー	2,200	4,295.000	9,449,000
ロードスターキャピタル	4,000	1,351.000	5,404,000
パーク24	60,800	1,999.000	121,539,200
パラカ	3,900	1,977.000	7,710,300
宮越ホールディングス	4,600	839.000	3,859,400
三井不動産	335,300	2,481.000	831,879,300
三菱地所	468,400	1,605.500	752,016,200
平和不動産	14,000	3,875.000	54,250,000
東京建物	73,900	1,624.000	120,013,600
京阪神ビルディング	10,900	1,216.000	13,254,400
住友不動産	140,300	3,005.000	421,601,500
テーオーシー	17,700	611.000	10,814,700
東京楽天地	1,800	4,210.000	7,578,000
スターツコーポレーション	13,000	2,427.000	31,551,000
フジ住宅	12,700	692.000	8,788,400
空港施設	12,000	559.000	6,708,000
ゴールドクレスト	8,200	1,729.000	14,177,800
エスリード	4,100	2,188.000	8,970,800
日神グループホールディングス	15,200	455.000	6,916,000
日本エスコン	24,000	847.000	20,328,000
MIRARTHホールディングス	42,800	385.000	16,478,000
イオンモール	40,600	1,790.000	72,674,000
毎日コムネット	4,000	813.000	3,252,000
カチタス	23,000	2,589.000	59,547,000
トーセイ	16,000	1,505.000	24,080,000
穴吹興産	2,900	2,265.000	6,568,500
サンフロンティア不動産	16,000	1,288.000	20,608,000
FJネクストホールディングス	9,000	987.000	8,883,000
日本空港ビルデング	27,600	6,570.000	181,332,000
日本工営	5,100	3,410.000	17,391,000
LIFULL	32,400	216.000	6,998,400

MIXI	18,800	2,708.000	50,910,400
ジェイエシーリクルートメント	7,300	2,553.000	18,636,900
日本M&Aセンターホールディングス	139,500	1,001.000	139,639,500
メンバーズ	3,100	1,216.000	3,769,600
UTグループ	12,000	2,548.000	30,576,000
アイティメディア	3,500	1,420.000	4,970,000
E・Jホールディングス	5,400	1,516.000	8,186,400
オープンアップグループ	24,300	1,894.000	46,024,200
コシダカホールディングス	25,200	1,112.000	28,022,400
パソナグループ	10,000	1,784.000	17,840,000
リンクアンドモチベーション	24,600	502.000	12,349,200
エス・エム・エス	30,900	3,195.000	98,725,500
パーソルホールディングス	90,400	2,688.000	242,995,200
リニカル	6,300	716.000	4,510,800
クックパッド	33,500	198.000	6,633,000
学情	4,100	1,807.000	7,408,700
スタジオアリス	4,800	2,192.000	10,521,600
シミックホールディングス	5,100	2,135.000	10,888,500
総合警備保障	30,200	3,615.000	109,173,000
カカクコム	59,700	1,850.000	110,445,000
アイロムグループ	3,500	1,840.000	6,440,000
セントケア・ホールディング	1,800	759.000	1,366,200
ルネサンス	6,600	938.000	6,190,800
ディップ	14,300	3,450.000	49,335,000
デジタルホールディングス	7,300	1,098.000	8,015,400
新日本科学	8,800	2,963.000	26,074,400
キャリアデザインセンター	2,000	2,117.000	4,234,000
ベネフィット・ワン	37,700	1,832.000	69,066,400
エムスリー	160,100	3,372.000	539,857,200
アウトソーシング	48,500	1,346.000	65,281,000
ウェルネット	8,400	657.000	5,518,800
ワールドホールディングス	3,800	2,515.000	9,557,000
ディー・エヌ・エー	34,900	1,853.000	64,669,700
博報堂DYホールディングス	103,100	1,533.000	158,052,300
タカミヤ	14,000	421.000	5,894,000
ジャパンベストレスキューシステム	6,400	709.000	4,537,600
ファンコミュニケーションズ	20,300	397.000	8,059,100
ライク	3,700	1,960.000	7,252,000
エスプール	24,600	648.000	15,940,800
WDBホールディングス	4,500	1,979.000	8,905,500
アドウェイズ	12,000	676.000	8,112,000
バリューコマース	6,400	1,729.000	11,065,600
インフォマート	85,600	275.000	23,540,000
J Pホールディングス	27,100	337.000	9,132,700

プレステージ・インターナショナル	35,400	575.000	20,355,000
アミューズ	5,000	1,809.000	9,045,000
ドリームインキュベータ	2,800	2,710.000	7,588,000
クイック	6,500	1,759.000	11,433,500
電通グループ	79,500	4,710.000	374,445,000
テイクアンドギヴ・ニーズ	2,700	1,312.000	3,542,400
ぴあ	3,000	3,210.000	9,630,000
イオンファンタジー	3,900	3,200.000	12,480,000
シーティーエス	10,600	789.000	8,363,400
H. U. グループホールディングス	24,100	2,730.000	65,793,000
アルプス技研	7,200	2,478.000	17,841,600
日本空調サービス	10,700	719.000	7,693,300
オリエンタルランド	428,500	4,844.000	2,075,654,000
ダスキン	18,200	3,195.000	58,149,000
明光ネットワークジャパン	13,800	636.000	8,776,800
ファルコホールディングス	4,400	1,991.000	8,760,400
ラウンドワン	69,000	544.000	37,536,000
リゾートトラスト	32,300	2,180.000	70,414,000
ビー・エム・エル	10,100	3,075.000	31,057,500
リソー教育	41,100	322.000	13,234,200
早稲田アカデミー	5,900	1,419.000	8,372,100
ユー・エス・エス	83,300	2,228.000	185,592,400
東京個別指導学院	12,400	541.000	6,708,400
サイバーエージェント	194,200	1,118.000	217,115,600
楽天グループ	355,000	651.000	231,105,000
クリーク・アンド・リバー社	5,100	2,343.000	11,949,300
S B I グローバルアセットマネジメント	15,800	486.000	7,678,800
テー・オー・ダブリュー	19,300	318.000	6,137,400
山田コンサルティンググループ	4,800	1,443.000	6,926,400
セントラルスポーツ	3,700	2,505.000	9,268,500
フルキャストホールディングス	8,100	2,349.000	19,026,900
エン・ジャパン	14,900	2,393.000	35,655,700
テクノプロ・ホールディングス	47,900	3,625.000	173,637,500
アイ・アールジャパンホールディングス	4,500	2,392.000	10,764,000
K e e P e r 技研	5,100	4,655.000	23,740,500
G u n o s y	8,100	610.000	4,941,000
イー・ガーディアン	3,500	2,265.000	7,927,500
ジャパンマテリアル	24,900	2,109.000	52,514,100
ベクトル	13,100	1,453.000	19,034,300
チャーム・ケア・コーポレーション	7,400	1,116.000	8,258,400
キャリアリンク	3,200	2,317.000	7,414,400
I B J	6,000	666.000	3,996,000
アサンテ	5,200	1,650.000	8,580,000
バリューHR	7,900	1,539.000	12,158,100

M&Aキャピタルパートナーズ	7,600	3,750.000	28,500,000
ライドオンエクスプレスホールディングス	4,200	1,099.000	4,615,800
ERIホールディングス	2,800	1,586.000	4,440,800
シグマックス・ホールディングス	13,000	1,117.000	14,521,000
ウィルグループ	7,000	1,054.000	7,378,000
メドピア	6,900	1,126.000	7,769,400
リクルートホールディングス	599,100	3,735.000	2,237,638,500
エラン	10,800	1,005.000	10,854,000
日本郵政	1,062,000	1,083.000	1,150,146,000
ベルシステム24ホールディングス	11,500	1,374.000	15,801,000
鎌倉新書	10,100	935.000	9,443,500
エアトリ	5,500	2,665.000	14,657,500
アトラエ	7,000	878.000	6,146,000
ストライク	4,100	3,845.000	15,764,500
ソラスト	23,200	604.000	14,012,800
セラク	3,300	1,669.000	5,507,700
インソース	20,400	1,260.000	25,704,000
ベイカレント・コンサルティング	64,200	5,040.000	323,568,000
アイモバイル	5,000	1,297.000	6,485,000
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	29,000	2,118.000	61,422,000
ウェルビー	7,700	593.000	4,566,100
エル・ティー・エス	1,300	2,691.000	3,498,300
ミダックホールディングス	5,100	1,967.000	10,031,700
日総工産	6,800	721.000	4,902,800
キュービーネットホールディングス	4,700	1,376.000	6,467,200
RPAホールディングス	12,900	404.000	5,211,600
マネジメントソリューションズ	4,600	3,245.000	14,927,000
フロンティア・マネジメント	3,500	943.000	3,300,500
カーブスホールディングス	25,500	802.000	20,451,000
FAST FITNESS JAPAN	3,400	1,621.000	5,511,400
ダイレクトマーケティングミックス	10,300	1,290.000	13,287,000
LITALICO	6,500	2,451.000	15,931,500
リログループ	45,400	1,945.000	88,303,000
東祥	6,900	1,222.000	8,431,800
ビーウィズ	2,200	1,586.000	3,489,200
TREホールディングス	17,600	1,251.000	22,017,600
人・夢・技術グループ	4,200	1,502.000	6,308,400
大栄環境	15,900	1,830.000	29,097,000
日本管財ホールディングス	8,300	2,467.000	20,476,100
エイチ・アイ・エス	21,500	2,012.000	43,258,000
ラックランド	3,100	2,968.000	9,200,800
共立メンテナンス	14,000	5,310.000	74,340,000
イチネンホールディングス	9,100	1,291.000	11,748,100
建設技術研究所	4,400	3,100.000	13,640,000

スペース	7,400	920.000	6,808,000
燦ホールディングス	3,900	2,335.000	9,106,500
スバル興業	800	9,110.000	7,288,000
東京テアトル	9,000	1,121.000	10,089,000
ナガワ	2,200	6,320.000	13,904,000
東京都競馬	7,000	4,275.000	29,925,000
カナモト	14,900	2,201.000	32,794,900
ニシオホールディングス	7,600	3,090.000	23,484,000
トランス・コスモス	10,200	3,105.000	31,671,000
乃村工藝社	35,600	891.000	31,719,600
藤田観光	4,100	3,200.000	13,120,000
KNT-CTホールディングス	5,800	1,637.000	9,494,600
トーカイ	7,500	1,978.000	14,835,000
セコム	82,400	8,381.000	690,594,400
セントラル警備保障	4,700	2,599.000	12,215,300
丹青社	16,800	780.000	13,104,000
メイテック	32,500	2,293.000	74,522,500
応用地質	7,900	2,068.000	16,337,200
船井総研ホールディングス	16,900	2,580.000	43,602,000
いであ	2,800	1,601.000	4,482,800
学究社	4,200	2,018.000	8,475,600
ベネッセホールディングス	31,100	1,921.000	59,743,100
イオンディライト	9,100	2,927.000	26,635,700
ダイセキ	16,600	3,570.000	59,262,000
ステップ	3,700	1,909.000	7,063,300
合 計	92,214,980		226,980,178,810

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

国内債券パッシブ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(2022年4月13日現在)	(2023年4月13日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	78,454,043	18,040,734
コール・ローン	3,009,448,965	404,157,328
国債証券	109,049,192,830	94,923,942,650
地方債証券	9,573,035,400	9,394,088,900
特殊債券	9,360,292,837	8,916,392,687
社債券	5,074,875,400	6,569,523,900
未収入金	-	28,219,500
未収利息	206,523,392	190,297,685
前払費用	3,702,938	6,082,219
流動資産合計	136,355,525,805	120,450,745,603
資産合計	136,355,525,805	120,450,745,603
負債の部		
流動負債		
未払金	2,783,309,300	-
未払解約金	28,069,291	70,410,000
その他未払費用	1,645	1,880
流動負債合計	2,811,380,236	70,411,880
負債合計	2,811,380,236	70,411,880
純資産の部		
元本等		
元本	106,340,184,500	97,440,897,328
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	27,203,961,069	22,939,436,395
元本等合計	133,544,145,569	120,380,333,723
純資産合計	133,544,145,569	120,380,333,723
負債純資産合計	136,355,525,805	120,450,745,603

## (2) 注記表

## (重要な会計方針の注記)

項 目	自 2022 年 4 月 14 日 至 2023 年 4 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項 目	(2022 年 4 月 13 日現在)	(2023 年 4 月 13 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	106,340,184,500 口	97,440,897,328 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.2558 円 (1 万口当たりの純資産額 12,558 円)	1 口当たり純資産額 1.2354 円 (1 万口当たりの純資産額 12,354 円)

## (金融商品に関する注記)

## I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2022 年 4 月 14 日 至 2023 年 4 月 13 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいておりま</p>



	<p>す。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

## II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年4月13日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券）</p> <p>「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）</p> <p>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2022年4月14日 至 2023年4月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2022年4月13日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	102,034,101,931 円
同期中における追加設定元本額	21,659,250,973 円
同期中における一部解約元本額	17,353,168,404 円
2022年4月13日現在の元本の内訳	
三井住友・DC年金バランス30 (債券重点型)	6,923,891,754 円
三井住友・DC年金バランス50 (標準型)	11,792,397,296 円
三井住友・DC年金バランス70 (株式重点型)	2,736,892,316 円
SMAM・グローバルバランスファンド (機動的資産配分型)	839,744,278 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020 (4資産タイプ)	44,108,804 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025 (4資産タイプ)	187,516,541 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030 (4資産タイプ)	486,968,806 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035 (4資産タイプ)	750,745,280 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040 (4資産タイプ)	365,715,230 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045 (4資産タイプ)	518,385,905 円
三井住友・DC年金バランスゼロ (債券型)	140,087,519 円
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	1,955,662,979 円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	1,043,531,372 円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	412,203,992 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	46,655,634 円
三井住友・資産最適化ファンド (1安定重視型)	1,982,377,274 円
三井住友・資産最適化ファンド (2やや安定型)	668,842,364 円
三井住友・資産最適化ファンド (3バランス型)	1,064,221,378 円
三井住友・資産最適化ファンド (4やや成長型)	248,790,463 円
三井住友・資産最適化ファンド (5成長重視型)	92,208,160 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	159,906,861 円
三井住友DS・年金バランス30 (債券重点型)	122,767,259 円

三井住友DS・年金バランス50（標準型）	231,236,748円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	72,742,695円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	5,891,970円
SMAM・年金グローバル債券ファンド<適格機関投資家限定>	1,421,401,910円
SMAM・バランスファンドVA25<適格機関投資家専用>	12,050,047,984円
SMAM・バランスファンドVA37.5<適格機関投資家専用>	6,248,907,618円
SMAM・バランスファンドVA50<適格機関投資家専用>	15,755,830,892円
SMAM・バランスファンドVL30<適格機関投資家限定>	320,961,241円
SMAM・バランスファンドVL50<適格機関投資家限定>	557,125,171円
SMAM・バランスファンドVA75<適格機関投資家専用>	265,176,086円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	122,772,968円
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	1,830,653,508円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	2,180,257,745円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	2,384,904,244円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	8,380,559,091円
SMAM・バランスVA株40T<適格機関投資家限定>	972,339円
三井住友・国内債券インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	1,159,868,412円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	446,913,980円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	535,210,250円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	179,486,947円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	44,152,419円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	1,440,382,485円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	2,107,627,635円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	683,112,177円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	205,571,184円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	18,779,320円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2<適格機関投資家専用>	272,432,388円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	5,120,316,774円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	1,146,512,165円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	1,157,293,722円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	1,481,392,104円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII <適格機関投資家限定>	5,928,068,863円
合計	106,340,184,500円

(2023年4月13日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	106,340,184,500円
同期中における追加設定元本額	23,003,419,591円
同期中における一部解約元本額	31,902,706,763円
2023年4月13日現在の元本の内訳	
三井住友・DC年金バランス30（債券重点型）	8,066,562,266円

三井住友・DC年金バランス50 (標準型)	12,893,291,980 円
三井住友・DC年金バランス70 (株式重点型)	3,067,494,543 円
SMAM・グローバルバランスファンド (機動的資産配分型)	728,176,754 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020 (4資産タイプ)	41,660,405 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025 (4資産タイプ)	199,069,008 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030 (4資産タイプ)	551,312,023 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035 (4資産タイプ)	955,391,122 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040 (4資産タイプ)	504,847,368 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045 (4資産タイプ)	643,501,192 円
三井住友・DC年金バランスゼロ (債券型)	142,561,825 円
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	1,320,949,723 円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	681,405,675 円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	197,981,789 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	69,731,154 円
三井住友・資産最適化ファンド (1安定重視型)	2,228,903,724 円
三井住友・資産最適化ファンド (2やや安定型)	763,783,268 円
三井住友・資産最適化ファンド (3バランス型)	1,153,723,242 円
三井住友・資産最適化ファンド (4やや成長型)	259,384,894 円
三井住友・資産最適化ファンド (5成長重視型)	43,469,971 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	228,473,492 円
三井住友DS・年金バランス30 (債券重点型)	320,065,463 円
三井住友DS・年金バランス50 (標準型)	645,050,541 円
三井住友DS・年金バランス70 (株式重点型)	185,890,643 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	8,692,626 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	363,085 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	298,337 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	201,623 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	109,828 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	109,828 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1 (保守型)	215,601 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2 (安定型)	144,709 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3 (安定成長型)	97,059 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4 (成長型)	54,198 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5 (積極成長型)	12,947 円
SMAM・年金グローバル債券ファンド<適格機関投資家限定>	1,148,582,155 円
SMAM・バランスファンドVA25<適格機関投資家専用>	9,696,497,158 円
SMAM・バランスファンドVA37.5<適格機関投資家専用>	5,706,550,972 円
SMAM・バランスファンドVA50<適格機関投資家専用>	14,439,786,152 円
SMAM・バランスファンドVL30<適格機関投資家限定>	291,755,610 円
SMAM・バランスファンドVL50<適格機関投資家限定>	466,061,460 円
SMAM・バランスファンドVA75<適格機関投資家専用>	242,428,375 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	116,608,704 円
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	1,681,190,812 円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	1,969,539,677 円

SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	2,120,208,354円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	7,472,345,986円
SMAM・バランスVA株40T<適格機関投資家限定>	961,967円
三井住友・国内債券インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	1,041,143,136円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	369,354,331円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	475,881,321円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	162,026,305円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	44,327,528円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	1,232,890,521円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	1,957,126,760円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	598,143,282円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	204,865,104円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	20,783,621円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2<適格機関投資家専用>	250,396,742円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	4,609,020,015円
SMAM・年金ワリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	1,071,394,428円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	1,022,405,764円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	1,305,795,760円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	1,819,843,422円
合計	97,440,897,328円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	444 2年国債	2,920,000,000	2,924,263,200	
	446 2年国債	580,000,000	580,759,800	
	447 2年国債	90,000,000	90,105,300	
	143 5年国債	770,000,000	772,456,300	
	144 5年国債	980,000,000	983,312,400	
	145 5年国債	1,180,000,000	1,184,307,000	
	146 5年国債	1,000,000,000	1,003,890,000	
	147 5年国債	1,310,000,000	1,311,532,700	
	148 5年国債	1,130,000,000	1,130,711,900	
	149 5年国債	1,240,000,000	1,239,776,800	
	150 5年国債	1,230,000,000	1,228,634,700	
	151 5年国債	230,000,000	229,503,200	
	152 5年国債	340,000,000	340,530,400	

1 5 3	5年国債	1,140,000,000	1,136,192,400	
1 5 4	5年国債	1,020,000,000	1,019,765,400	
1 5 6	5年国債	1,320,000,000	1,324,290,000	
1	40年国債	40,000,000	50,223,200	
2	40年国債	242,000,000	292,754,660	
3	40年国債	185,000,000	223,335,700	
4	40年国債	247,000,000	299,297,310	
5	40年国債	235,000,000	274,783,150	
6	40年国債	240,000,000	275,479,200	
7	40年国債	265,000,000	290,951,450	
8	40年国債	250,000,000	255,065,000	
9	40年国債	473,000,000	355,956,150	
1 0	40年国債	420,000,000	370,410,600	
1 1	40年国債	340,000,000	289,088,400	
1 2	40年国債	370,000,000	281,311,000	
1 3	40年国債	435,000,000	328,494,600	
1 4	40年国債	435,000,000	350,440,350	
1 5	40年国債	490,000,000	432,973,800	
3 3 8	10年国債	805,000,000	812,236,950	
3 3 9	10年国債	785,000,000	792,802,900	
3 4 0	10年国債	770,000,000	778,446,900	
3 4 1	10年国債	557,000,000	562,163,390	
3 4 2	10年国債	350,000,000	351,386,000	
3 4 3	10年国債	310,000,000	311,134,600	
3 4 4	10年国債	811,000,000	813,505,990	
3 4 5	10年国債	258,000,000	258,616,620	
3 4 6	10年国債	340,000,000	340,530,400	
3 4 7	10年国債	100,000,000	100,062,000	
3 4 8	10年国債	145,000,000	144,966,650	
3 4 9	10年国債	550,000,000	549,356,500	
3 5 0	10年国債	510,000,000	508,750,500	
3 5 1	10年国債	450,000,000	448,492,500	
3 5 2	10年国債	100,000,000	99,596,000	
3 5 3	10年国債	450,000,000	447,844,500	
3 5 4	10年国債	695,000,000	690,920,350	
3 5 5	10年国債	600,000,000	595,788,000	
3 5 6	10年国債	850,000,000	842,987,500	
3 5 7	10年国債	650,000,000	643,799,000	
3 5 8	10年国債	940,000,000	929,754,000	
3 5 9	10年国債	1,000,000,000	986,970,000	
3 6 0	10年国債	910,000,000	896,104,300	
3 6 1	10年国債	980,000,000	963,467,400	

3 6 2	1 0年国債	1, 150, 000, 000	1, 128, 242, 000	
3 6 3	1 0年国債	1, 610, 000, 000	1, 576, 093, 400	
3 6 4	1 0年国債	820, 000, 000	801, 558, 200	
3 6 5	1 0年国債	890, 000, 000	869, 040, 500	
3 6 7	1 0年国債	750, 000, 000	737, 362, 500	
3 6 8	1 0年国債	500, 000, 000	491, 350, 000	
3 6 9	1 0年国債	1, 110, 000, 000	1, 120, 345, 200	
2	3 0年国債	510, 000, 000	584, 485, 500	
4	3 0年国債	340, 000, 000	406, 011, 000	
5	3 0年国債	290, 000, 000	332, 641, 600	
7	3 0年国債	474, 000, 000	554, 034, 900	
9	3 0年国債	240, 000, 000	261, 158, 400	
1 0	3 0年国債	465, 000, 000	492, 560, 550	
1 1	3 0年国債	430, 000, 000	480, 697, 000	
1 2	3 0年国債	570, 000, 000	660, 778, 200	
1 4	3 0年国債	392, 000, 000	467, 985, 280	
1 6	3 0年国債	445, 000, 000	537, 778, 050	
1 8	3 0年国債	190, 000, 000	226, 088, 600	
1 9	3 0年国債	470, 000, 000	560, 075, 500	
2 1	3 0年国債	345, 000, 000	412, 188, 750	
2 2	3 0年国債	315, 000, 000	384, 514, 200	
2 3	3 0年国債	299, 000, 000	365, 724, 840	
2 4	3 0年国債	310, 000, 000	379, 455, 500	
2 5	3 0年国債	290, 000, 000	348, 162, 400	
2 6	3 0年国債	363, 000, 000	441, 052, 260	
2 7	3 0年国債	250, 000, 000	307, 787, 500	
2 8	3 0年国債	96, 000, 000	118, 399, 680	
2 9	3 0年国債	157, 000, 000	191, 643, 620	
3 0	3 0年国債	212, 000, 000	256, 030, 280	
3 1	3 0年国債	235, 000, 000	280, 345, 600	
3 2	3 0年国債	360, 000, 000	435, 326, 400	
3 3	3 0年国債	368, 000, 000	428, 035, 520	
3 4	3 0年国債	87, 000, 000	103, 980, 660	
3 5	3 0年国債	340, 000, 000	395, 695, 400	
3 6	3 0年国債	90, 000, 000	104, 826, 600	
3 7	3 0年国債	385, 000, 000	441, 741, 300	
3 8	3 0年国債	220, 000, 000	248, 421, 800	
3 9	3 0年国債	220, 000, 000	252, 192, 600	
4 0	3 0年国債	240, 000, 000	270, 739, 200	
4 1	3 0年国債	240, 000, 000	266, 282, 400	
4 2	3 0年国債	280, 000, 000	310, 696, 400	
4 3	3 0年国債	225, 000, 000	249, 693, 750	

4 4	3 0 年国債	290,000,000	321,853,600	
4 5	3 0 年国債	315,000,000	337,355,550	
4 6	3 0 年国債	315,000,000	337,261,050	
4 7	3 0 年国債	540,000,000	588,670,200	
4 9	3 0 年国債	345,000,000	362,143,050	
5 0	3 0 年国債	325,000,000	301,619,500	
5 1	3 0 年国債	265,000,000	218,765,450	
5 2	3 0 年国債	213,000,000	184,042,650	
5 3	3 0 年国債	277,000,000	244,319,540	
5 4	3 0 年国債	75,000,000	69,100,500	
5 5	3 0 年国債	275,000,000	252,722,250	
5 6	3 0 年国債	300,000,000	274,986,000	
5 7	3 0 年国債	305,000,000	278,843,200	
5 8	3 0 年国債	420,000,000	382,981,200	
5 9	3 0 年国債	280,000,000	248,598,000	
6 0	3 0 年国債	310,000,000	287,670,700	
6 1	3 0 年国債	285,000,000	251,104,950	
6 2	3 0 年国債	235,000,000	195,879,550	
6 3	3 0 年国債	230,000,000	185,752,600	
6 4	3 0 年国債	255,000,000	205,007,250	
6 5	3 0 年国債	235,000,000	188,611,000	
6 6	3 0 年国債	310,000,000	247,435,800	
6 7	3 0 年国債	320,000,000	269,328,000	
6 8	3 0 年国債	390,000,000	327,502,500	
6 9	3 0 年国債	310,000,000	267,235,500	
7 0	3 0 年国債	350,000,000	301,105,000	
7 1	3 0 年国債	370,000,000	317,656,100	
7 2	3 0 年国債	340,000,000	291,590,800	
7 3	3 0 年国債	290,000,000	248,451,700	
7 4	3 0 年国債	320,000,000	297,004,800	
7 5	3 0 年国債	210,000,000	210,000,000	
7 6	3 0 年国債	370,000,000	379,490,500	
7 7	3 0 年国債	350,000,000	376,113,500	
7 5	2 0 年国債	490,000,000	510,511,400	
7 8	2 0 年国債	590,000,000	615,210,700	
8 2	2 0 年国債	620,000,000	652,500,400	
8 4	2 0 年国債	500,000,000	527,485,000	
8 5	2 0 年国債	645,000,000	685,409,250	
8 8	2 0 年国債	742,000,000	796,707,660	
8 9	2 0 年国債	20,000,000	21,410,800	
9 0	2 0 年国債	580,000,000	623,621,800	
9 2	2 0 年国債	324,000,000	348,620,760	



9 3	2 0年国債	632,000,000	680,088,880	
9 5	2 0年国債	305,000,000	333,230,800	
9 7	2 0年国債	327,000,000	357,322,710	
9 9	2 0年国債	153,000,000	167,112,720	
1 0 0	2 0年国債	207,000,000	227,828,340	
1 0 1	2 0年国債	355,000,000	394,195,550	
1 0 2	2 0年国債	457,000,000	509,756,080	
1 0 5	2 0年国債	370,000,000	408,568,800	
1 0 6	2 0年国債	370,000,000	410,563,100	
1 0 7	2 0年国債	378,000,000	418,956,300	
1 0 9	2 0年国債	140,000,000	154,040,600	
1 1 1	2 0年国債	386,000,000	433,018,660	
1 1 3	2 0年国債	227,000,000	254,081,100	
1 1 4	2 0年国債	263,000,000	295,377,930	
1 1 6	2 0年国債	100,000,000	113,324,000	
1 1 8	2 0年国債	200,000,000	224,382,000	
1 1 9	2 0年国債	295,000,000	326,803,950	
1 2 0	2 0年国債	200,000,000	218,744,000	
1 2 1	2 0年国債	55,000,000	61,422,900	
1 2 2	2 0年国債	330,000,000	366,135,000	
1 2 3	2 0年国債	80,000,000	90,782,400	
1 2 4	2 0年国債	190,000,000	214,181,300	
1 2 5	2 0年国債	205,000,000	234,811,100	
1 2 6	2 0年国債	180,000,000	203,311,800	
1 2 7	2 0年国債	145,000,000	162,658,100	
1 2 8	2 0年国債	65,000,000	73,044,400	
1 3 0	2 0年国債	155,000,000	173,344,250	
1 3 1	2 0年国債	380,000,000	421,860,800	
1 3 2	2 0年国債	450,000,000	500,778,000	
1 3 3	2 0年国債	190,000,000	213,041,300	
1 3 4	2 0年国債	200,000,000	224,628,000	
1 3 5	2 0年国債	155,000,000	172,747,500	
1 3 6	2 0年国債	120,000,000	132,703,200	
1 3 7	2 0年国債	185,000,000	206,395,250	
1 3 9	2 0年国債	60,000,000	66,406,800	
1 4 0	2 0年国債	420,000,000	469,001,400	
1 4 1	2 0年国債	360,000,000	402,134,400	
1 4 2	2 0年国債	240,000,000	270,319,200	
1 4 3	2 0年国債	150,000,000	166,161,000	
1 4 4	2 0年国債	170,000,000	186,702,500	
1 4 5	2 0年国債	110,000,000	122,969,000	
1 4 6	2 0年国債	195,000,000	218,099,700	

	1 4 7	2 0 年国債	260,000,000	288,277,600	
	1 4 8	2 0 年国債	319,000,000	350,427,880	
	1 4 9	2 0 年国債	495,000,000	543,683,250	
	1 5 0	2 0 年国債	451,000,000	490,394,850	
	1 5 1	2 0 年国債	840,000,000	894,054,000	
	1 5 2	2 0 年国債	160,000,000	170,214,400	
	1 5 3	2 0 年国債	527,000,000	566,308,930	
	1 5 4	2 0 年国債	440,000,000	467,302,000	
	1 5 5	2 0 年国債	410,000,000	425,071,600	
	1 5 7	2 0 年国債	495,000,000	462,334,950	
	1 5 8	2 0 年国債	380,000,000	368,178,200	
	1 5 9	2 0 年国債	388,000,000	380,065,400	
	1 6 0	2 0 年国債	295,000,000	292,215,200	
	1 6 1	2 0 年国債	380,000,000	370,553,200	
	1 6 2	2 0 年国債	410,000,000	398,614,300	
	1 6 3	2 0 年国債	430,000,000	417,052,700	
	1 6 4	2 0 年国債	405,000,000	385,960,950	
	1 6 5	2 0 年国債	410,000,000	389,389,300	
	1 6 6	2 0 年国債	445,000,000	434,110,850	
	1 6 7	2 0 年国債	480,000,000	452,985,600	
	1 6 8	2 0 年国債	450,000,000	416,614,500	
	1 6 9	2 0 年国債	400,000,000	363,020,000	
	1 7 0	2 0 年国債	405,000,000	366,014,700	
	1 7 1	2 0 年国債	385,000,000	346,707,900	
	1 7 2	2 0 年国債	480,000,000	438,297,600	
	1 7 3	2 0 年国債	365,000,000	332,153,650	
	1 7 4	2 0 年国債	550,000,000	498,778,500	
	1 7 5	2 0 年国債	565,000,000	519,811,300	
	1 7 6	2 0 年国債	670,000,000	614,390,000	
	1 7 7	2 0 年国債	590,000,000	529,825,900	
	1 7 8	2 0 年国債	500,000,000	456,115,000	
	1 7 9	2 0 年国債	400,000,000	363,928,000	
	1 8 0	2 0 年国債	500,000,000	479,500,000	
	1 8 1	2 0 年国債	450,000,000	438,520,500	
	1 8 2	2 0 年国債	410,000,000	412,972,500	
	1 8 3	2 0 年国債	440,000,000	465,880,800	
		国債証券 小計		94,923,942,650	
地方債証券	7 2 7	東京都公債	500,000,000	502,458,000	
	1	東京都 3 0 年	100,000,000	114,227,200	
	8	東京都 3 0 年	400,000,000	466,366,400	
	1 3	東京都 3 0 年	500,000,000	563,876,000	
	6	東京都 2 0 年	100,000,000	103,754,300	

26-15	北海道公債	100,000,000	100,675,800	
30-18	北海道公債	200,000,000	197,275,600	
208	神奈川県公債	200,000,000	201,269,000	
210	神奈川県公債	100,000,000	100,671,000	
211	神奈川県公債	100,000,000	100,650,800	
1	神奈川県20年	100,000,000	103,009,100	
3	神奈川県20年	100,000,000	104,476,000	
7	神奈川県20年	100,000,000	107,984,900	
13	神奈川県20年	100,000,000	111,840,300	
377	大阪府公債	100,000,000	100,389,600	
388	大阪府公債	100,000,000	100,711,900	
392	大阪府公債	100,000,000	100,519,600	
193	大阪府5年	300,000,000	297,600,600	
27-4	京都府公債	100,000,000	101,070,600	
1-6	京都府5年	200,000,000	199,910,600	
5	兵庫県公債15年	300,000,000	315,215,100	
10	兵庫県公債20年	100,000,000	111,928,600	
7	静岡県30年	100,000,000	113,578,800	
1	静岡県20年	100,000,000	105,125,200	
22-8	愛知県20年	200,000,000	220,401,600	
27-16	愛知県公債	400,000,000	404,130,400	
25-11	福岡県公債	100,000,000	100,606,200	
26-3	福岡県公債	100,000,000	100,730,700	
26-10	福岡県公債	100,000,000	100,755,400	
1-1	福岡県公債	200,000,000	195,789,400	
1-3	福岡県30年	100,000,000	78,224,800	
25-8	千葉県公債	100,000,000	100,410,800	
26-4	千葉県公債	100,000,000	100,751,900	
137	共同発行地方	200,000,000	201,460,000	
138	共同発行地方	200,000,000	201,503,800	
172	共同発行地方	500,000,000	500,148,000	
183	共同発行地方	600,000,000	597,175,800	
1-1	大阪市5年	300,000,000	299,991,900	
1	名古屋市20年	200,000,000	202,736,800	
3	名古屋市20年	100,000,000	104,296,800	
5	名古屋市20年	100,000,000	107,427,600	
1	京都市30年	100,000,000	120,791,900	
7	京都市20年	100,000,000	111,119,000	
26-4	神戸市公債	200,000,000	201,473,400	
26-17	神戸市公債	100,000,000	100,408,600	
26-3	横浜市公債	200,000,000	201,480,400	
4	横浜市20年	100,000,000	103,814,200	

	9 横浜市20年	100,000,000	107,143,600	
	14 横浜市20年	100,000,000	110,025,100	
	26-4 札幌市公債	100,000,000	100,625,000	
	94 川崎市公債	100,000,000	96,127,400	
	1-2 北九州市5年	100,000,000	99,953,400	
	地方債証券 小計		9,394,088,900	
特殊債券	47 日本政策投資CO	100,000,000	103,519,600	
	3 政保政策投資CO	200,000,000	202,914,600	
	36 日本政策投資B	100,000,000	107,892,700	
	18 道路機構	100,000,000	128,930,600	
	22 道路機構	300,000,000	374,678,400	
	27 道路機構	100,000,000	108,988,100	
	37 道路機構	300,000,000	331,194,000	
	47 道路機構	200,000,000	223,399,600	
	79 政保道路機構	200,000,000	221,548,200	
	81 政保道路機構	200,000,000	221,806,800	
	88 政保道路機構	100,000,000	119,579,700	
	90 政保道路機構	500,000,000	556,564,000	
	99 政保道路機構	100,000,000	112,407,400	
	176 政保道路機構	100,000,000	109,761,400	
	196 政保道路機構	100,000,000	110,328,000	
	210 政保道路機構	200,000,000	216,339,600	
	227 政保道路機構	200,000,000	201,604,400	
	231 政保道路機構	300,000,000	302,388,600	
	288 政保道路機構	189,000,000	188,435,268	
	9 道路債券	100,000,000	119,622,100	
	2 地方公営20年	100,000,000	111,012,400	
	61 地方公共団体	100,000,000	100,755,000	
	62 地方公共団体	400,000,000	402,833,600	
	63 地方公共団体	100,000,000	100,671,200	
	64 地方公共団体	100,000,000	100,682,200	
	67 政保地方公共団	100,000,000	100,762,700	
	101 地方公共団体	100,000,000	99,548,900	
	106 地方公共団体	200,000,000	198,458,400	
	5 公営企業20年	100,000,000	100,904,500	
	17 公営企業20年	100,000,000	106,480,800	
	20 公営企業20年	100,000,000	107,715,700	
	22 公営企業20年	100,000,000	108,346,000	
	24 公営企業20年	200,000,000	219,038,800	
117 都市再生	100,000,000	101,777,700		
52 住宅支援機構	100,000,000	110,339,400		
93 住宅支援機構	100,000,000	104,750,300		

1 2 4 住宅支援機構	100,000,000	105,054,100	
1 3 0 住宅支援機構	200,000,000	218,633,400	
2 2 6 住宅支援機構	100,000,000	99,533,900	
S 3 住宅機構RMB S	9,899,000	9,983,141	
S 5 住宅機構RMB S	20,992,000	21,159,936	
S 7 住宅機構RMB S	10,731,000	10,891,965	
S 9 住宅機構RMB S	11,024,000	11,213,612	
S 1 0 住宅機構RMB S	10,830,000	10,997,865	
S 1 1 住宅機構RMB S	11,651,000	11,922,468	
3 5 住宅金融RMB S	10,559,000	10,638,192	
4 1 住宅金融RMB S	10,297,000	10,381,435	
5 3 住宅金融RMB S	10,201,000	10,286,688	
2 住宅機構RMB S	20,858,000	21,049,893	
1 9 住宅機構RMB S	14,168,000	14,714,884	
2 4 住宅機構RMB S	28,436,000	29,672,966	
2 6 住宅機構RMB S	45,423,000	47,457,950	
2 7 住宅機構RMB S	15,850,000	16,583,855	
2 8 住宅機構RMB S	18,276,000	19,257,421	
2 9 住宅機構RMB S	19,839,000	20,959,903	
3 0 住宅機構RMB S	19,469,000	20,567,051	
3 2 住宅機構RMB S	38,478,000	40,386,508	
3 5 住宅機構RMB S	19,531,000	20,529,034	
3 6 住宅機構RMB S	18,874,000	19,772,402	
4 3 住宅機構RMB S	24,121,000	25,288,456	
4 6 住宅機構RMB S	18,853,000	19,784,338	
4 8 住宅機構RMB S	35,606,000	37,315,088	
4 9 住宅機構RMB S	18,152,000	18,957,948	
5 1 住宅機構RMB S	39,530,000	41,245,602	
5 5 住宅機構RMB S	52,840,000	54,958,884	
5 7 住宅機構RMB S	25,256,000	26,281,393	
5 8 住宅機構RMB S	28,285,000	29,439,028	
5 9 住宅機構RMB S	54,042,000	56,311,764	
6 0 住宅機構RMB S	82,215,000	85,314,505	
6 1 住宅機構RMB S	27,633,000	28,580,811	
6 7 住宅機構RMB S	35,067,000	35,968,221	
6 9 住宅機構RMB S	72,904,000	75,470,220	
7 0 住宅機構RMB S	63,562,000	65,710,395	
7 3 住宅機構RMB S	36,375,000	37,695,412	
9 9 住宅機構RMB S	56,203,000	56,793,131	
1 2 3 住宅機構RMB S	73,879,000	72,135,455	
1 2 4 住宅機構RMB S	73,674,000	71,714,271	
1 2 5 住宅機構RMB S	73,699,000	71,745,976	

	1 2 7 住宅機構RMB S	75,639,000	73,430,341	
	1 2 8 住宅機構RMB S	74,578,000	72,542,020	
	1 2 9 住宅機構RMB S	76,301,000	74,370,584	
	1 3 7 住宅機構RMB S	78,662,000	76,506,661	
	1 6 7 住宅機構RMB S	91,425,000	87,722,287	
	1 8 3 住宅機構RMB S	194,732,000	187,721,648	
	1 8 6 住宅機構RMB S	98,427,000	96,793,111	
	8 5 中日本高速道	300,000,000	298,965,900	
	特殊債券 小計		8,916,392,687	
社債券	2 BPCE S. A.	200,000,000	200,007,400	
	8 6 東日本高速道	200,000,000	197,970,600	
	2 0 西日本高速道	100,000,000	100,298,400	
	2 3 西日本高速道	100,000,000	100,594,800	
	1 3 大和ハウス	100,000,000	99,524,600	
	1 7 アサヒグループHD	200,000,000	199,017,000	
	3 0 東レ	100,000,000	99,753,300	
	5 6 住友化学	200,000,000	198,379,000	
	2 4 三菱ケミカルホールデイ	100,000,000	98,809,400	
	1 6 日立製作所	100,000,000	100,461,200	
	2 2 パナソニック	100,000,000	98,523,400	
	9 TDK	100,000,000	98,071,100	
	6 3 三井物産	100,000,000	107,689,500	
	8 みずほコーポレート	100,000,000	108,965,700	
	1 三井住友FG劣後	100,000,000	100,263,100	
	8 住友信託 劣後	100,000,000	106,316,600	
	1 みずほFG劣後	100,000,000	100,288,300	
	9 みずほ銀行劣後	100,000,000	106,320,900	
	1 7 NTTファイナンス	200,000,000	198,175,200	
	7 3 ホンダファイナンス	200,000,000	197,831,200	
	2 0 7 オリックス	200,000,000	198,007,200	
	2 三菱HCキャピタル	200,000,000	197,255,600	
	1 野村ホールディングス	100,000,000	99,922,100	
	5 8 三菱地所	100,000,000	118,186,600	
	1 3 5 三菱地所	200,000,000	191,820,000	
	1 0 東急	100,000,000	95,226,800	
	3 8 京王電鉄	100,000,000	99,353,700	
	1 1 0 東日本旅客鉄	100,000,000	104,946,500	
	1 6 9 東日本旅客鉄	200,000,000	189,260,000	
	6 0 西日本旅客鉄	200,000,000	193,540,600	
	4 1 東海旅客鉄道	100,000,000	109,138,300	
	4 2 東海旅客鉄道	100,000,000	110,180,400	
	4 5 東京地下鉄	100,000,000	96,063,600	

6 4 阪急阪神HLDG	100,000,000	99,118,200	
3 1 KDDI	200,000,000	199,494,400	
5 4 6 中部電力	200,000,000	188,190,800	
5 5 3 中部電力	200,000,000	198,137,200	
5 5 0 関西電力	300,000,000	297,870,600	
5 0 8 東北電力	200,000,000	196,572,800	
5 4 7 東北電力	100,000,000	98,359,700	
4 9 6 九州電力	300,000,000	282,533,700	
3 8 東京電力パワー	100,000,000	99,858,600	
5 6 東京電力PG	200,000,000	200,166,200	
4 1 大阪瓦斯	200,000,000	189,975,000	
7 ファーストリテイリング	100,000,000	99,084,600	
社債券 小計		6,569,523,900	
合 計		119,803,948,137	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国株式インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(2022年4月13日現在)	(2023年4月13日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	1,936,532,460	5,775,149,329
金銭信託	75,671,589	118,672,156
コール・ローン	2,902,715,751	2,658,551,523
株式	372,473,853,310	452,167,668,517
投資証券	9,939,902,140	10,477,751,964
派生商品評価勘定	71,064,623	356,501,053
未収入金	24,703,555	31,924,259
未収配当金	456,665,778	579,126,829
差入委託証拠金	1,059,785,844	2,499,768,060
流動資産合計	388,940,895,050	474,665,113,690
資産合計	388,940,895,050	474,665,113,690
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	45,750,848	14,936,060
未払金	-	34,451,469
未払解約金	582,876,494	243,648,981
その他未払費用	2,331	3,236
流動負債合計	628,629,673	293,039,746
負債合計	628,629,673	293,039,746
純資産の部		
元本等		
元本	63,653,360,828	76,203,741,596
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	324,658,904,549	398,168,332,348
元本等合計	388,312,265,377	474,372,073,944
純資産合計	388,312,265,377	474,372,073,944
負債純資産合計	388,940,895,050	474,665,113,690



## (2) 注記表

## (重要な会計方針の注記)

項 目	自 2022 年 4 月 14 日 至 2023 年 4 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。</p>

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項 目	(2022 年 4 月 13 日現在)	(2023 年 4 月 13 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	63,653,360,828 口	76,203,741,596 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 6.1004 円 (1 万口当たりの純資産額 61,004 円)	1 口当たり純資産額 6.2250 円 (1 万口当たりの純資産額 62,250 円)

## (金融商品に関する注記)

## I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2022 年 4 月 14 日
-----	-------------------

至 2023 年 4 月 13 日	
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券</p> <p>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、投資証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引</p> <p>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っております。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

## II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年4月13日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2022年4月13日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	S&P 500 EMINI FUT JUN22	4,452,038,122	-	4,469,974,146	17,936,024
	SPI 200 FUTURES JUN22	227,121,578	-	225,741,568	△1,380,010
	FTSE 100 IDX FUT JUN22	253,714,065	-	258,682,481	4,968,416
	EURO STOXX 50 JUN22	827,655,257	-	831,268,867	3,613,610
	小計	5,760,529,022	-	5,785,667,062	25,138,040
合計		5,760,529,022	-	5,785,667,062	25,138,040

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	1,614,573,000	-	1,615,438,478	865,478
	カナダ・ドル	77,408,760	-	77,506,260	97,500
	オーストラリア・ドル	29,774,720	-	29,938,976	164,256
	香港・ドル	17,783,310	-	17,792,967	9,657

	シンガポール・ドル	10,108,780	-	10,128,470	19,690
	イスラエル・シケル	4,695,600	-	4,693,992	△1,608
	スイス・フラン	70,057,000	-	69,961,684	△95,316
	スウェーデン・クローナ	6,207,760	-	6,189,900	△17,860
	ユーロ	167,955,270	-	167,097,099	△858,171
	小計	1,998,564,200	-	1,998,747,826	183,626
	売建				
	ニュージーランド・ドル	3,421,480	-	3,439,880	△18,400
	イギリス・ポンド	6,539,120	-	6,528,612	10,508
	小計	9,960,600	-	9,968,492	△7,892
	合計	2,008,524,800	-	2,008,716,318	175,734

(2023年4月13日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	S&P 500 EMINI FUT JUN23	8,422,894,626	-	8,676,492,264	253,597,638
	SPI 200 FUTURES JUN23	429,254,300	-	443,294,640	14,040,340
	FTSE 100 IDX FUT JUN23	517,570,803	-	533,896,424	16,325,621
	EURO STOXX 50 JUN23	1,765,092,482	-	1,827,225,317	62,132,835
	小計	11,134,812,211	-	11,480,908,645	346,096,434
	合計	11,134,812,211	-	11,480,908,645	346,096,434

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		

市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	1,894,133,620	-	1,888,571,564	△5,562,056
	オーストラリア・ドル	26,798,601	-	26,846,942	48,341
	シンガポール・ドル	25,095,675	-	25,091,250	△4,425
	イギリス・ポンド	117,333,317	-	117,504,875	171,558
	スイス・フラン	91,414,226	-	91,802,689	388,463
	ユーロ	264,150,969	-	265,028,030	877,061
	小計	2,418,926,408	-	2,414,845,350	△4,081,058
	売建				
	アメリカ・ドル	215,817,534	-	215,821,422	△3,888
	カナダ・ドル	45,192,192	-	45,112,112	80,080
	スウェーデン・クローナ	35,874,966	-	36,398,818	△523,852
	ユーロ	43,382,825	-	43,385,548	△2,723
	小計	340,267,517	-	340,717,900	△450,383
合計	2,759,193,925	-	2,755,563,250	△4,531,441	

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2022 年 4 月 14 日 至 2023 年 4 月 13 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2022 年 4 月 13 日現在)
---------------------

開示対象ファンドの

期首における当該親投資信託の元本額	58,211,745,190 円
同期中における追加設定元本額	16,194,701,899 円
同期中における一部解約元本額	10,753,086,261 円

2022年4月13日現在の元本の内訳

三井住友・DC外国株式インデックスファンドS	32,822,168,470 円
三井住友・DC年金バランス30 (債券重点型)	261,268,707 円
三井住友・DC年金バランス50 (標準型)	1,053,868,131 円
三井住友・DC年金バランス70 (株式重点型)	751,708,601 円
SMAM・グローバルバランスファンド (機動的資産配分型)	48,029,718 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020 (4資産タイプ)	1,125,866 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025 (4資産タイプ)	5,678,753 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030 (4資産タイプ)	16,717,392 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035 (4資産タイプ)	44,979,799 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040 (4資産タイプ)	47,841,761 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045 (4資産タイプ)	94,776,574 円
外国株式指数ファンド	852,708,104 円
三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド	14,465,738,967 円
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	96,142,646 円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	103,195,277 円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	68,329,125 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	15,569,633 円
三井住友・資産最適化ファンド (1安定重視型)	122,523,866 円
三井住友・資産最適化ファンド (2やや安定型)	105,362,465 円
三井住友・資産最適化ファンド (3バランス型)	367,489,080 円
三井住友・資産最適化ファンド (4やや成長型)	192,799,695 円
三井住友・資産最適化ファンド (5成長重視型)	222,706,458 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	43,921,433 円
三井住友DS・外国株式インデックス年金ファンド	745,787,382 円
三井住友DS・年金バランス30 (債券重点型)	4,562,841 円
三井住友DS・年金バランス50 (標準型)	20,366,246 円
三井住友DS・年金バランス70 (株式重点型)	19,837,949 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	1,976,165 円
SMBC・DCインデックスファンド (MSCIコクサイ)	170,769,804 円
日興FWS・先進国株インデックス (為替ヘッジあり)	162,944,584 円
日興FWS・先進国株インデックス (為替ヘッジなし)	544,987,952 円
三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド	21,467,988 円
SMAM・外国株式パッシブ・ファンド (適格機関投資家専用)	509,401,113 円
バランスファンドVA (安定運用型) <適格機関投資家限定>	3,309,072 円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型<適格機関投資家限定>	25,733,245 円
SMAM・バランスファンドVA25<適格機関投資家専用>	627,813,023 円
SMAM・バランスファンドVA37.5<適格機関投資家専用>	773,029,117 円
SMAM・バランスファンドVA50<適格機関投資家専用>	3,346,842,453 円

SMAM・バランスファンドVL30<適格機関投資家限定>	10,889,499円
SMAM・バランスファンドVL50<適格機関投資家限定>	56,580,424円
SMAM・バランスファンドVA75<適格機関投資家専用>	451,874,051円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	37,545,497円
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	93,355,655円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	461,868,419円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	326,103,369円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	757,423,890円
SMAM・バランスVA株40T<適格機関投資家限定>	200,225円
三井住友・外国株式インデックスファンド・VAS(適格機関投資家専用)	208,564,505円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	69,160,413円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	8,668,847円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	7,431,222円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	3,930,927円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	20,416,659円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	55,967,394円
SMAM・グローバルバランスファンド(標準型)VA<適格機関投資家限定>	121,991,477円
SMAM・グローバルバランスファンド(債券重視型)VA<適格機関投資家限定>	54,169,208円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	509,774,724円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	93,680,381円
SMAM・外国株式インデックスファンドSA<適格機関投資家限定>	1,402,985,029円
SMAM・年金ワリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	22,195,395円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	14,310,453円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	18,636,428円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	62,157,282円
合計	63,653,360,828円

(2023年4月13日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	63,653,360,828円
同期中における追加設定元本額	22,909,073,594円
同期中における一部解約元本額	10,358,692,826円
2023年4月13日現在の元本の内訳	
三井住友・DC外国株式インデックスファンドS	38,145,564,153円
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	298,898,252円
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	1,140,482,332円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	835,411,248円
SMAM・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	35,335,134円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	1,016,278円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	5,550,898円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	17,828,630円

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	52,498,611円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	60,451,799円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	112,145,937円
外国株式指数ファンド	987,579,804円
三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド	19,632,434,294円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	98,647,755円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	137,664,681円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	85,754,219円
イオン・バランス戦略ファンド	27,378,779円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	24,361,752円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	145,060,261円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	131,273,820円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	485,411,437円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	261,652,436円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	302,698,472円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	60,821,912円
三井住友DS・外国株式インデックス年金ファンド	1,973,496,097円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	12,262,423円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	55,814,025円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	50,069,070円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	3,075,948円
SMBC・DCインデックスファンド（MSCIコクサイ）	627,241,642円
日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）	319,863,372円
日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）	1,791,228,980円
三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド	71,441,453円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	22,505円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	27,108円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	33,586円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	39,724円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	39,724円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	10,556円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	15,546円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	18,945円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	21,986円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	25,027円
SMAM・外国株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	415,792,476円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	3,187,817円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	18,661,339円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	485,243,320円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	677,661,461円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	2,951,776,006円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	9,822,476円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	47,808,223円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	402,126,462円



SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	35,766,460円
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	84,832,561円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	411,687,872円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	285,500,776円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	651,589,743円
SMAM・バランスVA株40T<適格機関投資家限定>	195,290円
三井住友・外国株式インデックスファンド・VAS(適格機関投資家専用)	184,667,496円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	56,631,240円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	7,051,860円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	6,575,296円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	3,833,026円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	16,578,047円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	51,140,413円
SMAM・グローバルバランスファンド(標準型)VA<適格機関投資家限定>	103,245,103円
SMAM・グローバルバランスファンド(債券重視型)VA<適格機関投資家限定>	44,957,268円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	245,130,060円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	68,183,758円
SMAM・外国株式インデックスファンドSA<適格機関投資家限定>	678,535,453円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	21,466,696円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	14,979,993円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	19,482,776円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	208,960,218円
合 計	76,203,741,596円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	APA CORP	19,759	39.640	783,246.76	
	BAKER HUGHES CO	69,679	29.250	2,038,110.75	
	CHENIERE ENERGY INC	14,977	153.010	2,291,630.77	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	7,695	79.050	608,289.75	
	CHEVRON CORP	127,235	169.820	21,607,047.70	
	CONOCOPHILLIPS	86,690	107.530	9,321,775.70	
	COTERRA ENERGY INC	49,908	25.760	1,285,630.08	
	DEVON ENERGY CORP	44,032	54.540	2,401,505.28	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	11,049	145.010	1,602,215.49	
	EOG RESOURCES INC	39,908	122.310	4,881,147.48	
	EQT CORP	19,298	32.650	630,079.70	

EXXON MOBIL CORP	284,707	115.230	32,806,787.61	
HALLIBURTON CO	59,461	33.590	1,997,294.99	
HESS CORP	18,976	146.170	2,773,721.92	
HF SINCLAIR CORP	10,663	46.340	494,123.42	
KINDER MORGAN INC	138,727	17.820	2,472,115.14	
MARATHON OIL CORP	42,380	25.620	1,085,775.60	
MARATHON PETROLEUM CORP	33,195	130.220	4,322,652.90	
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	51,961	64.840	3,369,151.24	
ONEOK INC	31,946	66.250	2,116,422.50	
OVINTIV INC	16,672	38.440	640,871.68	
PHILLIPS 66	33,814	106.030	3,585,298.42	
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	15,440	225.100	3,475,544.00	
SCHLUMBERGER LTD	99,086	51.980	5,150,490.28	
TARGA RESOURCES CORP	15,416	76.120	1,173,465.92	
TEXAS PACIFIC LAND CORP	417	1,735.900	723,870.30	
VALERO ENERGY CORP	27,588	133.720	3,689,067.36	
WILLIAMS COS INC	82,707	30.330	2,508,503.31	
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	15,122	287.170	4,342,584.74	
ALBEMARLE CORP	8,338	201.700	1,681,774.60	
ALCOA CORP	11,849	39.640	469,694.36	
AMCOR PLC	97,610	11.020	1,075,662.20	
AVERY DENNISON CORP	5,454	177.190	966,394.26	
BALL CORP	23,469	50.750	1,191,051.75	
CELANESE CORP	6,643	109.660	728,471.38	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	14,020	77.060	1,080,381.20	
CLEVELAND-CLIFFS INC	33,403	18.030	602,256.09	
CORTEVA INC	48,566	61.790	3,000,893.14	
CROWN HOLDINGS INC	9,413	76.940	724,236.22	
DOW INC	48,964	56.890	2,785,561.96	
DUPONT DE NEMOURS INC	34,201	70.830	2,422,456.83	
EASTMAN CHEMICAL CO	9,517	83.010	790,006.17	
ECOLAB INC	18,131	164.250	2,978,016.75	
FMC CORP	8,548	122.500	1,047,130.00	
FREEPORT-MCMORAN INC	99,638	41.120	4,097,114.56	
INTERNATIONAL PAPER CO	23,472	36.470	856,023.84	
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	17,659	92.550	1,634,340.45	
LINDE PLC	33,937	359.350	12,195,260.95	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	17,144	97.210	1,666,568.24	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	4,203	346.060	1,454,490.18	
MOSAIC CO/THE	25,489	46.760	1,191,865.64	
NEWMONT CORP	55,957	49.710	2,781,622.47	
NUCOR CORP	17,484	147.660	2,581,687.44	

PACKAGING CORP OF AMERICA	7,111	142.190	1,011,113.09	
PPG INDUSTRIES INC	16,735	138.010	2,309,597.35	
RELIANCE STEEL & ALUMINUM	4,056	246.170	998,465.52	
RPM INTERNATIONAL INC	7,696	81.890	630,225.44	
SEALED AIR CORP	7,895	46.210	364,827.95	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	17,193	225.780	3,881,835.54	
STEEL DYNAMICS INC	12,713	106.570	1,354,824.41	
VULCAN MATERIALS CO	8,762	167.320	1,466,057.84	
WESTLAKE CORP	2,189	117.550	257,316.95	
WESTROCK CO	16,766	30.180	505,997.88	
3M CO	37,053	104.370	3,867,221.61	
AECOM	10,261	82.210	843,556.81	
AERCAP HOLDINGS NV	10,065	55.500	558,607.50	
ALLEGION PLC	6,843	101.550	694,906.65	
AMETEK INC	16,587	138.530	2,297,797.11	
AXON ENTERPRISE INC	4,672	222.220	1,038,211.84	
BOEING CO/THE	38,897	212.340	8,259,388.98	
CARLISLE COS INC	3,499	210.600	736,889.40	
CARRIER GLOBAL CORP	55,822	43.860	2,448,352.92	
CATERPILLAR INC	36,294	220.500	8,002,827.00	
CUMMINS INC	10,159	232.820	2,365,218.38	
DEERE & CO	20,015	384.390	7,693,565.85	
DOVER CORP	10,436	147.120	1,535,344.32	
EATON CORP PLC	28,066	162.220	4,552,866.52	
EMERSON ELECTRIC CO	39,768	83.640	3,326,195.52	
FASTENAL CO	41,551	52.560	2,183,920.56	
FERGUSON PLC	14,464	127.480	1,843,870.72	
FORTIVE CORP	21,981	66.830	1,468,990.23	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS I	7,166	58.240	417,347.84	
GENERAC HOLDINGS INC	3,973	100.140	397,856.22	
GENERAL DYNAMICS CORP	15,874	229.240	3,638,955.76	
GENERAL ELECTRIC CO	74,672	94.100	7,026,635.20	
GRACO INC	11,645	70.660	822,835.70	
HEICO CORP	3,085	169.060	521,550.10	
HEICO CORP-CLASS A	4,570	133.930	612,060.10	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	45,877	193.230	8,864,812.71	
HOWMET AEROSPACE INC	23,889	43.410	1,037,021.49	
HUBBELL INC	3,897	226.770	883,722.69	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	2,888	210.530	608,010.64	
IDEX CORP	4,788	221.860	1,062,265.68	
ILLINOIS TOOL WORKS	20,720	232.350	4,814,292.00	
INGERSOLL-RAND INC	29,314	56.420	1,653,895.88	

JARDINE MATHESON HLDGS LTD	11,600	48.790	565,964.00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	46,593	57.370	2,673,040.41	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	12,963	199.620	2,587,674.06	
LENNOX INTERNATIONAL INC	2,104	247.100	519,898.40	
LOCKHEED MARTIN CORP	16,474	488.100	8,040,959.40	
MASCO CORP	14,885	48.390	720,285.15	
NORDSON CORP	3,927	216.770	851,255.79	
NORTHROP GRUMMAN CORP	10,242	472.770	4,842,110.34	
OTIS WORLDWIDE CORP	28,787	80.730	2,323,974.51	
OWENS CORNING	7,597	98.040	744,809.88	
PACCAR INC	36,912	72.110	2,661,724.32	
PARKER HANNIFIN CORP	8,744	324.520	2,837,602.88	
PENTAIR PLC	11,509	53.170	611,933.53	
PLUG POWER INC	28,584	9.390	268,403.76	
QUANTA SERVICES INC	10,416	165.000	1,718,640.00	
RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	100,547	101.520	10,207,531.44	
ROCKWELL AUTOMATION INC	7,930	281.120	2,229,281.60	
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	12,538	46.750	586,151.50	
SMITH (A.O.) CORP	7,157	66.020	472,505.14	
SNAP-ON INC	4,041	237.930	961,475.13	
STANLEY BLACK & DECKER INC	9,129	78.110	713,066.19	
TEXTRON INC	14,870	67.670	1,006,252.90	
TORO CO	8,097	104.160	843,383.52	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	15,733	174.900	2,751,701.70	
TRANSDIGM GROUP INC	3,706	745.430	2,762,563.58	
UNITED RENTALS INC	4,798	376.070	1,804,383.86	
WABTEC CORP	11,284	99.620	1,124,112.08	
WW GRAINGER INC	3,160	655.380	2,071,000.80	
XYLEM INC	12,201	103.490	1,262,681.49	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	28,752	215.610	6,199,218.72	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	8,029	96.620	775,761.98	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	7,244	145.530	1,054,219.32	
CINTAS CORP	6,178	453.940	2,804,441.32	
CLARIVATE PLC	19,939	8.990	179,251.61	
COPART INC	31,082	76.140	2,366,583.48	
COSTAR GROUP INC	28,273	68.590	1,939,245.07	
EQUIFAX INC	7,922	195.590	1,549,463.98	
JACOBS SOLUTIONS INC	8,422	114.350	963,055.70	
LEIDOS HOLDINGS INC	8,863	92.680	821,422.84	
PAYCHEX INC	22,937	108.410	2,486,600.17	
REPUBLIC SERVICES INC	16,065	136.980	2,200,583.70	
ROBERT HALF INTL INC	8,149	73.940	602,537.06	

ROLLINS INC	16,081	39.170	629,892.77	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	14,487	57.240	829,235.88	
TRANSUNION	14,503	62.670	908,903.01	
VERISK ANALYTICS INC	11,250	192.170	2,161,912.50	
WASTE CONNECTIONS INC	18,291	142.420	2,605,004.22	
WASTE MANAGEMENT INC	28,817	165.500	4,769,213.50	
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	8,726	94.730	826,613.98	
CSX CORP	145,813	30.160	4,397,720.08	
DELTA AIR LINES INC	8,299	33.740	280,008.26	
EXPEDITORS INTL WASH INC	10,436	109.770	1,145,559.72	
FEDEX CORP	16,733	229.470	3,839,721.51	
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	96,661	2.990	289,016.39	
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	5,530	175.470	970,349.10	
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	12,089	56.570	683,874.73	
NORFOLK SOUTHERN CORP	15,994	206.320	3,299,882.08	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	6,292	340.060	2,139,657.52	
SOUTHWEST AIRLINES CO	7,076	32.240	228,130.24	
UBER TECHNOLOGIES INC	104,406	30.590	3,193,779.54	
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	5,850	53.720	314,262.00	
UNION PACIFIC CORP	42,525	198.730	8,450,993.25	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	49,837	189.850	9,461,554.45	
APTIV PLC	18,724	104.190	1,950,853.56	
BORGWARNER INC	17,433	48.070	838,004.31	
FORD MOTOR CO	276,446	12.670	3,502,570.82	
GENERAL MOTORS CO	96,958	34.620	3,356,685.96	
LEAR CORP	3,736	134.460	502,342.56	
LUCID GROUP INC	21,730	8.130	176,664.90	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	19,354	14.190	274,633.26	
TESLA INC	185,930	180.540	33,567,802.20	
DR HORTON INC	23,515	98.860	2,324,692.90	
GARMIN LTD	10,774	98.280	1,058,868.72	
HASBRO INC	7,491	51.300	384,288.30	
LENNAR CORP-A	17,126	105.390	1,804,909.14	
LULULEMON ATHLETICA INC	8,357	363.540	3,038,103.78	
MOHAWK INDUSTRIES INC	2,863	97.830	280,087.29	
NEWELL BRANDS INC	26,997	12.210	329,633.37	
NIKE INC -CL B	86,051	123.660	10,641,066.66	
NVR INC	204	5,590.220	1,140,404.88	
PULTEGROUP INC	17,535	59.750	1,047,716.25	
VF CORP	20,583	21.570	443,975.31	
WHIRLPOOL CORP	3,212	133.950	430,247.40	
AIRBNB INC-CLASS A	25,852	112.420	2,906,281.84	

ARAMARK	13,242	35.020	463,734.84	
BOOKING HOLDINGS INC	2,713	2,547.250	6,910,689.25	
CAESARS ENTERTAINMENT INC	13,336	44.120	588,384.32	
CARNIVAL CORP	69,745	9.620	670,946.90	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	1,953	1,695.770	3,311,838.81	
DARDEN RESTAURANTS INC	7,606	151.740	1,154,134.44	
DOMINO'S PIZZA INC	2,121	326.440	692,379.24	
DOORDASH INC - A	16,981	60.100	1,020,558.10	
EXPEDIA GROUP INC	10,081	89.340	900,636.54	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	19,380	138.360	2,681,416.80	
LAS VEGAS SANDS CORP	23,449	55.880	1,310,330.12	
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	18,185	161.470	2,936,331.95	
MCDONALD'S CORP	50,614	285.300	14,440,174.20	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	22,198	42.980	954,070.04	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	16,097	61.580	991,253.26	
STARBUCKS CORP	79,076	105.600	8,350,425.60	
VAIL RESORTS INC	2,860	237.240	678,506.40	
WYNN RESORTS LTD	7,730	106.060	819,843.80	
YUM! BRANDS INC	20,179	131.980	2,663,224.42	
ADVANCE AUTO PARTS INC	3,426	121.340	415,710.84	
AMAZON.COM INC	634,483	97.830	62,071,471.89	
AUTOZONE INC	1,315	2,598.890	3,417,540.35	
BATH & BODY WORKS INC	15,400	36.370	560,098.00	
BEST BUY CO INC	14,954	73.170	1,094,184.18	
BURLINGTON STORES INC	4,802	188.940	907,289.88	
CARMAX INC	10,366	68.580	710,900.28	
CHEWY INC - CLASS A	3,969	34.390	136,493.91	
EBAY INC	35,551	42.780	1,520,871.78	
ETSY INC	9,090	100.160	910,454.40	
GENUINE PARTS CO	10,245	166.620	1,707,021.90	
HOME DEPOT INC	70,430	290.440	20,455,689.20	
LKQ CORP	15,922	56.310	896,567.82	
LOWE'S COS INC	42,268	199.770	8,443,878.36	
MERCADOLIBRE INC	3,170	1,256.040	3,981,646.80	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	4,265	877.350	3,741,897.75	
POOL CORP	2,578	333.900	860,794.20	
ROSS STORES INC	24,702	102.890	2,541,588.78	
TJX COMPANIES INC	80,320	76.700	6,160,544.00	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	8,071	232.640	1,877,637.44	
ULTA BEAUTY INC	3,734	523.130	1,953,367.42	
COSTCO WHOLESALE CORP	30,793	489.350	15,068,554.55	
DOLLAR GENERAL CORP	15,800	216.240	3,416,592.00	

DOLLAR TREE INC	15,923	150.170	2,391,156.91	
KROGER CO	44,568	47.320	2,108,957.76	
SYSCO CORP	36,352	74.830	2,720,220.16	
TARGET CORP	31,809	163.510	5,201,089.59	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	52,808	35.690	1,884,717.52	
WALMART INC	103,381	149.340	15,438,918.54	
ALTRIA GROUP INC	122,631	44.830	5,497,547.73	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	39,414	81.110	3,196,869.54	
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	22,643	62.560	1,416,546.08	
BUNGE LTD	10,263	94.530	970,161.39	
CAMPBELL SOUP CO	12,945	55.360	716,635.20	
COCA-COLA CO/THE	285,588	62.690	17,903,511.72	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	13,260	59.390	787,511.40	
CONAGRA BRANDS INC	30,896	37.620	1,162,307.52	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	11,695	226.420	2,647,981.90	
DARLING INGREDIENTS INC	10,514	59.020	620,536.28	
GENERAL MILLS INC	42,268	87.010	3,677,738.68	
HERSHEY CO/THE	10,035	258.610	2,595,151.35	
HORMEL FOODS CORP	19,475	40.220	783,284.50	
JM SMUCKER CO/THE	6,647	154.310	1,025,698.57	
KELLOGG CO	15,843	68.370	1,083,185.91	
KEURIG DR PEPPER INC	53,534	35.210	1,884,932.14	
KRAFT HEINZ CO/THE	48,205	39.280	1,893,492.40	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	10,534	108.170	1,139,462.78	
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	18,425	85.890	1,582,523.25	
MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	12,477	54.270	677,126.79	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	93,332	70.210	6,552,839.72	
MONSTER BEVERAGE CORP	52,042	52.470	2,730,643.74	
PEPSICO INC	94,583	182.560	17,267,072.48	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	108,150	98.790	10,684,138.50	
TYSON FOODS INC-CL A	19,731	61.580	1,215,034.98	
CHURCH & DWIGHT CO INC	17,113	89.760	1,536,062.88	
CLOROX COMPANY	9,104	157.230	1,431,421.92	
COLGATE-PALMOLIVE CO	55,341	76.050	4,208,683.05	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	15,603	247.050	3,854,721.15	
KIMBERLY-CLARK CORP	22,991	136.730	3,143,559.43	
PROCTER & GAMBLE CO/THE	164,482	151.070	24,848,295.74	
ABBOTT LABORATORIES	121,493	102.560	12,460,322.08	
ALIGN TECHNOLOGY INC	4,914	332.250	1,632,676.50	
AMERISOURCEBERGEN CORP	10,249	165.420	1,695,389.58	
BAXTER INTERNATIONAL INC	33,018	42.670	1,408,878.06	
BECTON DICKINSON AND CO	19,828	253.850	5,033,337.80	

BOSTON SCIENTIFIC CORP	99,665	51.110	5,093,878.15	
CARDINAL HEALTH INC	18,000	79.150	1,424,700.00	
CENTENE CORP	40,300	67.180	2,707,354.00	
COOPER COS INC/THE	3,384	372.880	1,261,825.92	
CVS HEALTH CORP	91,978	74.920	6,890,991.76	
DAVITA INC	4,138	83.290	344,654.02	
DENTSPLY SIRONA INC	11,864	40.510	480,610.64	
DEXCOM INC	27,694	114.820	3,179,825.08	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	44,049	82.920	3,652,543.08	
ELEVANCE HEALTH INC	16,551	492.990	8,159,477.49	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	26,484	81.750	2,165,067.00	
HCA HEALTHCARE INC	15,058	272.380	4,101,498.04	
HENRY SCHEIN INC	10,457	82.170	859,251.69	
HOLOGIC INC	16,591	83.730	1,389,164.43	
HUMANA INC	8,820	532.050	4,692,681.00	
IDEXX LABORATORIES INC	5,548	470.900	2,612,553.20	
INSULET CORP	5,082	316.290	1,607,385.78	
INTUITIVE SURGICAL INC	24,730	261.770	6,473,572.10	
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	6,245	230.300	1,438,223.50	
MASIMO CORP	2,941	191.160	562,201.56	
MCKESSON CORP	10,067	362.560	3,649,891.52	
MEDTRONIC PLC	91,754	80.810	7,414,640.74	
MOLINA HEALTHCARE INC	3,809	296.050	1,127,654.45	
NOVOCURE LTD	6,929	64.170	444,633.93	
QUEST DIAGNOSTICS INC	7,645	142.470	1,089,183.15	
RESMED INC	9,600	222.180	2,132,928.00	
STERIS PLC	6,271	193.510	1,213,501.21	
STRYKER CORP	23,557	290.100	6,833,885.70	
TELEFLEX INC	3,067	261.550	802,173.85	
THE CIGNA GROUP	21,108	260.770	5,504,333.16	
UNITEDHEALTH GROUP INC	64,776	521.190	33,760,603.44	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	4,203	134.080	563,538.24	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	9,184	176.660	1,622,445.44	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	13,599	131.590	1,789,492.41	
ABBVIE INC	122,871	162.360	19,949,335.56	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	21,101	138.360	2,919,534.36	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	7,912	202.890	1,605,265.68	
AMGEN INC	36,847	249.500	9,193,326.50	
AVANTOR INC	44,191	21.290	940,826.39	
BIOGEN INC	9,574	285.790	2,736,153.46	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	13,832	97.960	1,354,982.72	
BIO-RAD LABORATORIES-A	1,728	476.830	823,962.24	



BIO-TECHNE CORP	10,204	81.220	828,768.88	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	145,406	70.210	10,208,955.26	
CATALENT INC	10,797	64.250	693,707.25	
CHARLES RIVER LABORATORIES	3,467	201.470	698,496.49	
DANAHER CORP	47,447	249.970	11,860,326.59	
ELANCO ANIMAL HEALTH INC	20,811	9.220	191,877.42	
ELI LILLY & CO	56,126	369.050	20,713,300.30	
EXACT SCIENCES CORP	13,570	64.910	880,828.70	
GILEAD SCIENCES INC	86,583	82.160	7,113,659.28	
HORIZON THERAPEUTICS PLC	13,945	109.680	1,529,487.60	
ILLUMINA INC	10,327	226.880	2,342,989.76	
INCYTE CORP	11,842	73.940	875,597.48	
IQVIA HOLDINGS INC	12,401	197.990	2,455,273.99	
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	4,089	144.050	589,020.45	
JOHNSON & JOHNSON	181,319	163.920	29,721,810.48	
MERCK & CO. INC.	176,126	113.750	20,034,332.50	
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1,476	1,533.440	2,263,357.44	
MODERNA INC	21,941	155.560	3,413,141.96	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	6,359	102.960	654,722.64	
PERKINELMER INC	8,323	134.340	1,118,111.82	
PFIZER INC	390,323	41.370	16,147,662.51	
REGENERON PHARMACEUTICALS	7,436	820.430	6,100,717.48	
REPLIGEN CORP	3,456	179.700	621,043.20	
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	27,162	36.110	980,819.82	
SEAGEN INC	8,954	205.200	1,837,360.80	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	82,214	9.360	769,523.04	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	27,288	579.350	15,809,302.80	
UNITED THERAPEUTICS CORP	3,537	225.800	798,654.60	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	17,790	326.370	5,806,122.30	
VIATRIS INC	83,466	9.820	819,636.12	
WATERS CORP	4,095	303.270	1,241,890.65	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	5,276	358.770	1,892,870.52	
ZOETIS INC	32,496	171.450	5,571,439.20	
BANK OF AMERICA CORP	501,898	28.480	14,294,055.04	
CITIGROUP INC	133,869	46.920	6,281,133.48	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	36,122	29.380	1,061,264.36	
FIFTH THIRD BANCORP	49,541	26.390	1,307,386.99	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	670	976.650	654,355.50	
FIRST HORIZON CORP	39,014	17.860	696,790.04	
FIRST REPUBLIC BANK/CA	11,979	13.820	165,549.78	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	105,007	11.320	1,188,679.24	
JPMORGAN CHASE & CO	203,194	128.500	26,110,429.00	

KEYCORP	62,741	12.050	756,029.05	
M & T BANK CORP	12,629	116.340	1,469,257.86	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	27,928	119.700	3,342,981.60	
REGIONS FINANCIAL CORP	62,979	18.330	1,154,405.07	
TRUIST FINANCIAL CORP	92,408	33.210	3,068,869.68	
US BANCORP	96,119	35.400	3,402,612.60	
WEBSTER FINANCIAL CORP	13,918	37.030	515,383.54	
WELLS FARGO & CO	265,487	39.190	10,404,435.53	
ALLY FINANCIAL INC	20,139	26.370	531,065.43	
AMERICAN EXPRESS CO	43,398	159.290	6,912,867.42	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	7,131	304.960	2,174,669.76	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	27,656	62.580	1,730,712.48	
ARES MANAGEMENT CORP - A	11,370	81.650	928,360.50	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	54,315	45.830	2,489,256.45	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	90,305	314.550	28,405,437.75	
BLACKROCK INC	10,403	665.970	6,928,085.91	
BLACKSTONE INC	47,782	82.610	3,947,271.02	
BLOCK INC	38,443	62.740	2,411,913.82	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	27,026	95.690	2,586,117.94	
CARLYLE GROUP INC/THE	16,730	29.730	497,382.90	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	7,323	134.520	985,089.96	
CME GROUP INC	25,066	191.740	4,806,154.84	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	7,252	67.840	491,975.68	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	18,645	99.150	1,848,651.75	
EQUITABLE HOLDINGS INC	22,820	25.250	576,205.00	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	2,377	411.720	978,658.44	
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	42,749	55.310	2,364,447.19	
FISERV INC	42,333	114.490	4,846,705.17	
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	4,371	213.990	935,350.29	
FRANKLIN RESOURCES INC	21,778	26.420	575,374.76	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	5,375	47.560	255,635.00	
GLOBAL PAYMENTS INC	18,157	105.210	1,910,297.97	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	23,245	330.240	7,676,428.80	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	38,979	107.090	4,174,261.11	
INVESCO LTD	18,328	16.130	295,630.64	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	4,971	151.610	753,653.31	
KKR & CO INC	37,308	51.290	1,913,527.32	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	4,992	196.760	982,225.92	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	2,653	337.590	895,626.27	
MASTERCARD INC - A	59,607	361.780	21,564,620.46	
MOODY'S CORP	11,246	298.180	3,353,332.28	
MORGAN STANLEY	88,738	85.470	7,584,436.86	

MSCI INC	5,669	530.830	3,009,275.27	
NASDAQ INC	22,924	54.890	1,258,298.36	
NORTHERN TRUST CORP	13,026	88.910	1,158,141.66	
PAYPAL HOLDINGS INC	76,064	73.500	5,590,704.00	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	12,735	92.080	1,172,638.80	
S&P GLOBAL INC	23,240	342.790	7,966,439.60	
SCHWAB (CHARLES) CORP	100,352	51.920	5,210,275.84	
SEI INVESTMENTS COMPANY	7,550	57.430	433,596.50	
STATE STREET CORP	24,045	78.210	1,880,559.45	
SYNCHRONY FINANCIAL	32,112	29.530	948,267.36	
T ROWE PRICE GROUP INC	14,797	110.410	1,633,736.77	
TOAST INC-CLASS A	21,393	17.750	379,725.75	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	8,688	70.720	614,415.36	
VISA INC-CLASS A SHARES	112,974	227.810	25,736,606.94	
AFLAC INC	40,880	65.980	2,697,262.40	
ALLSTATE CORP	18,070	116.080	2,097,565.60	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	4,866	122.310	595,160.46	
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	50,566	51.320	2,595,047.12	
AON PLC-CLASS A	14,138	321.760	4,549,042.88	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	25,320	70.230	1,778,223.60	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	14,270	198.270	2,829,312.90	
ASSURANT INC	3,114	117.170	364,867.38	
BROWN & BROWN INC	18,424	58.480	1,077,435.52	
CHUBB LTD	28,440	199.230	5,666,101.20	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	10,510	110.430	1,160,619.30	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	1,288	234.890	302,538.32	
EVEREST RE GROUP LTD	2,755	365.600	1,007,228.00	
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	19,058	35.510	676,749.58	
GLOBE LIFE INC	6,373	107.330	684,014.09	
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	21,767	70.840	1,541,974.28	
LOEWS CORP	12,727	56.590	720,220.93	
MARKEL CORP	837	1,327.800	1,111,368.60	
MARSH & MCLENNAN COS	34,900	170.080	5,935,792.00	
METLIFE INC	47,592	60.010	2,855,995.92	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	16,409	75.330	1,236,089.97	
PROGRESSIVE CORP	41,143	148.150	6,095,335.45	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	24,389	84.840	2,069,162.76	
TRAVELERS COS INC/THE	16,719	173.840	2,906,430.96	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	7,897	237.200	1,873,168.40	
WR BERKLEY CORP	14,486	62.840	910,300.24	
ACCENTURE PLC-CL A	43,075	283.760	12,222,962.00	
ADOBE INC	32,139	369.890	11,887,894.71	

AKAMAI TECHNOLOGIES INC	10,300	81.180	836,154.00	
ANSYS INC	5,908	316.490	1,869,822.92	
ASPEN TECHNOLOGY INC	1,901	244.340	464,490.34	
ATLASSIAN CORP-CL A	10,941	158.550	1,734,695.55	
AUTODESK INC	14,728	193.160	2,844,860.48	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	11,682	41.710	487,256.22	
BILL HOLDINGS INC	6,004	74.800	449,099.20	
BLACK KNIGHT INC	10,656	55.380	590,129.28	
CADENCE DESIGN SYS INC	19,198	212.180	4,073,431.64	
CERIDIAN HCM HOLDING INC	10,485	66.520	697,462.20	
CHECK POINT SOFTWARE TECH	7,561	132.820	1,004,252.02	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	19,210	63.040	1,210,998.40	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	36,763	60.280	2,216,073.64	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	14,965	135.000	2,020,275.00	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	3,173	132.560	420,612.88	
DATADOG INC - CLASS A	16,206	66.840	1,083,209.04	
DOCUSIGN INC	12,031	54.480	655,448.88	
DROPBOX INC-CLASS A	16,584	20.800	344,947.20	
DYNATRACE INC	15,753	41.250	649,811.25	
EPAM SYSTEMS INC	3,733	289.990	1,082,532.67	
FAIR ISAAC CORP	1,871	684.430	1,280,568.53	
FORTINET INC	47,604	67.190	3,198,512.76	
GARTNER INC	5,357	320.250	1,715,579.25	
GEN DIGITAL INC	41,779	17.610	735,728.19	
GODADDY INC - CLASS A	11,895	76.150	905,804.25	
HUBSPOT INC	3,318	413.660	1,372,523.88	
INTL BUSINESS MACHINES CORP	62,270	128.540	8,004,185.80	
INTUIT INC	18,486	435.090	8,043,073.74	
MICROSOFT CORP	489,744	283.490	138,837,526.56	
MONGODB INC	4,150	226.210	938,771.50	
OKTA INC	10,337	75.960	785,198.52	
ORACLE CORP	112,929	93.900	10,604,033.10	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	128,742	8.330	1,072,420.86	
PALO ALTO NETWORKS INC	21,435	195.280	4,185,826.80	
PAYCOM SOFTWARE INC	3,778	294.210	1,111,525.38	
PAYLOCITY HOLDING CORP	2,718	190.370	517,425.66	
PTC INC	7,295	126.390	922,015.05	
ROPER TECHNOLOGIES INC	7,457	442.480	3,299,573.36	
SALESFORCE INC	68,700	190.320	13,074,984.00	
SERVICENOW INC	13,974	471.430	6,587,762.82	
SNOWFLAKE INC-CLASS A	14,743	139.660	2,059,007.38	
SPLUNK INC	12,234	90.060	1,101,794.04	

SYNOPSYS INC	10,312	376.520	3,882,674.24	
TWILIO INC - A	10,905	58.130	633,907.65	
TYLER TECHNOLOGIES INC	3,139	359.010	1,126,932.39	
UNITY SOFTWARE INC	19,066	28.910	551,198.06	
VERISIGN INC	6,425	212.600	1,365,955.00	
VMWARE INC-CLASS A	13,809	124.020	1,712,592.18	
WIX.COM LTD	4,119	88.750	365,561.25	
WORKDAY INC-CLASS A	14,441	191.740	2,768,917.34	
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	13,927	67.490	939,933.23	
ZSCALER INC	6,271	105.870	663,910.77	
AMPHENOL CORP-CL A	41,781	78.110	3,263,513.91	
APPLE INC	1,100,007	160.100	176,111,120.70	
ARISTA NETWORKS INC	16,665	161.410	2,689,897.65	
ARROW ELECTRONICS INC	4,130	118.390	488,950.70	
CDW CORP/DE	9,855	188.090	1,853,626.95	
CISCO SYSTEMS INC	281,989	50.110	14,130,468.79	
COGNEX CORP	11,368	48.370	549,870.16	
CORNING INC	58,470	34.740	2,031,247.80	
DELL TECHNOLOGIES -C	18,797	41.870	787,030.39	
F5 INC	3,921	144.250	565,604.25	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	86,138	15.980	1,376,485.24	
HP INC	69,711	29.660	2,067,628.26	
JUNIPER NETWORKS INC	21,151	33.760	714,057.76	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	11,811	157.690	1,862,476.59	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	11,763	285.720	3,360,924.36	
NETAPP INC	13,273	66.400	881,327.20	
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	11,800	66.380	783,284.00	
TE CONNECTIVITY LTD	20,969	125.380	2,629,093.22	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	3,432	439.370	1,507,917.84	
TRIMBLE INC	15,566	49.110	764,446.26	
WESTERN DIGITAL CORP	24,533	38.000	932,254.00	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	3,257	301.410	981,692.37	
ADVANCED MICRO DEVICES	111,153	92.330	10,262,756.49	
ANALOG DEVICES INC	35,611	187.290	6,669,584.19	
APPLIED MATERIALS INC	59,454	113.160	6,727,814.64	
BROADCOM INC	28,817	616.700	17,771,443.90	
ENPHASE ENERGY INC	8,881	196.030	1,740,942.43	
ENTEGRIS INC	9,961	72.090	718,088.49	
FIRST SOLAR INC	6,859	207.890	1,425,917.51	
INTEL CORP	283,167	32.020	9,067,007.34	
KLA CORP	9,474	370.140	3,506,706.36	
LAM RESEARCH CORP	9,194	497.070	4,570,061.58	

MARVELL TECHNOLOGY INC	60,303	39.530	2,383,777.59	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	36,442	79.230	2,887,299.66	
MICRON TECHNOLOGY INC	76,774	61.960	4,756,917.04	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	2,887	465.890	1,345,024.43	
NVIDIA CORP	169,563	264.950	44,925,716.85	
NXP SEMICONDUCTORS NV	18,416	170.220	3,134,771.52	
ON SEMICONDUCTOR	31,206	76.460	2,386,010.76	
QORVO INC	6,042	93.520	565,047.84	
QUALCOMM INC	77,221	120.270	9,287,369.67	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	10,677	107.890	1,151,941.53	
SOLAREEDGE TECHNOLOGIES INC	4,104	284.960	1,169,475.84	
TERADYNE INC	10,642	101.480	1,079,950.16	
TEXAS INSTRUMENTS INC	62,613	177.550	11,116,938.15	
WOLFSPEED INC	8,461	56.130	474,915.93	
AT&T INC	490,389	19.770	9,694,990.53	
LIBERTY GLOBAL PLC- C	21,079	20.190	425,585.01	
LIBERTY GLOBAL PLC-A	8,432	19.250	162,316.00	
T-MOBILE US INC	43,384	149.510	6,486,341.84	
VERIZON COMMUNICATIONS INC	288,471	39.200	11,308,063.20	
AES CORP	41,893	25.310	1,060,311.83	
ALLIANT ENERGY CORP	16,641	54.740	910,928.34	
AMEREN CORPORATION	16,937	89.970	1,523,821.89	
AMERICAN ELECTRIC POWER	34,672	94.260	3,268,182.72	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	13,278	150.820	2,002,587.96	
ATMOS ENERGY CORP	8,726	115.900	1,011,343.40	
CENTERPOINT ENERGY INC	44,329	30.670	1,359,570.43	
CMS ENERGY CORP	20,578	61.440	1,264,312.32	
CONSOLIDATED EDISON INC	25,230	98.690	2,489,948.70	
CONSTELLATION ENERGY	22,424	76.810	1,722,387.44	
DOMINION ENERGY INC	56,137	57.890	3,249,770.93	
DTE ENERGY COMPANY	14,083	113.720	1,601,518.76	
DUKE ENERGY CORP	53,442	99.410	5,312,669.22	
EDISON INTERNATIONAL	24,655	73.070	1,801,540.85	
ENTERGY CORP	14,800	110.080	1,629,184.00	
ESSENTIAL UTILITIES INC	16,329	44.280	723,048.12	
EVERGY INC	17,275	62.100	1,072,777.50	
EVERSOURCE ENERGY	25,375	79.770	2,024,163.75	
EXELON CORP	69,982	43.080	3,014,824.56	
FIRSTENERGY CORP	37,970	41.460	1,574,236.20	
NEXTERA ENERGY INC	138,380	78.590	10,875,284.20	
NISOURCE INC	25,829	28.660	740,259.14	
NRG ENERGY INC	13,547	35.760	484,440.72	

P G & E CORP	108,132	16.960	1,833,918.72	
PPL CORP	47,199	28.660	1,352,723.34	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	33,085	63.590	2,103,875.15	
SEMPRA ENERGY	22,372	153.950	3,444,169.40	
SOUTHERN CO/THE	76,796	72.120	5,538,527.52	
UGI CORP	15,256	35.030	534,417.68	
VISTRA CORP	25,777	24.550	632,825.35	
WEC ENERGY GROUP INC	22,571	98.150	2,215,343.65	
XCEL ENERGY INC	37,222	71.040	2,644,250.88	
ACTIVISION BLIZZARD INC	54,622	84.950	4,640,138.90	
ALPHABET INC-CL A	412,760	104.640	43,191,206.40	
ALPHABET INC-CL C	377,716	105.220	39,743,277.52	
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	7,703	343.280	2,644,285.84	
COMCAST CORP-CLASS A	300,293	37.640	11,303,028.52	
DISH NETWORK CORP-A	12,937	8.080	104,530.96	
ELECTRONIC ARTS INC	18,378	126.130	2,318,017.14	
FOX CORP - CLASS A	23,886	33.730	805,674.78	
FOX CORP - CLASS B	8,773	31.010	272,050.73	
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	26,027	37.450	974,711.15	
LIBERTY BROADBAND-C	8,196	78.640	644,533.44	
LIBERTY MEDIA CORP-LIBERTY-C	13,438	73.710	990,514.98	
LIBERTY MEDIA COR-SIRIUSXM A	4,141	29.230	121,041.43	
LIBERTY MEDIA COR-SIRIUSXM C	12,383	29.120	360,592.96	
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	11,080	69.900	774,492.00	
MATCH GROUP INC	17,799	34.380	611,929.62	
META PLATFORMS INC-CLASS A	155,983	214.000	33,380,362.00	
NETFLIX INC	30,569	331.030	10,119,256.07	
NEWS CORP - CLASS A	23,102	17.300	399,664.60	
OMNICOM GROUP	15,106	93.590	1,413,770.54	
PARAMOUNT GLOBAL-CLASS B	40,964	22.130	906,533.32	
PINTEREST INC- CLASS A	38,300	27.740	1,062,442.00	
ROBLOX CORP -CLASS A	22,745	45.200	1,028,074.00	
ROKU INC	9,945	60.470	601,374.15	
SEA LTD-ADR	24,719	81.300	2,009,654.70	
SIRIUS XM HOLDINGS INC	56,550	3.980	225,069.00	
SNAP INC - A	85,415	10.620	907,107.30	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	10,772	119.680	1,289,192.96	
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	32,608	60.020	1,957,132.16	
WALT DISNEY CO/THE	126,988	97.940	12,437,204.72	
WARNER BROS DISCOVERY INC	165,916	14.060	2,332,778.96	
ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC	15,382	22.520	346,402.64	
CBRE GROUP INC - A	20,793	69.840	1,452,183.12	

	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	79,100	4.380	346,458.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	10,672	45.740	488,137.28	
	アメリカ・ドル小計	23,371,031		2,438,909,350.50 (325,155,394,609)	
カナダ・ドル	ARC RESOURCES LTD	44,923	16.530	742,577.19	
	CAMECO CORP	33,586	34.040	1,143,267.44	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	77,007	80.270	6,181,351.89	
	CENOVUS ENERGY INC	99,824	24.260	2,421,730.24	
	ENBRIDGE INC	140,420	53.370	7,494,215.40	
	IMPERIAL OIL LTD	16,267	74.220	1,207,336.74	
	KEYERA CORP	19,802	31.320	620,198.64	
	PARKLAND CORP	7,666	31.890	244,468.74	
	PEMBINA PIPELINE CORP	37,348	45.070	1,683,274.36	
	SUNCOR ENERGY INC	91,066	43.830	3,991,422.78	
	TC ENERGY CORP	68,290	56.490	3,857,702.10	
	TOURMALINE OIL CORP	20,401	58.980	1,203,250.98	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	31,873	77.590	2,473,026.07	
	BARRICK GOLD CORP	114,792	26.390	3,029,360.88	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	8,705	68.100	592,810.50	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	41,452	32.830	1,360,869.16	
	FRANCO-NEVADA CORP	12,789	208.840	2,670,854.76	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	32,698	12.040	393,683.92	
	KINROSS GOLD CORP	110,156	6.940	764,482.64	
	LUNDIN MINING CORP	46,446	9.860	457,957.56	
	NUTRIEN LTD	36,792	97.080	3,571,767.36	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	25,157	25.690	646,283.33	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	34,947	57.820	2,020,635.54	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	4,438	100.030	443,933.14	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	31,091	68.230	2,121,338.93	
	CAE INC	17,963	32.240	579,127.12	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	6,027	106.480	641,754.96	
	WSP GLOBAL INC	9,260	173.320	1,604,943.20	
	GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	9,913	46.930	465,217.09	
	RITCHIE BROS AUCTIONEERS	12,520	78.900	987,828.00	
	THOMSON REUTERS CORP	11,370	174.980	1,989,522.60	
	AIR CANADA	12,083	18.830	227,522.89	
CANADIAN NATL RAILWAY CO	40,874	162.280	6,633,032.72		
CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	65,344	103.640	6,772,252.16		
TFI INTERNATIONAL INC	5,097	154.710	788,556.87		
MAGNA INTERNATIONAL INC	18,921	72.150	1,365,150.15		
BRP INC/CA- SUB VOTING	3,082	100.560	309,925.92		
GILDAN ACTIVEWEAR INC	11,302	42.950	485,420.90		



RESTAURANT BRANDS INTERN	19,270	89.500	1,724,665.00	
CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	3,001	178.630	536,068.63	
DOLLARAMA INC	20,468	81.940	1,677,147.92	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	57,969	67.470	3,911,168.43	
EMPIRE CO LTD 'A'	9,148	36.910	337,652.68	
LOBLAW COMPANIES LTD	11,573	125.990	1,458,082.27	
METRO INC/CN	14,765	75.740	1,118,301.10	
WESTON (GEORGE) LTD	4,984	180.400	899,113.60	
SAPUTO INC	18,270	34.450	629,401.50	
BANK OF MONTREAL	47,679	121.020	5,770,112.58	
BANK OF NOVA SCOTIA	83,370	68.030	5,671,661.10	
CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	64,792	57.680	3,737,202.56	
NATIONAL BANK OF CANADA	22,533	97.100	2,187,954.30	
ROYAL BANK OF CANADA	94,772	131.870	12,497,583.64	
TORONTO-DOMINION BANK	124,589	80.500	10,029,414.50	
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	23,555	43.170	1,016,869.35	
BROOKFIELD CORP	94,219	43.070	4,058,012.33	
ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	32,674	17.660	577,022.84	
IGM FINANCIAL INC	4,949	40.250	199,197.25	
NUVEI CORP-SUBORDINATE VTG	5,042	57.110	287,948.62	
ONEX CORPORATION	4,217	61.440	259,092.48	
TMX GROUP LTD	3,142	138.450	435,009.90	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	1,393	874.120	1,217,649.16	
GREAT-WEST LIFECO INC	22,964	37.220	854,720.08	
IA FINANCIAL CORP INC	8,268	86.370	714,107.16	
INTACT FINANCIAL CORP	11,416	198.510	2,266,190.16	
MANULIFE FINANCIAL CORP	134,995	25.420	3,431,572.90	
POWER CORP OF CANADA	41,436	35.160	1,456,889.76	
SUN LIFE FINANCIAL INC	41,957	64.000	2,685,248.00	
CGI INC	15,720	132.500	2,082,900.00	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	1,338	2,613.440	3,496,782.72	
DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	6,424	108.040	694,048.96	
OPEN TEXT CORP	21,507	52.140	1,121,374.98	
SHOPIFY INC - CLASS A	80,264	60.890	4,887,274.96	
BCE INC	5,509	63.240	348,389.16	
ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	25,321	65.700	1,663,589.70	
TELUS CORP	15,222	28.250	430,021.50	
ALGONQUIN POWER & UTILITIES	44,154	11.720	517,484.88	
ALTAGAS LTD	17,347	23.020	399,327.94	
BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	6,336	44.960	284,866.56	
CANADIAN UTILITIES LTD-A	7,344	38.960	286,122.24	
EMERA INC	18,000	58.250	1,048,500.00	

	FORTIS INC	35,086	60.070	2,107,616.02	
	HYDRO ONE LTD	24,747	40.550	1,003,490.85	
	NORTHLAND POWER INC	15,741	34.420	541,805.22	
	QUEBECOR INC -CL B	14,578	34.410	501,628.98	
	FIRSTSERVICE CORP	2,516	190.340	478,895.44	
	カナダ・ドル小計	2,796,256		167,727,234.78 (16,638,541,690)	
オーストラ リア・ドル	AMPOL LTD	19,016	31.110	591,587.76	
	SANTOS LTD	213,811	7.220	1,543,715.42	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	12,722	31.330	398,580.26	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	132,981	34.160	4,542,630.96	
	BHP GROUP LTD	353,155	46.840	16,541,780.20	
	BLUESCOPE STEEL LTD	37,214	20.050	746,140.70	
	FORTECUE METALS GROUP LTD	121,817	22.550	2,746,973.35	
	IGO LTD	54,323	12.580	683,383.34	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	26,108	32.690	853,470.52	
	MINERAL RESOURCES LTD	11,662	77.410	902,755.42	
	NEWCREST MINING LTD	54,082	29.660	1,604,072.12	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	65,844	13.700	902,062.80	
	ORICA LTD	36,212	16.120	583,737.44	
	PILBARA MINERALS LTD	197,160	3.540	697,946.40	
	RIO TINTO LTD	25,693	121.750	3,128,122.75	
	SOUTH32 LTD	276,348	4.380	1,210,404.24	
	REECE LTD	13,059	17.720	231,405.48	
	BRAMBLES LTD	105,161	13.870	1,458,583.07	
	COMPUTERSHARE LTD	38,485	22.360	860,524.60	
	AURIZON HOLDINGS LTD	130,251	3.420	445,458.42	
	QANTAS AIRWAYS LTD	78,226	6.500	508,469.00	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	43,243	37.810	1,635,017.83	
	IDP EDUCATION LTD	15,855	27.480	435,695.40	
	LOTTERY CORP LTD/THE	139,785	5.180	724,086.30	
	WESFARMERS LTD	78,698	52.100	4,100,165.80	
	COLES GROUP LTD	91,859	18.620	1,710,414.58	
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	106,589	6.920	737,595.88	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	83,181	39.510	3,286,481.31	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	45,684	14.010	640,032.84	
	COCHLEAR LTD	4,095	248.180	1,016,297.10	
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	14,565	68.640	999,741.60	
	SONIC HEALTHCARE LTD	31,126	36.570	1,138,277.82	
CSL LTD	33,279	303.890	10,113,155.31		
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	209,348	23.610	4,942,706.28		
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	117,061	99.230	11,615,963.03		

	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	220,259	28.110	6,191,480.49	
	WESTPAC BANKING CORP	244,569	22.120	5,409,866.28	
	ASX LTD	11,180	70.150	784,277.00	
	MACQUARIE GROUP LTD	26,074	179.600	4,682,890.40	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	173,755	5.020	872,250.10	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	128,724	3.500	450,534.00	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	101,860	15.010	1,528,918.60	
	SUNCORP GROUP LTD	88,234	12.450	1,098,513.30	
	WISETECH GLOBAL LTD	10,621	66.000	700,986.00	
	XERO LTD	8,683	91.510	794,581.33	
	TELSTRA GROUP LTD	273,343	4.270	1,167,174.61	
	ORIGIN ENERGY LTD	134,865	8.290	1,118,030.85	
	REA GROUP LTD	2,833	141.340	400,416.22	
	SEEK LTD	21,957	25.190	553,096.83	
	オーストラリア・ドル小計	4,464,655		110,030,451.34 (9,818,017,173)	
香港・ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	173,424	51.100	8,861,966.40	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	101,000	81.600	8,241,600.00	
	XINYI GLASS HOLDINGS LTD	94,000	14.260	1,340,440.00	
	MTR CORP	118,500	38.800	4,597,800.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	70,000	17.200	1,204,000.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	149,000	55.200	8,224,800.00	
	SANDS CHINA LTD	142,400	28.250	4,022,800.00	
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	147,000	24.050	3,535,350.00	
	WH GROUP LTD	561,000	4.730	2,653,530.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	247,000	24.750	6,113,250.00	
	HANG SENG BANK LTD	48,200	113.400	5,465,880.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	83,600	344.000	28,758,400.00	
	AIA GROUP LTD	819,000	85.650	70,147,350.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	41,000	43.750	1,793,750.00	
	CLP HOLDINGS LTD	119,600	57.850	6,918,860.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	722,389	6.860	4,955,588.54	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	91,500	43.300	3,961,950.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	126,924	48.100	6,105,044.40	
	ESR GROUP LTD	157,000	13.560	2,128,920.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	190,000	15.080	2,865,200.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	83,384	27.750	2,313,906.00	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	84,833	21.700	1,840,876.10	
	SINO LAND CO	248,200	10.800	2,680,560.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	95,500	110.500	10,552,750.00	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	27,000	58.450	1,578,150.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	116,800	20.300	2,371,040.00	

	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	125,000	45.400	5,675,000.00	
	香港・ドル小計	4,983,254		208,908,761.44 (3,549,359,857)	
シンガポール・ドル	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	10,800	32.550	351,540.00	
	KEPPEL CORP LTD	94,400	5.850	552,240.00	
	SEBACORP MARINE LTD	1,801,627	0.120	216,195.24	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	108,600	3.650	396,390.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	113,566	5.800	658,682.80	
	GENTING SINGAPORE LTD	452,500	1.160	524,900.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	130,000	4.130	536,900.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	125,800	32.320	4,065,856.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	230,600	12.740	2,937,844.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	82,900	30.010	2,487,829.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	65,200	9.520	620,704.00	
	VENTURE CORP LTD	21,700	17.280	374,976.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	579,015	2.490	1,441,747.35	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	176,200	3.710	653,702.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	25,800	7.330	189,114.00	
UOL GROUP LTD	30,900	7.030	217,227.00		
	シンガポール・ドル小計	4,049,608		16,225,847.39 (1,629,237,336)	
ニュージーランド・ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	78,808	8.680	684,053.44	
	EBOS GROUP LTD	12,387	45.000	557,415.00	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	39,017	26.910	1,049,947.47	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	145,482	5.090	740,503.38	
	MERCURY NZ LTD	38,935	6.270	244,122.45	
	MERIDIAN ENERGY LTD	91,327	5.300	484,033.10	
	ニュージーランド・ドル小計	405,956		3,760,074.84 (311,446,999)	
イギリス・ポンド	BP PLC	1,254,059	5.396	6,766,902.36	
	SHELL PLC	487,724	24.455	11,927,290.42	
	ANGLO AMERICAN PLC	85,329	26.755	2,282,977.39	
	ANTOFAGASTA PLC	30,983	15.805	489,686.31	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	10,296	67.500	694,980.00	
	GLENCORE PLC	728,838	4.836	3,524,660.56	
	JOHNSON MATTHEY PLC	10,074	19.515	196,594.11	
	MONDI PLC	33,905	13.025	441,612.62	
	RIO TINTO PLC	76,572	55.200	4,226,774.40	
	ASHTREAD GROUP PLC	30,439	46.340	1,410,543.26	
	BAE SYSTEMS PLC	209,260	10.260	2,147,007.60	
	BUNZL PLC	22,658	30.840	698,772.72	
DCC PLC	5,954	48.750	290,257.50		

MELROSE INDUSTRIES PLC	305,227	1.669	509,423.86	
ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	649,146	1.476	958,139.49	
SMITHS GROUP PLC	24,369	16.750	408,180.75	
SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	4,459	115.100	513,230.90	
EXPERIAN PLC	63,031	26.850	1,692,382.35	
INTERTEK GROUP PLC	11,884	40.520	481,539.68	
RELX PLC	133,993	26.510	3,552,154.43	
RENTOKIL INITIAL PLC	156,848	5.992	939,833.21	
BARRATT DEVELOPMENTS PLC	64,766	4.671	302,521.98	
BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	6,637	41.980	278,621.26	
BURBERRY GROUP PLC	26,233	24.980	655,300.34	
PERSIMMON PLC	27,665	12.765	353,143.72	
TAYLOR WIMPEY PLC	225,588	1.180	266,193.84	
COMPASS GROUP PLC	120,046	20.410	2,450,138.86	
ENTAIN PLC	42,158	12.800	539,622.40	
INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	11,820	54.040	638,752.80	
PEARSON PLC	46,942	8.344	391,684.04	
WHITBREAD PLC	16,522	29.790	492,190.38	
JD SPORTS FASHION PLC	144,300	1.675	241,702.50	
KINGFISHER PLC	109,678	2.528	277,265.98	
NEXT PLC	9,030	64.500	582,435.00	
OCADO GROUP PLC	27,379	5.100	139,632.90	
SAINSBURY (J) PLC	113,480	2.799	317,630.52	
TESCO PLC	495,919	2.674	1,326,087.40	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	24,258	19.645	476,548.41	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	148,021	28.590	4,231,920.39	
COCA-COLA HBC AG-DI	17,866	23.000	410,918.00	
DIAGEO PLC	157,411	36.760	5,786,428.36	
IMPERIAL BRANDS PLC	59,422	18.780	1,115,945.16	
HALEON PLC	360,325	3.457	1,245,643.52	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	49,582	62.440	3,095,900.08	
UNILEVER PLC	175,349	42.920	7,525,979.08	
NMC HEALTH PLC	3,940	0.010	39.40	
SMITH & NEPHEW PLC	57,278	11.955	684,758.49	
ASTRAZENECA PLC	107,738	118.220	12,736,786.36	
GSK PLC	280,453	15.126	4,242,132.07	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	14,590	17.765	259,191.35	
BARCLAYS PLC	1,083,154	1.530	1,657,225.62	
HSBC HOLDINGS PLC	1,365,566	5.616	7,669,018.65	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	4,801,858	0.498	2,391,325.28	
NATWEST GROUP PLC	347,420	2.706	940,118.52	
STANDARD CHARTERED PLC	182,397	6.170	1,125,389.49	

	3I GROUP PLC	70,572	17.000	1,199,724.00	
	ABRDN PLC	138,015	2.054	283,482.81	
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	31,008	8.060	249,924.48	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	25,978	79.780	2,072,524.84	
	M&G PLC	119,733	1.955	234,078.01	
	SCHRODERS PLC	61,711	4.739	292,448.42	
	ST JAMES' S PLACE PLC	33,823	12.115	409,765.64	
	ADMIRAL GROUP PLC	11,535	22.890	264,036.15	
	AVIVA PLC	174,060	4.227	735,751.62	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	386,391	2.469	953,999.37	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	59,286	5.624	333,424.46	
	PRUDENTIAL PLC	193,423	11.510	2,226,298.73	
	SAGE GROUP PLC/THE	75,045	7.836	588,052.62	
	HALMA PLC	24,375	22.130	539,418.75	
	BT GROUP PLC	540,623	1.549	837,425.02	
	VODAFONE GROUP PLC	1,775,294	0.920	1,633,270.48	
	NATIONAL GRID PLC	260,873	11.535	3,009,170.05	
	SEVERN TRENT PLC	20,117	29.620	595,865.54	
	SSE PLC	70,532	18.565	1,309,426.58	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	42,035	11.025	463,435.87	
	AUTO TRADER GROUP PLC	51,319	6.026	309,248.29	
	INFORMA PLC	102,755	6.770	695,651.35	
	WPP PLC	78,503	9.392	737,300.17	
	イギリス・ポンド小計	19,406,845		128,974,859.32 (21,476,893,574)	
イスラエル・シュケル	ICL GROUP LTD	41,773	22.880	955,766.24	
	ELBIT SYSTEMS LTD	1,389	635.700	882,987.30	
	BANK HAPOALIM BM	84,682	28.500	2,413,437.00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	115,937	26.550	3,078,127.35	
	FIRST INTL BANK ISRAEL	2,252	121.000	272,492.00	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	85,339	17.380	1,483,191.82	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	9,249	110.200	1,019,239.80	
	NICE LTD	3,919	815.000	3,193,985.00	
	TOWER SEMICONDUCTOR LTD	7,438	151.600	1,127,600.80	
	BEZEQ THE ISRAELI TELECOM CO	179,569	4.883	876,835.42	
	AZRIELI GROUP LTD	3,527	212.000	747,724.00	
	イスラエル・シュケル小計	535,074		16,051,386.73 (582,358,757)	
スイス・フラン	CLARIANT AG-REG	10,101	14.500	146,464.50	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	538	753.000	405,114.00	
	GIVAUDAN-REG	605	3,094.000	1,871,870.00	
	HOLCIM LTD	39,459	56.580	2,232,590.22	

	SIG GROUP AG	22,269	24.180	538,464.42	
	SIKA AG-REG	9,946	235.300	2,340,293.80	
	ABB LTD-REG	109,550	31.050	3,401,527.50	
	GEBERIT AG-REG	2,322	485.800	1,128,027.60	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	1,766	182.800	322,824.80	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	3,030	188.950	572,518.50	
	VAT GROUP AG	2,164	310.200	671,272.80	
	ADECCO GROUP AG-REG	9,118	32.360	295,058.48	
	SGS SA-REG	11,450	84.460	967,067.00	
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	3,570	263.100	939,267.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	36,108	138.900	5,015,401.20	
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	1,716	285.500	489,918.00	
	SWATCH GROUP AG/THE-REG	5,225	53.100	277,447.50	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	216	1,921.000	414,936.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	72	11,020.000	793,440.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	8	110,000.000	880,000.00	
	NESTLE SA-REG	190,037	112.940	21,462,778.78	
	ALCON INC	35,956	63.640	2,288,239.84	
	SONOVA HOLDING AG-REG	3,269	278.100	909,108.90	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	7,044	136.400	960,801.60	
	BACHEM HOLDING AG	1,756	93.200	163,659.20	
	LONZA GROUP AG-REG	5,251	575.600	3,022,475.60	
	NOVARTIS AG-REG	148,488	86.750	12,881,334.00	
	ROCHE HOLDING AG-BR	1,740	290.600	505,644.00	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSSCHEIN	48,896	275.400	13,465,958.40	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	3,006	88.750	266,782.50	
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	241,102	0.836	201,561.27	
	JULIUS BAER GROUP LTD	15,168	61.080	926,461.44	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	1,585	850.200	1,347,567.00	
	UBS GROUP AG-REG	231,389	19.010	4,398,704.89	
	BALOISE HOLDING AG - REG	2,475	148.500	367,537.50	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	2,272	593.000	1,347,296.00	
	SWISS RE AG	20,843	94.520	1,970,080.36	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	10,454	432.800	4,524,491.20	
	TEMENOS AG - REG	3,743	64.120	240,001.16	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	13,555	51.100	692,660.50	
	SWISSCOM AG-REG	1,709	601.400	1,027,792.60	
	BKW AG	1,385	147.600	204,426.00	
	SWISS PRIME SITE-REG	5,572	78.750	438,795.00	
	スイス・フラン小計	1,265,928		97,317,661.06 (14,481,841,142)	
デンマーク	CHR HANSEN HOLDING A/S	7,211	511.400	3,687,705.40	

ク・クロー ネ	NOVOZYMES A/S-B SHARES	14,003	341.100	4,776,423.30	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	513	1,579.000	810,027.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	72,299	196.180	14,183,617.82	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	206	12,150.000	2,502,900.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	311	12,365.000	3,845,515.00	
	DSV A/S	12,792	1,231.500	15,753,348.00	
	PANDORA A/S	5,888	595.800	3,508,070.40	
	CARLSBERG AS-B	6,611	1,078.500	7,129,963.50	
	COLOPLAST-B	8,316	919.200	7,644,067.20	
	DEMANT A/S	8,178	255.000	2,085,390.00	
	GENMAB A/S	4,315	2,656.000	11,460,640.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	115,103	1,104.400	127,119,753.20	
	DANSKE BANK A/S	50,000	140.200	7,010,000.00	
	TRYG A/S	24,975	150.250	3,752,493.75	
ORSTED A/S	13,257	596.600	7,909,126.20		
デンマーク・クローネ小計		343,978		223,179,040.77 (4,392,163,522)	
ノルウェ ー・クロー ネ	AKER BP ASA	21,204	271.200	5,750,524.80	
	EQUINOR ASA	66,633	309.500	20,622,913.50	
	NORSK HYDRO ASA	87,753	78.740	6,909,671.22	
	YARA INTERNATIONAL ASA	12,718	461.600	5,870,628.80	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	6,526	441.000	2,877,966.00	
	MOWI ASA	30,723	190.700	5,858,876.10	
	ORKLA ASA	46,955	76.900	3,610,839.50	
	SALMAR ASA	4,188	432.000	1,809,216.00	
	DNB BANK ASA	61,691	193.900	11,961,884.90	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	11,412	178.600	2,038,183.20	
	TELENOR ASA	48,435	127.600	6,180,306.00	
	ADEVINTA ASA	15,540	75.750	1,177,155.00	
ノルウェー・クローネ小計		413,778		74,668,165.02 (952,765,787)	
スウェーデ ン・クロー ナ	BOLIDEN AB	20,658	397.500	8,211,555.00	
	HOLMEN AB-B SHARES	7,024	397.800	2,794,147.20	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	34,370	132.900	4,567,773.00	
	ALFA LAVAL AB	18,697	369.900	6,916,020.30	
	ASSA ABLOY AB-B	72,539	234.700	17,024,903.30	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	185,739	127.900	23,756,018.10	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	107,424	115.650	12,423,585.60	
	EPIROC AB-A	44,746	204.500	9,150,557.00	
	EPIROC AB-B	33,182	177.100	5,876,532.20	
	HUSQVARNA AB-B SHS	18,593	89.140	1,657,380.02	
	INDUTRADE AB	17,913	228.000	4,084,164.00	



	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	8,223	211.200	1,736,697.60	
	LIFCO AB-B SHS	15,149	227.300	3,443,367.70	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	109,274	116.700	12,752,275.80	
	SANDVIK AB	70,108	220.600	15,465,824.80	
	SKANSKA AB-B SHS	26,915	164.200	4,419,443.00	
	SKF AB-B SHARES	31,715	198.200	6,285,913.00	
	VOLVO AB-A SHS	13,283	217.200	2,885,067.60	
	VOLVO AB-B SHS	101,613	208.650	21,201,552.45	
	SECURITAS AB-B SHS	41,010	94.920	3,892,669.20	
	VOLVO CAR AB-B	38,628	42.610	1,645,939.08	
	ELECTROLUX AB-B	11,555	126.300	1,459,396.50	
	EVOLUTION AB	13,101	1,327.000	17,385,027.00	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	52,210	150.340	7,849,251.40	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	45,427	305.600	13,882,491.20	
	GETINGE AB-B SHS	13,151	257.400	3,385,067.40	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	13,513	261.200	3,529,595.60	
	NORDEA BANK ABP	229,567	113.500	26,055,854.50	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	108,374	109.150	11,829,022.10	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	97,603	90.480	8,831,119.44	
	SWEDBANK AB - A SHARES	63,538	177.050	11,249,402.90	
	EQT AB	23,194	213.600	4,954,238.40	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	7,211	299.100	2,156,810.10	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	10,642	299.000	3,181,958.00	
	INVESTOR AB-A SHS	37,586	215.700	8,107,300.20	
	INVESTOR AB-B SHS	131,141	210.600	27,618,294.60	
	KINNEVIK AB - B	12,465	163.750	2,041,143.75	
	LUNDBERGS AB-B SHS	6,081	482.600	2,934,690.60	
	ERICSSON LM-B SHS	183,318	61.010	11,184,231.18	
	HEXAGON AB-B SHS	135,861	116.900	15,882,150.90	
	TELE2 AB-B SHS	38,424	105.200	4,042,204.80	
	TELIA CO AB	187,675	26.620	4,995,908.50	
	EMBRACER GROUP AB	30,012	44.095	1,323,379.14	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	31,938	45.790	1,462,441.02	
	SAGAX AB-B	14,721	244.700	3,602,228.70	
	スウェーデン・クローナ小計	2,515,111		369,134,593.88 (4,758,144,915)	
ユーロ	ENI SPA	175,361	13.666	2,396,483.42	
	GALP ENERGIA SGPS SA	32,353	10.875	351,838.87	
	NESTE OYJ	28,878	45.710	1,320,013.38	
	OMV AG	10,043	44.380	445,708.34	
	REPSOL SA	96,457	13.840	1,334,964.88	
	TENARIS SA	31,142	13.260	412,942.92	

TOTALENERGIES SE	171,943	58.460	10,051,787.78	
AIR LIQUIDE SA	35,636	158.980	5,665,411.28	
AKZO NOBEL N.V.	12,475	73.460	916,413.50	
ARCELORMITTAL	37,054	26.805	993,232.47	
ARKEMA	5,145	89.000	457,905.00	
BASF SE	64,323	49.425	3,179,164.27	
COVESTRO AG	11,797	36.620	432,006.14	
CRH PLC	49,499	44.220	2,188,845.78	
EVONIK INDUSTRIES AG	17,669	19.220	339,598.18	
HEIDELBERGCEMENT AG	10,008	67.220	672,737.76	
KONINKLIJKE DSM NV	12,174	114.050	1,388,444.70	
OCI NV	6,000	30.370	182,220.00	
SMURFIT KAPPA GROUP PLC	17,189	34.280	589,238.92	
SOLVAY SA	4,802	106.700	512,373.40	
STORA ENSO OYJ-R SHS	39,228	11.490	450,729.72	
SYMRISE AG	9,721	103.050	1,001,749.05	
UMICORE	16,912	30.010	507,529.12	
UPM-KYMMENE OYJ	38,447	30.160	1,159,561.52	
VOESTALPINE AG	7,613	31.200	237,525.60	
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	13,416	29.920	401,406.72	
AIRBUS SE	40,988	126.240	5,174,325.12	
ALSTOM	25,574	23.890	610,962.86	
BOUYGUES SA	17,123	31.760	543,826.48	
BRENTAG SE	9,920	69.120	685,670.40	
CNH INDUSTRIAL NV	68,766	13.215	908,742.69	
COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	34,454	50.600	1,743,372.40	
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	29,358	29.830	875,749.14	
DASSAULT AVIATION SA	1,720	185.100	318,372.00	
EIFFAGE	4,989	102.300	510,374.70	
FERROVIAL SA	32,177	27.140	873,283.78	
GEA GROUP AG	10,467	41.900	438,567.30	
IMCD NV	3,214	142.700	458,637.80	
KINGSPAN GROUP PLC	11,262	57.220	644,411.64	
KNORR-BREMSE AG	3,881	60.320	234,101.92	
KONE OYJ-B	24,225	47.970	1,162,073.25	
LEGRAND SA	19,539	81.360	1,589,693.04	
METSO OUTOTEC OYJ	50,483	10.405	525,275.61	
MTU AERO ENGINES AG	3,854	229.600	884,878.40	
PRYSMIAN SPA	17,186	37.250	640,178.50	
RATIONAL AG	350	641.500	224,525.00	
RHEINMETALL AG	2,899	263.100	762,726.90	
SAFRAN SA	23,990	137.460	3,297,665.40	

SCHNEIDER ELECTRIC SE	37,574	147.680	5,548,928.32	
SIEMENS AG-REG	52,620	144.820	7,620,428.40	
SIEMENS ENERGY AG	31,878	21.390	681,870.42	
THALES SA	7,074	140.850	996,372.90	
VINCI SA	36,202	108.460	3,926,468.92	
WARTSILA OYJ ABP	26,753	8.658	231,627.47	
BUREAU VERITAS SA	17,817	26.200	466,805.40	
RANDSTAD NV	8,946	51.700	462,508.20	
TELEPERFORMANCE	4,299	215.000	924,285.00	
WOLTERS KLUWER	18,802	120.700	2,269,401.40	
ADP	1,346	134.700	181,306.20	
AENA SME SA	5,640	150.850	850,794.00	
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	50,885	9.566	486,765.91	
DEUTSCHE POST AG-REG	69,811	42.380	2,958,590.18	
GETLINK SE	30,428	15.000	456,420.00	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	22,804	102.680	2,341,514.72	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	3,679	96.600	355,391.40	
CONTINENTAL AG	8,078	65.700	530,724.60	
DR ING HC F PORSCHE AG	7,000	118.600	830,200.00	
FERRARI NV	8,992	252.100	2,266,883.20	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	55,881	69.340	3,874,788.54	
MICHELIN (CGDE)	45,659	28.870	1,318,175.33	
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	10,089	52.600	530,681.40	
RENAULT SA	14,764	37.040	546,858.56	
STELLANTIS NV	149,423	16.796	2,509,708.70	
VALEO	14,444	18.540	267,791.76	
VOLKSWAGEN AG	1,960	154.050	301,938.00	
VOLKSWAGEN AG-PREF	11,844	125.520	1,486,658.88	
ADIDAS AG	12,090	163.440	1,975,989.60	
HERMES INTERNATIONAL	2,137	1,887.400	4,033,373.80	
KERING	5,266	554.100	2,917,890.60	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	19,127	836.600	16,001,648.20	
MONCLER SPA	15,710	62.980	989,415.80	
PUMA SE	6,459	54.000	348,786.00	
SEB SA	1,127	102.300	115,292.10	
ACCOR SA	10,451	30.270	316,351.77	
AMADEUS IT GROUP SA	29,928	60.240	1,802,862.72	
DELIVERY HERO SE	13,293	30.945	411,351.88	
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	12,030	168.450	2,026,453.50	
JUST EAT TAKEAWAY	12,903	14.796	190,912.78	
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	5,785	38.460	222,491.10	
SODEXO SA	6,960	99.100	689,736.00	

D' IETEREN GROUP	1, 858	173. 000	321, 434. 00	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	78, 719	30. 410	2, 393, 844. 79	
PROSUS NV	55, 136	64. 870	3, 576, 672. 32	
ZALANDO SE	17, 418	36. 070	628, 267. 26	
CARREFOUR SA	35, 990	18. 940	681, 650. 60	
HELLOFRESH SE	9, 790	23. 650	231, 533. 50	
JERONIMO MARTINS	21, 241	21. 560	457, 955. 96	
KESKO OYJ-B SHS	20, 250	20. 000	405, 000. 00	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	71, 069	32. 225	2, 290, 198. 52	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	60, 855	58. 640	3, 568, 537. 20	
DANONE	45, 570	58. 940	2, 685, 895. 80	
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	35, 407	11. 480	406, 472. 36	
HEINEKEN HOLDING NV	7, 962	85. 900	683, 935. 80	
HEINEKEN NV	18, 666	100. 750	1, 880, 599. 50	
JDE PEET'S NV	6, 660	26. 760	178, 221. 60	
KERRY GROUP PLC-A	9, 894	97. 600	965, 654. 40	
PERNOD RICARD SA	14, 736	209. 400	3, 085, 718. 40	
REMY COINTREAU	1, 273	166. 200	211, 572. 60	
BEIERSDORF AG	6, 813	120. 900	823, 691. 70	
HENKEL AG & CO KGAA	5, 974	68. 640	410, 055. 36	
HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	13, 009	74. 140	964, 487. 26	
L' OREAL	16, 700	412. 150	6, 882, 905. 00	
AMPLIFON SPA	7, 567	32. 370	244, 943. 79	
BIOMERIEUX	2, 791	98. 760	275, 639. 16	
CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	2, 161	127. 100	274, 663. 10	
DIASORIN SPA	1, 313	99. 180	130, 223. 34	
ESSILORLUXOTTICA	19, 585	170. 880	3, 346, 684. 80	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG &	13, 613	40. 290	548, 467. 77	
FRESENIUS SE & CO KGAA	31, 227	25. 270	789, 106. 29	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	61, 140	17. 080	1, 044, 271. 20	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	19, 203	54. 500	1, 046, 563. 50	
ARGENX SE	3, 754	343. 400	1, 289, 123. 60	
BAYER AG-REG	68, 041	60. 090	4, 088, 583. 69	
EUROFINS SCIENTIFIC	9, 270	61. 740	572, 329. 80	
GRIFOLS SA	15, 169	9. 462	143, 529. 07	
IPSEN	3, 380	105. 800	357, 604. 00	
MERCK KGAA	8, 996	160. 500	1, 443, 858. 00	
ORION OYJ-CLASS B	6, 261	43. 030	269, 410. 83	
QIAGEN N. V.	15, 665	42. 390	664, 039. 35	
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	8, 068	39. 910	321, 993. 88	
SANOFI	78, 739	101. 840	8, 018, 779. 76	
SARTORIUS AG-VORZUG	1, 682	395. 700	665, 567. 40	

SARTORIUS STEDIM BIOTECH	2,207	286.900	633,188.30	
UCB SA	8,758	86.480	757,391.84	
ABN AMRO BANK NV-CVA	28,787	14.790	425,759.73	
AIB GROUP PLC	70,110	3.694	258,986.34	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	420,232	6.598	2,772,690.73	
BANCO SANTANDER SA	1,160,000	3.482	4,039,120.00	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	75,242	9.358	704,114.63	
BNP PARIBAS	77,135	57.070	4,402,094.45	
CAIXABANK SA	290,777	3.497	1,016,847.16	
COMMERZBANK AG	73,561	9.720	715,012.92	
CREDIT AGRICOLE SA	90,899	10.706	973,164.69	
ERSTE GROUP BANK AG	24,737	31.210	772,041.77	
FINECOBANK SPA	43,093	14.410	620,970.13	
ING GROEP NV	254,105	11.528	2,929,322.44	
INTESA SANPAOLO	1,163,000	2.395	2,785,385.00	
KBC GROUP NV	17,643	64.460	1,137,267.78	
MEDIOBANCA SPA	47,708	9.454	451,031.43	
SOCIETE GENERALE SA	55,196	21.650	1,194,993.40	
UNICREDIT SPA	127,961	18.840	2,410,785.24	
ADYEN NV	1,553	1,445.200	2,244,395.60	
AMUNDI SA	3,955	58.600	231,763.00	
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	146,020	9.596	1,401,207.92	
DEUTSCHE BOERSE AG	12,983	182.950	2,375,239.85	
EDENRED	16,785	56.800	953,388.00	
EURAZEO SE	1,792	66.550	119,257.60	
EURONEXT NV	5,502	72.200	397,244.40	
EXOR NV	8,669	76.640	664,392.16	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT NV	6,879	79.200	544,816.80	
NEXI SPA	30,853	7.356	226,954.66	
SOFINA	804	209.600	168,518.40	
WENDEL	1,082	97.250	105,224.50	
WORLDLINE SA	16,677	37.100	618,716.70	
AEGON NV	127,748	4.109	524,916.53	
AGEAS	11,247	40.330	453,591.51	
ALLIANZ SE-REG	28,239	218.400	6,167,397.60	
ASSICURAZIONI GENERALI	72,382	18.840	1,363,676.88	
AXA SA	132,535	29.150	3,863,395.25	
HANNOVER RUECK SE	3,598	183.850	661,492.30	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	9,828	331.700	3,259,947.60	
NN GROUP NV	16,917	34.270	579,745.59	
POSTE ITALIANE SPA	34,720	9.290	322,548.80	
SAMPO OYJ-A SHS	33,064	44.500	1,471,348.00	

BECHTLE AG	4,305	42.480	182,876.40	
CAPGEMINI SE	11,555	171.000	1,975,905.00	
DASSAULT SYSTEMES SE	46,266	38.055	1,760,652.63	
NEMETSCHEK SE	3,011	64.760	194,992.36	
SAP SE	71,964	116.620	8,392,441.68	
NOKIA OYJ	379,853	4.501	1,709,718.35	
ASM INTERNATIONAL NV	3,170	357.650	1,133,750.50	
ASML HOLDING NV	27,834	603.400	16,795,035.60	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	93,057	35.560	3,309,106.92	
STMICROELECTRONICS NV	48,663	45.630	2,220,492.69	
CELLNEX TELECOM SA	41,167	37.670	1,550,760.89	
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	225,304	22.400	5,046,809.60	
ELISA OYJ	10,160	54.780	556,564.80	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	28,190	12.375	348,851.25	
KONINKLIJKE KPN NV	222,179	3.319	737,412.10	
ORANGE	127,798	11.422	1,459,708.75	
TELECOM ITALIA SPA	696,355	0.307	213,780.98	
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDI	79,654	2.949	234,899.64	
TELEFONICA SA	357,425	4.060	1,451,145.50	
UNITED INTERNET AG-REG SHARE	5,269	14.800	77,981.20	
ACCIONA SA	1,810	178.600	323,266.00	
CORP ACCIONA ENERGIAS RENOVA	4,317	34.640	149,540.88	
E. ON SE	164,322	11.885	1,952,966.97	
EDP RENOVAVEIS SA	17,764	20.750	368,603.00	
EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	195,232	5.060	987,873.92	
ELIA GROUP SA/NV	2,111	126.300	266,619.30	
ENAGAS SA	14,471	18.370	265,832.27	
ENDESA SA	25,535	20.430	521,680.05	
ENEL SPA	566,643	5.992	3,395,324.85	
ENGIE	117,899	15.260	1,799,138.74	
FORTUM OYJ	24,312	14.730	358,115.76	
IBERDROLA SA	427,172	11.765	5,025,678.58	
NATURGY ENERGY GROUP SA	10,603	28.620	303,457.86	
RED ELECTRICA CORPORACION SA	23,632	16.640	393,236.48	
RWE AG	44,264	41.000	1,814,824.00	
SNAM SPA	133,867	5.154	689,950.51	
TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONA	101,686	7.924	805,759.86	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	48,732	29.230	1,424,436.36	
VERBUND AG	4,503	81.100	365,193.30	
BOLLORE SE	69,288	5.750	398,406.00	
PUBLICIS GROUPE	15,558	72.120	1,122,042.96	
SCOUT24 SE	4,671	53.820	251,393.22	

	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	49,395	21.880	1,080,762.60	
	VIVENDI SE	57,161	9.452	540,285.77	
	AROUNDTOWN SA	73,508	1.255	92,252.54	
	LEG IMMOBILIEN SE	4,538	52.600	238,698.80	
	VONOVIA SE	52,313	18.460	965,697.98	
	ユーロ小計	12,725,746		330,206,650.00 (48,421,503,156)	
	合計	77,277,220		452,167,668,517 (452,167,668,517)	

(注) 金額欄の( )内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	601 銘柄	68.5%	71.9%
カナダ・ドル	株式	85 銘柄	3.5%	3.7%
オーストラリア・ドル	株式	49 銘柄	2.1%	2.2%
香港・ドル	株式	27 銘柄	0.7%	0.8%
シンガポール・ドル	株式	16 銘柄	0.3%	0.4%
ニュージーランド・ドル	株式	6 銘柄	0.1%	0.1%
イギリス・ポンド	株式	78 銘柄	4.5%	4.7%
イスラエル・シケル	株式	11 銘柄	0.1%	0.1%
スイス・フラン	株式	43 銘柄	3.1%	3.2%
デンマーク・クローネ	株式	16 銘柄	0.9%	1.0%
ノルウェー・クローネ	株式	12 銘柄	0.2%	0.2%
スウェーデン・クローナ	株式	45 銘柄	1.0%	1.1%
ユーロ	株式	221 銘柄	10.2%	10.7%

(b) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	11,189.00	1,359,687.28	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	20,093.00	650,611.34	
		AMERICAN TOWER CORP	32,161.00	6,794,332.86	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	35,166.00	674,483.88	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	10,245.00	1,742,572.05	
		BOSTON PROPERTIES INC	9,604.00	495,374.32	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	7,861.00	816,836.51	
		CROWN CASTLE INC	30,695.00	4,105,456.25	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	20,462.00	1,898,873.60	
		EQUINIX INC	6,342.00	4,509,415.68	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	11,186.00	738,611.58	
		EQUITY RESIDENTIAL	26,128.00	1,562,715.68	
ESSEX PROPERTY TRUST INC	4,379.00	924,056.58			

		EXTRA SPACE STORAGE INC	9,883.00	1,615,079.86	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	17,613.00	900,024.30	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	22,843.00	451,377.68	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	36,377.00	783,196.81	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	46,189.00	744,104.79	
		INVITATION HOMES INC	44,730.00	1,429,570.80	
		IRON MOUNTAIN INC	19,659.00	1,064,534.85	
		KIMCO REALTY CORP	44,824.00	850,311.28	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	48,792.00	419,611.20	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	7,866.00	1,173,213.90	
		PROLOGIS INC	63,644.00	7,816,119.64	
		PUBLIC STORAGE	11,097.00	3,475,025.55	
		REALTY INCOME CORP	42,018.00	2,601,754.56	
		REGENCY CENTERS CORP	9,608.00	576,383.92	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	7,141.00	1,868,585.47	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	22,292.00	2,441,196.92	
		SUN COMMUNITIES INC	8,247.00	1,153,590.36	
		UDR INC	20,610.00	832,850.10	
		VENTAS INC	28,342.00	1,255,267.18	
		VICI PROPERTIES INC	68,586.00	2,249,620.80	
		WELLTOWER INC	31,795.00	2,372,860.85	
		WEYERHAEUSER CO	54,126.00	1,655,173.08	
		WP CAREY INC	13,861.00	1,007,556.09	
		アメリカ・ドル小計	905,654.00	65,010,037.60 (8,667,138,213)	
カナダ・ドル		CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	8,170.00	389,463.90	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	7,441.00	160,576.78	
		カナダ・ドル小計	15,611.00	550,040.68 (54,564,035)	
オーストラリア・ドル		APA GROUP	75,718.00	791,253.10	
		DEXUS/AU	79,604.00	607,378.52	
		GOODMAN GROUP	119,422.00	2,292,902.40	
		GPT GROUP	121,221.00	517,613.67	
		LENDLEASE GROUP	36,263.00	285,027.18	
		MIRVAC GROUP	251,619.00	558,594.18	
		SCENTRE GROUP	350,311.00	973,864.58	
		STOCKLAND	193,824.00	810,184.32	
		TRANSURBAN GROUP	210,600.00	3,106,350.00	
		VICINITY CENTRES	241,241.00	474,038.56	
		オーストラリア・ドル小計	1,679,823.00	10,417,206.51 (929,527,337)	
香港・ド		HKT TRUST AND HKT LTD-SS	276,000.00	2,936,640.00	



ル	LINK REIT	189,400.00	9,773,040.00	
香港・ドル小計		465,400.00	12,709,680.00 (215,937,463)	
シンガポール・ドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	219,000.00	621,960.00	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	408,716.00	821,519.16	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	208,100.00	364,175.00	
	MAPLETREE PAN ASIA COM TRUST	112,400.00	203,444.00	
シンガポール・ドル小計		948,216.00	2,011,098.16 (201,934,366)	
イギリス・ポンド	BRITISH LAND CO PLC	49,008.00	192,307.39	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	59,857.00	384,281.94	
	SEGRO PLC	78,831.00	611,728.56	
イギリス・ポンド小計		187,696.00	1,188,317.89 (197,878,695)	
ユーロ	COVIVIO	2,388.00	130,146.00	
	GECINA SA	3,082.00	298,491.70	
	KLEPIERRE	13,600.00	288,592.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	8,942.00	443,702.04	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	9,893.00	276,410.42	
ユーロ小計		37,905.00	1,437,342.16 (210,771,854)	
投資証券合計			10,477,751,964 (10,477,751,964)	
合 計			10,477,751,964 (10,477,751,964)	

(注) 金額欄の( )内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	36 銘柄	1.8%	82.7%
カナダ・ドル	投資証券	2 銘柄	0.0%	0.5%
オーストラリア・ドル	投資証券	10 銘柄	0.2%	8.9%
香港・ドル	投資証券	2 銘柄	0.0%	2.1%
シンガポール・ドル	投資証券	4 銘柄	0.0%	1.9%
イギリス・ポンド	投資証券	3 銘柄	0.0%	1.9%
ユーロ	投資証券	5 銘柄	0.0%	2.0%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表 (デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

外国債券パッシブ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(2022年4月13日現在)	(2023年4月13日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	-	114,564,335
金銭信託	14,004,575	30,022,959
コール・ローン	537,206,904	672,588,966
国債証券	155,013,648,989	152,733,216,558
未収入金	87,233,725	-
未収利息	1,052,104,210	1,108,363,241
前払費用	55,878,885	88,603,740
流動資産合計	156,760,077,288	154,747,359,799
資産合計	156,760,077,288	154,747,359,799
負債の部		
流動負債		
未払解約金	202,299,339	378,339,764
その他未払費用	1,344	2,618
流動負債合計	202,300,683	378,342,382
負債合計	202,300,683	378,342,382
純資産の部		
元本等		
元本	78,998,924,437	77,797,645,540
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	77,558,852,168	76,571,371,877
元本等合計	156,557,776,605	154,369,017,417
純資産合計	156,557,776,605	154,369,017,417
負債純資産合計	156,760,077,288	154,747,359,799

## (2) 注記表

## (重要な会計方針の注記)

項目	自 2022 年 4 月 14 日 至 2023 年 4 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。</p>

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(2022 年 4 月 13 日現在)	(2023 年 4 月 13 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	78,998,924,437 口	77,797,645,540 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.9818 円 (1 万口当たりの純資産額 19,818 円)	1 口当たり純資産額 1.9842 円 (1 万口当たりの純資産額 19,842 円)

## (金融商品に関する注記)

## I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022 年 4 月 14 日 至 2023 年 4 月 13 日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。</p>

<p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p>	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

## II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年4月13日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券）

	<p>「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）          デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等          これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2022年4月14日 至 2023年4月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2022年4月13日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	84,438,755,498円
同期中における追加設定元本額	11,076,997,643円
同期中における一部解約元本額	16,516,828,704円
2022年4月13日現在の元本の内訳	
三井住友・DC外国債券インデックスファンドS	24,393,880,841円
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	797,136,312円
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	2,119,967,555円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	1,147,542,270円
SMAM・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	158,413,037円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	6,893,764円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	29,273,421円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	94,401,071円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	225,146,317円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	156,890,144円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	262,638,809円
三井住友・DC年金バランスゼロ(債券型)	23,814,887円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	53,018,449円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	75,940,895円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	53,017,014円

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	17,667,980円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	72,121,077円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	51,857,305円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	133,397,804円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	38,493,469円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	18,531,301円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	136,355,816円
三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド	294,281,824円
三井住友DS・年金バランス30(債券重点型)	14,238,080円
三井住友DS・年金バランス50(標準型)	42,018,400円
三井住友DS・年金バランス70(株式重点型)	30,944,093円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	2,203,842円
日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジなし)	223,960,014円
三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド	4,196,884円
SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド<適格機関投資家限定>	3,864,757,153円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型<適格機関投資家限定>	40,032,740円
SMAM・バランスファンドVA25<適格機関投資家専用>	6,840,867,224円
SMAM・バランスファンドVA37.5<適格機関投資家専用>	4,426,406,787円
SMAM・バランスファンドVA50<適格機関投資家専用>	10,181,017,794円
SMAM・バランスファンドVL30<適格機関投資家限定>	34,375,893円
SMAM・バランスファンドVL50<適格機関投資家限定>	87,983,369円
SMAM・バランスファンドVA75<適格機関投資家専用>	690,283,030円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	117,223,907円
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	1,014,133,750円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	1,391,887,471円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	1,524,271,237円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	4,687,829,375円
SMAM・バランスVA株40T<適格機関投資家限定>	627,347円
SMAM・外国債券パッシブファンドVA<適格機関投資家限定>	7,892,173,791円
三井住友・外国債券インデックスファンド・VAS(適格機関投資家専用)	320,769,429円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	143,270,463円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	78,444,198円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	33,971,193円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	11,926,289円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	95,205,741円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	404,375,583円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	99,457,001円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	40,181,590円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	5,252,180円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	1,001,905,605円
SMAM・グローバルバランスファンド(標準型)VA<適格機関投資家限定>	619,332,518円
SMAM・グローバルバランスファンド(債券重視型)VA<適格機関投資家限定>	865,687,557円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	779,208,964円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	341,578,053円

SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	190,502,250 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	
>	124,850,498 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	159,858,275 円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII	
<適格機関投資家限定>	211,033,507 円
合 計	78,998,924,437 円

(2023年4月13日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	78,998,924,437 円
同期中における追加設定元本額	11,564,686,333 円
同期中における一部解約元本額	12,765,965,230 円
2023年4月13日現在の元本の内訳	
三井住友・DC外国債券インデックスファンドS	26,287,705,385 円
三井住友・DC年金バランス30 (債券重点型)	925,109,815 円
三井住友・DC年金バランス50 (標準型)	2,309,569,115 円
三井住友・DC年金バランス70 (株式重点型)	1,286,981,811 円
SMAM・グローバルバランスファンド (機動的資産配分型)	164,754,130 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020 (4資産タイプ)	6,338,663 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025 (4資産タイプ)	30,114,267 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030 (4資産タイプ)	104,058,978 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035 (4資産タイプ)	273,427,860 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040 (4資産タイプ)	198,862,879 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045 (4資産タイプ)	315,911,452 円
三井住友・DC年金バランスゼロ (債券型)	23,966,215 円
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	75,140,503 円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	108,814,008 円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	69,026,297 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	29,892,971 円
三井住友・資産最適化ファンド (1安定重視型)	88,271,146 円
三井住友・資産最適化ファンド (2やや安定型)	67,071,279 円
三井住友・資産最適化ファンド (3バランス型)	179,229,608 円
三井住友・資産最適化ファンド (4やや成長型)	53,838,460 円
三井住友・資産最適化ファンド (5成長重視型)	27,132,651 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	191,199,178 円
三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド	778,625,678 円
三井住友DS・年金バランス30 (債券重点型)	37,417,494 円
三井住友DS・年金バランス50 (標準型)	116,572,869 円
三井住友DS・年金バランス70 (株式重点型)	77,324,190 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	3,752,407 円
日興FWS・先進国債インデックス (為替ヘッジなし)	940,190,221 円
三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド	140,015,831 円

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	27,622円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	32,834円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	40,651円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	47,947円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	47,947円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	46,616円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	54,445円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	59,419円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	62,438円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	64,457円
SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド<適格機関投資家限定>	4,382,791,179円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型<適格機関投資家限定>	28,611,877円
SMAM・バランスファンドVA25<適格機関投資家専用>	5,408,178,776円
SMAM・バランスファンドVA37.5<適格機関投資家専用>	3,924,633,021円
SMAM・バランスファンドVA50<適格機関投資家専用>	9,149,265,401円
SMAM・バランスファンドVL30<適格機関投資家限定>	29,825,111円
SMAM・バランスファンドVL50<適格機関投資家限定>	71,393,142円
SMAM・バランスファンドVA75<適格機関投資家専用>	619,025,027円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	110,475,622円
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	939,572,337円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	1,260,343,854円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	1,323,429,747円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	4,054,334,071円
SMAM・バランスVA株40T<適格機関投資家限定>	604,716円
SMAM・外国債券パッシブファンドVA<適格機関投資家限定>	6,974,187,776円
三井住友・外国債券インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	328,718,309円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	117,681,971円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	67,375,516円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	30,693,061円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	11,644,067円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	79,129,938円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	363,615,745円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	86,101,828円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	37,643,421円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	5,511,845円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	872,542,732円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA<適格機関投資家限定>	531,620,745円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA<適格機関投資家限定>	723,066,850円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	371,159,278円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	250,326,030円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	103,128,240円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	
>	107,613,363円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	137,472,367円



## SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドⅡ

&lt;適格機関投資家限定&gt;

385,128,840 円

合 計

77,797,645,540 円

## (3) 附属明細表

## ①有価証券明細表

## (a) 株式

該当事項はありません。

## (b) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリ カ・ドル	T 0.25 05/31/25	4,400,000.00	4,072,024.00	
		T 0.25 06/30/25	2,900,000.00	2,680,615.00	
		T 0.25 07/31/25	300,000.00	276,375.00	
		T 0.25 09/30/25	2,000,000.00	1,836,360.00	
		T 0.25 10/31/25	1,000,000.00	914,490.00	
		T 0.375 04/30/25	3,000,000.00	2,790,330.00	
		T 0.375 07/31/27	2,500,000.00	2,185,675.00	
		T 0.375 09/15/24	3,000,000.00	2,839,140.00	
		T 0.375 09/30/27	4,800,000.00	4,179,264.00	
		T 0.375 11/30/25	2,000,000.00	1,830,500.00	
		T 0.375 12/31/25	3,000,000.00	2,744,100.00	
		T 0.5 03/31/25	1,600,000.00	1,496,048.00	
		T 0.5 04/30/27	1,200,000.00	1,062,348.00	
		T 0.5 05/31/27	2,500,000.00	2,208,250.00	
		T 0.5 06/30/27	4,000,000.00	3,525,840.00	
		T 0.5 10/31/27	1,000,000.00	873,670.00	
		T 0.625 03/31/27	2,400,000.00	2,140,992.00	
		T 0.625 05/15/30	5,000,000.00	4,128,600.00	
		T 0.625 07/31/26	3,600,000.00	3,262,068.00	
		T 0.625 08/15/30	7,000,000.00	5,755,680.00	
		T 0.625 10/15/24	4,400,000.00	4,169,000.00	
		T 0.625 11/30/27	3,400,000.00	2,982,616.00	
		T 0.625 12/31/27	7,200,000.00	6,304,320.00	
		T 0.75 01/31/28	5,900,000.00	5,187,457.00	
		T 0.75 11/15/24	5,200,000.00	4,924,764.00	
		T 0.875 11/15/30	7,000,000.00	5,846,750.00	
		T 1 07/31/28	5,900,000.00	5,192,767.00	
		T 1 12/15/24	4,500,000.00	4,272,255.00	
		T 1.125 01/15/25	2,000,000.00	1,899,320.00	
		T 1.125 02/15/31	8,500,000.00	7,214,375.00	
		T 1.125 02/28/25	1,500,000.00	1,421,625.00	
		T 1.125 02/28/27	2,000,000.00	1,825,580.00	

T 1.125 05/15/40	2,800,000.00	1,885,996.00	
T 1.125 08/15/40	3,100,000.00	2,071,544.00	
T 1.125 08/31/28	3,500,000.00	3,095,085.00	
T 1.25 05/15/50	5,100,000.00	2,988,345.00	
T 1.25 05/31/28	3,000,000.00	2,685,270.00	
T 1.25 06/30/28	3,000,000.00	2,680,770.00	
T 1.25 08/15/31	5,200,000.00	4,397,744.00	
T 1.25 09/30/28	4,500,000.00	3,998,565.00	
T 1.25 11/30/26	4,200,000.00	3,861,858.00	
T 1.25 12/31/26	2,300,000.00	2,112,389.00	
T 1.375 01/31/25	1,900,000.00	1,811,973.00	
T 1.375 08/15/50	4,500,000.00	2,721,870.00	
T 1.375 08/31/26	7,100,000.00	6,584,824.00	
T 1.375 10/31/28	6,000,000.00	5,361,660.00	
T 1.375 11/15/31	4,900,000.00	4,168,528.00	
T 1.375 11/15/40	3,500,000.00	2,437,050.00	
T 1.375 12/31/28	2,500,000.00	2,230,500.00	
T 1.5 01/31/27	4,400,000.00	4,072,728.00	
T 1.5 02/15/25	3,000,000.00	2,863,650.00	
T 1.5 02/15/30	2,100,000.00	1,855,980.00	
T 1.5 09/30/24	3,000,000.00	2,883,210.00	
T 1.5 10/31/24	5,500,000.00	5,276,645.00	
T 1.5 11/30/24	800,000.00	766,576.00	
T 1.5 11/30/28	2,300,000.00	2,067,079.00	
T 1.625 02/15/26	2,900,000.00	2,736,121.00	
T 1.625 05/15/26	12,450,000.00	11,702,253.00	
T 1.625 05/15/31	5,500,000.00	4,820,750.00	
T 1.625 08/15/29	4,950,000.00	4,447,228.50	
T 1.625 09/30/26	3,900,000.00	3,646,422.00	
T 1.625 11/15/50	3,200,000.00	2,066,912.00	
T 1.625 11/30/26	200,000.00	186,550.00	
T 1.75 01/31/29	4,300,000.00	3,909,431.00	
T 1.75 03/15/25	1,500,000.00	1,437,555.00	
T 1.75 06/30/24	6,200,000.00	6,003,584.00	
T 1.75 07/31/24	850,000.00	821,771.50	
T 1.75 08/15/41	4,400,000.00	3,221,240.00	
T 1.75 11/15/29	1,300,000.00	1,176,474.00	
T 1.75 12/31/24	4,000,000.00	3,843,720.00	
T 1.75 12/31/26	3,500,000.00	3,275,020.00	
T 1.875 02/15/32	5,300,000.00	4,687,691.00	
T 1.875 02/15/41	3,300,000.00	2,497,143.00	
T 1.875 02/15/51	5,800,000.00	3,989,414.00	

T 1. 875 02/28/27	3,400,000.00	3,188,826.00	
T 1. 875 02/28/29	2,800,000.00	2,561,496.00	
T 1. 875 08/31/24	3,800,000.00	3,676,766.00	
T 1. 875 11/15/51	3,300,000.00	2,263,437.00	
T 2 02/15/25	3,500,000.00	3,372,145.00	
T 2 02/15/50	2,800,000.00	1,999,844.00	
T 2 04/30/24	2,000,000.00	1,947,040.00	
T 2 05/31/24	3,300,000.00	3,209,118.00	
T 2 06/30/24	4,100,000.00	3,981,961.00	
T 2 08/15/25	3,300,000.00	3,164,238.00	
T 2 08/15/51	2,900,000.00	2,054,621.00	
T 2 11/15/26	5,000,000.00	4,725,550.00	
T 2 11/15/41	3,800,000.00	2,897,424.00	
T 2. 125 03/31/24	6,500,000.00	6,343,610.00	
T 2. 125 05/15/25	600,000.00	578,010.00	
T 2. 125 07/31/24	3,500,000.00	3,401,405.00	
T 2. 125 09/30/24	4,000,000.00	3,880,000.00	
T 2. 125 11/30/24	2,600,000.00	2,516,852.00	
T 2. 25 02/15/27	4,400,000.00	4,189,152.00	
T 2. 25 02/15/52	1,700,000.00	1,277,023.00	
T 2. 25 03/31/26	8,200,000.00	7,867,982.00	
T 2. 25 04/30/24	3,800,000.00	3,708,572.00	
T 2. 25 05/15/41	3,000,000.00	2,407,590.00	
T 2. 25 08/15/27	4,200,000.00	3,983,658.00	
T 2. 25 08/15/46	2,450,000.00	1,867,488.00	
T 2. 25 08/15/49	3,500,000.00	2,652,930.00	
T 2. 25 10/31/24	800,000.00	776,280.00	
T 2. 25 11/15/24	5,100,000.00	4,946,898.00	
T 2. 25 11/15/25	4,000,000.00	3,848,720.00	
T 2. 25 11/15/27	4,400,000.00	4,163,544.00	
T 2. 25 12/31/24	3,900,000.00	3,778,710.00	
T 2. 375 02/15/42	2,800,000.00	2,274,048.00	
T 2. 375 03/31/29	5,000,000.00	4,700,550.00	
T 2. 375 05/15/27	3,000,000.00	2,865,810.00	
T 2. 375 05/15/29	2,400,000.00	2,255,664.00	
T 2. 375 05/15/51	3,900,000.00	3,016,143.00	
T 2. 375 08/15/24	5,600,000.00	5,456,472.00	
T 2. 375 11/15/49	1,900,000.00	1,479,321.00	
T 2. 5 01/31/25	3,400,000.00	3,307,010.00	
T 2. 5 02/15/45	1,400,000.00	1,129,212.00	
T 2. 5 02/15/46	1,000,000.00	802,200.00	
T 2. 5 02/28/26	2,100,000.00	2,029,230.00	

T 2.5 03/31/27	3,000,000.00	2,879,940.00	
T 2.5 05/15/24	2,200,000.00	2,153,162.00	
T 2.5 05/15/46	1,600,000.00	1,282,832.00	
T 2.625 01/31/26	2,200,000.00	2,134,110.00	
T 2.625 02/15/29	1,800,000.00	1,718,010.00	
T 2.625 03/31/25	1,000,000.00	974,880.00	
T 2.625 04/15/25	4,500,000.00	4,382,550.00	
T 2.625 05/31/27	4,800,000.00	4,626,000.00	
T 2.625 07/31/29	1,100,000.00	1,047,288.00	
T 2.625 12/31/25	1,400,000.00	1,359,008.00	
T 2.75 02/15/28	5,300,000.00	5,122,980.00	
T 2.75 02/28/25	2,000,000.00	1,954,020.00	
T 2.75 04/30/27	2,700,000.00	2,615,193.00	
T 2.75 05/15/25	3,000,000.00	2,927,550.00	
T 2.75 05/31/29	1,400,000.00	1,343,314.00	
T 2.75 06/30/25	900,000.00	878,076.00	
T 2.75 08/15/32	4,200,000.00	3,979,500.00	
T 2.75 08/15/42	2,000,000.00	1,720,500.00	
T 2.75 08/15/47	1,800,000.00	1,509,912.00	
T 2.75 08/31/25	3,400,000.00	3,314,796.00	
T 2.75 11/15/42	300,000.00	257,283.00	
T 2.75 11/15/47	1,500,000.00	1,258,905.00	
T 2.875 04/30/25	400,000.00	391,328.00	
T 2.875 04/30/29	3,500,000.00	3,383,240.00	
T 2.875 05/15/28	4,200,000.00	4,076,184.00	
T 2.875 05/15/32	5,700,000.00	5,462,937.00	
T 2.875 05/15/43	1,200,000.00	1,048,428.00	
T 2.875 05/15/49	1,400,000.00	1,206,968.00	
T 2.875 05/15/52	3,200,000.00	2,757,408.00	
T 2.875 05/31/25	3,100,000.00	3,032,823.00	
T 2.875 06/15/25	2,000,000.00	1,956,820.00	
T 2.875 08/15/28	4,500,000.00	4,363,290.00	
T 2.875 08/15/45	800,000.00	688,936.00	
T 2.875 11/15/46	900,000.00	774,117.00	
T 2.875 11/30/25	2,500,000.00	2,443,150.00	
T 3 02/15/47	2,500,000.00	2,195,825.00	
T 3 02/15/48	2,400,000.00	2,110,440.00	
T 3 02/15/49	3,300,000.00	2,910,930.00	
T 3 05/15/42	800,000.00	718,232.00	
T 3 05/15/45	900,000.00	791,694.00	
T 3 05/15/47	1,800,000.00	1,580,436.00	
T 3 07/15/25	2,000,000.00	1,961,660.00	

T 3 08/15/48	900,000.00	792,117.00	
T 3 08/15/52	3,000,000.00	2,653,590.00	
T 3 09/30/25	1,000,000.00	980,410.00	
T 3 10/31/25	2,600,000.00	2,549,248.00	
T 3 11/15/44	1,000,000.00	881,930.00	
T 3 11/15/45	800,000.00	703,512.00	
T 3.125 02/15/42	1,000,000.00	917,360.00	
T 3.125 02/15/43	2,300,000.00	2,091,022.00	
T 3.125 05/15/48	2,400,000.00	2,159,856.00	
T 3.125 08/15/25	3,000,000.00	2,949,840.00	
T 3.125 08/15/44	1,300,000.00	1,172,691.00	
T 3.125 11/15/28	2,900,000.00	2,846,176.00	
T 3.125 11/15/41	1,000,000.00	920,070.00	
T 3.25 05/15/42	2,200,000.00	2,048,904.00	
T 3.25 06/30/29	3,000,000.00	2,960,850.00	
T 3.375 05/15/44	500,000.00	470,005.00	
T 3.375 08/15/42	3,000,000.00	2,843,670.00	
T 3.375 11/15/48	3,100,000.00	2,921,378.00	
T 3.5 01/31/28	1,000,000.00	1,000,190.00	
T 3.5 01/31/30	2,500,000.00	2,507,225.00	
T 3.5 02/15/33	3,700,000.00	3,729,193.00	
T 3.5 02/15/39	200,000.00	199,636.00	
T 3.625 02/15/44	600,000.00	586,746.00	
T 3.625 02/15/53	100,000.00	99,875.00	
T 3.625 08/15/43	1,000,000.00	981,130.00	
T 3.75 08/15/41	1,100,000.00	1,109,042.00	
T 3.75 11/15/43	700,000.00	698,831.00	
T 3.875 01/15/26	5,300,000.00	5,314,045.00	
T 3.875 02/15/43	2,600,000.00	2,646,696.00	
T 3.875 08/15/40	500,000.00	517,820.00	
T 3.875 09/30/29	3,500,000.00	3,580,570.00	
T 3.875 12/31/29	1,500,000.00	1,537,440.00	
T 4 02/15/26	2,000,000.00	2,013,200.00	
T 4 02/28/30	1,500,000.00	1,550,385.00	
T 4 10/31/29	1,600,000.00	1,649,392.00	
T 4 11/15/42	2,000,000.00	2,073,740.00	
T 4 11/15/52	3,500,000.00	3,741,710.00	
T 4.125 01/31/25	3,500,000.00	3,501,680.00	
T 4.125 10/31/27	3,500,000.00	3,585,925.00	
T 4.125 11/15/32	4,600,000.00	4,864,500.00	
T 4.25 05/15/39	100,000.00	108,929.00	
T 4.25 10/15/25	2,000,000.00	2,019,800.00	

	T 4. 25 11/15/40	600,000.00	650,610.00	
	T 4. 25 12/31/24	1,500,000.00	1,502,595.00	
	T 4. 375 05/15/40	900,000.00	992,124.00	
	T 4. 375 05/15/41	300,000.00	329,664.00	
	T 4. 375 11/15/39	300,000.00	330,918.00	
	T 4. 5 05/15/38	2,000,000.00	2,238,460.00	
	T 4. 5 08/15/39	300,000.00	336,321.00	
	T 4. 5 11/15/25	3,800,000.00	3,863,650.00	
	T 4. 625 02/15/40	1,000,000.00	1,136,190.00	
	T 4. 625 02/28/25	3,800,000.00	3,840,204.00	
	T 4. 75 02/15/41	900,000.00	1,035,819.00	
	T 5. 25 11/15/28	500,000.00	544,355.00	
	T 5. 375 02/15/31	320,000.00	363,260.80	
	T 6 02/15/26	1,000,000.00	1,061,560.00	
	T-BOND 15/11/2027	1,000,000.00	1,110,350.00	
	アメリカ・ドル小計	620,620,000.00	567,049,931.80 (75,599,096,908)	
カナダ・ ドル	CAN 0. 5 09/01/25	2,700,000.00	2,511,756.00	
	CAN 1 06/01/27	1,100,000.00	1,014,002.00	
	CAN 1. 25 03/01/27	400,000.00	372,192.00	
	CAN 1. 25 06/01/30	5,500,000.00	4,936,690.00	
	CAN 1. 5 04/01/25	700,000.00	670,908.00	
	CAN 1. 5 06/01/26	3,200,000.00	3,036,576.00	
	CAN 1. 5 09/01/24	2,200,000.00	2,126,894.00	
	CAN 1. 5 12/01/31	2,300,000.00	2,062,203.00	
	CAN 1. 75 12/01/53	1,000,000.00	750,820.00	
	CAN 2 06/01/28	700,000.00	669,620.00	
	CAN 2. 25 06/01/25	500,000.00	486,585.00	
	CAN 2. 25 06/01/29	1,100,000.00	1,061,709.00	
	CAN 2. 25 12/01/29	600,000.00	577,800.00	
	CAN 2. 5 06/01/24	2,100,000.00	2,062,557.00	
	CAN 2. 5 12/01/32	2,300,000.00	2,226,791.00	
	CAN 2. 75 06/01/33	200,000.00	197,462.00	
	CAN 2. 75 12/01/48	1,300,000.00	1,230,658.00	
	CAN 3 10/01/25	900,000.00	888,417.00	
	CAN 3. 5 12/01/45	1,200,000.00	1,280,196.00	
	CAN 4 06/01/41	1,300,000.00	1,462,786.00	
CAN 5 06/01/37	600,000.00	734,286.00		
CAN 5. 75 06/01/29	250,000.00	289,727.50		
CAN 5. 75 06/01/33	400,000.00	498,856.00		
CANADA 2. 75 12/01/64	700,000.00	655,690.00		
	カナダ・ドル小計	33,250,000.00	31,805,181.50	

			(3,155,074,005)	
オーストラリア・ドル	ACGB 0.25 11/21/25	800,000.00	747,672.00	
	ACGB 0.5 09/21/26	100,000.00	92,151.00	
	ACGB 1.5 06/21/31	4,400,000.00	3,867,996.00	
	ACGB 1.75 06/21/51	500,000.00	327,425.00	
	ACGB 1.75 11/21/32	1,400,000.00	1,228,990.00	
	ACGB 2.25 05/21/28	1,300,000.00	1,254,994.00	
	ACGB 2.5 05/21/30	2,600,000.00	2,497,404.00	
	ACGB 2.75 04/21/24	2,500,000.00	2,489,325.00	
	ACGB 2.75 06/21/35	800,000.00	750,568.00	
	ACGB 2.75 11/21/27	1,300,000.00	1,287,949.00	
	ACGB 2.75 11/21/28	200,000.00	197,294.00	
	ACGB 2.75 11/21/29	1,800,000.00	1,763,766.00	
	ACGB 3 03/21/47	1,200,000.00	1,060,788.00	
	ACGB 3 11/21/33	1,000,000.00	976,260.00	
	ACGB 3.25 04/21/25	1,300,000.00	1,308,463.00	
	ACGB 3.25 04/21/29	800,000.00	808,912.00	
	ACGB 3.25 06/21/39	2,000,000.00	1,916,980.00	
	ACGB 3.75 04/21/37	1,200,000.00	1,235,616.00	
	ACGB 4.25 04/21/26	2,150,000.00	2,233,076.00	
	ACGB 4.5 04/21/33	900,000.00	996,228.00	
オーストラリア・ドル小計		28,250,000.00	27,041,857.00 (2,412,944,900)	
シンガポール・ドル	SIGB 1.25 11/01/26	600,000.00	567,600.00	
	SIGB 1.625 07/01/31	1,000,000.00	912,300.00	
	SIGB 2.25 08/01/36	1,000,000.00	948,500.00	
	SIGB 2.625 05/01/28	800,000.00	793,040.00	
	SIGB 2.75 03/01/46	800,000.00	827,200.00	
	SIGB 2.75 04/01/42	700,000.00	717,759.00	
	SIGB 2.875 09/01/30	200,000.00	200,600.00	
	SIGB 3 09/01/24	500,000.00	499,090.00	
	SIGB 3.375 09/01/33	300,000.00	316,500.00	
	SIGB 3.5 03/01/27	1,100,000.00	1,125,960.00	
シンガポール・ドル小計		7,000,000.00	6,908,549.00 (693,687,405)	
ニュージーランド・ドル	NZGB 1.75 05/15/41	500,000.00	345,615.00	
	NZGB 2 05/15/32	800,000.00	678,832.00	
	NZGB 2.75 04/15/25	1,100,000.00	1,062,765.00	
	NZGB 2.75 05/15/51	500,000.00	384,545.00	
	NZGB 3 04/20/29	1,000,000.00	945,770.00	
	NZGB 4.5 04/15/27	1,100,000.00	1,115,356.00	
ニュージーランド・ドル小計		5,000,000.00	4,532,883.00	

			(375,458,699)	
イギリス・ポンド	UK TSY GILT	400,000.00	271,616.00	
	UKT 0.125 01/30/26	1,300,000.00	1,185,340.00	
	UKT 0.125 01/31/28	700,000.00	598,325.00	
	UKT 0.25 01/31/25	700,000.00	655,193.00	
	UKT 0.25 07/31/31	1,300,000.00	999,284.00	
	UKT 0.375 10/22/26	1,200,000.00	1,072,596.00	
	UKT 0.375 10/22/30	1,800,000.00	1,436,166.00	
	UKT 0.5 01/31/29	1,800,000.00	1,515,312.00	
	UKT 0.5 10/22/61	900,000.00	325,107.00	
	UKT 0.625 06/07/25	900,000.00	847,125.00	
	UKT 0.625 07/31/35	2,100,000.00	1,465,254.00	
	UKT 0.875 10/22/29	500,000.00	426,820.00	
	UKT 1 01/31/32	1,500,000.00	1,217,325.00	
	UKT 1 04/22/24	600,000.00	581,394.00	
	UKT 1.125 10/22/73	300,000.00	134,250.00	
	UKT 1.25 07/22/27	200,000.00	182,858.00	
	UKT 1.25 07/31/51	500,000.00	278,135.00	
	UKT 1.25 10/22/41	600,000.00	393,246.00	
	UKT 1.5 07/22/26	1,100,000.00	1,033,373.00	
	UKT 1.5 07/22/47	2,000,000.00	1,254,620.00	
	UKT 1.625 10/22/28	300,000.00	273,624.00	
	UKT 1.625 10/22/54	500,000.00	300,725.00	
	UKT 1.75 01/22/49	1,250,000.00	819,725.00	
	UKT 1.75 09/07/37	100,000.00	77,385.00	
	UKT 2 09/07/25	1,100,000.00	1,059,355.00	
	UKT 2.5 07/22/65	1,600,000.00	1,206,880.00	
	UKT 2.75 09/07/24	900,000.00	884,160.00	
	UKT 3.25 01/22/44	1,600,000.00	1,450,000.00	
	UKT 3.25 01/31/33	1,000,000.00	974,530.00	
	UKT 3.5 01/22/45	1,250,000.00	1,175,050.00	
	UKT 3.5 07/22/68	1,300,000.00	1,258,218.00	
	UKT 3.5 10/22/25	200,000.00	198,154.00	
	UKT 3.75 01/29/38	900,000.00	890,892.00	
	UKT 3.75 07/22/52	1,200,000.00	1,177,344.00	
	UKT 4 01/22/60	1,300,000.00	1,372,449.00	
	UKT 4.125 01/29/27	1,300,000.00	1,318,070.00	
	UKT 4.25 03/07/36	900,000.00	950,868.00	
	UKT 4.25 06/07/32	500,000.00	531,555.00	
	UKT 4.25 09/07/39	600,000.00	628,296.00	
	UKT 4.25 12/07/27	900,000.00	931,815.00	
UKT 4.25 12/07/40	600,000.00	629,304.00		



	UKT 4.25 12/07/46	1,500,000.00	1,578,285.00	
	UKT 4.25 12/07/49	900,000.00	953,559.00	
	UKT 4.25 12/07/55	1,700,000.00	1,837,462.00	
	UKT 4.5 09/07/34	1,100,000.00	1,191,289.00	
	UKT 4.5 12/07/42	1,050,000.00	1,138,924.50	
	UKT 4.75 12/07/30	1,150,000.00	1,251,338.00	
	UKT 4.75 12/07/38	1,000,000.00	1,109,600.00	
	UKT 5 03/07/25	1,300,000.00	1,327,898.00	
	UKT 6 12/07/28	650,000.00	734,643.00	
	イギリス・ポンド小計	50,050,000.00	45,104,736.50 (7,510,840,722)	
イスラエル・シュケル	ILGOV 0.4 10/31/24	1,800,000.00	1,698,300.00	
	ILGOV 0.5 04/30/25	4,600,000.00	4,281,496.00	
	ILGOV 1 03/31/30	700,000.00	582,974.00	
	ILGOV 2.25 09/28/28	500,000.00	463,290.00	
	ILGOV 3.75 03/31/47	3,700,000.00	3,544,785.00	
	ILGOV 6.25 10/30/26	2,600,000.00	2,801,682.00	
	イスラエル・シュケル小計	13,900,000.00	13,372,527.00 (485,167,315)	
デンマーク・クローネ	DGB 0 11/15/31	500,000.00	401,865.00	
	DGB 0.25 11/15/52	1,800,000.00	943,578.00	
	DGB 0.5 11/15/27	8,000,000.00	7,270,800.00	
	DGB 0.5 11/15/29	5,400,000.00	4,722,462.00	
	DGB 1.75 11/15/25	2,400,000.00	2,336,064.00	
	DGB 4.5 11/15/39	8,000,000.00	9,890,720.00	
	デンマーク・クローネ小計	26,100,000.00	25,565,489.00 (503,128,824)	
ノルウェー・クローネ	NGB 1.375 08/19/30	6,200,000.00	5,564,128.00	
	NGB 1.5 02/19/26	3,000,000.00	2,881,770.00	
	NGB 1.75 02/17/27	200,000.00	191,632.00	
	NGB 1.75 03/13/25	1,200,000.00	1,169,628.00	
	NGB 1.75 09/06/29	5,000,000.00	4,662,900.00	
	NGB 2 04/26/28	5,900,000.00	5,652,790.00	
	ノルウェー・クローネ小計	21,500,000.00	20,122,848.00 (256,767,539)	
スウェーデン・クローナ	SGB 0.125 05/12/31	500,000.00	418,125.00	
	SGB 0.75 05/12/28	3,700,000.00	3,400,300.00	
	SGB 0.75 11/12/29	3,700,000.00	3,333,626.00	
	SGB 1 11/12/26	6,200,000.00	5,859,248.00	
	SGB 2.5 05/12/25	5,000,000.00	4,956,400.00	
	SGB 3.5 03/30/39	5,300,000.00	6,028,326.00	
	スウェーデン・クローナ小計	24,400,000.00	23,996,025.00	

			(309,308,761)	
メキシ コ・ペソ	MBONO 10 12/05/24	32,000,000.00	31,676,160.00	
	MBONO 5 03/06/25	12,000,000.00	10,893,360.00	
	MBONO 5.75 03/05/26	19,000,000.00	17,161,180.00	
	MBONO 7.5 05/26/33	3,000,000.00	2,743,560.00	
	MBONO 7.5 06/03/27	16,000,000.00	15,129,600.00	
	MBONO 7.75 05/29/31	27,000,000.00	25,393,500.00	
	MBONO 7.75 11/23/34	18,000,000.00	16,719,120.00	
	MBONO 8 11/07/47	5,000,000.00	4,552,650.00	
	MBONO 8.5 05/31/29	20,000,000.00	19,669,000.00	
	MBONO 8.5 11/18/38	40,000,000.00	38,539,600.00	
メキシコ・ペソ小計		192,000,000.00	182,477,730.00 (1,349,130,849)	
オフショ ア・人民 元	CGB 2.18 08/25/25	39,000,000.00	38,737,920.00	
	CGB 2.24 05/25/25	31,000,000.00	30,869,800.00	
	CGB 2.26 02/24/25	18,000,000.00	17,954,100.00	
	CGB 2.46 02/15/26	15,000,000.00	14,987,250.00	
	CGB 2.47 09/02/24	26,000,000.00	26,044,200.00	
	CGB 2.48 04/15/27	9,000,000.00	8,951,130.00	
	CGB 2.5 07/25/27	16,000,000.00	15,894,080.00	
	CGB 2.62 09/25/29	23,000,000.00	22,740,790.00	
	CGB 2.64 01/15/28	9,000,000.00	8,987,760.00	
	CGB 2.69 08/12/26	51,000,000.00	51,196,860.00	
	CGB 2.8 03/24/29	26,000,000.00	26,018,200.00	
	CGB 2.8 11/15/32	21,000,000.00	20,889,750.00	
	CGB 2.91 10/14/28	21,000,000.00	21,191,100.00	
	CGB 3.02 05/27/31	43,000,000.00	43,621,350.00	
	CGB 3.12 10/25/52	2,000,000.00	1,971,260.00	
	CGB 3.72 04/12/51	38,000,000.00	41,404,420.00	
オフショア・人民元小計		388,000,000.00	391,459,970.00 (7,582,462,181)	
マレーシ ア・リン ギット	MGS 3.478 06/14/24	700,000.00	702,884.00	
	MGS 3.502 05/31/27	5,100,000.00	5,087,301.00	
	MGS 3.757 05/22/40	1,400,000.00	1,321,096.00	
	MGS 3.882 03/14/25	1,500,000.00	1,520,085.00	
	MGS 3.9 11/30/26	1,300,000.00	1,319,383.00	
	MGS 3.955 09/15/25	3,200,000.00	3,245,696.00	
	MGS 4.498 04/15/30	6,400,000.00	6,704,512.00	
	MGS 4.504 04/30/29	700,000.00	728,532.00	
	MGS 4.736 03/15/46	6,700,000.00	7,130,676.00	
マレーシア・リングギット小計		27,000,000.00	27,760,165.00 (840,500,068)	

ポーランド・ズロチ	POLGB 0.25 10/25/26	7,000,000.00	5,733,980.00	
	POLGB 0.75 04/25/25	1,800,000.00	1,621,260.00	
	POLGB 1.25 10/25/30	7,800,000.00	5,580,510.00	
	POLGB 2.25 10/25/24	8,000,000.00	7,558,000.00	
	POLGB 2.75 04/25/28	2,200,000.00	1,887,732.00	
ポーランド・ズロチ小計		26,800,000.00	22,381,482.00 (705,276,308)	
ユーロ	BGB 0 10/22/31	2,000,000.00	1,563,800.00	
	BGB 0.1 06/22/30	200,000.00	165,198.00	
	BGB 0.35 06/22/32	300,000.00	237,474.00	
	BGB 0.4 06/22/40	300,000.00	186,474.00	
	BGB 0.5 10/22/24	1,100,000.00	1,061,104.00	
	BGB 0.65 06/22/71	400,000.00	166,216.00	
	BGB 0.8 06/22/25	700,000.00	671,076.00	
	BGB 0.8 06/22/27	800,000.00	740,128.00	
	BGB 0.8 06/22/28	1,600,000.00	1,456,416.00	
	BGB 0.9 06/22/29	900,000.00	807,696.00	
	BGB 1 06/22/26	1,800,000.00	1,706,364.00	
	BGB 1 06/22/31	1,300,000.00	1,123,330.00	
	BGB 1.25 04/22/33	1,100,000.00	938,575.00	
	BGB 1.45 06/22/37	400,000.00	320,356.00	
	BGB 1.6 06/22/47	650,000.00	462,572.50	
	BGB 1.7 06/22/50	1,100,000.00	778,536.00	
	BGB 1.9 06/22/38	1,000,000.00	840,080.00	
	BGB 2.15 06/22/66	500,000.00	373,830.00	
	BGB 2.25 06/22/57	500,000.00	390,270.00	
	BGB 2.6 06/22/24	400,000.00	398,072.00	
	BGB 3 06/22/34	200,000.00	197,794.00	
	BGB 3.75 06/22/45	600,000.00	635,094.00	
	BGB 4 03/28/32	300,000.00	324,438.00	
	BGB 4.25 03/28/41	1,000,000.00	1,122,880.00	
	BGB 4.5 03/28/26	700,000.00	734,748.00	
	BGB 5 03/28/35	1,000,000.00	1,178,410.00	
	BGB 5.5 03/28/28	1,000,000.00	1,130,040.00	
	BTPS	2,400,000.00	2,297,520.00	
	BTPS 0 12/15/24	1,300,000.00	1,231,321.00	
	BTPS 0.35 02/01/25	2,400,000.00	2,276,352.00	
	BTPS 0.45 02/15/29	2,400,000.00	1,992,120.00	
	BTPS 0.5 02/01/26	1,000,000.00	922,420.00	
BTPS 0.85 01/15/27	1,700,000.00	1,544,705.00		
BTPS 0.9 04/01/31	2,000,000.00	1,588,400.00		
BTPS 0.95 06/01/32	2,100,000.00	1,609,398.00		

BTPS 0.95 08/01/30	1,800,000.00	1,465,614.00	
BTPS 0.95 09/15/27	800,000.00	715,904.00	
BTPS 0.95 12/01/31	2,600,000.00	2,026,986.00	
BTPS 1.1 04/01/27	3,000,000.00	2,737,290.00	
BTPS 1.25 12/01/26	800,000.00	740,392.00	
BTPS 1.45 03/01/36	400,000.00	288,724.00	
BTPS 1.45 05/15/25	700,000.00	674,191.00	
BTPS 1.45 11/15/24	1,800,000.00	1,749,474.00	
BTPS 1.5 06/01/25	1,900,000.00	1,828,484.00	
BTPS 1.6 06/01/26	1,200,000.00	1,135,224.00	
BTPS 1.65 12/01/30	2,200,000.00	1,872,992.00	
BTPS 1.7 09/01/51	1,500,000.00	869,550.00	
BTPS 1.85 05/15/24	700,000.00	689,206.00	
BTPS 1.85 07/01/25	1,000,000.00	968,910.00	
BTPS 2 02/01/28	2,000,000.00	1,861,640.00	
BTPS 2 12/01/25	1,300,000.00	1,254,201.00	
BTPS 2.05 08/01/27	1,500,000.00	1,412,685.00	
BTPS 2.1 07/15/26	1,000,000.00	959,330.00	
BTPS 2.2 06/01/27	900,000.00	855,261.00	
BTPS 2.25 09/01/36	500,000.00	396,465.00	
BTPS 2.45 09/01/33	600,000.00	513,144.00	
BTPS 2.45 09/01/50	900,000.00	622,440.00	
BTPS 2.5 11/15/25	1,200,000.00	1,173,984.00	
BTPS 2.5 12/01/24	1,300,000.00	1,283,971.00	
BTPS 2.65 12/01/27	400,000.00	384,368.00	
BTPS 2.7 03/01/47	1,550,000.00	1,166,313.00	
BTPS 2.8 03/01/67	1,000,000.00	690,460.00	
BTPS 2.8 06/15/29	1,000,000.00	946,440.00	
BTPS 2.8 12/01/28	1,600,000.00	1,530,288.00	
BTPS 2.95 09/01/38	600,000.00	504,540.00	
BTPS 3 08/01/29	3,100,000.00	2,971,629.00	
BTPS 3.1 03/01/40	500,000.00	420,760.00	
BTPS 3.25 09/01/46	1,600,000.00	1,330,640.00	
BTPS 3.35 03/01/35	850,000.00	772,318.50	
BTPS 3.45 03/01/48	1,000,000.00	853,770.00	
BTPS 3.5 03/01/30	1,000,000.00	981,500.00	
BTPS 3.75 09/01/24	2,300,000.00	2,313,064.00	
BTPS 3.85 09/01/49	1,500,000.00	1,357,725.00	
BTPS 3.85 12/15/29	300,000.00	299,796.00	
BTPS 4 02/01/37	2,600,000.00	2,511,834.00	
BTPS 4 04/30/35	700,000.00	678,139.00	
BTPS 4.5 03/01/26	1,300,000.00	1,337,934.00	

BTPS 4. 75 09/01/28	2,000,000.00	2,107,620.00	
BTPS 4. 75 09/01/44	900,000.00	931,491.00	
BTPS 5 03/01/25	1,000,000.00	1,030,110.00	
BTPS 5 08/01/34	2,070,000.00	2,203,452.90	
BTPS 5 08/01/39	1,800,000.00	1,911,132.00	
BTPS 5 09/01/40	1,700,000.00	1,811,248.00	
BTPS 5. 75 02/01/33	1,700,000.00	1,915,475.00	
BTPS 6 05/01/31	2,200,000.00	2,516,272.00	
BTPS 6. 5 11/01/27	1,700,000.00	1,911,480.00	
BTPS 7. 25 11/01/26	400,000.00	450,276.00	
DBR 0 02/15/30	800,000.00	684,744.00	
DBR 0 02/15/32	3,200,000.00	2,617,120.00	
DBR 0 05/15/35	3,600,000.00	2,697,372.00	
DBR 0 08/15/29	2,500,000.00	2,162,025.00	
DBR 0 08/15/30	5,100,000.00	4,319,547.00	
DBR 0 08/15/31	2,300,000.00	1,906,884.00	
DBR 0 08/15/50	3,000,000.00	1,594,770.00	
DBR 0 08/15/50	700,000.00	373,345.00	
DBR 0 11/15/27	1,300,000.00	1,167,647.00	
DBR 0. 25 02/15/27	2,300,000.00	2,119,933.00	
DBR 0. 25 02/15/29	1,800,000.00	1,598,652.00	
DBR 0. 25 08/15/28	1,500,000.00	1,344,690.00	
DBR 0. 5 02/15/25	2,500,000.00	2,399,500.00	
DBR 0. 5 02/15/26	3,400,000.00	3,211,402.00	
DBR 0. 5 02/15/28	2,100,000.00	1,923,831.00	
DBR 0. 5 08/15/27	2,300,000.00	2,123,958.00	
DBR 1 05/15/38	1,000,000.00	814,130.00	
DBR 1 08/15/24	1,300,000.00	1,268,566.00	
DBR 1 08/15/25	1,300,000.00	1,251,445.00	
DBR 1. 25 08/15/48	1,650,000.00	1,301,536.50	
DBR 1. 5 05/15/24	1,200,000.00	1,182,192.00	
DBR 1. 8 08/15/53	200,000.00	173,250.00	
DBR 2. 1 11/15/29	700,000.00	689,318.00	
DBR 2. 3 02/15/33	200,000.00	198,996.00	
DBR 2. 5 07/04/44	1,900,000.00	1,915,960.00	
DBR 2. 5 08/15/46	2,700,000.00	2,740,581.00	
DBR 3. 25 07/04/42	700,000.00	780,500.00	
DBR 4 01/04/37	1,300,000.00	1,532,999.00	
DBR 4. 25 07/04/39	700,000.00	863,394.00	
DBR 4. 75 07/04/28	1,600,000.00	1,786,688.00	
DBR 4. 75 07/04/34	600,000.00	738,114.00	
DBR 4. 75 07/04/40	1,450,000.00	1,906,068.50	

DBR 5.5 01/04/31	900,000.00	1,100,628.00	
DBR 5.625 01/04/28	1,000,000.00	1,143,580.00	
DBR 6.25 01/04/30	500,000.00	621,595.00	
DBR 6.5 07/04/27	1,000,000.00	1,161,680.00	
FRTR 0 02/25/25	3,000,000.00	2,843,970.00	
FRTR 0 02/25/26	3,800,000.00	3,514,924.00	
FRTR 0 02/25/27	1,100,000.00	992,079.00	
FRTR 0 03/25/25	1,900,000.00	1,797,609.00	
FRTR 0 05/25/32	1,900,000.00	1,472,823.00	
FRTR 0 11/25/29	4,500,000.00	3,770,280.00	
FRTR 0 11/25/30	3,900,000.00	3,170,076.00	
FRTR 0 11/25/31	3,000,000.00	2,366,010.00	
FRTR 0.25 11/25/26	2,900,000.00	2,657,096.00	
FRTR 0.5 05/25/25	1,300,000.00	1,238,055.00	
FRTR 0.5 05/25/26	3,500,000.00	3,268,930.00	
FRTR 0.5 05/25/29	2,300,000.00	2,017,445.00	
FRTR 0.5 05/25/40	1,300,000.00	841,724.00	
FRTR 0.5 05/25/72	100,000.00	38,676.00	
FRTR 0.5 06/25/44	1,200,000.00	709,296.00	
FRTR 0.75 02/25/28	2,000,000.00	1,822,360.00	
FRTR 0.75 05/25/28	3,300,000.00	2,995,806.00	
FRTR 0.75 05/25/52	3,000,000.00	1,618,200.00	
FRTR 0.75 11/25/28	2,600,000.00	2,338,752.00	
FRTR 1 05/25/27	2,200,000.00	2,054,844.00	
FRTR 1 11/25/25	1,300,000.00	1,242,696.00	
FRTR 1.25 05/25/34	1,200,000.00	1,002,156.00	
FRTR 1.25 05/25/36	3,700,000.00	2,969,546.00	
FRTR 1.25 05/25/38	200,000.00	154,394.00	
FRTR 1.5 05/25/31	3,050,000.00	2,780,807.00	
FRTR 1.5 05/25/50	2,400,000.00	1,654,656.00	
FRTR 1.75 05/25/66	800,000.00	540,048.00	
FRTR 1.75 06/25/39	2,700,000.00	2,234,979.00	
FRTR 1.75 11/25/24	2,600,000.00	2,550,782.00	
FRTR 2 05/25/48	2,000,000.00	1,574,540.00	
FRTR 2 11/25/32	4,000,000.00	3,711,040.00	
FRTR 2.25 05/25/24	1,700,000.00	1,684,309.00	
FRTR 2.5 05/25/30	3,100,000.00	3,058,770.00	
FRTR 2.75 10/25/27	3,850,000.00	3,859,163.00	
FRTR 3.25 05/25/45	900,000.00	900,189.00	
FRTR 3.5 04/25/26	1,800,000.00	1,839,060.00	
FRTR 4 04/25/55	1,370,000.00	1,559,498.40	
FRTR 4 04/25/60	1,400,000.00	1,609,006.00	

FRTR 4 10/25/38	2,000,000.00	2,200,560.00	
FRTR 4.5 04/25/41	2,100,000.00	2,464,770.00	
FRTR 4.75 04/25/35	800,000.00	933,984.00	
FRTR 5.5 04/25/29	1,650,000.00	1,900,602.00	
FRTR 5.75 10/25/32	400,000.00	495,928.00	
FRTR 6 10/25/25	2,100,000.00	2,261,532.00	
IRISH 0 10/18/31	500,000.00	396,720.00	
IRISH 0.9 05/15/28	500,000.00	458,610.00	
IRISH 1 05/15/26	800,000.00	761,080.00	
IRISH 1.1 05/15/29	500,000.00	458,490.00	
IRISH 1.3 05/15/33	800,000.00	693,880.00	
IRISH 1.35 03/18/31	500,000.00	452,880.00	
IRISH 1.5 05/15/50	500,000.00	345,950.00	
IRISH 1.7 05/15/37	300,000.00	253,281.00	
IRISH 2 02/18/45	1,100,000.00	887,700.00	
IRISH 2.4 05/15/30	600,000.00	593,334.00	
IRISH 5.4 03/13/25	800,000.00	840,512.00	
NETHER 0 01/15/27	1,300,000.00	1,178,060.00	
NETHER 0 07/15/30	2,600,000.00	2,157,012.00	
NETHER 0.25 07/15/25	1,100,000.00	1,040,666.00	
NETHER 0.25 07/15/29	1,000,000.00	865,120.00	
NETHER 0.5 01/15/40	1,700,000.00	1,188,096.00	
NETHER 0.5 07/15/26	1,700,000.00	1,585,879.00	
NETHER 0.5 07/15/32	200,000.00	164,892.00	
NETHER 0.75 07/15/27	400,000.00	370,136.00	
NETHER 0.75 07/15/28	1,500,000.00	1,364,895.00	
NETHER 2 07/15/24	500,000.00	494,540.00	
NETHER 2.5 01/15/33	600,000.00	590,544.00	
NETHER 2.75 01/15/47	2,000,000.00	2,014,360.00	
NETHER 3.75 01/15/42	1,300,000.00	1,482,767.00	
NETHER 4 01/15/37	700,000.00	796,376.00	
NETHER 5.5 01/15/28	700,000.00	788,137.00	
OBL 0 04/05/24	1,300,000.00	1,263,691.00	
OBL 0 04/11/25	2,800,000.00	2,653,588.00	
OBL 0 04/16/27	4,200,000.00	3,816,414.00	
OBL 0 10/09/26	1,600,000.00	1,469,504.00	
OBL 0 10/10/25	2,600,000.00	2,438,046.00	
OBL 0 10/18/24	1,500,000.00	1,437,750.00	
OBL 2.2 04/13/28	300,000.00	297,447.00	
RAGB 0 02/20/30	900,000.00	740,511.00	
RAGB 0 02/20/31	1,400,000.00	1,116,444.00	
RAGB 0 04/20/25	300,000.00	283,248.00	

RAGB 0.5 02/20/29	550,000.00	481,926.50	
RAGB 0.5 04/20/27	700,000.00	640,605.00	
RAGB 0.75 02/20/28	900,000.00	819,351.00	
RAGB 0.75 03/20/51	900,000.00	515,070.00	
RAGB 0.75 10/20/26	1,300,000.00	1,215,812.00	
RAGB 0.85 06/30/20	150,000.00	62,394.00	
RAGB 0.9 02/20/32	500,000.00	420,570.00	
RAGB 1.2 10/20/25	1,000,000.00	961,000.00	
RAGB 1.5 02/20/47	700,000.00	514,990.00	
RAGB 1.5 11/02/86	200,000.00	119,684.00	
RAGB 1.65 10/21/24	800,000.00	784,424.00	
RAGB 2.4 05/23/34	900,000.00	846,828.00	
RAGB 3.15 06/20/44	500,000.00	506,355.00	
RAGB 3.8 01/26/62	700,000.00	811,146.00	
RAGB 4.15 03/15/37	300,000.00	333,822.00	
RAGB 4.85 03/15/26	200,000.00	211,720.00	
RAGB 6.25 07/15/27	1,000,000.00	1,137,540.00	
RFGB 0 09/15/30	400,000.00	324,872.00	
RFGB 0.25 09/15/40	500,000.00	309,720.00	
RFGB 0.5 04/15/26	700,000.00	657,230.00	
RFGB 0.5 09/15/28	400,000.00	355,108.00	
RFGB 0.5 09/15/29	800,000.00	693,144.00	
RFGB 0.75 04/15/31	500,000.00	424,980.00	
RFGB 1.375 04/15/47	500,000.00	367,415.00	
RFGB 2 04/15/24	900,000.00	890,640.00	
RFGB 2.625 07/04/42	800,000.00	750,264.00	
RFGB 2.75 07/04/28	200,000.00	200,246.00	
RFGB 4 07/04/25	300,000.00	307,506.00	
SPGB 0 01/31/25	500,000.00	474,405.00	
SPGB 0 05/31/25	2,600,000.00	2,440,334.00	
SPGB 0.25 07/30/24	1,400,000.00	1,350,300.00	
SPGB 0.5 04/30/30	600,000.00	501,216.00	
SPGB 0.5 10/31/31	1,400,000.00	1,116,584.00	
SPGB 0.7 04/30/32	2,200,000.00	1,759,076.00	
SPGB 0.8 07/30/27	1,700,000.00	1,551,335.00	
SPGB 0.85 07/30/37	800,000.00	550,224.00	
SPGB 1 10/31/50	300,000.00	157,974.00	
SPGB 1.2 10/31/40	1,700,000.00	1,142,910.00	
SPGB 1.25 10/31/30	3,000,000.00	2,616,420.00	
SPGB 1.3 10/31/26	3,100,000.00	2,931,918.00	
SPGB 1.4 04/30/28	400,000.00	369,644.00	
SPGB 1.4 07/30/28	2,200,000.00	2,025,034.00	



	SPGB 1.45 04/30/29	2,100,000.00	1,913,919.00	
	SPGB 1.45 10/31/27	1,800,000.00	1,682,334.00	
	SPGB 1.45 10/31/71	400,000.00	190,320.00	
	SPGB 1.5 04/30/27	1,500,000.00	1,416,015.00	
	SPGB 1.6 04/30/25	1,400,000.00	1,362,942.00	
	SPGB 1.85 07/30/35	2,000,000.00	1,667,720.00	
	SPGB 1.95 04/30/26	2,000,000.00	1,942,600.00	
	SPGB 1.95 07/30/30	1,700,000.00	1,567,842.00	
	SPGB 2.15 10/31/25	1,600,000.00	1,571,808.00	
	SPGB 2.35 07/30/33	700,000.00	637,476.00	
	SPGB 2.55 10/31/32	700,000.00	655,249.00	
	SPGB 2.7 10/31/48	750,000.00	613,747.50	
	SPGB 2.75 10/31/24	2,100,000.00	2,090,907.00	
	SPGB 2.9 10/31/46	1,700,000.00	1,465,842.00	
	SPGB 3.45 07/30/66	1,300,000.00	1,170,962.00	
	SPGB 3.8 04/30/24	1,400,000.00	1,409,660.00	
	SPGB 4.2 01/31/37	1,050,000.00	1,113,441.00	
	SPGB 4.65 07/30/25	800,000.00	829,776.00	
	SPGB 4.7 07/30/41	1,500,000.00	1,679,595.00	
	SPGB 4.9 07/30/40	1,400,000.00	1,602,902.00	
	SPGB 5.15 10/31/28	1,500,000.00	1,655,595.00	
	SPGB 5.15 10/31/44	1,400,000.00	1,672,846.00	
	SPGB 5.75 07/30/32	1,000,000.00	1,196,400.00	
	SPGB 5.9 07/30/26	500,000.00	544,985.00	
	SPGB 6 01/31/29	1,900,000.00	2,194,215.00	
	ユーロ小計	377,840,000.00	347,479,351.30 (50,954,372,075)	
国債証券合計			152,733,216,558 (152,733,216,558)	
合 計			152,733,216,558 (152,733,216,558)	

(注) 金額欄の( )内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	215 銘柄	49.0%	49.5%
カナダ・ドル	国債証券	24 銘柄	2.0%	2.1%
オーストラリア・ドル	国債証券	20 銘柄	1.6%	1.6%
シンガポール・ドル	国債証券	10 銘柄	0.4%	0.5%
ニュージーランド・ドル	国債証券	6 銘柄	0.2%	0.2%
イギリス・ポンド	国債証券	50 銘柄	4.9%	4.9%
イスラエル・シユケル	国債証券	6 銘柄	0.3%	0.3%
デンマーク・クローネ	国債証券	6 銘柄	0.3%	0.3%
ノルウェー・クローネ	国債証券	6 銘柄	0.2%	0.2%

スウェーデン・クローナ	国債証券	6 銘柄	0.2%	0.2%
メキシコ・ペソ	国債証券	10 銘柄	0.9%	0.9%
オフショア・人民元	国債証券	16 銘柄	4.9%	5.0%
マレーシア・リンギット	国債証券	9 銘柄	0.5%	0.6%
ポーランド・ズロチ	国債証券	5 銘柄	0.5%	0.5%
ユーロ	国債証券	270 銘柄	33.0%	33.4%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## マネーインカム・マザーファンド

## (1) 貸借対照表

(単位：円)

	(2022年4月13日現在)	(2023年4月13日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	11,627,715	20,984,008
コール・ローン	446,032,013	470,093,974
国債証券	300,054,000	274,025,890
特殊債券	1,196,252,766	1,248,494,187
未収利息	1,138,662	1,796,508
前払費用	237,925	165,363
流動資産合計	1,955,343,081	2,015,559,930
資産合計	1,955,343,081	2,015,559,930
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,684,078	11,230,000
その他未払費用	1,766	1,970
流動負債合計	4,685,844	11,231,970
負債合計	4,685,844	11,231,970
純資産の部		
元本等		
元本	1,935,317,393	1,989,263,317
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	15,339,844	15,064,643
元本等合計	1,950,657,237	2,004,327,960
純資産合計	1,950,657,237	2,004,327,960
負債純資産合計	1,955,343,081	2,015,559,930

## (2) 注記表

## (重要な会計方針の注記)

項 目	自 2022 年 4 月 14 日 至 2023 年 4 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項 目	(2022 年 4 月 13 日現在)	(2023 年 4 月 13 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,935,317,393 口	1,989,263,317 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.0079 円 (1 万口当たりの純資産額 10,079 円)	1 口当たり純資産額 1.0076 円 (1 万口当たりの純資産額 10,076 円)

## (金融商品に関する注記)

## I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2022 年 4 月 14 日 至 2023 年 4 月 13 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、特殊債券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいておりま</p>

	<p>す。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

## II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年4月13日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（国債証券、特殊債券）</p> <p>「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）</p> <p>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2022年4月14日 至 2023年4月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2022年4月13日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	2,257,314,469円
同期中における追加設定元本額	955,084,096円
同期中における一部解約元本額	1,277,081,172円
2022年4月13日現在の元本の内訳	
SMAM・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	21,805,906円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	102,779,034円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	162,087,175円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	89,556,632円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	42,692,099円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	29,057,907円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	49,084,616円
米国小型ハイクオリティファンド(毎月決算型)	99,128円
米国小型ハイクオリティファンド(資産成長型)	297,384円
SMAM・マネーインカムファンド<適格機関投資家限定>	858,040,993円
SMAM・FGマネーファンドVA<適格機関投資家限定>	579,816,519円
合 計	1,935,317,393円

(2023年4月13日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,935,317,393円
同期中における追加設定元本額	938,745,932円
同期中における一部解約元本額	884,800,008円
2023年4月13日現在の元本の内訳	
SMAM・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	171,629,556円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	94,363,204円

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	212,524,739円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	137,225,742円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	49,707,035円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	36,162,259円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	57,429,415円
米国小型ハイクオリティファンド（毎月決算型）	99,128円
米国小型ハイクオリティファンド（資産成長型）	297,384円
SMAM・マネーインカムファンド<適格機関投資家限定>	797,231,328円
SMAM・FGマネーファンドVA<適格機関投資家限定>	432,593,527円
合計	1,989,263,317円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	329 10年国債	100,000,000	100,173,000	
	332 10年国債	173,000,000	173,852,890	
	国債証券 小計		274,025,890	
特殊債券	2 政保新関西空港	118,000,000	118,225,498	
	23 政保政策投資C	200,000,000	201,274,200	
	189 政保道路機構	200,000,000	200,039,200	
	190 政保道路機構	127,000,000	127,115,189	
	195 政保道路機構	100,000,000	100,290,600	
	200 政保道路機構	100,000,000	100,387,700	
	202 政保道路機構	100,000,000	100,408,800	
	50 政保地方公共団	300,000,000	300,753,000	
	特殊債券 小計		1,248,494,187	
合計			1,522,520,077	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

#### 【中間財務諸表】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3、第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期中間計算期間（2023年4月14日から2023年10月13日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により中間監査を受けております。



# 独立監査人の中間監査報告書

2023年12月20日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 山口 健志

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）の2023年4月14日から2023年10月13日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）の2023年10月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年4月14日から2023年10月13日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の事項

ファンドの2023年4月13日をもって終了した前計算期間の中間計算期間（2022年4月14日から2022年10月13日まで）に係る中間財務諸表は、前任監査人によって中間監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2022年12月20日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 15 期 (2023 年 4 月 13 日現在)	第 16 期中間計算期間 (2023 年 10 月 13 日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	54,090	15,855
コール・ローン	1,211,754	1,331,350
親投資信託受益証券	180,036,649	180,367,795
流動資産合計	181,302,493	181,715,000
資産合計	181,302,493	181,715,000
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	29,407	29,959
未払委託者報酬	176,665	180,051
その他未払費用	4,856	4,954
流動負債合計	210,928	214,964
負債合計	210,928	214,964
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	137,025,802	135,395,191
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	44,065,763	46,104,845
(分配準備積立金)	15,600,543	14,816,977
元本等合計	181,091,565	181,500,036
純資産合計	181,091,565	181,500,036
負債純資産合計	181,302,493	181,715,000

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 15 期中間計算期間 自 2022 年 4 月 14 日 至 2022 年 10 月 13 日	第 16 期中間計算期間 自 2023 年 4 月 14 日 至 2023 年 10 月 13 日
<b>営業収益</b>		
受取利息	3	10
有価証券売買等損益	△1,227,006	2,796,146
営業収益合計	△1,227,003	2,796,156
<b>営業費用</b>		
支払利息	128	311
受託者報酬	31,187	29,959
委託者報酬	187,309	180,051
その他費用	5,142	4,954
営業費用合計	223,766	215,275
営業利益又は営業損失 (△)	△1,450,769	2,580,881
経常利益又は経常損失 (△)	△1,450,769	2,580,881
中間純利益又は中間純損失 (△)	△1,450,769	2,580,881
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	3,826	117,516
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	47,587,480	44,065,763
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,879,288	1,828,771
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,879,288	1,828,771
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,811,307	2,253,054
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,811,307	2,253,054
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	42,200,866	46,104,845

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第 16 期中間計算期間 自 2023 年 4 月 14 日 至 2023 年 10 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第 15 期 (2023 年 4 月 13 日現在)	第 16 期中間計算期間 (2023 年 10 月 13 日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	137,025,802 口	135,395,191 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.3216 円 (1 万口当たりの純資産額 13,216 円)	1 口当たり純資産額 1.3405 円 (1 万口当たりの純資産額 13,405 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第 16 期中間計算期間 (2023 年 10 月 13 日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等

	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第 15 期 (2023 年 4 月 13 日現在)	第 16 期中間計算期間 (2023 年 10 月 13 日現在)
期首元本額	148,772,781 円	137,025,802 円
期中追加設定元本額	11,040,035 円	5,369,982 円
期中一部解約元本額	22,787,014 円	7,000,593 円

(参考)

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）は、「国内株式インデックス・マザーファンド（B号）」、「国内債券パッシブ・マザーファンド」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」および「マネーインカム・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

(1) 貸借対照表

	(2023年4月13日現在)	(2023年10月13日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	155,442,581	39,661,177
コール・ローン	3,482,300,514	3,330,280,192
株式	226,980,178,810	270,479,851,360
派生商品評価勘定	101,813,200	17,152,600
未収入金	1,487,700	-
未収配当金	2,733,543,848	2,534,975,634
差入委託証拠金	253,500,000	165,600,000
流動資産合計	233,708,266,653	276,567,520,963
資産合計	233,708,266,653	276,567,520,963
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	6,668,900	75,128,900
前受金	92,256,000	13,500,000
未払金	-	472,200
未払解約金	125,377,224	1,753,732,756
その他未払費用	8,232	15,264
流動負債合計	224,310,356	1,842,849,120
負債合計	224,310,356	1,842,849,120
純資産の部		
元本等		
元本	66,834,421,601	67,632,944,773
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	166,649,534,696	207,091,727,070
元本等合計	233,483,956,297	274,724,671,843
純資産合計	233,483,956,297	274,724,671,843
負債純資産合計	233,708,266,653	276,567,520,963

## (2) 注記表

## (重要な会計方針の注記)

項目	自 2023 年 4 月 14 日 至 2023 年 10 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(2023 年 4 月 13 日現在)	(2023 年 10 月 13 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	66,834,421,601 口	67,632,944,773 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 3.4935 円 (1 万口当たりの純資産額 34,935 円)	1 口当たり純資産額 4.0620 円 (1 万口当たりの純資産額 40,620 円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023 年 10 月 13 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバテ



明	イブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
---	---

(デリバティブ取引に関する注記)

(2023年4月13日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	TOPIX 先物 0506 月	6,372,225,700	-	6,467,370,000	95,144,300
	小計	6,372,225,700	-	6,467,370,000	95,144,300
合 計		6,372,225,700	-	6,467,370,000	95,144,300

(2023年10月13日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	TOPIX 先物 0512 月	4,277,041,300	-	4,219,065,000	△57,976,300
	小計	4,277,041,300	-	4,219,065,000	△57,976,300
合 計		4,277,041,300	-	4,219,065,000	△57,976,300

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2023年4月13日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	63,097,233,521 円
同期中における追加設定元本額	11,385,515,013 円
同期中における一部解約元本額	7,648,326,933 円

## 2023年4月13日現在の元本の内訳

三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9,570,680,227円
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	1,059,937,184円
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	4,638,997,735円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	3,648,030,008円
SMAM・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	149,688,598円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	4,175,044円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	20,105,492円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	65,174,904円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	171,116,447円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	156,280,073円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	274,275,931円
国内株式指数ファンド(TOPIX)	1,340,401,706円
三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド	23,642,030,750円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	224,604,200円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	287,321,128円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	179,357,049円
イオン・バランス戦略ファンド	48,802,794円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	47,275,620円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	211,812,693円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	195,201,725円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	724,047,688円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	403,895,409円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	461,567,788円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	54,207,734円
三井住友DS・国内株式インデックス年金ファンド	912,956,383円
三井住友DS・年金バランス30(債券重点型)	42,315,625円
三井住友DS・年金バランス50(標準型)	230,367,140円
三井住友DS・年金バランス70(株式重点型)	220,965,270円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	5,943,129円
日興FWS・日本株インデックス	1,539,161,603円
三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド	31,182,740円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	48,532円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	55,404円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	65,862円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	75,722円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	75,722円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	36,977円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	53,380円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	64,358円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	74,521円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	84,740円
SMAM・国内株式パッシブ・ファンド(適格機関投資家専用)	2,338,416,776円
バランスファンドVA(安定運用型)＜適格機関投資家限定＞	11,374,364円

SMAM・バランスファンドVA安定成長型<適格機関投資家限定>	65,084,989円
SMAM・バランスファンドVA25<適格機関投資家専用>	1,278,636,021円
SMAM・バランスファンドVA37.5<適格機関投資家専用>	1,365,230,760円
SMAM・バランスファンドVA50<適格機関投資家専用>	5,221,333,717円
SMAM・バランスファンドVL30<適格機関投資家限定>	35,485,948円
SMAM・バランスファンドVL50<適格機関投資家限定>	128,454,719円
SMAM・バランスファンドVA75<適格機関投資家専用>	627,326,286円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	42,743,164円
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	227,367,598円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	724,446,785円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	505,694,664円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	1,525,907,370円
SMAM・バランスVA株40T<適格機関投資家限定>	352,709円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	33,786,896円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	37,753,776円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	29,039,696円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	15,809,789円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	88,713,894円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	217,333,061円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	47,877,088円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	35,298,082円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	7,431,986円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2<適格機関投資家専用>	38,679,568円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	489,268,886円
SMAM・国内株式インデックスファンド・VA(適格機関投資家専用)	158,733,909円
SMAM・グローバルバランスファンド(標準型)VA<適格機関投資家限定>	182,201,631円
SMAM・グローバルバランスファンド(債券重視型)VA<適格機関投資家限定>	78,463,864円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	79,070,264円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	38,854,455円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	51,538,394円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	37,247,656円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	48,176,456円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	442,012,325円
SMDAM・日米3資産バランスオープン<適格機関投資家限定>	16,759,020円
合計	66,834,421,601円

(2023年10月13日現在)

開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	66,834,421,601円
同期中における追加設定元本額	6,122,609,408円
同期中における一部解約元本額	5,324,086,236円

## 2023年10月13日現在の元本の内訳

三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9,641,417,015円
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	997,075,699円
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	4,494,702,633円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	3,637,000,373円
SMAM・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	138,871,633円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	3,566,971円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	15,678,498円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	55,174,571円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	155,707,163円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	145,018,019円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	267,715,598円
国内株式指数ファンド(TOPIX)	1,416,261,485円
三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド	25,698,826,744円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	214,908,297円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	272,243,563円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	162,404,948円
イオン・バランス戦略ファンド	86,894,192円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	48,930,294円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	209,849,850円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	193,882,331円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	757,262,289円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	434,724,522円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	502,027,687円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	54,599,239円
三井住友DS・国内株式インデックス年金ファンド	1,116,537,770円
三井住友DS・年金バランス30(債券重点型)	39,578,765円
三井住友DS・年金バランス50(標準型)	234,475,208円
三井住友DS・年金バランス70(株式重点型)	239,581,882円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	5,640,538円
日興FWS・日本株インデックス	1,759,384,877円
三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド	58,705,881円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	374,363円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	307,610円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	129,644円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	86,723円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	89,365円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	486,020円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	7,066,116円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	25,805,952円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	13,530,651円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	5,942,206円
SMAM・国内株式パッシブ・ファンド(適格機関投資家専用)	2,428,455,057円
バランスファンドVA(安定運用型)＜適格機関投資家限定＞	9,133,331円

SMAM・バランスファンドVA安定成長型<適格機関投資家限定>	50,064,321円
SMAM・バランスファンドVA25<適格機関投資家専用>	1,007,110,184円
SMAM・バランスファンドVA37.5<適格機関投資家専用>	1,180,654,038円
SMAM・バランスファンドVA50<適格機関投資家専用>	4,552,064,730円
SMAM・バランスファンドVL30<適格機関投資家限定>	29,416,152円
SMAM・バランスファンドVL50<適格機関投資家限定>	112,870,377円
SMAM・バランスファンドVA75<適格機関投資家専用>	590,581,984円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	36,747,614円
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	201,101,365円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	648,284,955円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	416,834,842円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	1,289,551,079円
SMAM・バランスVA株40T<適格機関投資家限定>	314,855円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	27,021,199円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	30,809,683円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	26,636,479円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	14,740,890円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	70,523,025円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	177,147,933円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	37,992,956円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	33,340,590円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	6,832,341円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2<適格機関投資家専用>	31,790,234円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	419,590,878円
SMAM・国内株式インデックスファンド・VA(適格機関投資家専用)	149,795,773円
SMAM・グローバルバランスファンド(標準型)VA<適格機関投資家限定>	159,779,160円
SMAM・グローバルバランスファンド(債券重視型)VA<適格機関投資家限定>	65,272,266円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	52,101,715円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	31,518,773円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	52,669,232円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	31,177,254円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	49,877,598円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	444,960,882円
SMDAM・日米3資産バランスオープン<適格機関投資家限定>	17,621,175円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド(リスク3%)<適格機関投資家限定>	36,092,668円
合 計	67,632,944,773円

国内債券パッシブ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2023年4月13日現在)

(2023年10月13日現在)

資産の部

流動資産

金銭信託	18,040,734	7,615,140
コール・ローン	404,157,328	639,430,117
国債証券	94,923,942,650	100,591,806,480
地方債証券	9,394,088,900	9,928,503,000
特殊債券	8,916,392,687	9,372,643,283
社債券	6,569,523,900	6,357,206,000
未収入金	28,219,500	690,000,000
未収利息	190,297,685	191,576,183
前払費用	6,082,219	6,476,504
流動資産合計	120,450,745,603	127,785,256,707
資産合計	120,450,745,603	127,785,256,707

負債の部

流動負債

未払金	-	27,064,200
未払解約金	70,410,000	123,000,000
その他未払費用	1,880	3,526
流動負債合計	70,411,880	150,067,726
負債合計	70,411,880	150,067,726

純資産の部

元本等

元本	97,440,897,328	105,642,633,733
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	22,939,436,395	21,992,555,248
元本等合計	120,380,333,723	127,635,188,981
純資産合計	120,380,333,723	127,635,188,981
負債純資産合計	120,450,745,603	127,785,256,707

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2023 年 4 月 14 日 至 2023 年 10 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断し</p>

	た場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
--	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年4月13日現在)	(2023年10月13日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	97,440,897,328 口	105,642,633,733 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.2354 円 (1 万口当たりの純資産額 12,354 円)	1 口当たり純資産額 1.2082 円 (1 万口当たりの純資産額 12,082 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年10月13日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2023年4月13日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	106,340,184,500 円
同期中における追加設定元本額	23,003,419,591 円
同期中における一部解約元本額	31,902,706,763 円
2023年4月13日現在の元本の内訳	
三井住友・DC年金バランス30（債券重点型）	8,066,562,266 円
三井住友・DC年金バランス50（標準型）	12,893,291,980 円
三井住友・DC年金バランス70（株式重点型）	3,067,494,543 円
SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	728,176,754 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）	41,660,405 円

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	199,069,008円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	551,312,023円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	955,391,122円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	504,847,368円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	643,501,192円
三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）	142,561,825円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	1,320,949,723円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	681,405,675円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	197,981,789円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	69,731,154円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	2,228,903,724円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	763,783,268円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	1,153,723,242円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	259,384,894円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	43,469,971円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	228,473,492円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	320,065,463円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	645,050,541円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	185,890,643円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	8,692,626円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	363,085円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	298,337円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	201,623円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	109,828円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	109,828円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	215,601円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	144,709円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	97,059円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	54,198円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	12,947円
SMAM・年金グローバル債券ファンド＜適格機関投資家限定＞	1,148,582,155円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	9,696,497,158円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	5,706,550,972円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	14,439,786,152円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	291,755,610円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	466,061,460円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	242,428,375円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	116,608,704円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	1,681,190,812円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	1,969,539,677円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	2,120,208,354円
SMAM・バランスファンドVA35＜適格機関投資家専用＞	7,472,345,986円
SMAM・バランスVA株40T＜適格機関投資家限定＞	961,967円
三井住友・国内債券インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	1,041,143,136円



SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	369,354,331円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	475,881,321円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	162,026,305円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	44,327,528円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	1,232,890,521円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	1,957,126,760円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	598,143,282円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	204,865,104円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	20,783,621円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2<適格機関投資家専用>	250,396,742円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	4,609,020,015円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	1,071,394,428円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	1,022,405,764円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	1,305,795,760円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	1,819,843,422円
合計	97,440,897,328円

(2023年10月13日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	97,440,897,328円
同期中における追加設定元本額	20,193,106,840円
同期中における一部解約元本額	11,991,370,435円
2023年10月13日現在の元本の内訳	
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	9,046,545,873円
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	14,519,391,722円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	3,703,403,875円
SMAM・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	804,542,860円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	42,303,196円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	190,289,826円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	596,793,204円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	1,164,822,196円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	643,527,949円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	782,677,277円
三井住友・DC年金バランスゼロ(債券型)	142,463,376円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	1,141,863,032円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	564,028,434円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	145,647,211円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	87,070,882円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	4,556,901,826円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	1,467,175,869円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	2,415,315,659円

三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	566,285,774円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	55,630,531円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	279,180,524円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	365,888,568円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	783,421,974円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	243,357,244円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	10,158,930円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	3,647,272円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	2,283,248円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	545,014円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	153,959円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	160,528円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	3,452,032円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	22,994,650円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	46,949,779円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	12,094,309円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	1,141,310円
SMAM・年金グローバル債券ファンド＜適格機関投資家限定＞	1,083,104,237円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	9,130,670,167円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	5,718,899,833円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	14,593,246,424円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	299,776,143円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	486,840,988円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	264,798,022円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	116,608,704円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	1,721,293,475円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	2,106,894,689円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	2,122,286,668円
SMAM・バランスファンドVA35＜適格機関投資家専用＞	7,510,664,499円
SMAM・バランスVA株40T＜適格機関投資家限定＞	1,001,996円
三井住友・国内債券インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	995,355,303円
SMAM・グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	369,730,067円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A＜適格機関投資家専用＞	457,855,411円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A＜適格機関投資家専用＞	171,339,049円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A＜適格機関投資家専用＞	47,446,788円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L＜適格機関投資家専用＞	1,164,327,263円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L＜適格機関投資家専用＞	1,977,869,635円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2＜適格機関投資家専用＞	586,083,214円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2＜適格機関投資家専用＞	208,632,864円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2＜適格機関投資家専用＞	21,745,950円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2＜適格機関投資家専用＞	253,537,044円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2＜適格機関投資家専用＞	4,606,971,580円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	1,254,078,403円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04＜適格機関投資家限定＞	788,530,373円

>		
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>		1,258,193,023 円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII		
<適格機関投資家限定>		1,721,803,647 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）<適格機関投資家限定		
>		190,938,361 円
合 計		105,642,633,733 円

外国株式インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(2023年4月13日現在)	(2023年10月13日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	5,775,149,329	4,502,524,732
金銭信託	118,672,156	37,490,562
コール・ローン	2,658,551,523	3,148,017,431
株式	452,167,668,517	568,302,531,439
投資証券	10,477,751,964	11,684,167,965
派生商品評価勘定	356,501,053	57,915,553
未収入金	31,924,259	-
未収配当金	579,126,829	503,688,390
差入委託証拠金	2,499,768,060	2,138,035,384
流動資産合計	474,665,113,690	590,374,371,456
資産合計	474,665,113,690	590,374,371,456
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	14,936,060	87,462,294
未払金	34,451,469	-
未払解約金	243,648,981	1,242,672,351
その他未払費用	3,236	6,112
流動負債合計	293,039,746	1,330,140,757
負債合計	293,039,746	1,330,140,757
純資産の部		
元本等		
元本	76,203,741,596	80,892,668,718
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	398,168,332,348	508,151,561,981
元本等合計	474,372,073,944	589,044,230,699
純資産合計	474,372,073,944	589,044,230,699
負債純資産合計	474,665,113,690	590,374,371,456

## (2) 注記表

## (重要な会計方針の注記)

項目	自 2023 年 4 月 14 日 至 2023 年 10 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(2023 年 4 月 13 日現在)	(2023 年 10 月 13 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	76,203,741,596 口	80,892,668,718 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 6.2250 円 (1 万口当たりの純資産額 62,250 円)	1 口当たり純資産額 7.2818 円 (1 万口当たりの純資産額 72,818 円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023 年 10 月 13 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（株式、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載してお</p>

	ります。 (3) コール・ローン、未入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2023年4月13日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	S&P 500 EMINI FUT JUN23	8,422,894,626	-	8,676,492,264	253,597,638
	SPI 200 FUTURES JUN23	429,254,300	-	443,294,640	14,040,340
	FTSE 100 IDX FUT JUN23	517,570,803	-	533,896,424	16,325,621
	EURO STOXX 50 JUN23	1,765,092,482	-	1,827,225,317	62,132,835
	小計	11,134,812,211	-	11,480,908,645	346,096,434
合 計		11,134,812,211	-	11,480,908,645	346,096,434

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	1,894,133,620	-	1,888,571,564	△5,562,056
	オーストラリア・ドル	26,798,601	-	26,846,942	48,341
	シンガポール・ドル	25,095,675	-	25,091,250	△4,425
	イギリス・ポンド	117,333,317	-	117,504,875	171,558
	スイス・フラン	91,414,226	-	91,802,689	388,463
	ユーロ	264,150,969	-	265,028,030	877,061
	小計	2,418,926,408	-	2,414,845,350	△4,081,058
	売建				
	アメリカ・ドル	215,817,534	-	215,821,422	△3,888
	カナダ・ドル	45,192,192	-	45,112,112	80,080
	スウェーデン・クロー	35,874,966	-	36,398,818	△523,852

	ナ ユーロ	43,382,825	-	43,385,548	△2,723
	小計	340,267,517	-	340,717,900	△450,383
	合 計	2,759,193,925	-	2,755,563,250	△4,531,441

(2023年10月13日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	S&P 500 EMINI FUT DEC23	7,103,200,583	-	7,060,730,828	△42,469,755
	SPI 200 FUTURES DEC23	287,316,092	-	287,005,688	△310,404
	FTSE 100 IDX FUT DEC23	391,722,115	-	392,941,437	1,219,322
	EURO STOXX 50 DEC23	1,279,592,101	-	1,279,248,538	△343,563
	小計	9,061,830,891	-	9,019,926,491	△41,904,400
	合 計	9,061,830,891	-	9,019,926,491	△41,904,400

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	1,532,544,400	-	1,544,635,808	12,091,408
	カナダ・ドル	34,996,768	-	35,046,912	50,144
	オーストラリア・ドル	36,062,349	-	35,718,186	△344,163
	イギリス・ポンド	84,566,116	-	84,537,225	△28,891
	スイス・フラン	51,588,127	-	51,870,256	282,129
	ユーロ	171,491,321	-	171,798,355	307,034
	小計	1,911,249,081	-	1,923,606,742	12,357,661

合 計	1,911,249,081	-	1,923,606,742	12,357,661
-----	---------------	---	---------------	------------

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2023年4月13日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	63,653,360,828 円
同期中における追加設定元本額	22,909,073,594 円
同期中における一部解約元本額	10,358,692,826 円
2023年4月13日現在の元本の内訳	
三井住友・DC外国株式インデックスファンドS	38,145,564,153 円
三井住友・DC年金バランス30 (債券重点型)	298,898,252 円
三井住友・DC年金バランス50 (標準型)	1,140,482,332 円
三井住友・DC年金バランス70 (株式重点型)	835,411,248 円
SMAM・グローバルバランスファンド (機動的資産配分型)	35,335,134 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020 (4資産タイプ)	1,016,278 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025 (4資産タイプ)	5,550,898 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030 (4資産タイプ)	17,828,630 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035 (4資産タイプ)	52,498,611 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040 (4資産タイプ)	60,451,799 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045 (4資産タイプ)	112,145,937 円
外国株式指数ファンド	987,579,804 円
三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド	19,632,434,294 円
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	98,647,755 円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	137,664,681 円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	85,754,219 円

イオン・バランス戦略ファンド	27,378,779円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	24,361,752円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	145,060,261円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	131,273,820円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	485,411,437円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	261,652,436円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	302,698,472円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	60,821,912円
三井住友DS・外国株式インデックス年金ファンド	1,973,496,097円
三井住友DS・年金バランス30(債券重点型)	12,262,423円
三井住友DS・年金バランス50(標準型)	55,814,025円
三井住友DS・年金バランス70(株式重点型)	50,069,070円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	3,075,948円
SMBC・DCインデックスファンド(MSCIコクサイ)	627,241,642円
日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジあり)	319,863,372円
日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジなし)	1,791,228,980円
三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド	71,441,453円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	22,505円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	27,108円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	33,586円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	39,724円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	39,724円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	10,556円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	15,546円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	18,945円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	21,986円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	25,027円
SMAM・外国株式パッシブ・ファンド(適格機関投資家専用)	415,792,476円
バランスファンドVA(安定運用型)〈適格機関投資家限定〉	3,187,817円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型〈適格機関投資家限定〉	18,661,339円
SMAM・バランスファンドVA25〈適格機関投資家専用〉	485,243,320円
SMAM・バランスファンドVA37.5〈適格機関投資家専用〉	677,661,461円
SMAM・バランスファンドVA50〈適格機関投資家専用〉	2,951,776,006円
SMAM・バランスファンドVL30〈適格機関投資家限定〉	9,822,476円
SMAM・バランスファンドVL50〈適格機関投資家限定〉	47,808,223円
SMAM・バランスファンドVA75〈適格機関投資家専用〉	402,126,462円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型〈適格機関投資家限定〉	35,766,460円
SMAM・インデックス・バランスVA25〈適格機関投資家専用〉	84,832,561円
SMAM・インデックス・バランスVA50〈適格機関投資家専用〉	411,687,872円
SMAM・バランスファンドVA40〈適格機関投資家専用〉	285,500,776円
SMAM・バランスファンドVA35〈適格機関投資家専用〉	651,589,743円
SMAM・バランスVA株40T〈適格機関投資家限定〉	195,290円
三井住友・外国株式インデックスファンド・VAS(適格機関投資家専用)	184,667,496円
SMAM・グローバルバランス40VA〈適格機関投資家限定〉	56,631,240円



SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	7,051,860円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	6,575,296円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	3,833,026円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	16,578,047円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	51,140,413円
SMAM・グローバルバランスファンド(標準型)VA<適格機関投資家限定>	103,245,103円
SMAM・グローバルバランスファンド(債券重視型)VA<適格機関投資家限定>	44,957,268円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	245,130,060円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	68,183,758円
SMAM・外国株式インデックスファンドSA<適格機関投資家限定>	678,535,453円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	21,466,696円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	14,979,993円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	19,482,776円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	208,960,218円
合 計	76,203,741,596円

(2023年10月13日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	76,203,741,596円
同期中における追加設定元本額	8,806,147,772円
同期中における一部解約元本額	4,117,220,650円
2023年10月13日現在の元本の内訳	
三井住友・DC外国株式インデックスファンドS	40,402,232,037円
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	286,886,057円
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	1,111,290,634円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	829,182,022円
SMAM・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	32,285,346円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	866,919円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	4,357,225円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	13,925,642円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	44,441,512円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	53,252,316円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	111,144,211円
外国株式指数ファンド	1,022,688,100円
三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド	21,563,892,219円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	78,314,948円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	113,813,214円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	69,639,206円
イオン・バランス戦略ファンド	32,789,222円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	25,493,749円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	145,796,674円

三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	131,643,781円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	508,267,721円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	302,371,241円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	407,468,365円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	62,443,467円
三井住友DS・外国株式インデックス年金ファンド	2,267,844,308円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	11,249,068円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	56,740,693円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	54,503,220円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	2,970,436円
SMBC・DCインデックスファンド（MSCIコクサイ）	979,991,170円
日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）	239,435,563円
日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）	2,192,556,349円
三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド	107,457,832円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	169,959円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	147,876円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	64,837円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	45,172円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	47,405円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	140,758円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	2,045,767円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	7,582,121円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	3,987,339円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	1,756,868円
SMAM・外国株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	346,289,809円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	2,563,876円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	14,085,258円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	379,906,266円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	594,621,192円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	2,595,793,226円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	8,325,935円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	41,243,434円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	382,756,601円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	31,123,233円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	74,041,043円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	370,804,055円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	238,548,831円
SMAM・バランスファンドVA35＜適格機関投資家専用＞	553,570,005円
SMAM・バランスVA株40T＜適格機関投資家限定＞	179,149円
三井住友・外国株式インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	173,586,043円
SMAM・グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	46,578,616円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A＜適格機関投資家専用＞	5,806,213円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A＜適格機関投資家専用＞	5,839,402円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A＜適格機関投資家専用＞	3,468,121円

SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	13,196,684円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	42,818,359円
SMAM・グローバルバランスファンド(標準型)VA<適格機関投資家限定>	88,244,496円
SMAM・グローバルバランスファンド(債券重視型)VA<適格機関投資家限定>	38,344,500円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	159,921,068円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	55,985,552円
SMAM・外国株式インデックスファンドSA<適格機関投資家限定>	1,190,235,646円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	26,347,184円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	
>	15,789,389円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	25,485,675円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	74,191,873円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド(リスク3%)<適格機関投資家限定>	
>	9,755,415円
合計	80,892,668,718円

## 外国債券パッシブ・マザーファンド

### (1) 貸借対照表

(単位：円)

	(2023年4月13日現在)	(2023年10月13日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	114,564,335	172,410,200
金銭信託	30,022,959	17,205,662
コール・ローン	672,588,966	1,444,729,583
国債証券	152,733,216,558	165,579,771,333
派生商品評価勘定	-	318,906
未収入金	-	712,415,343
未収利息	1,108,363,241	1,281,595,082
前払費用	88,603,740	120,005,696
流動資産合計	154,747,359,799	169,328,451,805
資産合計	154,747,359,799	169,328,451,805
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	2,762,469
未払金	-	114,603,471
未払解約金	378,339,764	1,791,114,417
その他未払費用	2,618	6,210
流動負債合計	378,342,382	1,908,486,567
負債合計	378,342,382	1,908,486,567
純資産の部		
元本等		
元本	77,797,645,540	79,615,635,734

剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	76,571,371,877	87,804,329,504
元本等合計	154,369,017,417	167,419,965,238
純資産合計	154,369,017,417	167,419,965,238
負債純資産合計	154,747,359,799	169,328,451,805

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2023 年 4 月 14 日 至 2023 年 10 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023 年 4 月 13 日現在)	(2023 年 10 月 13 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	77,797,645,540 口	79,615,635,734 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.9842 円 (1 万口当たりの純資産額 19,842 円)	1 口当たり純資産額 2.1029 円 (1 万口当たりの純資産額 21,029 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023 年 10 月 13 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券）

	<p>「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）  デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等  これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2023年4月13日現在)

該当事項はありません。

(2023年10月13日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカ・ドル	350,221,717	-	352,646,352	△2,424,635
	オーストラリア・ドル	26,189,708	-	25,968,920	220,788
	イギリス・ポンド	50,499,481	-	50,401,363	98,118
	オフショア・人民元	41,475,027	-	41,804,251	△329,224
	ユーロ	246,259,288	-	246,267,898	△8,610
	小計	714,645,221	-	717,088,784	△2,443,563
	合 計	714,645,221	-	717,088,784	△2,443,563

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当

該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2023年4月13日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	78,998,924,437円
同期中における追加設定元本額	11,564,686,333円
同期中における一部解約元本額	12,765,965,230円
2023年4月13日現在の元本の内訳	
三井住友・DC外国債券インデックスファンドS	26,287,705,385円
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	925,109,815円
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	2,309,569,115円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	1,286,981,811円
SMAM・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	164,754,130円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	6,338,663円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	30,114,267円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	104,058,978円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	273,427,860円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	198,862,879円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	315,911,452円
三井住友・DC年金バランスゼロ(債券型)	23,966,215円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	75,140,503円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	108,814,008円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	69,026,297円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	29,892,971円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	88,271,146円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	67,071,279円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	179,229,608円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	53,838,460円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	27,132,651円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	191,199,178円
三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド	778,625,678円
三井住友DS・年金バランス30(債券重点型)	37,417,494円
三井住友DS・年金バランス50(標準型)	116,572,869円
三井住友DS・年金バランス70(株式重点型)	77,324,190円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	3,752,407円
日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジなし)	940,190,221円
三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド	140,015,831円

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	27,622円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	32,834円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	40,651円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	47,947円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	47,947円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	46,616円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	54,445円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	59,419円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	62,438円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	64,457円
SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド<適格機関投資家限定>	4,382,791,179円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型<適格機関投資家限定>	28,611,877円
SMAM・バランスファンドVA25<適格機関投資家専用>	5,408,178,776円
SMAM・バランスファンドVA37.5<適格機関投資家専用>	3,924,633,021円
SMAM・バランスファンドVA50<適格機関投資家専用>	9,149,265,401円
SMAM・バランスファンドVL30<適格機関投資家限定>	29,825,111円
SMAM・バランスファンドVL50<適格機関投資家限定>	71,393,142円
SMAM・バランスファンドVA75<適格機関投資家専用>	619,025,027円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	110,475,622円
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	939,572,337円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	1,260,343,854円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	1,323,429,747円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	4,054,334,071円
SMAM・バランスVA株40T<適格機関投資家限定>	604,716円
SMAM・外国債券パッシブファンドVA<適格機関投資家限定>	6,974,187,776円
三井住友・外国債券インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	328,718,309円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	117,681,971円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	67,375,516円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	30,693,061円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	11,644,067円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	79,129,938円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	363,615,745円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	86,101,828円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	37,643,421円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	5,511,845円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	872,542,732円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA<適格機関投資家限定>	531,620,745円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA<適格機関投資家限定>	723,066,850円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	371,159,278円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	250,326,030円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	103,128,240円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	107,613,363円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	137,472,367円

SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII	
<適格機関投資家限定>	385,128,840円
合計	77,797,645,540円

(2023年10月13日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	77,797,645,540円
同期中における追加設定元本額	7,649,657,157円
同期中における一部解約元本額	5,831,666,963円
2023年10月13日現在の元本の内訳	
三井住友・DC外国債券インデックスファンドS	26,631,308,126円
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	965,383,860円
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	2,324,512,042円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	1,434,134,017円
SMAM・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	165,530,061円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	5,977,634円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	25,661,980円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	95,963,095円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	291,804,708円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	215,142,774円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	346,610,550円
三井住友・DC年金バランスゼロ(債券型)	21,880,029円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	32,793,126円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	68,539,484円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	47,067,226円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	34,526,455円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	347,122,558円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	222,720,370円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	626,178,836円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	193,501,261円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	97,465,698円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	214,068,665円
三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド	914,942,106円
三井住友DS・年金バランス30(債券重点型)	38,608,159円
三井住友DS・年金バランス50(標準型)	128,689,033円
三井住友DS・年金バランス70(株式重点型)	93,462,960円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	4,027,321円
日興FWS・先進国債インデックス(為替ヘッジなし)	2,622,937,930円
三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド	255,028,596円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	234,000円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	201,592円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	86,944円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	60,809円



三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	63,195円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1(保守型)	678,863円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2(安定型)	7,825,239円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3(安定成長型)	25,935,662円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4(成長型)	12,566,958円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5(積極成長型)	5,080,047円
SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド<適格機関投資家限定>	4,780,807,820円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型<適格機関投資家限定>	24,742,199円
SMAM・バランスファンドVA25<適格機関投資家専用>	4,606,523,629円
SMAM・バランスファンドVA37.5<適格機関投資家専用>	3,749,416,226円
SMAM・バランスファンドVA50<適格機関投資家専用>	8,846,269,365円
SMAM・バランスファンドVL30<適格機関投資家限定>	28,565,773円
SMAM・バランスファンドVL50<適格機関投資家限定>	70,919,769円
SMAM・バランスファンドVA75<適格機関投資家専用>	650,211,181円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	105,409,785円
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	891,341,019円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	1,260,343,854円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	1,228,760,430円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	3,774,742,508円
SMAM・バランスVA株40T<適格機関投資家限定>	604,716円
SMAM・外国債券パッシブファンドVA<適格機関投資家限定>	6,534,915,068円
三井住友・外国債券インデックスファンド・VAS(適格機関投資家専用)	316,285,438円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	106,571,859円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	61,223,425円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	29,749,375円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	11,741,981円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	69,435,156円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	345,813,274円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	75,950,618円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	37,643,421円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	5,511,845円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	817,838,016円
SMAM・グローバルバランスファンド(標準型)VA<適格機関投資家限定>	489,884,162円
SMAM・グローバルバランスファンド(債券重視型)VA<適格機関投資家限定>	664,034,415円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	267,012,255円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	224,503,156円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	119,206,614円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	>
	64,688,469円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	101,979,254円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	>
	653,794,739円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド(リスク3%)<適格機関投資家限定>	>
	80,872,951円

## マネーインカム・マザーファンド

## (1) 貸借対照表

(単位：円)

	(2023年4月13日現在)	(2023年10月13日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	20,984,008	9,549,887
コール・ローン	470,093,974	801,887,441
国債証券	274,025,890	293,883,280
特殊債券	1,248,494,187	1,303,462,800
未収利息	1,796,508	1,383,689
前払費用	165,363	327,482
流動資産合計	2,015,559,930	2,410,494,579
資産合計	2,015,559,930	2,410,494,579
負債の部		
流動負債		
未払金	-	200,468,000
未払解約金	11,230,000	16,933,965
その他未払費用	1,970	2,637
流動負債合計	11,231,970	217,404,602
負債合計	11,231,970	217,404,602
純資産の部		
元本等		
元本	1,989,263,317	2,176,869,362
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	15,064,643	16,220,615
元本等合計	2,004,327,960	2,193,089,977
純資産合計	2,004,327,960	2,193,089,977
負債純資産合計	2,015,559,930	2,410,494,579

## (2) 注記表

## (重要な会計方針の注記)

項 目	自 2023年4月14日 至 2023年10月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業</p>

	<p>者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
--	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年4月13日現在)	(2023年10月13日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,989,263,317 口	2,176,869,362 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.0076 円 (1 万口当たりの純資産額 10,076 円)	1 口当たり純資産額 1.0075 円 (1 万口当たりの純資産額 10,075 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年10月13日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（国債証券、特殊債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2023年4月13日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,935,317,393 円
同期中における追加設定元本額	938,745,932 円
同期中における一部解約元本額	884,800,008 円
2023年4月13日現在の元本の内訳	
SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	171,629,556 円

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）	94,363,204円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	212,524,739円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	137,225,742円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	49,707,035円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	36,162,259円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	57,429,415円
米国小型ハイクオリティファンド（毎月決算型）	99,128円
米国小型ハイクオリティファンド（資産成長型）	297,384円
SMAM・マネーインカムファンド<適格機関投資家限定>	797,231,328円
SMAM・FGマネーファンドVA<適格機関投資家限定>	432,593,527円
合 計	1,989,263,317円

(2023年10月13日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,989,263,317円
同期中における追加設定元本額	777,461,829円
同期中における一部解約元本額	589,855,784円
2023年10月13日現在の元本の内訳	
SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	201,359,726円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）	95,171,159円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	256,618,087円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	191,963,932円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	58,123,415円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	42,861,384円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	66,510,343円
米国小型ハイクオリティファンド（毎月決算型）	99,128円
米国小型ハイクオリティファンド（資産成長型）	297,384円
SMAM・マネーインカムファンド<適格機関投資家限定>	750,931,449円
SMAM・FGマネーファンドVA<適格機関投資家限定>	512,933,355円
合 計	2,176,869,362円

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）

2023年10月31日現在

I 資産総額	180,666,416円
II 負債総額	20,978円
III 純資産総額（I－II）	180,645,438円
IV 発行済口数	135,899,322口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.3293円

(1 万口当たり純資産額)	(13, 293 円)
---------------	-------------

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

##### イ 名義書換

該当事項はありません。

##### ロ 受益者名簿

作成しません。

##### ハ 受益者に対する特典

ありません。

##### ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

###### (イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

###### (ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

##### ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### イ 資本金の額および株式数

	2023年10月31日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

###### ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

###### ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

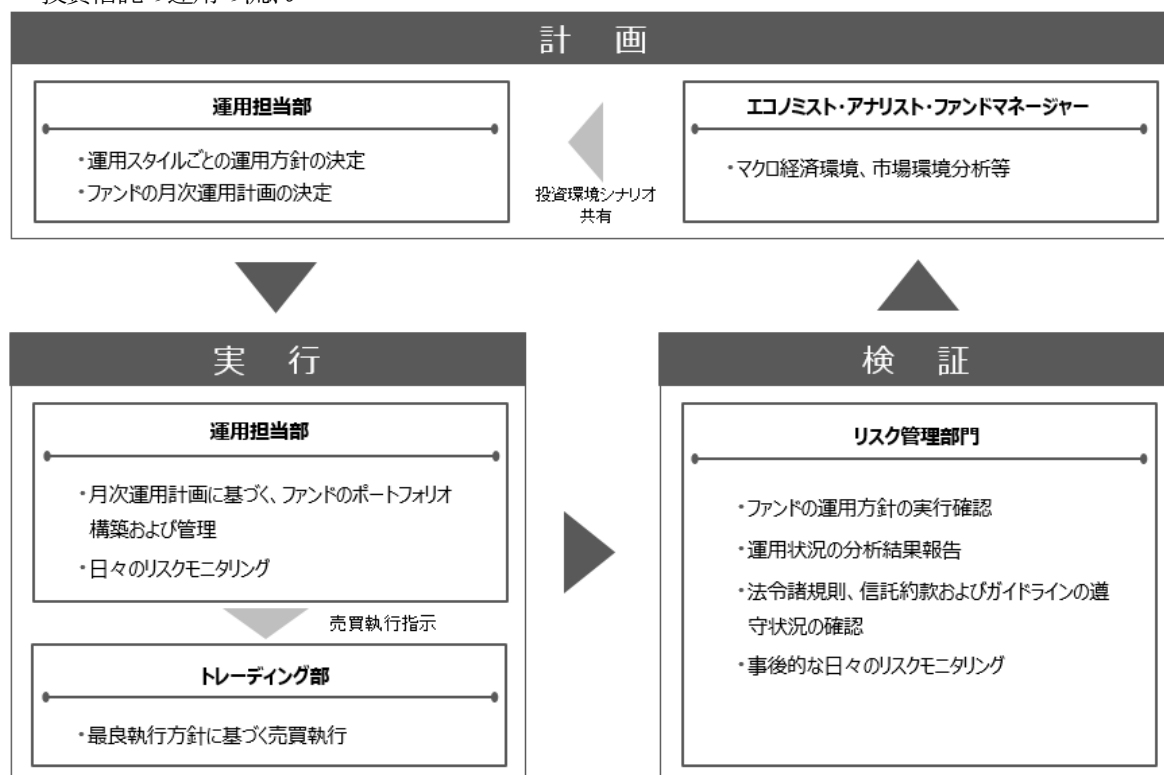
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

## ニ 投資信託の運用の流れ



## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2023年10月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	695	10,733,058
単位型株式投資信託	96	554,272
追加型公社債投資信託	1	24,785
単位型公社債投資信託	164	254,556
合計	956	11,566,673



### 3 【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

なお、当中間会計期間（2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで）は、改正府令附則第 3 条第 1 項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 当社は、第 38 期（2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第 39 期中間会計期間（2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2023年6月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

菅野 雅子

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

佐藤 栄裕

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2023年11月17日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

佐藤 栄裕

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

深井 康治

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示

に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	49,008,279	37,742,400
金銭の信託	-	12,645,575
顧客分別金信託	300,041	300,046
前払費用	475,266	546,900
未収入金	103,809	437,880
未収委託者報酬	12,125,117	11,563,662
未収運用受託報酬	2,437,063	2,138,030
未収投資助言報酬	388,639	344,586
未収収益	36,700	35,477
その他の流動資産	18,458	8,423
流動資産合計	64,893,375	65,762,982
固定資産		
有形固定資産 ※1		
建物	1,433,442	1,361,305
器具備品	653,985	559,057
土地	710	710
リース資産	7,357	4,114
建設仮勘定	5,500	81,240
有形固定資産合計	2,100,996	2,006,427
無形固定資産		
ソフトウェア	2,766,476	2,414,295
ソフトウェア仮勘定	100,616	508,956
のれん	3,349,950	3,045,409
顧客関連資産	13,558,615	11,445,340
電話加入権	12,716	12,706
商標権	42	36
無形固定資産合計	19,788,417	17,426,744
投資その他の資産		
投資有価証券	14,212,354	9,222,276
関係会社株式	11,246,398	11,850,598
長期差入保証金	1,414,646	1,388,987
長期前払費用	77,936	80,207
会員権	90,479	90,479
貸倒引当金	△20,750	△20,750
投資その他の資産合計	27,021,065	22,611,799
固定資産合計	48,910,479	42,044,971
資産合計	113,803,855	107,807,953

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
リース債務	3,567	2,564
顧客からの預り金	6,045	11,094
その他の預り金	196,515	128,069
未払金		
未払収益分配金	1,969	2,013
未払償還金	152	1,312
未払手数料	5,545,582	5,194,011
その他未払金	48,893	259,542
未払費用	7,379,404	6,370,986
未払消費税等	1,133,332	406,770
未払法人税等	2,455,291	333,009
賞与引当金	2,100,323	1,801,492
資産除去債務	7,192	13,940
その他の流動負債	40,396	73,657
流動負債合計	18,918,667	14,598,465
固定負債		
リース債務	4,525	1,960
繰延税金負債	1,279,409	550,493
退職給付引当金	5,084,506	5,027,832
その他の固定負債	4,620	-
固定負債合計	6,373,062	5,580,287
負債合計	25,291,730	20,178,752
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,834,794	3,391,568
利益剰余金合計	4,119,040	3,675,814
株主資本計	88,214,986	87,771,760
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	297,138	△ 142,558
評価・換算差額等合計	297,138	△ 142,558
純資産合計	88,512,124	87,629,201
負債・純資産合計	113,803,855	107,807,953

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	66,139,024	61,471,271
運用受託報酬	9,652,634	8,978,419
投資助言報酬	1,256,334	1,273,386
その他営業収益		
サービス支援手数料	199,046	208,222
その他	32,936	22,995
営業収益計	77,279,976	71,954,296
営業費用		
支払手数料	30,522,133	28,036,456
広告宣伝費	330,161	294,588
調査費		
調査費	3,196,921	3,749,357
委託調査費	12,192,048	11,455,987
営業雑経費		
通信費	67,600	61,068
印刷費	494,834	452,951
協会費	34,433	38,701
諸会費	30,488	33,447
情報機器関連費	4,767,504	5,067,617
販売促進費	31,930	29,621
その他	181,301	197,696
営業費用合計	51,849,358	49,417,495
一般管理費		
給料		
役員報酬	263,893	219,872
給料・手当	8,664,828	7,807,797
賞与	991,916	1,042,472
賞与引当金繰入額	2,100,323	1,798,492
交際費	12,301	27,713
寄付金	29,273	25,518
事務委託費	1,422,189	1,727,189
旅費交通費	16,863	99,733
租税公課	476,729	352,030
不動産賃借料	1,289,256	1,268,303
退職給付費用	632,559	624,551
固定資産減価償却費	3,133,951	3,247,869
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	256,994	200,758
一般管理費合計	19,595,622	18,746,845
営業利益	5,834,995	3,789,956



(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	7,666	1,755
受取利息	1,836	1,373
時効成立分配金・償還金	43,406	521
原稿・講演料	2,587	2,281
投資有価証券償還益	383,608	119,033
投資有価証券売却益	911,268	25,848
為替差益	4,673	5,816
雑収入	81,640	91,814
営業外収益合計	1,436,686	248,443
営業外費用		
金銭の信託運用損	-	454,339
投資有価証券償還損	146,219	83,598
投資有価証券売却損	81,384	152,691
雑損失	2,866	-
営業外費用合計	230,470	690,629
経常利益	7,041,212	3,347,770
特別損失		
固定資産除却損	※1 83,651	13,203
システム統合関連費用	※2 375,636	-
早期退職費用	※3 260,075	126,832
支払補償費	※4 -	30,075
その他特別損失	67,000	-
特別損失合計	786,362	170,111
税引前当期純利益	6,254,849	3,177,659
法人税、住民税及び事業税	3,101,482	1,622,064
法人税等調整額	△965,673	△ 541,433
法人税等合計	2,135,809	1,080,631
当期純利益	4,119,040	2,097,028

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	△10,281,242
当期変動額								
剰余金の配当								
欠損填補			△8,460,037	△8,460,037				8,460,037
当期純利益								4,119,040
任意積立金の取崩						△60,000	△1,476,959	1,536,959
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	△8,460,037	△8,460,037	—	△60,000	△1,476,959	14,116,037
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	—	—	3,834,794

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	△8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311
当期変動額					
剰余金の配当					
欠損填補	8,460,037	—			—
当期純利益	4,119,040	4,119,040			4,119,040
任意積立金の取崩	—	—			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△652,227	△652,227	△652,227
当期変動額合計	12,579,078	4,119,040	△652,227	△652,227	3,466,812
当期末残高	4,119,040	88,214,986	297,138	297,138	88,512,124

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,834,794
当期変動額						
剰余金の配当						△ 2,540,254
当期純利益						2,097,028
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 443,225
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	4,119,040	88,214,986	297,138	297,138	88,512,124
当期変動額					
剰余金の配当	△ 2,540,254	△ 2,540,254			△ 2,540,254
当期純利益	2,097,028	2,097,028			2,097,028
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△ 439,697	△ 439,697	△ 439,697
当期変動額合計	△ 443,225	△ 443,225	△ 439,697	△ 439,697	△ 882,923
当期末残高	3,675,814	87,771,760	△ 142,558	△ 142,558	87,629,201

## [注記事項]

### (重要な会計方針)

#### 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

###### ① 子会社株式

移動平均法による原価法

###### ② その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### (2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～50年
器具備品	4～15年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

###### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

##### (1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

##### (2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

##### (3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

#### (会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。なお、時価算定会計基準適用指針 27-3 項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」注記については記載していません。

#### (貸借対照表関係)

##### ※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)
建物	210,548 千円	301,463 千円
器具備品	1,309,352 千円	1,499,284 千円
リース資産	6,073 千円	7,493 千円

##### 2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 1 行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)
当座借越極度額の総額	10,000,000 千円	10,000,000 千円
借入実行残高	— 千円	— 千円
差引額	10,000,000 千円	10,000,000 千円

##### 3 保証債務

当社は、子会社である Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc. における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023 年 6 月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.	57,356 千円	12,514 千円

(損益計算書関係)

※1 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
建物	一千円	2,482 千円
器具備品	0 千円	4,273 千円
リース資産	一千円	532 千円
ソフトウェア	83,651 千円	5,915 千円

※2 システム統合関連費用

社内システム統合に伴うものであり、主にデータの移行費用などであります。

※3 早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

※4 支払補償費

受益者や販売会社に生じた損失の補償に伴い発生する費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060 株	—	—	33,870,060 株

2. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022年 3月31日	2022年 6月29日

当事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060 株	—	—	33,870,060 株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022年 3月31日	2022年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
1年以内	1,166,952	1,161,545
1年超	2,323,090	1,161,545
合計	3,490,042	2,323,090

(金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達を行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

##### ②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（注1）参照。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	—	—	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	14,172,545	14,172,545	—
資産計	14,172,545	14,172,545	—

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	12,645,575	12,645,575	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	9,182,466	9,182,466	—
資産計	21,828,042	21,828,042	—

（注1）市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 （2022年3月31日）	当事業年度 （2023年3月31日）
その他有価証券 非上場株式	39,809	39,809
合計	39,809	39,809
子会社株式 非上場株式	11,246,398	11,850,598
合計	11,246,398	11,850,598



### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	12,645,575	—	12,645,575
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	9,182,466	—	9,182,466
資産計	—	21,828,042	—	21,828,042

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### (1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 投資有価証券① その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式

前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 関係会社株式 11,246,398 千円) は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 関係会社株式 11,850,598 千円) は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	9,299,062	8,672,725	626,337
小計	9,299,062	8,672,725	626,337
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	4,873,482	5,039,817	△166,335
小計	4,873,482	5,039,817	△166,335
合計	14,172,544	13,712,543	460,001

(注) 非上場株式等 (貸借対照表計上額 39,809 千円) については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,144,004	3,054,367	89,637
小計	3,144,004	3,054,367	89,637
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,038,462	6,295,278	△256,815
小計	6,038,462	6,295,278	△256,815
合計	9,182,466	9,349,645	△167,178

(注) 非上場株式等 (貸借対照表計上額 39,809 千円) については、市場価格がないことから、記載しておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
4,082,976	911,268	81,384

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
7,183,410	383,608	146,219

当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,675,637	25,848	152,691

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
6,449,143	119,033	83,598

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	5,258,448	5,084,506
勤務費用	454,611	429,188
利息費用	1,013	6,502
数理計算上の差異の発生額	△34,553	△12,781
退職給付の支払額	△595,013	△479,583
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	5,084,506	5,027,832

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)
非積立型制度の退職給付債務	5,084,506	5,027,832
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
退職給付引当金	5,084,506	5,027,832

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
勤務費用	454,611	429,188
利息費用	1,013	6,502
数理計算上の差異の費用処理額	△34,553	△12,781
その他	211,487	201,641
確定給付制度に係る退職給付費用	632,559	624,551

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
割引率	0.130%	0.230%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 237,296 千円、当事業年度 241,556 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
(単位：千円)		
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,556,876	1,539,522
賞与引当金	643,119	551,617
調査費	279,809	473,972
未払金	284,070	211,439
未払事業税	139,522	39,995
ソフトウェア償却	107,998	105,506
子会社株式評価損	114,876	114,876
その他有価証券評価差額金	93,946	120,350
その他	28,056	21,158
繰延税金資産小計	3,248,274	3,178,439
評価性引当額	△189,102	△193,662
繰延税金資産合計	3,059,171	2,984,776
繰延税金負債		
無形固定資産	4,151,648	3,504,563
資産除去債務	825	3,201
その他有価証券評価差額金	186,107	27,506
繰延税金負債合計	4,338,581	3,535,270
繰延税金資産（負債）の純額	△1,279,409	△550,493

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	3.0
のれん償却費	1.4	2.9
所得税額控除による税額控除	—	△1.3
その他	0.3	△1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.1	34.0

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自2021年4月1日至2022年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

## 2. 関連情報

### (1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	66,139,024	9,652,634	1,256,334	231,982	77,279,976

### (2) 地域ごとの情報

#### ① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

### 1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

## 2. 関連情報

### (1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	61,471,271	8,978,419	1,273,386	231,218	71,954,296

### (2) 地域ごとの情報

#### ① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	—	投資の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	4,727,024	未払手数料	1,098,966
親会社の子会社	SMBG 日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	—	投資の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	8,397,864	未払手数料	1,661,614

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ (東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	—	投資の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	5,279,199	未払手数料	1,265,651
親会社の子会社	SMBG 日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	—	投資の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	7,030,381	未払手数料	1,288,749

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ (東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	2,613.28円	2,587.21円
1株当たり当期純利益	121.61円	61.91円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	4,119,040	2,097,028
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	4,119,040	2,097,028
期中平均株式数 (株)	33,870,060	33,870,060

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第 39 期中間会計期間 (2023 年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		71,777,366
金銭の信託		12,836,073
顧客分別金信託		300,049
前払費用		544,624
未収委託者報酬		13,133,566
未収運用受託報酬		2,879,922
未収投資助言報酬		463,644
未収収益		67,881
その他		193,812
流動資産合計		102,196,941
固定資産		
有形固定資産	※1	1,897,269
無形固定資産		
のれん		2,893,139
顧客関連資産		10,388,702
その他		2,893,330
無形固定資産合計		16,175,172
投資その他の資産		
投資有価証券		9,623,355
関係会社株式		1,927,221
繰延税金資産		128,142
その他		1,543,634
貸倒引当金		△ 20,750
投資その他の資産合計		13,201,604
固定資産合計		31,274,046
資産合計		133,470,988
負債の部		
流動負債		
リース債務		2,070
顧客からの預り金		11,882
その他の預り金		161,963
未払金		6,019,407
未払費用		6,744,050
未払法人税等		3,908,872
前受収益		21,118
賞与引当金		2,110,575
資産除去債務		13,940
その他	※2	623,468
流動負債合計		19,617,350
固定負債		



リース債務	1, 172
退職給付引当金	5, 235, 679
固定負債合計	<u>5, 236, 852</u>
負債合計	<u>24, 854, 202</u>
純資産の部	
株主資本	
資本金	2, 000, 000
資本剰余金	
資本準備金	8, 628, 984
その他資本剰余金	73, 466, 962
資本剰余金合計	<u>82, 095, 946</u>
利益剰余金	
利益準備金	284, 245
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	24, 226, 602
利益剰余金合計	<u>24, 510, 847</u>
株主資本合計	<u>108, 606, 793</u>
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	9, 992
評価・換算差額等合計	<u>9, 992</u>
純資産合計	<u>108, 616, 786</u>
負債純資産合計	<u>133, 470, 988</u>

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第 39 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	
営業収益			
委託者報酬			33,390,366
運用受託報酬			4,611,539
投資助言報酬			646,058
その他の営業収益			137,072
営業収益計			<u>38,785,036</u>
営業費用			26,393,207
一般管理費	※1		10,162,729
営業利益			<u>2,229,099</u>
営業外収益	※2		11,280,120
営業外費用	※3		51,894
経常利益			<u>13,457,325</u>
特別利益	※4		14,096,622
特別損失	※5		358
税引前中間純利益			<u>27,553,589</u>
法人税、住民税及び事業税			5,843,255
法人税等調整額			△ 716,591
法人税等合計			<u>5,126,663</u>
中間純利益			<u>22,426,926</u>

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第 39 期中間会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当中間期変動額						
剰余金の配当						△1,591,892
中間純利益						22,426,926
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）						
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	20,835,033
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,226,602

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,675,814	87,771,760	△142,558	△142,558	87,629,201
当中間期変動額					
剰余金の配当	△1,591,892	△1,591,892			△1,591,892
中間純利益	22,426,926	22,426,926			22,426,926
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）			152,551	152,551	152,551
当中間期変動額合計	20,835,033	20,835,033	152,551	152,551	20,987,584
当中間期末残高	24,510,847	108,606,793	9,992	9,992	108,616,786

## 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

###### ① 子会社株式

移動平均法による原価法

###### ② その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### (2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託

時価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～50年
器具備品	4～15年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

###### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

##### (1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

##### (2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

##### (3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

## (中間貸借対照表関係)

第39期中間会計期間 (2023年9月30日)	
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,963,152千円
※2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。	
※3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
当座借越極度額の総額	10,000,000千円
借入実行残高	—
差引額	10,000,000千円

## (中間損益計算書関係)

第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
※1. 一般管理費のうち主要なもの のれん償却費 減価償却実施額 有形固定資産 無形固定資産	152,270千円 155,138千円 1,475,775千円
※2. 営業外収益のうち主要なもの 受取配当金 投資有価証券売却益 金銭の信託運用益	11,020,394千円 2,513千円 190,497千円
※3. 営業外費用のうち主要なもの 為替差損 投資有価証券償還損 投資有価証券売却損	1,978千円 883千円 48,575千円
※4. 特別利益のうち主要なもの 子会社株式売却益	14,096,622千円
※5. 特別損失のうち主要なもの 固定資産除却損	358千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

第39期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

## 1. 発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	33,870,060株	—	—	33,870,060株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

(リース取引関係)

第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
1. オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料 (解約不能のもの)	
1年以内	1,161,545 千円
1年超	580,772 千円
合計	1,742,317 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

第39期中間会計期間 (2023年9月30日)

2023年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません(注1)参照)。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	12,836,073	12,836,073	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	9,582,998	9,582,998	—
資産計	22,419,071	22,419,071	—

(注1) 市場価格のない金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式	40,356
合計	40,356
子会社株式 非上場株式	1,927,221
合計	1,927,221

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、1. 金融商品の時価等に関する事項及び2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1) 金銭の信託	—	12,836,073	—	12,836,073
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	9,582,998	—	9,582,998
資産計	—	22,419,071	—	22,419,071

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券①その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

第39期中間会計期間（2023年9月30日）

1. 子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	3,341,749	3,156,408	185,340
小計	3,341,749	3,156,408	185,340
(2) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	6,241,249	6,403,283	△162,034
小計	6,241,249	6,403,283	△162,034
合計	9,582,998	9,559,692	23,306

(注) 非上場株式等（中間貸借対照表計上額 40,356千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(収益認識関係)

第39期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。



(セグメント情報等)

第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	33,390,366	4,611,539	646,058	137,072	38,785,036

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
1株当たり純資産額	3,206円86銭
1株当たり中間純利益	662円14銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
  - (イ) 定款の変更  
該当ありません。
  - (ロ) その他の重要事項  
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実  
該当ありません。

追加型証券投資信託  
三井住友・DCターゲットイヤーファンド  
2020（4資産タイプ）  
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

## 〔運用の基本方針〕

約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のとおりとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、西暦2020年（以下「ターゲットイヤー」といいます。）に向けて信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。ターゲットイヤー到達後は、安定した収益の獲得を目指します。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）、国内債券パッシブ・マザーファンド、外国株式インデックス・マザーファンド、外国債券パッシブ・マザーファンドおよびマネーインカム・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 国内株式、国内債券、外国株式、外国債券および短期金融資産を主要投資対象とする5つのマザーファンドに分散投資を行います。
- ② 長期的な視点に基づき時間的経過に従い資産配分を変更し、値上がり益の獲得と配当等収益の獲得により、信託財産の着実な成長を目指した運用を目指します。
- ③ 基本資産配分は、西暦2020年をターゲットイヤーとし、ターゲットイヤーまでの残存期間が長いほど値上がり益の獲得を重視し、ターゲットイヤーに近づくに従い配当等収益を重視した比率とし、原則として年1回決算時に変更します。  
なお、ターゲットイヤー到達後は、主として国内債券パッシブ・マザーファンドおよびマネーインカム・マザーファンドに投資することにより安定した収益の獲得を目指します。
- ④ 組入資産の時価変動により生ずる実際の資産構成比率と基本資産配分との乖離は、資産毎に必要なに応じて調整を行うものとします。
- ⑤ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引およびオプション取引、金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑨ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

- ⑦ 有価証券先物取引等は、約款第23条の範囲内で行います。
- ⑧ スワップ取引は、約款第24条の範囲内で行います。
- ⑨ 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第25条の範囲内で行います。

### 3. 収益分配方針

毎決算時（原則として毎年4月13日、ただし休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と有価証券売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、委託者の判断により収益分配を行わない場合があります。
- ③ 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

**追加型証券投資信託**  
**『三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）』**  
**〔信託約款〕**

**【信託の種類、委託者および受託者】**

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**【信託事務の委託】**

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第1項および第2項、第32条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

**【信託の目的および金額】**

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

**【信託金の限度額】**

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**【信託期間】**

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項または第54条第2項による信託終了の日までとします。

**【受益権の取得申込みの勧誘の種類】**

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

**【当初の受益者】**

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**【受益権の分割および再分割】**

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】**

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第31条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

**【信託日時の異なる受益権の内容】**

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

### 【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

### 【受益権の設定に係る受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

### 【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第46条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑥ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

### 【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口

数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### 【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利
  - ハ. 約束手形
  - ニ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
  - イ. 為替手形

#### 【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式インデックス・マザーファンド（B号）、国内債券パッシブ・マザーファンド、外国株式インデックス・マザーファンド、外国債券パッシブ・マザーファンドおよびマネーインカム・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）



14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
    1. 預金
    2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
    3. コール・ローン
    4. 手形割引市場において売買される手形
    5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
    6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
  - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
  - ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の70を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ⑥ 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドに属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ⑦ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### 【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第17条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 【利害関係人等との取引等】

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16

条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第31条および第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第31条および第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### 【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

#### 【投資する株式等の範囲】

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### 【同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限】

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### 【信用取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けに係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### 【先物取引等の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハ

に掲げるものをいいます。) ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ)。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### 【スワップ取引の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 【金利先渡取引および為替先渡取引の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑥ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいい

ます。

- ⑦ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

#### 【有価証券の貸付の指図】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 【有価証券の空売りの指図】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### 【有価証券の借入れの指図】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### 【外貨建資産への投資制限】

第29条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する当該外貨建資産の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の70を超えることとなる投資の指図はしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて

得た額をいいます。

#### 【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 【外国為替予約取引の指図】

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### 【信託業務の委託等】

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
  1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### 【混蔵寄託】

第33条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

#### 【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理

することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### 【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

#### 【再投資の指図】

第36条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### 【資金の借入れ】

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### 【損益の帰属】

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### 【受託者による資金の立替え】

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

#### 【信託の計算期間】

第40条 この信託の計算期間は、毎年4月14日から翌年4月13日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は、平成20年3月31日から平成21年4月13日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

#### 【信託財産に関する報告等】

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこと

のできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### 【信託事務等の諸費用】

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用等（消費税等相当額を含みます。）、受託者の立替えた立替金の利息ならびに借入金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 委託者は、前項に定める信託財産の財務諸表の監査費用等の支払いを信託財産のために行い、その支弁を信託財産から受けます。また、委託者は、金額をあらかじめ合理的に見積ったうえ、実際の費用額にかかわらず一定率または一定金額にて信託財産中から支弁します。
- ③ 委託者は、前項において一定の率または一定の金額を定める場合、信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。
- ④ 信託財産の財務諸表の監査費用等については、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

#### 【信託報酬等の額】

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。

1. 第1期から第12期 10,000分の42
2. 第13期以降 10,000分の21
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

#### 【収益の処理方法】

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### 【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第46条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第46条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### 【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読替えるものとします。）

に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第48条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

#### 【収益分配金および償還金の時効】

第47条 受益者が収益分配金については第46条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第46条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### 【信託契約の一部解約】

- 第48条 受益者は、自己に帰属する受益権につき委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
  - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
  - ④ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
  - ⑤ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
  - ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

#### 【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第49条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款



によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

#### 【信託契約の解約】

- 第50条 委託者は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が1億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
  - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
  - ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
  - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

#### 【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定に従います。

#### 【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第52条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### 【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 【信託約款の変更等】

- 第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更

することができないものとしします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第56条 この信託は、受益者が第48条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### 【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第57条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### 【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第57条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとしします。

#### 【公告】

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

#### 【信託約款に関する疑義の取扱い】

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成20年3月31日（信託契約締結日）

委託者 東京都港区愛宕二丁目5番1号  
三井住友アセットマネジメント株式会社  
代表取締役 前田 良治

受託者 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
住友信託銀行株式会社  
取締役社長 常陰 均

親投資信託  
国内株式インデックス・マザーファンド（B号）  
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

## 〔運用の基本方針〕

約款第12条に基づき委託者の定める方針は、次の通りとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、主としてわが国の株式に投資し、T O P I X（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

わが国の取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

#### (2) 運用方針

- ① 主としてT O P I X（東証株価指数）に採用されている銘柄の株式に投資を行い、T O P I X（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ③ 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

#### (3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資は行いません。
- ② 株式への投資割合には制限を設けません。
- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ④ 有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲内で行います。
- ⑤ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

**親投資信託**  
**『国内株式インデックス・マザーファンド（B号）』**  
**〔約款〕**

**【信託の種類、委託者および受託者】**

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

**【信託事務の委託】**

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

**【信託の目的および金額】**

第2条 委託者は、金300億円を上限として、もしくは自らが委託者として設定する他の証券投資信託（信託の元本および収益の管理および運用に関する事項（投資対象とする資産の種類を含みます。）がこの信託と同一性を有するものに限り、以下同じ。）の信託財産に属する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限り、以下「信託適格有価証券」といいます。）を金300億円相当を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

- ② 前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の有価証券および金融商品取引法第2条第1項第20号に掲げる有価証券（次の各号の有価証券に該当するものを除きます。）であって次の各号の有価証券に係る権利を表示するものをいいます。

1. 取引所に上場されている有価証券

2. 店頭売買有価証券（金融商品取引法第2条第8項第10号ハに規定する店頭売買有価証券をいいます。以下同じ。）

3. 第1号および第2号に掲げる有価証券以外の有価証券で次に掲げるもの。

イ. 金融商品取引法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる有価証券（同項第17号に掲げる有価証券であって、これらの有価証券の性質を有するものを含みます。ロ. において同じ。）

ロ. 金融商品取引法第2条第1項第9号に掲げる有価証券のうち、その価格が認可金融商品取引業協会（同条第13項に規定する認可金融商品取引業協会をいいます。以下同じ。）又は外国において設立されているこれと類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの。

ハ. 金融商品取引法第2条第1項第10号、第11号および第19号に掲げる有価証券

- ③ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

**【信託金の限度額】**

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円もしくは5,000億円相当の信託適格有価証券を限度として信託金もしくは信託適格有価証券を追加することができます。

- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

**【信託適格有価証券での信託の方法】**

第4条 他の証券投資信託が、この信託の受益権を信託適格有価証券により取得する場合は、当該信託適格有価証券について前日の公表されている最終価格に基づき算出された価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格をもって、それに相当する口数のこの信託にかかる受益証券の取得をするものとします。

**【信託期間】**

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第1項および第2項、第38条第1項、第39条第1項および第41条第2項の規定による信託終了の日までとします。

**【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】**

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

**【受益者】**

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友D S アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**【受益権の分割および再分割】**

第8条 委託者は、第2条の信託により生じた受益権については300億口を上限とした口数に、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第10条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**【信託日時の異なる受益権の内容】**

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

**【追加信託金の計算方法】**

第10条 追加信託金もしくは、追加信託に係る信託適格有価証券の価額の総額は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会の定めるところにしたがい時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を受益権総口数で除した金額に、当該金額に0.08%の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

**【受益証券の発行、種類および受託者による認証】**

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。

③ 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

④ 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

⑤ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

**【運用の基本方針】**

第12条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

**【投資の対象とする資産の種類】**

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第16条に定めるものに限りません。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

**【運用の指図範囲等】**

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限りません。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

5. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といい、第2号および第3号の証券を以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図をすることができます。

#### 【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第14条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 【投資する株式の範囲】

第15条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図できるものとし、

#### 【先物取引等の運用指図、目的、範囲】

第16条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとし、

#### 【有価証券の貸付の指図および範囲】

第17条 委託者は、信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとし、
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとし、
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとし、
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとし、

#### 【保管業務の委任】

第18条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### 【有価証券の保管】

第19条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### 【混蔵寄託】

第20条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとし、

#### 【一括登録】

第21条 （削 除）



### 【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

### 【有価証券の売却等の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

### 【再投資の指図】

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

### 【損益の帰属】

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

### 【資金の借入れ】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

### 【受託者による資金の立替え】

第27条 信託財産に属する有価証券等について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券等に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

### 【信託の計算期間】

第28条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成15年2月17日から平成15年11月30日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

### 【信託財産に関する報告】

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

### 【信託事務の諸費用】

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

### 【信託報酬】

第31条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

#### 【利益の留保】

第32条 信託財産から生ずる利益は、信託終了日まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

#### 【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第33条 追加信託金（追加信託に係る信託適格有価証券の価額を含みます。）または信託の一部解約金は当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

#### 【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額に償還口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### 【償還金の支払い】

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに受益者に当該償還金を支払います。

#### 【一部解約】

第36条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額から、当該金額に0.08%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

#### 【信託契約の解約】

第37条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とする全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### 【信託契約に関する監督官庁の命令】

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

#### 【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### 【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

**【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】**

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

**【信託約款の変更】**

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

**【反対者の買取請求権】**

第43条 第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第37条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

**【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】**

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

**【運用報告書】**

第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

**【公告】**

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

**【信託約款に関する疑義の取扱い】**

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日平成15年2月17日

委託者 東京都港区愛宕二丁目5番1号  
三井住友アセットマネジメント株式会社  
代表取締役 井上 恵介

受託者 大阪府中央区北浜四丁目5番33号  
住友信託銀行株式会社  
取締役社長 高橋 温

親投資信託  
国内債券パッシブ・マザーファンド  
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

## 〔運用の基本方針〕

約款第15条に基づき委託者が定める運用の基本方針は以下の通りとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI（総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

わが国の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① NOMURA-BPI（総合）をベンチマークとし、ベンチマークと連動する投資成果を目指します。
- ② 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ③ 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲内で行います。
- ⑦ スワップ取引は、約款第20条の範囲内で行います。
- ⑧ 金利先渡し取引は、約款第21条の範囲内で行います。
- ⑨ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

**親投資信託『国内債券パッシブ・マザーファンド』**  
〔信託約款〕

**【信託の種類、委託者および受託者】**

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託（親投資信託）であり、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

**【信託事務の委託】**

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

**【信託の目的および金額】**

第3条 委託者は、金30億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

**【信託金の限度額】**

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。  
③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

**【信託期間】**

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項、第2項、第44条第1項、第45条第1項または第47条第2項による信託終了の日までとします。

**【受益証券の取得申込の勧誘の種類】**

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家のみを対象として、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

**【受益者】**

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友D Sアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**【受益権の分割および再分割】**

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については30億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**【追加信託金の計算方法】**

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該基準価額に0.03%の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

**【信託日時の異なる受益権の内容】**

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

**【受益証券の発行】**

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。  
③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

**【受益証券の発行についての受託者の認証】**

第12条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行

います。

### 【投資の対象とする資産の種類】

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限りません。）
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
  - イ. 為替手形

### 【運用の指図範囲等】

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
  17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
  20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを

以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第14条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 【運用の基本方針】

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

#### 【投資する株式等の範囲】

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとし、
- ③ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

#### 【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第17条 [削 除]

#### 【信用取引の指図】

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとし、

#### 【先物取引等の指図】

第19条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第



3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。) および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。) ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

- ② 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### 【スワップ取引の指図】

第20条 委託者は、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこのかぎりではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 【金利先渡取引の指図】

第21条 委託者は、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑥ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

#### 【有価証券の貸付の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に

相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 【有価証券の空売りの指図】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第24条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### 【有価証券の借入れの指図】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

#### 【外貨建資産への投資制限】

第25条 委託者は、外貨建資産への投資の指図をしません。

#### 【保管業務の委任】

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

- ② この保管にかかる費用は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### 【有価証券の保管】

第27条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### 【混蔵寄託】

第28条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

#### 【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

### 【有価証券の売却等の指図】

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

### 【再投資の指図】

第31条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

### 【損益の帰属】

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

### 【受託者による資金の立替え】

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

### 【信託の計算期間】

第34条 この信託の計算期間は、毎年5月26日から翌年5月25日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成17年6月10日から平成18年5月25日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

### 【信託財産に関する報告】

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

### 【信託事務等の諸費用】

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

### 【信託報酬】

第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

### 【利益の留保】

第38条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

### 【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第39条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

### 【償還金の支払いの時期】

第40条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

### 【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第41条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

### 【一部解約】

第42条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、この信託契約の一部を解約します。

- ② 一部解約の価額は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額から当該基準価額に0.03%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した価額とします。

### 【信託契約の解約】

- 第43条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とするすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
  - ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
  - ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
  - ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合および信託財産の状況に照らし、真に止むを得ない事情が生じている場合であって、1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### 【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、その手続について第48条の規定に従います。

#### 【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### 【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定に従い新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

#### 【信託約款の変更】

- 第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べ

るべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

**【反対者の買取請求権】**

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に異議を述べた受益者は、受託者に自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求をすることができます。

**【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】**

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

**【運用報告書の交付】**

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

**【公告】**

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

**【信託約款に関する疑義の取扱い】**

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成17年6月10日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区愛宕二丁目5番1号 三井住友アセットマネジメント株式会社 代表取締役 井上 恵介
受託者	大阪府中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 取締役社長 高橋 温

親投資信託  
外国株式インデックス・マザーファンド  
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

## 〔運用の基本方針〕

約款第12条に基づき委託者が定める運用の基本方針は以下の通りとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、主として日本を除く世界各国の株式に投資し、MSCI コクサイインデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

### 2. 運用方針

#### （1）投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

#### （2）投資態度

- ① 主として世界各国の株式に投資し、MSCI コクサイインデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないものとします。
- ③ 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### （3）投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ④ 有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引は、約款第17条の範囲で行います。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。
- ⑦ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑧ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

**親投資信託『外国株式インデックス・マザーファンド』**  
〔約款〕

**【信託の種類、委託者および受託者】**

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

**【信託事務の委託】**

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

**【信託の目的および金額】**

第2条 委託者は、金5,213,511,682円相当額の金銭および自らが委託者として設定する他の証券投資信託（信託の元本および収益の管理および運用に関する事項（投資対象とする資産の種類を含みます。）がこの信託と同一性を有するものに限り、以下同じ。）の信託財産に属する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限り、以下「信託適格有価証券」といいます。）を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

- ② 前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の有価証券および金融商品取引法第2条第1項第20号に掲げる有価証券（次の各号の有価証券に該当するものを除きます。）であって次の各号の有価証券に係る権利を表示するものをいいます。

1. 取引所に上場されている有価証券
2. 店頭売買有価証券（金融商品取引法第2条第8項第10号ハに規定する店頭売買有価証券をいいます。以下同じ。）
3. 第1号および第2号に掲げる有価証券以外の有価証券で次に掲げるもの。
  - イ. 金融商品取引法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる有価証券（同項第17号に掲げる有価証券であって、これらの有価証券の性質を有するものを含みます。ロ. において同じ。）
  - ロ. 金融商品取引法第2条第1項第9号に掲げる有価証券のうち、その価格が認可金融商品取引業協会（同条第13項に規定する認可金融商品取引業協会をいいます。以下同じ。）又は外国において設立されているこれと類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの。
  - ハ. 金融商品取引法第2条第1項第10号、第11号および第19号に掲げる有価証券

- ③ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

**【信託金の限度額】**

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円もしくは1兆円相当の信託適格有価証券を限度として信託金もしくは信託適格有価証券を追加することができます。

- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

**【信託適格有価証券での信託の方法】**

第4条 他の証券投資信託が、この信託の受益権を信託適格有価証券により取得する場合は、当該信託適格有価証券について前日の公表されている最終価格に基づき算出された価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格をもって、それに相当する口数のこの信託にかかる受益証券の取得をするものとします。

**【信託期間】**

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項および第2項、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項の規定による信託終了の日までとします。

**【受益証券の取得申込の勧誘の種類】**

第6条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9



項で定める適格機関投資家私募により行われます。

#### 【受益者】

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友D S アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

#### 【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第2条の信託により生じた受益権については5,213,511,682口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第10条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

#### 【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### 【追加信託の計算方法】

第10条 追加信託金もしくは、追加信託に係る信託適格有価証券の価額の総額は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会の定めるところにしたがい時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を受益権総口数で除した金額に、当該金額に0.15%の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 第21条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### 【受益証券の発行、種類および受託者による認証】

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。

③ 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

④ 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

⑤ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

#### 【運用の基本方針】

第12条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### 【投資の対象とする資産の種類】

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限りません。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

#### 【運用の指図範囲等】

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株

- 引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
5. コマーシャル・ペーパー
  6. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
  7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  8. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  9. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
  10. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  11. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
  12. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  14. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
  15. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第7号ならびに第12号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といいます。第2号から第4号までの証券および第7号ならびに第12号の証券または証書のうち第2号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### 【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第14条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 【投資する株式等の範囲】

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### 【先物取引等の運用指図、目的、範囲】

第16条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション

ン取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### 【スワップ取引の運用指図、目的、範囲】

第17条 委託者は、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、目的、範囲】

第18条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑤ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑥ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

#### 【有価証券の貸付の指図】

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第20条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 【外国為替予約の指図および範囲】

第21条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 【保管業務の委任】

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### 【有価証券の保管】

第23条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### 【混蔵寄託】

第24条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### 【一括登録】

第25条 （削 除）

#### 【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### 【有価証券の売却等の指図】

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### 【再投資の指図】

第28条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### 【損益の帰属】

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属しま

す。

#### 【資金の借入れ】

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

#### 【受託者による資金の立替え】

第31条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### 【信託の計算期間】

第32条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成15年5月19日から平成15年12月1日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

#### 【信託財産に関する報告】

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### 【信託事務等の諸費用】

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### 【信託報酬】

第35条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

#### 【利益の留保】

第36条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

#### 【追加信託金および一部解約金の計算処理】

第37条 追加信託金（追加信託に係る信託適格有価証券の価額を含みます。）または信託の一部解約金は当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

#### 【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第38条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額に償還口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### 【償還金の支払い】

第39条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに受益者に当該償還金を支払います。

#### 【一部解約】

第40条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額から、当該金額に0.15%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

#### 【信託契約の解約】

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とする全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### 【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定にしたがいます。

#### 【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### 【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第46条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 【信託約款の変更】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受

託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

#### 【反対者の買取請求権】

第47条 第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第41条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### 【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

#### 【運用報告書】

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

#### 【公告】

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

#### 【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成15年5月19日（信託契約締結日）

委託者 東京都港区愛宕二丁目5番1号  
三井住友アセットマネジメント株式会社  
代表取締役 井上 恵介

受託者 大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
住友信託銀行株式会社  
取締役社長 高橋 温

親投資信託  
外国債券パッシブ・マザーファンド  
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社



## 〔運用の基本方針〕

約款第15条に基づき委託者が定める運用の基本方針は以下の通りとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、F T S E世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークと連動する投資成果を目指した運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

ベンチマーク採用国の国債を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① F T S E世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークと連動する投資成果を目指します。
- ② ポートフォリオ構築にあたっては、取引コストを極力抑えながら、推定トラッキングエラーを最小化します。
- ③ ベンチマークの月次の変化状況とポートフォリオのリスク量の状況を勘案しながらリバランスを行います。
- ④ 保有する外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ⑥ 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ 同一発行体の発行する債券への投資割合は、国債を除き、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑦ 有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲内で行います。
- ⑧ スワップ取引は、約款第21条の範囲内で行います。
- ⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第22条の範囲内で行います。
- ⑩ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑪ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

**親投資信託『外国債券パッシブ・マザーファンド』**  
〔約款〕

**【信託の種類、委託者および受託者】**

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託（親投資信託）であり、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

**【信託事務の委託】**

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

**【信託の目的および金額】**

第3条 委託者は、金37億5,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

**【信託金の限度額】**

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。  
③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

**【信託期間】**

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項、第2項、第46条第1項、第47条第1項または第49条第2項による信託終了の日までとします。

**【受益証券の取得申込の勧誘の種類】**

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家のみを対象として、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

**【受益者】**

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友D Sアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**【受益権の分割および再分割】**

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については37億5,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**【追加信託金の計算方法】**

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

**【信託日時異なる受益権の内容】**

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

**【受益証券の発行】**

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

#### 【受益証券の発行についての受託者の認証】

第12条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

#### 【投資の対象とする資産の種類】

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
  - イ. 為替手形

#### 【運用の指図範囲等】

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第14条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 【運用の基本方針】

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### 【投資する株式等の範囲】

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。
- ③ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

#### 【同一発行体の発行する公社債への投資制限】

第17条 委託者は、信託財産に属する同一の発行体にかかる公社債（わが国および外国の国債証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 【同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限】

第18条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 【信用取引の指図】

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### 【先物取引等の指図】

第20条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### 【スワップ取引の指図】

第21条 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 【金利先渡取引および為替先渡取引の指図】

第22条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑥ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の

貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ⑦ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

#### 【有価証券の貸付の指図】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 【有価証券の空売りの指図】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第25条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### 【有価証券の借入れの指図】

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

#### 【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる

場合には、制約されることがあります。

#### 【外国為替予約取引の指図】

第27条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 【保管業務の委任】

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

- ② この保管にかかる費用は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### 【有価証券の保管】

第29条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### 【混蔵寄託】

第30条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

#### 【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### 【有価証券の売却等の指図】

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### 【再投資の指図】

第33条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### 【損益の帰属】

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### 【受託者による資金の立替え】

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

### 【信託の計算期間】

第36条 この信託の計算期間は、毎年12月18日から翌年12月17日までとすることを原則とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間の開始日は平成15年12月18日とし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

### 【信託財産に関する報告】

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

### 【信託事務等の諸費用】

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

### 【信託報酬】

第39条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

### 【利益の留保】

第40条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

### 【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

### 【償還金の支払いの時期】

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

### 【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第43条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

### 【信託契約の一部解約】

第44条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

- ② 一部解約の価額は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した価額とします。

### 【信託契約の解約】

第45条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とするすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。



- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合および信託財産の状況に照らし、真に止むを得ない事情が生じている場合であって、1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### 【信託契約に関する監督官庁の命令】

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、その手続について第50条の規定に従います。

#### 【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### 【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第50条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 【信託約款の変更】

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### 【反対者の買取請求権】

第51条 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第45条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に異議を述べた受益者は、受託者に自己の有する受益証券を信託財産をもって買取るべき旨の請求をすることができます。

#### 【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第52条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

#### 【運用報告書の交付】

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

#### 【公告】

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

**【信託約款に関する疑義の取扱い】**

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成15年12月18日（信託契約締結日）

委託者 東京都港区愛宕二丁目5番1号  
三井住友アセットマネジメント株式会社  
代表取締役 井上 恵介

受託者 大阪府中央区北浜四丁目5番33号  
住友信託銀行株式会社  
取締役社長 高橋 温

親投資信託  
マネーインカム・マザーファンド  
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

## 〔運用の基本方針〕

約款第16条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のとおりとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を目指します。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

円貨建の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主として、円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ③ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。

#### (3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資は行いません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲内で行います。
- ⑥ スワップ取引は、約款第21条の範囲内で行います。
- ⑦ 金利先渡取引は、約款第22条の範囲内で行います。

**親投資信託**  
**『マネーインカム・マザーファンド』**  
**〔信託約款〕**

**【信託の種類、委託者および受託者】**

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託（親投資信託）であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**【信託事務の委託】**

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第15条第1項および第2項、第27条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

**【信託の目的および金額】**

第3条 委託者は、金2017万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

**【信託金の限度額】**

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

**【信託期間】**

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項および第2項、第44条第1項、第45条第1項または第47条第2項による信託終了の日までとします。

**【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】**

第6条 この信託に係る受益証券（第11条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下第7条、第40条、第43条第1項および第49条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家のみを対象として、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

**【受益者】**

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友DSアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**【受益権の分割および再分割】**

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については2017万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**【追加信託金の計算方法】**

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該基準価額に0.005%の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

**【信託日時の異なる受益権の内容】**

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

**【受益証券の発行ならびに受益証券不所持の申出】**

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

#### 【受益証券の発行についての受託者の認証】

第12条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

#### 【投資の対象とする資産の種類】

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利
  - ハ. 約束手形
  - ニ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
  - イ. 為替手形

#### 【運用の指図範囲等】

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
 なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
    1. 預金
    2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
    3. コール・ローン
    4. 手形割引市場において売買される手形
    5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
    6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
  - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
  - ④ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第14条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 【利害関係人等との取引等】

第15条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第13条、第14条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第19条から第25条まで、第30条、第31条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができる

ものとし、なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とし、

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第13条、第14条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第19条から第25条まで、第30条、第31条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### 【運用の基本方針】

第16条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### 【投資する株式等の範囲】

第17条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとし、
- ③ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

#### 【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第18条 〔削除〕

#### 【信用取引の指図】

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとし、

#### 【先物取引等の指図】

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとし、（以下同じ。）、

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### 【スワップ取引の指図】

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについて



はこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 【金利先渡取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑥ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

#### 【有価証券の貸付の指図】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 【有価証券の空売りの指図】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第25条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### 【有価証券の借入れの指図】

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### 【外貨建資産への投資制限】

第26条 委託者は、外貨建資産への投資の指図をしません。

#### 【信託業務の委託等】

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
  - 1. 信託財産の保存に係る業務
  - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### 【混蔵寄託】

第28条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

#### 【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算

を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### 【有価証券の売却等の指図】

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### 【再投資の指図】

第31条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### 【損益の帰属】

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### 【受託者による資金の立替え】

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

#### 【信託の計算期間】

第34条 この信託の計算期間は、毎年4月14日から翌年4月13日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成20年3月31日から平成21年4月13日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

#### 【信託財産に関する報告等】

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### 【信託事務等の諸費用】

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### 【信託報酬】

第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

#### 【利益の留保】

第38条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

#### 【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第39条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### 【償還金の支払いの時期】

第40条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

#### 【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第41条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

#### 【一部解約】

第42条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。

- ② 一部解約の価額は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額から当該基準価額に0.005%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した価額とします。

#### 【信託契約の解約】

第43条 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

#### 【信託契約に関する監督官庁の命令】

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

#### 【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### 【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 【信託約款の変更等】

- 第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

- 第49条 この信託は、受益者が第42条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### 【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

- 第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

#### 【運用報告書の交付】

- 第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

#### 【公告】

- 第52条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

#### 【信託約款に関する疑義の取扱い】

- 第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成20年3月31日（信託契約締結日）

委託者 東京都港区愛宕二丁目5番1号  
三井住友アセットマネジメント株式会社  
代表取締役 前田 良治

受託者 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
住友信託銀行株式会社  
取締役社長 常陰 均